新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
全編		（削除）	ものとする。
1	1	なお、令和 7 年度の一部修正において、本計画内の各表の時点修正を行ったが、平成 30 年に想定している第 2 編第 1 章第 1 節地震被害想定を変更するものではない。	なお、令和 5 年の一部改正において、本計画内の各表の時点修正を行ったが、平成 30 年に想定している第 2 編第 1 章第 1 節地震被害想定を変更するものではない。
1	2	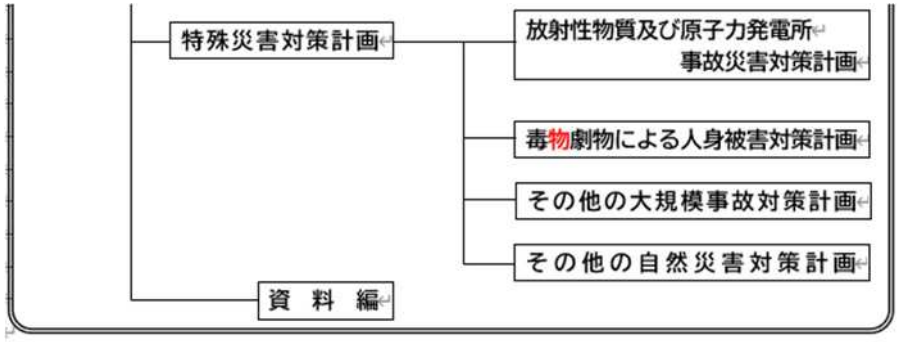	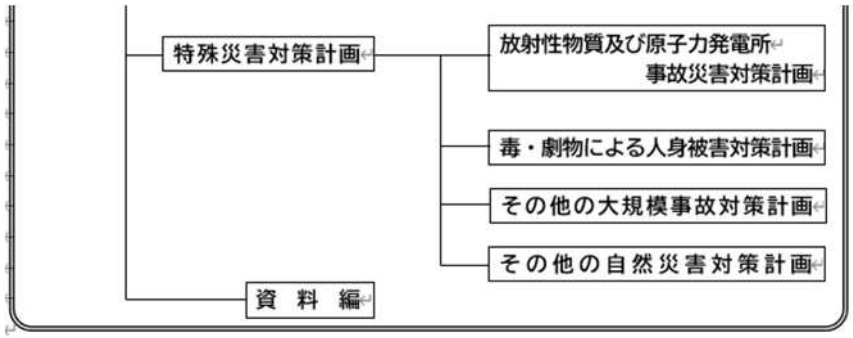
1	3	**（1）計画の基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行** **① 施策・事業の企画・立案段階での防災上の検討** **② 施策・事業の計画の基本方針及び災害予防計画に基づく総合調整** 各所属は、各種施策・事業の企画・立案段階において、当該施策・事業が計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものとなっているか点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。	**（1）計画の基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行** **① 施策・事業の企画・立案段階での防災上の検討** **② 施策・事業の計画の基本方針及び災害予防計画に基づく総合調整** 各課は、各種施策・事業の企画・立案段階において、当該施策・事業が計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものとなっているか点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行うものとする。
1	3	**（2）災害応急対策計画及び災害復旧対策計画等への習熟及び災害時活動マニュアル等の整備** 発災時には、被害を最小限にとどめるために応急活動を展開することになる。応急活動は災害応急対策計画、災害復旧対策計画に沿って行われることから、応急活動の成否は、これらの計画の適否及び各所属が担当することとなる活動計画への習熟の程度によって左右されることになる。 そのため、計画の関係する箇所及び発災時にスムーズな計画運用を図るための災害時活動マニュアルについては、日頃から習熟しておく。	**（2） 災害応急対策計画及び災害復旧計画等への習熟及び災害時活動マニュアル等の整備** 発災時には、被害を最小限にとどめるために応急活動を展開することになる。応急活動は災害応急対策計画、災害復旧計画に沿って行われることから、応急活動の成否は、これらの計画の適否及び各課が担当することとなる活動計画への習熟の程度によって左右されることになる。 そのため、計画の関係する箇所及び発災時にスムーズな計画運用を図るための災害時活動マニュアルについては、日頃から習熟しておく。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
1	3	**（3）新座市防災会議への報告** 各所属及び関係機関は、計画の基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行状況及び今後の目標・方針を適宜新座市防災会議に報告する。	**（3）新座市防災会議への報告** 各課及び関係機関は、計画の基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行状況及び今後の目標・方針を適宜新座市防災会議に報告するものとする。
1	3	発災時には、災害応急対策計画、災害復旧対策計画を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。	発災時には、災害応急対策計画、災害復旧計画を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。
1	4	新座市防災会議は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、必要があると認めたときは、速やかに修正する。	新座市防災会議は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、速やかに修正するものとする。
1	5	■新座市総合計画と地域防災計画との関係 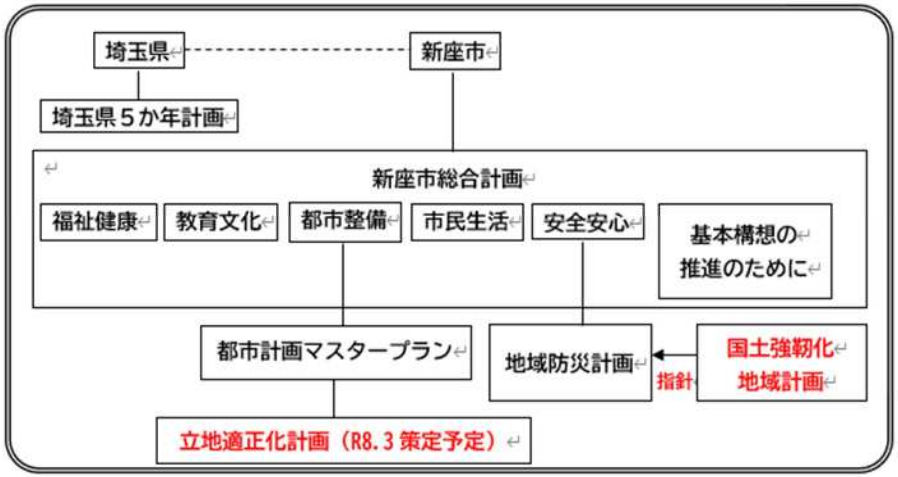 	■新座市総合計画と地域防災計画との関係 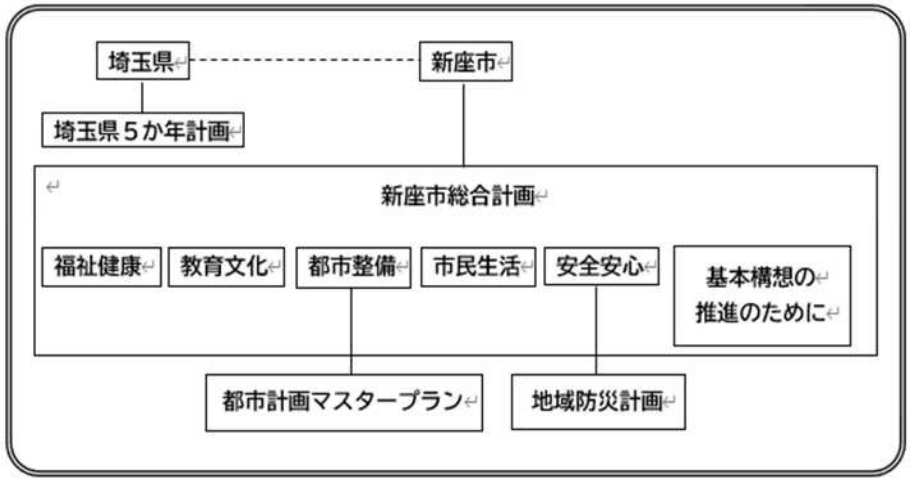
1	5	本市では、将来への持続的な発展に向けた新たな都市づくりの方針として、新座市都市計画マスタープランを改定し、都市計画の側面から「防災都市づくりに関する基本方針」を定めている（「新座市都市計画マスタープラン」参照）。 また、令和８年３月策定予定の立地適正化計画においては、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に係る指針を定めている。	また、本市では、将来への持続的な発展に向けた新たな都市づくりの方針として、新座市都市計画マスタープランを改定し、都市計画の側面から「防災都市づくりに関する基本方針」を定めている（「新座市都市計画マスタープラン」参照）。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>1</td><td>6</td><td>○　盛土造成地では、災害時における滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地を対象に、安全性に関する調査を実施し、調査の結果、危険性が認められる場合には、安全確保に向けた対策を官民連携で推進します。</td><td>○　盛土造成地では、災害時における滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地を対象に、安全性に関する調査を推進します。</td></tr>
<tr><td>1</td><td>7</td><td>○　洪水・土砂災害ハザードマップや内水ハザードマップの配布、ホームページへの掲載などにより、浸水想定区域や土砂災害の恐れがある箇所の周知、避難時の心得や留意点など、防災に関する市民への意識啓発を図ります。</td><td>○　洪水・土砂災害ハザードマップの配布やホームページへの掲載などにより、洪水浸水想定区域や土砂災害の恐れがある箇所の周知、避難時の心得や留意点など、防災に関する市民への意識啓発を図ります。</td></tr>
<tr><td>1</td><td>10</td><td>（2）組織
新座市防災会議委員は、新座市防災会議条例に基づき、次表のとおり組織する。
なお、委員の委嘱等にあっては、多様なニーズを捉えるため、委員に占める女性の割合を高めるよう配慮し、女性の意見を積極的に取り入れる。</td><td>（2）組織
新座市防災会議委員は、新座市防災会議条例に基づき、次表のとおり組織する。
（新規）</td></tr>
<tr><td>1</td><td>11</td><td><table><tr><td rowspan="9">８号委員</td><td rowspan="9">指定公共機関
又は
指定地方公共機関</td><td>NTT東日本(株)埼玉事業部</td></tr><tr><td>東武鉄道(株)志木駅</td></tr><tr><td>東京電力パワーグリッド(株)志木支社</td></tr><tr><td>東日本旅客鉄道(株)東所沢駅</td></tr><tr><td>東京ガス(株)埼玉支社</td></tr><tr><td>東武バスウエスト(株)新座営業事務所</td></tr><tr><td>西武バス(株)新座営業所</td></tr><tr><td>日本通運(株)埼玉支店</td></tr><tr><td>日本郵便(株)新座郵便局</td></tr></table></td><td><table><tr><td rowspan="9">８号委員</td><td rowspan="9">指定公共機関
又は
指定地方公共機関</td><td>東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店</td></tr><tr><td>東武鉄道(株)志木駅</td></tr><tr><td>東京電力パワーグリッド(株)志木支社</td></tr><tr><td>東日本旅客鉄道(株)東所沢駅</td></tr><tr><td>東京ガスネットワーク(株)埼玉支社</td></tr><tr><td>東武バスウエスト(株)新座営業事務所</td></tr><tr><td>西武バス(株)新座営業所</td></tr><tr><td>日本通運(株)埼玉支店</td></tr><tr><td>日本郵便(株)新座郵便局</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>1</td><td>14</td><td><table><tr><td>熊谷地方気象台
TEL048-521-5858</td><td>1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
6. 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行うこと。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）</td></tr></table></td><td><table><tr><td>熊谷地方気象台
TEL048-521-5858</td><td>1. 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</td></tr></table></td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>1</td><td>15</td><td>
<table>
<tr><td>NTT東日本(株)埼玉事業部
TEL048-626-6623</td><td>1. 電気通信設備の整備に関すること。
2. 災害時における重要通信の確保に関すること。
3. 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</td></tr>
<tr><td>東京電力パワーグリッド(株)
志木支社
(ｺﾝﾀｸﾄｾﾝﾀｰ)TEL0120-995-007</td><td>1. 電力施設等の建設及び安全確保に関すること。
2. 災害時における電力供給に関すること。</td></tr>
<tr><td>日本通運(株) 埼玉支店
TEL048-822-1111</td><td>1. 災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。</td></tr>
<tr><td>東京ガスグループ
【東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株）】
TEL048-862-8651</td><td>1. ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。
2. ガスの供給の確保に関すること。</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>東日本電信電話(株)
埼玉事業部
TEL048-626-6623</td><td>1. 電気通信設備の整備に関すること。
2. 災害時における重要通信の確保に関すること。
3. 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</td></tr>
<tr><td>東京電力パワーグリッド(株)
志木支社
(ｺﾝﾀｸﾄｾﾝﾀｰ)TEL0120-995-007</td><td>1. 電力施設等の建設及び安全確保に関すること。
2. 災害時における電力供給に関すること。</td></tr>
<tr><td>日本通運(株) 埼玉支店
TEL048-822-1111</td><td>1. 災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。</td></tr>
<tr><td>東京ガスネットワーク(株)
埼玉支社
TEL048-862-8651</td><td>1. ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。
2. ガスの供給の確保に関すること。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>1</td><td>22</td><td>出典）「埼玉県地域防災計画（資料編）」令和7年5月、埼玉県防災会議</td><td>出典）「埼玉県地域防災計画（資料編）」令和4年3月、埼玉県防災会議に加筆</td></tr>
<tr><td>1</td><td>24</td><td>本市では、土砂災害警戒情報や大雨特別警報が発表され、土砂災害や河川の水位が上昇したことによる氾濫の危険性が高まったため、避難勧告を発令するとともに、市内20か所の避難所を開設し、約1,300人の避難者を受け入れた。河川による氾濫や人的な被害はなかったものの、多くの道路冠水や住家の被害が確認された。
令和5年、令和6年は、市内で集中豪雨による浸水被害（内水氾濫）が発生し、局地的に道路冠水、床下・床上浸水が確認された。</td><td>本市では、土砂災害警戒情報や大雨特別警報が発表され、土砂災害や河川の水位が上昇したことによる氾濫の危険性が高まったため、避難勧告を発令するとともに、市内20か所の避難所を開設し、約1300人の避難者を受け入れた。河川による氾濫や人的な被害はなかったものの、多くの道路冠水や住家の被害が確認された。
（新規）</td></tr>
<tr><td>1</td><td>25</td><td>本市の南東側には黒目川が、北西側には柳瀬川が流れており、両河川は新河岸川を経て荒川へと注いでいる。</td><td>本市は、その南東側をほぼ黒目川によって、北西側を柳瀬川によって境されており、両河川は新河岸川を経て荒川へと注いでいる。</td></tr>
<tr><td>1</td><td>26</td><td>(1) 人口の推移
本市の前身である新座町は、町村合併促進法により昭和 30 年 3 月、大和田町と片山村が合併して誕生した。合併当時 11,700 人であった人口は、その後、都市化とともに急増し、昭和 45 年には 73,450 人に増加した。同年 11 月 1 日に市制が施行された後も人口は順調に増加し、令和 6 年 10 月 1 日現在、世帯数 80,223 世帯、人口 166,407 人となっている。</td><td>(1) 人口の推移
本市の前身である新座町は、町村合併促進法により昭和 30 年 3 月、大和田町と片山村が合併して誕生した。合併当時 11,700 人であった人口は、その後、都市化とともに急増し、昭和 45 年には 73,450 人に増加した。同年 11 月 1 日に市制が施行された後も人口は順調に増加し、令和 4 年 10 月 1 日現在、世帯数 77,994 世帯、人口 165,795 人となっている。</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>一世帯当たりの平均人員は、昭和 40 年には 3.70 人であったがその後徐々に低下し、令和 6 年には 2.07 人となっている。
人口密度は、市制が施行された昭和 45 年に 3,209 人/km² であったが、その後増加し、令和 6 年には 7,305 人/km² となっている。</td><td>一世帯当たりの平均人員は、昭和 40 年には 3.70 人であったがその後徐々に低下し、令和 4 年には 2.13 人となっている。
人口密度は、市制が施行された昭和 45 年に 3,209 人/km² であったが、その後増加し、令和 4 年には 7,278 人/km² となっている。</td></tr>
<tr><td>1</td><td>26</td><td>□人口の推移　［各年10月1日現在］
<table>
<tr><th rowspan="2">年次</th><th rowspan="2">世帯数</th><th colspan="3">人　口</th><th rowspan="2">一世帯
平均人員</th><th rowspan="2">人口密度
（人/km²）</th></tr>
<tr><th>計</th><th>男</th><th>女</th></tr>
<tr><td>昭和30年</td><td>2,164</td><td>11,700</td><td>5,857</td><td>5,843</td><td>5.41</td><td>511</td></tr>
<tr><td>昭和35年</td><td>2,693</td><td>13,279</td><td>6,712</td><td>6,567</td><td>4.93</td><td>580</td></tr>
<tr><td>昭和40年</td><td>9,135</td><td>33,779</td><td>17,711</td><td>16,068</td><td>3.70</td><td>1,476</td></tr>
<tr><td>昭和45年</td><td>22,181</td><td>73,450</td><td>37,278</td><td>36,172</td><td>3.31</td><td>3,209</td></tr>
<tr><td>昭和50年</td><td>32,148</td><td>105,094</td><td>53,209</td><td>51,885</td><td>3.27</td><td>4,591</td></tr>
<tr><td>昭和55年</td><td>36,708</td><td>117,751</td><td>59,734</td><td>58,017</td><td>3.21</td><td>5,144</td></tr>
<tr><td>昭和60年</td><td>40,988</td><td>127,533</td><td>64,407</td><td>63,126</td><td>3.11</td><td>5,572</td></tr>
<tr><td>平成元年</td><td>45,500</td><td>136,596</td><td>69,169</td><td>67,427</td><td>3.00</td><td>5,967</td></tr>
<tr><td>平成 5年</td><td>49,723</td><td>140,675</td><td>71,408</td><td>69,267</td><td>2.83</td><td>6,170</td></tr>
<tr><td>平成10年</td><td>55,546</td><td>148,218</td><td>75,319</td><td>72,899</td><td>2.67</td><td>6,501</td></tr>
<tr><td>平成15年</td><td>59,589</td><td>151,179</td><td>76,583</td><td>74,596</td><td>2.54</td><td>6,631</td></tr>
<tr><td>平成20年</td><td>65,555</td><td>156,934</td><td>79,049</td><td>77,885</td><td>2.39</td><td>6,883</td></tr>
<tr><td>平成25年</td><td>69,628</td><td>162,366</td><td>81,428</td><td>80,938</td><td>2.33</td><td>7,121</td></tr>
<tr><td>平成30年</td><td>72,604</td><td>165,434</td><td>82,751</td><td>82,683</td><td>2.29</td><td>7,262</td></tr>
<tr><td>令和2年</td><td>75,586</td><td>166,220</td><td>82,874</td><td>83,346</td><td>2.20</td><td>7,297</td></tr>
<tr><td>令和3年</td><td>77,312</td><td>166,218</td><td>82,704</td><td>83,514</td><td>2.15</td><td>7,297</td></tr>
<tr><td>令和4年</td><td>77,994</td><td>165,795</td><td>82,471</td><td>83,324</td><td>2.13</td><td>7,278</td></tr>
<tr><td>令和5年</td><td>79,011</td><td>165,876</td><td>82,518</td><td>83,358</td><td>2.10</td><td>7,282</td></tr>
<tr><td>令和6年</td><td>80,223</td><td>166,407</td><td>82,843</td><td>83,564</td><td>2.07</td><td>7,305</td></tr>
</table>
注）昭和30年は国勢調査人口、昭和35年以降は住民登録人口である。</td><td>□人口の推移　［各年10月1日現在］
<table>
<tr><th rowspan="2">年次</th><th rowspan="2">世帯数</th><th colspan="3">人　口</th><th rowspan="2">一世帯
平均人員</th><th rowspan="2">人口密度
（人/km²）</th></tr>
<tr><th>計</th><th>男</th><th>女</th></tr>
<tr><td>昭和30年</td><td>2,164</td><td>11,700</td><td>5,857</td><td>5,843</td><td>5.41</td><td>511</td></tr>
<tr><td>昭和35年</td><td>2,693</td><td>13,279</td><td>6,712</td><td>6,567</td><td>4.93</td><td>580</td></tr>
<tr><td>昭和40年</td><td>9,135</td><td>33,779</td><td>17,711</td><td>16,068</td><td>3.70</td><td>1,476</td></tr>
<tr><td>昭和45年</td><td>22,181</td><td>73,450</td><td>37,278</td><td>36,172</td><td>3.31</td><td>3,209</td></tr>
<tr><td>昭和50年</td><td>32,148</td><td>105,094</td><td>53,209</td><td>51,885</td><td>3.27</td><td>4,591</td></tr>
<tr><td>昭和55年</td><td>36,708</td><td>117,751</td><td>59,734</td><td>58,017</td><td>3.21</td><td>5,144</td></tr>
<tr><td>昭和60年</td><td>40,988</td><td>127,533</td><td>64,407</td><td>63,126</td><td>3.11</td><td>5,572</td></tr>
<tr><td>平成元年</td><td>45,500</td><td>136,596</td><td>69,169</td><td>67,427</td><td>3.00</td><td>5,967</td></tr>
<tr><td>平成 5年</td><td>49,723</td><td>140,675</td><td>71,408</td><td>69,267</td><td>2.83</td><td>6,170</td></tr>
<tr><td>平成10年</td><td>55,546</td><td>148,218</td><td>75,319</td><td>72,899</td><td>2.67</td><td>6,501</td></tr>
<tr><td>平成15年</td><td>59,589</td><td>151,179</td><td>76,583</td><td>74,596</td><td>2.54</td><td>6,631</td></tr>
<tr><td>平成20年</td><td>65,555</td><td>156,934</td><td>79,049</td><td>77,885</td><td>2.39</td><td>6,883</td></tr>
<tr><td>平成25年</td><td>69,628</td><td>162,366</td><td>81,428</td><td>80,938</td><td>2.33</td><td>7,121</td></tr>
<tr><td>平成30年</td><td>72,604</td><td>165,434</td><td>82,751</td><td>82,683</td><td>2.29</td><td>7,262</td></tr>
<tr><td>令和元年</td><td>75,288</td><td>165,624</td><td>82,646</td><td>82,978</td><td>2.20</td><td>7,271</td></tr>
<tr><td>令和2年</td><td>75,586</td><td>166,220</td><td>82,874</td><td>83,346</td><td>2.20</td><td>7,297</td></tr>
<tr><td>令和3年</td><td>77,312</td><td>166,218</td><td>82,704</td><td>83,514</td><td>2.15</td><td>7,297</td></tr>
<tr><td>令和4年</td><td>77,994</td><td>165,795</td><td>82,471</td><td>83,324</td><td>2.13</td><td>7,278</td></tr>
</table>
注）昭和30年は国勢調査人口、昭和35年以降は住民登録人口である。</td></tr>
<tr><td>1</td><td>27</td><td>（2）人口密度
本市の町別人口密度を以下に示す。</td><td>（2）人口密度
本市の町別人口密度を以下に示す。</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>人口密度が最も高いのは新座で165.4人/haとなっている。以下、高い順に、東北、栗原、東、栄、新堀、石神、野寺、北野、片山（以上、1ha当たり100人以上）となっている。最も低いのが中野で8.3人/ha、次に低いのが本多となっている。</td><td>人口密度が最も高いのは新座で165.9人/haとなっている。以下、高い順に、栗原、東、東北、栄、新堀、石神、野寺、北野、片山（以上、1ha当たり100人以上）となっている。最も低いのが中野で8.3人/ha、次に低いのが本多となっている。</td></tr>
<tr><td>1</td><td>27</td><td>
□町別人口密度　［令和６年10月１日現在］
<table>
<tr><th>町名</th><th>面積(ha)</th><th>地区人口(人)</th><th>人口密度</th><th>ブロック人口</th><th></th></tr>
<tr><td>畑中</td><td>115.8</td><td>9,738</td><td>84.1</td><td rowspan="2">15,526</td><td rowspan="2">第１</td></tr>
<tr><td>馬場</td><td>126.4</td><td>5,788</td><td>45.8</td></tr>
<tr><td>栄</td><td>68.0</td><td>9,399</td><td>138.2</td><td rowspan="7">24,662</td><td rowspan="7">第２</td></tr>
<tr><td>池田</td><td>55.3</td><td>3,134</td><td>56.7</td></tr>
<tr><td>道場</td><td>42.6</td><td>1,611</td><td>37.8</td></tr>
<tr><td>堀ノ内</td><td>78.2</td><td>1,552</td><td>19.8</td></tr>
<tr><td>片山</td><td>73.0</td><td>7,504</td><td>102.8</td></tr>
<tr><td>新塚</td><td>62.9</td><td>1,462</td><td>23.2</td></tr>
<tr><td>石神</td><td>78.0</td><td>9,343</td><td>119.8</td><td rowspan="3">32,849</td><td rowspan="3">第３</td></tr>
<tr><td>栗原</td><td>88.0</td><td>13,631</td><td>154.9</td></tr>
<tr><td>野寺</td><td>88.0</td><td>9,875</td><td>112.2</td></tr>
<tr><td>西堀</td><td>104.6</td><td>6,373</td><td>60.9</td><td rowspan="3">18,107</td><td rowspan="3">第４</td></tr>
<tr><td>新堀</td><td>78.0</td><td>10,486</td><td>134.4</td></tr>
<tr><td>本多</td><td>93.1</td><td>1,248</td><td>13.4</td></tr>
<tr><td>あたご</td><td>55.6</td><td>1,493</td><td>26.9</td><td rowspan="3">14,120</td><td rowspan="3">第５</td></tr>
<tr><td>菅沢</td><td>82.1</td><td>1,469</td><td>17.9</td></tr>
<tr><td>野火止(1～4丁目)</td><td>265.2</td><td>11,158</td><td>42.1</td></tr>
<tr><td>大和田</td><td>178.2</td><td>9,305</td><td>52.2</td><td rowspan="3">17,662</td><td rowspan="3">第６</td></tr>
<tr><td>中野</td><td>73.7</td><td>584</td><td>7.9</td></tr>
<tr><td>新座</td><td>47.0</td><td>7,773</td><td>165.4</td></tr>
<tr><td>北野</td><td>64.0</td><td>6,996</td><td>109.3</td><td rowspan="3">22,097</td><td rowspan="3">第７</td></tr>
<tr><td>東北</td><td>51.0</td><td>8,072</td><td>158.3</td></tr>
<tr><td>東</td><td>47.0</td><td>7,029</td><td>149.6</td></tr>
<tr><td>野火止(5～8丁目)</td><td>222.0</td><td>21,384</td><td>96.3</td><td>21,384</td><td>第８</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>40.3</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>2278.0</td><td>166,407</td><td>－</td><td>166,407</td><td>－</td></tr>
</table>
資料）市民課「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」
</td><td>
□町別人口密度　［令和４年９月１日現在］
<table>
<tr><th>町名</th><th>面積(ha)</th><th>地区人口(人)</th><th>人口密度</th><th>ブロック人口</th><th></th></tr>
<tr><td>畑中</td><td>115.8</td><td>9,682</td><td>83.6</td><td rowspan="2">15,550</td><td rowspan="2">第１</td></tr>
<tr><td>馬場</td><td>126.4</td><td>5,868</td><td>46.4</td></tr>
<tr><td>栄</td><td>68.0</td><td>9,501</td><td>139.7</td><td rowspan="7">24,983</td><td rowspan="7">第２</td></tr>
<tr><td>池田</td><td>55.3</td><td>3,195</td><td>57.8</td></tr>
<tr><td>道場</td><td>42.6</td><td>1,633</td><td>38.3</td></tr>
<tr><td>堀ノ内</td><td>78.2</td><td>1,620</td><td>20.7</td></tr>
<tr><td>片山</td><td>73.0</td><td>7,534</td><td>103.2</td></tr>
<tr><td>新塚</td><td>62.9</td><td>1,500</td><td>23.8</td></tr>
<tr><td>石神</td><td>78.0</td><td>9,619</td><td>123.3</td><td rowspan="3">33,316</td><td rowspan="3">第３</td></tr>
<tr><td>栗原</td><td>88.0</td><td>13,696</td><td>155.6</td></tr>
<tr><td>野寺</td><td>88.0</td><td>10,001</td><td>113.6</td></tr>
<tr><td>西堀</td><td>104.6</td><td>6,015</td><td>57.5</td><td rowspan="3">17,703</td><td rowspan="3">第４</td></tr>
<tr><td>新堀</td><td>78.0</td><td>10,413</td><td>133.5</td></tr>
<tr><td>本多</td><td>93.1</td><td>1,275</td><td>13.7</td></tr>
<tr><td>あたご</td><td>55.6</td><td>1,525</td><td>27.4</td><td rowspan="3">14,109</td><td rowspan="3">第５</td></tr>
<tr><td>菅沢</td><td>82.1</td><td>1,516</td><td>18.5</td></tr>
<tr><td>野火止（１～４丁目）</td><td>265.2</td><td>11,068</td><td>41.7</td></tr>
<tr><td>大和田</td><td>178.2</td><td>9,183</td><td>51.5</td><td rowspan="3">17,591</td><td rowspan="3">第６</td></tr>
<tr><td>中野</td><td>73.7</td><td>612</td><td>8.3</td></tr>
<tr><td>新座</td><td>47.0</td><td>7,796</td><td>165.9</td></tr>
<tr><td>北野</td><td>64.0</td><td>6,862</td><td>107.2</td><td rowspan="3">21,136</td><td rowspan="3">第７</td></tr>
<tr><td>東北</td><td>51.0</td><td>7,217</td><td>141.5</td></tr>
<tr><td>東</td><td>47.0</td><td>7,057</td><td>150.1</td></tr>
<tr><td>野火止（５～８丁目）</td><td>222.0</td><td>21,375</td><td>96.2</td><td>21,375</td><td>第８</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>40.3</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>2278.0</td><td>165,763</td><td>－</td><td>165,763</td><td>－</td></tr>
</table>
資料）市民課「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」
</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>1</td><td>28</td><td>
<table>
<tr><td>県　外</td><td>34,006</td><td>31,820</td><td>2,186</td></tr>
<tr><td>東　京　都</td><td>32,618</td><td>30,590</td><td>2,028</td></tr>
<tr><td>練　馬　区</td><td>4,272</td><td>4,193</td><td>79</td></tr>
<tr><td>豊　島　区</td><td>2,712</td><td>2,400</td><td>312</td></tr>
<tr><td>千代田区</td><td>2,905</td><td>2,756</td><td>149</td></tr>
<tr><td>新　宿　区</td><td>2,667</td><td>2,494</td><td>173</td></tr>
<tr><td>板　橋　区</td><td>1,728</td><td>1,575</td><td>153</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>18,334</td><td>17,172</td><td>1,162</td></tr>
<tr><td>神奈川県</td><td>685</td><td>684</td><td>72</td></tr>
<tr><td>千　葉　県</td><td>394</td><td>432</td><td>51</td></tr>
<tr><td>その他の都道府県</td><td>309</td><td>274</td><td>35</td></tr>
</table>
注）総数には不詳を含む。
資料）総務省統計局「国勢調査報告」
</td><td>
<table>
<tr><td>県　外</td><td>34,006</td><td>31,820</td><td>2,186</td></tr>
<tr><td>東　京　都</td><td>32,618</td><td>30,590</td><td>2,028</td></tr>
<tr><td>練　馬　区</td><td>4,272</td><td>4,193</td><td>79</td></tr>
<tr><td>豊　島　区</td><td>2,712</td><td>2,400</td><td>312</td></tr>
<tr><td>千代田区</td><td>2,905</td><td>2,756</td><td>149</td></tr>
<tr><td>新　宿　区</td><td>2,667</td><td>2,494</td><td>173</td></tr>
<tr><td>板　橋　区</td><td>1,728</td><td>1,575</td><td>153</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>18,334</td><td>17,172</td><td>1,162</td></tr>
<tr><td>神奈川県</td><td>685</td><td>684</td><td>72</td></tr>
<tr><td>千　葉　県</td><td>374</td><td>432</td><td>51</td></tr>
<tr><td>その他の都道府県</td><td>309</td><td>274</td><td>35</td></tr>
</table>
注）総数には不詳を含む。
資料）総務省統計局「国勢調査報告」
</td></tr>
<tr><td>1</td><td>29</td><td>
① 高齢者人口
本市の高齢者（65 歳以上）の人口は、令和 6 年 9 月 1 日現在で 42,526 人となっている。
市内の町別高齢者率は、中野が最も高く 37.9%、以下、順に本多、あたご、新座、堀ノ内、道場、菅沢となっている。
また、市内の町別高齢者数は、野火止が 7,732 人と最も多く、以下、順に栗原、栄、新座、石神、野寺、新堀となっている。
</td><td>
① 高齢者人口
本市の高齢者（65 歳以上）の人口は、現在も増加しており、令和 4 年 9 月 1 日現在で 42,648 人となっている。
市内の町別高齢者率は、中野が最も高く 39.1%、以下、順にあたご、本多、堀ノ内、新座、道場、菅沢となっている。
また、市内の町別高齢者数は、野火止が7,604人と最も多く、以下、順に栗原、栄、新座、石神、野寺、新堀となっている。
</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>1</td><td>29</td><td>
□町別高齢者数と高齢者率　［令和6年9月1日現在］
<table>
<tr><th>町名</th><th>地区人口(人)</th><th>64 歳以下</th><th>65～79 歳</th><th>80 歳以上</th><th>高齢者率</th></tr>
<tr><td>畑中</td><td>9,731</td><td>7,274</td><td>1,666</td><td>791</td><td>25.2%</td></tr>
<tr><td>馬場</td><td>5,786</td><td>4,426</td><td>902</td><td>458</td><td>23.5%</td></tr>
<tr><td>栄</td><td>9,407</td><td>6,487</td><td>1,737</td><td>1,183</td><td>31.0%</td></tr>
<tr><td>池田</td><td>3,134</td><td>2,306</td><td>485</td><td>343</td><td>26.4%</td></tr>
<tr><td>道場</td><td>1,612</td><td>1,066</td><td>295</td><td>251</td><td>33.9%</td></tr>
<tr><td>堀ノ内</td><td>1,555</td><td>991</td><td>292</td><td>272</td><td>36.3%</td></tr>
<tr><td>片山</td><td>7,515</td><td>5,524</td><td>1,279</td><td>712</td><td>26.5%</td></tr>
<tr><td>新塚</td><td>1,468</td><td>1,465</td><td>3</td><td>0</td><td>0.2%</td></tr>
<tr><td>石神</td><td>9,348</td><td>6,527</td><td>1,742</td><td>1,079</td><td>30.2%</td></tr>
<tr><td>栗原</td><td>13,630</td><td>10,422</td><td>2,109</td><td>1,099</td><td>23.5%</td></tr>
<tr><td>野寺</td><td>9,901</td><td>7,115</td><td>1,742</td><td>1,044</td><td>28.1%</td></tr>
<tr><td>西堀</td><td>6,376</td><td>4,918</td><td>903</td><td>555</td><td>22.9%</td></tr>
<tr><td>新堀</td><td>10,492</td><td>7,846</td><td>1,813</td><td>833</td><td>25.2%</td></tr>
<tr><td>本多</td><td>1,247</td><td>778</td><td>311</td><td>158</td><td>37.6%</td></tr>
<tr><td>あたご</td><td>1,503</td><td>947</td><td>304</td><td>252</td><td>37.0%</td></tr>
<tr><td>菅沢</td><td>1,472</td><td>973</td><td>335</td><td>164</td><td>33.9%</td></tr>
<tr><td>野火止</td><td>32,580</td><td>24,848</td><td>5,023</td><td>2,709</td><td>23.7%</td></tr>
<tr><td>大和田</td><td>9,272</td><td>7,345</td><td>1,291</td><td>636</td><td>23.7%</td></tr>
<tr><td>中野</td><td>580</td><td>360</td><td>112</td><td>108</td><td>37.9%</td></tr>
<tr><td>新座</td><td>7,791</td><td>4,951</td><td>1,660</td><td>1,180</td><td>36.5%</td></tr>
<tr><td>北野</td><td>6,951</td><td>5,504</td><td>907</td><td>540</td><td>20.8%</td></tr>
<tr><td>東北</td><td>7,998</td><td>6,586</td><td>994</td><td>418</td><td>17.7%</td></tr>
<tr><td>東</td><td>7,057</td><td>5,195</td><td>1,014</td><td>822</td><td>26.1%</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>166,380</td><td>123,854</td><td>26,919</td><td>15,607</td><td>25.6%</td></tr>
</table>
</td><td>
□町別高齢者数と高齢者率　［令和4年9月1日現在］
<table>
<tr><th>町名</th><th>地区人口(人)</th><th>64 歳以下</th><th>65～79 歳</th><th>80 歳以上</th><th>高齢者率</th></tr>
<tr><td>畑中</td><td>9,682</td><td>7,273</td><td>1,754</td><td>655</td><td>24.9%</td></tr>
<tr><td>馬場</td><td>5,868</td><td>4,500</td><td>977</td><td>391</td><td>23.3%</td></tr>
<tr><td>栄</td><td>9,501</td><td>6,541</td><td>1,881</td><td>1,079</td><td>31.2%</td></tr>
<tr><td>池田</td><td>3,195</td><td>2,347</td><td>544</td><td>304</td><td>26.5%</td></tr>
<tr><td>道場</td><td>1,633</td><td>1,070</td><td>342</td><td>221</td><td>34.5%</td></tr>
<tr><td>堀ノ内</td><td>1,620</td><td>1,006</td><td>334</td><td>280</td><td>37.9%</td></tr>
<tr><td>片山</td><td>7,534</td><td>5,535</td><td>1,359</td><td>640</td><td>26.5%</td></tr>
<tr><td>新塚</td><td>1,500</td><td>1,497</td><td>3</td><td>0</td><td>0.2%</td></tr>
<tr><td>石神</td><td>9,619</td><td>6,727</td><td>1,899</td><td>993</td><td>30.1%</td></tr>
<tr><td>栗原</td><td>13,696</td><td>10,444</td><td>2,227</td><td>1,025</td><td>23.7%</td></tr>
<tr><td>野寺</td><td>10,001</td><td>7,167</td><td>1,909</td><td>925</td><td>28.3%</td></tr>
<tr><td>西堀</td><td>6,015</td><td>4,544</td><td>979</td><td>492</td><td>24.5%</td></tr>
<tr><td>新堀</td><td>10,413</td><td>7,809</td><td>1,836</td><td>768</td><td>25.0%</td></tr>
<tr><td>本多</td><td>1,275</td><td>789</td><td>347</td><td>139</td><td>38.1%</td></tr>
<tr><td>あたご</td><td>1,525</td><td>942</td><td>334</td><td>249</td><td>38.2%</td></tr>
<tr><td>菅沢</td><td>1,516</td><td>1,013</td><td>355</td><td>148</td><td>33.2%</td></tr>
<tr><td>野火止</td><td>32,443</td><td>24,839</td><td>5,112</td><td>2,492</td><td>23.4%</td></tr>
<tr><td>大和田</td><td>9,183</td><td>7,246</td><td>1,341</td><td>596</td><td>21.1%</td></tr>
<tr><td>中野</td><td>612</td><td>373</td><td>124</td><td>115</td><td>39.1%</td></tr>
<tr><td>新座</td><td>7,796</td><td>4,867</td><td>1,869</td><td>1,060</td><td>37.6%</td></tr>
<tr><td>北野</td><td>6,862</td><td>2,870</td><td>930</td><td>506</td><td>20.9%</td></tr>
<tr><td>東北</td><td>7,217</td><td>5,890</td><td>959</td><td>368</td><td>18.4%</td></tr>
<tr><td>東</td><td>7,057</td><td>5,270</td><td>1,074</td><td>713</td><td>25.3%</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>165,763</td><td>120,559</td><td>28,489</td><td>14,159</td><td>25.7%</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>1</td><td>32</td><td>
② 乳幼児人口
本市の乳幼児（6歳以下）の人口は、令和7年4月1日現在7,907人となっている。
</td><td>
② 乳幼児人口
本市の乳幼児（6 歳以下）の人口は、令和 4 年 1 月 1 日現在 8,848 人となっている。
</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>1</td><td>30</td><td>③ 障がい者人口
本市における障がい者の数を、障がい者手帳の交付状況から見ると、令和7年4月1日現在、身体障がい者が3,982人、精神障がい者が2,306人、知的障がい者が1,225人となっている。</td><td>③ 障がい者人口
本市における障がい者の数を、障がい者手帳の交付状況から見ると、令和4年4月1日現在、身体障がい者が4,243人、精神障がい者が1,970人、知的障がい者が1,106人となっている。</td></tr>
<tr><td>11</td><td>30</td><td>□障がい者手帳交付状況
<table>
<tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="6">身体障がい</th></tr>
<tr><th>総数</th><th>視覚障がい</th><th>聴覚・平衡機能障がい</th><th>音声・言語機能障がい</th><th>肢体不自由</th><th>内部障がい</th></tr>
<tr><td>令和3年度</td><td>4,161</td><td>281</td><td>329</td><td>60</td><td>2,077</td><td>1,414</td></tr>
<tr><td>令和4年度</td><td>4,243</td><td>292</td><td>335</td><td>58</td><td>2,087</td><td>1,471</td></tr>
<tr><td>令和5年度</td><td>4,132</td><td>284</td><td>326</td><td>58</td><td>2,011</td><td>1,453</td></tr>
<tr><td>令和6年度</td><td>4,089</td><td>288</td><td>325</td><td>53</td><td>1,968</td><td>1,455</td></tr>
<tr><td>令和7年度</td><td>3,982</td><td>288</td><td>326</td><td>53</td><td>1,895</td><td>1,420</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>年度</th><th>精神障がい</th><th>知的障がい</th></tr>
<tr><td>令和3年度</td><td>1,838</td><td>1,049</td></tr>
<tr><td>令和4年度</td><td>1,970</td><td>1,106</td></tr>
<tr><td>令和5年度</td><td>2,134</td><td>1,153</td></tr>
<tr><td>令和6年度</td><td>2,234</td><td>1,189</td></tr>
<tr><td>令和7年度</td><td>2,306</td><td>1,225</td></tr>
</table>
資料）障がい者福祉課</td><td>□障がい者手帳交付状況
<table>
<tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="6">身体障がい</th></tr>
<tr><th>総数</th><th>視覚障がい</th><th>聴覚・平衡機能障がい</th><th>音声・言語機能障がい</th><th>肢体不自由</th><th>内部障がい</th></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>4,171</td><td>262</td><td>330</td><td>58</td><td>2,194</td><td>1,332</td></tr>
<tr><td>令和元年度</td><td>4,277</td><td>277</td><td>341</td><td>58</td><td>2,190</td><td>1,414</td></tr>
<tr><td>令和 2年度</td><td>4,284</td><td>281</td><td>341</td><td>55</td><td>2,145</td><td>1,462</td></tr>
<tr><td>令和 3年度</td><td>4,161</td><td>281</td><td>329</td><td>60</td><td>2,077</td><td>1,414</td></tr>
<tr><td>令和 4年度</td><td>4,243</td><td>292</td><td>335</td><td>58</td><td>2,087</td><td>1,471</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>年度</th><th>精神障がい</th><th>知的障がい</th></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>1,364</td><td>856</td></tr>
<tr><td>令和元年度</td><td>1,604</td><td>921</td></tr>
<tr><td>令和 2年度</td><td>1,767</td><td>1,026</td></tr>
<tr><td>令和 3年度</td><td>1,838</td><td>1,049</td></tr>
<tr><td>令和 4年度</td><td>1,970</td><td>1,106</td></tr>
</table>
資料）障がい者福祉課</td></tr>
<tr><td>1</td><td>30</td><td>④ 外国人人口
本市に居住している外国人は、令和 6 年 9 月 1 日現在 4,788 人となっている。</td><td>④ 外国人人口
本市に居住している外国人は、令和 4 年 9 月 1 日現在 3,875 人となっている。</td></tr>
<tr><td>1</td><td>30</td><td>□国籍別外国人人口の推移　［各年9月1日現在］
<table>
<tr><th>年次</th><th>中国</th><th>ベトナム</th><th>フィリピン</th><th>韓国・北朝鮮</th><th>ネパール</th><th>インドネシア</th><th>アメリカ</th><th>台　湾</th><th>ミャンマー</th><th>その他</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>令和 4 年</td><td>1,192</td><td>751</td><td>540</td><td>410</td><td>139</td><td>103</td><td>96</td><td>74</td><td>67</td><td>503</td><td>3,875</td></tr>
<tr><td>令和 5 年</td><td>1,227</td><td>874</td><td>539</td><td>383</td><td>177</td><td>170</td><td>108</td><td>78</td><td>99</td><td>521</td><td>4,205</td></tr>
<tr><td>令和 6 年</td><td>1,338</td><td>1,012</td><td>579</td><td>386</td><td>198</td><td>261</td><td>113</td><td>82</td><td>181</td><td>612</td><td>4,788</td></tr>
</table>
資料）市民課</td><td>□国籍別外国人人口の推移　［各年9月1日現在］
<table>
<tr><th>年次</th><th>中国</th><th>ベトナム</th><th>フィリピン</th><th>韓国・北朝鮮</th><th>ネパール</th><th>インドネシア</th><th>アメリカ</th><th>台　湾</th><th>ミャンマー</th><th>その他</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>令和 2 年</td><td>1,311</td><td>626</td><td>512</td><td>401</td><td>82</td><td>78</td><td>89</td><td>76</td><td>21</td><td>463</td><td>3,659</td></tr>
<tr><td>令和 3 年</td><td>1,223</td><td>699</td><td>514</td><td>404</td><td>100</td><td>79</td><td>96</td><td>70</td><td>43</td><td>468</td><td>3,696</td></tr>
<tr><td>令和 4 年</td><td>1,192</td><td>751</td><td>540</td><td>410</td><td>139</td><td>103</td><td>96</td><td>74</td><td>67</td><td>503</td><td>3,875</td></tr>
</table>
資料）市民課</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>1</td><td>31</td><td>注）令和７年度は、資料の参照先である「新座市建築物耐震改修促進計画」が終期を迎え、同計画を見直し中であることから、本頁内で数値等の時点修正は行っていない。</td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>1</td><td>32</td><td>□道路現況　［令和7年4月1日現在］
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">路線数</th><th rowspan="2">総延長
(m)</th><th colspan="2">路面内訳(m)</th><th rowspan="2">幅員(m)
(最小～最大)</th></tr>
<tr><th>舗装道</th><th>砂利道</th></tr>
<tr><td>国　　道</td><td>2</td><td>5,746</td><td>5,746</td><td>－</td><td>(18.00～34.40)</td></tr>
<tr><td>県　　道</td><td>8</td><td>18,969</td><td>18,969</td><td>－</td><td>(4.00～24.30)</td></tr>
<tr><td>市　　道</td><td>1,829</td><td>338,540</td><td>307,811</td><td>14,040</td><td>4.68</td></tr>
<tr><td>計</td><td>1,839</td><td>363,255</td><td>332,526</td><td>14,040</td><td>－</td></tr>
</table>
資料）道路管理課</td><td>□道路現況　［令和3年4月1日現在］
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">路線数</th><th rowspan="2">総延長
(m)</th><th colspan="2">路面内訳(m)</th><th rowspan="2">幅員(m)
(最小～最大)</th></tr>
<tr><th>舗装道</th><th>砂利道</th></tr>
<tr><td>国　　道</td><td>2</td><td>5,746</td><td>5,746</td><td>－</td><td>(18.00～26.00)</td></tr>
<tr><td>県　　道</td><td>8</td><td>18,969</td><td>18,969</td><td>－</td><td>(4.00～24.30)</td></tr>
<tr><td>市　　道</td><td>1,818</td><td>317,430.7</td><td>303,420.2</td><td>14010.5</td><td>4.68</td></tr>
<tr><td>計</td><td>1,828</td><td>342,145.7</td><td>328,135.2</td><td>14010.5</td><td>－</td></tr>
</table>
資料）道路管理課</td></tr>
<tr><td>1</td><td>32</td><td>□志木駅旅客利用状況　［令和7年4月1日現在］
<table>
<tr><th rowspan="3">年度</th><th colspan="4">旅　客（人）</th></tr>
<tr><th colspan="2">乗車</th><th colspan="2">降車</th></tr>
<tr><th>総数</th><th>1日平均</th><th>総数</th><th>1日平均</th></tr>
<tr><td>令和2年度</td><td>14,087,142</td><td>38,595</td><td>14,101,527</td><td>38,635</td></tr>
<tr><td>令和3年度</td><td>15,287,803</td><td>41,884</td><td>15,300,271</td><td>41,918</td></tr>
<tr><td>令和4年度</td><td>16,467,315</td><td>45,116</td><td>16,488,433</td><td>45,174</td></tr>
<tr><td>令和5年度</td><td>17,141,253</td><td>46,834</td><td>17,188,753</td><td>46,964</td></tr>
<tr><td>令和6年度</td><td>17,461,152</td><td>47,839</td><td>17,527,491</td><td>48,021</td></tr>
</table>
資料）東武鉄道株式会社鉄道事業本部</td><td>□志木駅旅客利用状況
<table>
<tr><th rowspan="3">年度</th><th colspan="4">旅　客（人）</th></tr>
<tr><th colspan="2">乗車</th><th colspan="2">降車</th></tr>
<tr><th>総数</th><th>1日平均</th><th>総数</th><th>1日平均</th></tr>
<tr><td>平成29年度</td><td>19,181,535</td><td>52,552</td><td>19,233,615</td><td>52,695</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>19,260,207</td><td>52,768</td><td>19,317,835</td><td>52,926</td></tr>
<tr><td>平成31年度</td><td>19,138,047</td><td>52,290</td><td>19,181,369</td><td>52,408</td></tr>
<tr><td>令和2年度</td><td>14,087,142</td><td>38,595</td><td>14,101,527</td><td>38,635</td></tr>
<tr><td>令和3年度</td><td>15,287,803</td><td>41,884</td><td>15,300,271</td><td>41,918</td></tr>
</table>
資料）東武鉄道株式会社鉄道事業本部</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>1</td><td>33</td><td>□新座駅及び新座貨物ターミナル駅　[令和7年4月1日現在]
<table>
<tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">旅客乗車（人）</th><th colspan="2">貨物（t）</th></tr>
<tr><th>総数</th><th>1日平均</th><th>発送</th><th>到着</th></tr>
<tr><td>令和元年度</td><td>7,742,745</td><td>21,213</td><td>297,458</td><td>710,254</td></tr>
<tr><td>令和2年度</td><td>5,211,105</td><td>14,277</td><td>269,752</td><td>591,288</td></tr>
<tr><td>令和3年度</td><td>6,205,000</td><td>17,000</td><td>265,026</td><td>643,902</td></tr>
<tr><td>令和4年度</td><td>7,035,740</td><td>19,276</td><td>269,197</td><td>592,033</td></tr>
<tr><td>令和5年度</td><td>7,368,620</td><td>20,188</td><td>257,848</td><td>567,977</td></tr>
</table>
資料）東日本旅客鉄道株式会社八王子支社、日本貨物鉄道株式会社関東支社
注）旅客降車数は、調査されていない。</td><td>□新座駅及び新座貨物ターミナル駅
<table>
<tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">旅客乗車（人）</th><th colspan="2">貨物（t）</th></tr>
<tr><th>総数</th><th>1日平均</th><th>発送</th><th>到着</th></tr>
<tr><td>平成29年度</td><td>7,524,475</td><td>20,615</td><td>343,071</td><td>877,929</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>7,666,460</td><td>21,004</td><td>303,697</td><td>763,316</td></tr>
<tr><td>令和元年度</td><td>7,742,745</td><td>21,213</td><td>297,458</td><td>710,254</td></tr>
<tr><td>令和2年度</td><td>5,211,105</td><td>14,277</td><td>269,752</td><td>591,288</td></tr>
<tr><td>令和3年度</td><td>6,205,000</td><td>17,000</td><td>265,026</td><td>643,902</td></tr>
</table>
資料）東日本旅客鉄道株式会社八王子支社、日本貨物鉄道株式会社関東支社
注）旅客降車数は、調査されていない。</td></tr>
<tr><td>1</td><td>33</td><td>資料）道路河川課</td><td>資料）道路管理課</td></tr>
<tr><td>1</td><td>33</td><td>（1）土地利用の変遷
明治以来、柳瀬川流域（大和田町）と黒目川流域（片山村）に広く耕作されていた水田が、近年、都市化の影響により宅地化が進み、平成 3 年にはついに市内の水田は皆無となった。江戸時代の新田開発に伴う野火止用水の開発により、台地上の畑作は、時代を経ても大きく変わることなく近郊農業の役割を果たしてきたが、近年の宅地化の波により次第に減少する傾向にある。

現在、本市の地目別土地面積の中で最も大きいのが宅地で、その割合は市総面積の 46.8%を占めている。次に大きいのが雑種地で 24.3%、次が畑の 14.7%となっている。</td><td>（1）土地利用の変遷
明治以来、柳瀬川流域（大和田町）と黒目川流域（片山村）に広く耕作されていた水田が、近年、都市化の影響により宅地化が進み、平成 3 年にはついに市内の水田は皆無となった。江戸時代の新田開発に伴う野火止用水の開発により、台地上の畑作は、時代を経ても大きく変わることなく近郊農業の役割を果たしてきたが、近年の宅地化の波により次第に減少する傾向にある。
現在、本市の地目別土地面積の中で最も大きいのが宅地で、その割合は市総面積の 44.9%を占めている。次に大きいのが雑種地で 23.5%、次が畑の 15.4%となっている。</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
1	34		

□地目別土地面積　［単位：ｱｰﾙ、各年１月１日現在］

地　目	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
田	0	0	0	0	0
畑	35,676	35,207	34,744	34,116	33,592
宅地	104,899	105,611	106,146	106,233	106,588
山林	8,102	7,916	7,747	7,692	7,661
池沼・原野	0	0	0	0	0
雑種地	54,249	54,335	54,534	55,035	55,307
その他	24,874	24,731	24,629	24,724	24,652
計	227,800	227,800	227,800	227,800	227,800

資料）課税課「固定資産概要調書」

□地目別土地面積　［単位：ｱｰﾙ、各年１月１日現在］

地　目	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
田	0	0	0	0	0
畑	37,751	36,518	36,050	35,676	35,207
宅地	101,616	103,792	104,619	104,899	105,611
山林	8,573	8,282	8,165	8,102	7,916
池沼・原野	0	0	0	0	0
雑種地	54,460	54,154	54,004	54,249	54,335
その他	25,404	25,054	24,962	24,874	24,731
計	227,800	227,800	227,800	227,800	227,800

資料）課税課「固定資産概要調書」

編	頁	修正後	修正前
1	34		

□区域区分別面積及び用途地域別面積　［令和7年10月1日現在］

区分		面積(ha)	構成比(%)
区域別	都市計画区域	2,278	100.0
	市街化区域	1,382	60.7
	市街化調整区域	896	39.3
用途地域別	第一種低層住居専用地域	404.5	29.3
	第二種低層住居専用地域	0.9	0.1
	第一種中高層住居専用地域	275.1	19.9
	第二種中高層住居専用地域	19.0	1.4
	第一種住居地域	416.7	30.1
	第二種住居地域	25.1	1.8
	準住居地域	25.9	1.9
	近隣商業地域	22.5	1.6
	商業地域	30.2	2.2
	準工業地域	50.4	3.6
	工業地域	111.8	8.1
	計	1,382.1	100.0

資料）都市計画課

□区域区分別面積及び用途地域別面積　［令和4年7月1日現在］

区分		面積(ha)	構成比(%)
区域別	都市計画区域	2,278	100.0
	市街化区域	1,382	60.7
	市街化調整区域	896	39.3
用途地域別	第一種低層住居専用地域	404.5	29.3
	第二種低層住居専用地域	0.9	0.1
	第一種中高層住居専用地域	274.2	19.8
	第二種中高層住居専用地域	19.0	1.4
	第一種住居地域	417.6	30.2
	第二種住居地域	25.1	1.8
	準住居地域	25.9	1.9
	近隣商業地域	22.5	1.6
	商業地域	30.2	2.2
	準工業地域	50.4	3.6
	工業地域	111.8	8.1
	計	1,382.1	100.0

資料）都市計画課

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>2</td><td>4</td><td>
□被害想定結果（新座市）
<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="2">被害内容</th><th>条件</th><th>単位</th><th>被害数量</th></tr>
<tr><td rowspan="6">建物</td><td rowspan="2">木造</td><td rowspan="2">揺れによる</td><td>全壊数</td><td>—</td><td>棟</td><td>4,364</td></tr>
<tr><td>半壊数</td><td>—</td><td>棟</td><td>8,468</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非木造</td><td rowspan="2">揺れによる</td><td>全壊数</td><td>—</td><td>棟</td><td>205</td></tr>
<tr><td>半壊数</td><td>—</td><td>棟</td><td>562</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">急傾斜地崩壊による</td><td>全壊数</td><td>—</td><td>棟</td><td>1</td></tr>
<tr><td>半壊数</td><td>—</td><td>棟</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="2">火災焼失</td><td colspan="2">最大</td><td>棟</td><td>138</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ライフライン</td><td>上水道</td><td colspan="2">断水人口</td><td>1日後</td><td>人</td><td>12,861</td></tr>
<tr><td>下水道</td><td colspan="2">機能支障人口</td><td>直後</td><td>人</td><td>24,308</td></tr>
<tr><td>都市ガス</td><td colspan="2">供給停止件数</td><td>直後</td><td>件</td><td>6,890</td></tr>
<tr><td>電力</td><td colspan="2">停電世帯数</td><td>1日後</td><td>世帯</td><td>320</td></tr>
<tr><td>電話</td><td colspan="2">不通回線数</td><td>1日後</td><td>回線</td><td>88</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">人的被害</td><td colspan="2">死者数</td><td>朝5時</td><td>人</td><td>302</td></tr>
<tr><td colspan="2">負傷者数</td><td>朝5時</td><td>人</td><td>1,964</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難者数（当日・1日後）</td><td>最大</td><td>人</td><td>12,458</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難者数（1週間後）</td><td>最大</td><td>人</td><td>11,989</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難者数（1か月後）</td><td>最大</td><td>人</td><td>9,702</td></tr>
<tr><td colspan="2">帰宅困難者数</td><td>最大</td><td>人</td><td>11,623</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">災害廃棄物量※</td><td colspan="2">災害廃棄物重量</td><td>最大</td><td>トン</td><td>753,215</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害廃棄物体積（保管容量）</td><td>最大</td><td>n3</td><td>640,767</td></tr>
</table>
注）一部想定結果は、「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）より
※新座市災害廃棄物処理計画より（保管に必要な面積は約320,000㎡）　第2編P.96参照
</td><td>
□被害想定結果（新座市）
<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="2">被害内容</th><th>条件</th><th>単位</th><th>被害数量</th></tr>
<tr><td rowspan="6">建物</td><td rowspan="2">木造</td><td rowspan="2">揺れによる</td><td>全壊数</td><td>—</td><td>棟</td><td>4,364</td></tr>
<tr><td>半壊数</td><td>—</td><td>棟</td><td>8,468</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非木造</td><td rowspan="2">揺れによる</td><td>全壊数</td><td>—</td><td>棟</td><td>205</td></tr>
<tr><td>半壊数</td><td>—</td><td>棟</td><td>562</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">急傾斜地崩壊による</td><td>全壊数</td><td>—</td><td>棟</td><td>1</td></tr>
<tr><td>半壊数</td><td>—</td><td>棟</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="2">火災焼失</td><td colspan="2">最大</td><td>棟</td><td>138</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ライフライン</td><td>上水道</td><td colspan="2">断水人口</td><td>1日後</td><td>人</td><td>12,861</td></tr>
<tr><td>下水道</td><td colspan="2">機能支障人口</td><td>直後</td><td>人</td><td>24,308</td></tr>
<tr><td>都市ガス</td><td colspan="2">供給停止件数</td><td>直後</td><td>件</td><td>6,890</td></tr>
<tr><td>電力</td><td colspan="2">停電世帯数</td><td>1日後</td><td>世帯</td><td>320</td></tr>
<tr><td>電話</td><td colspan="2">不通回線数</td><td>1日後</td><td>回線</td><td>88</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">人的被害</td><td colspan="2">死者数</td><td>朝5時</td><td>人</td><td>302</td></tr>
<tr><td colspan="2">負傷者数</td><td>朝5時</td><td>人</td><td>1,964</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難者数（当日・1日後）</td><td>最大</td><td>人</td><td>12,458</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難者数（1週間後）</td><td>最大</td><td>人</td><td>11,989</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難者数（1か月後）</td><td>最大</td><td>人</td><td>9,702</td></tr>
<tr><td colspan="2">帰宅困難者数</td><td>最大</td><td>人</td><td>11,623</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">災害廃棄物量</td><td colspan="2">災害廃棄物重量</td><td>最大</td><td>トン</td><td>503,323</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害廃棄物体積</td><td>最大</td><td>n3</td><td>819,278</td></tr>
</table>
注）一部想定結果は、「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）より
</td></tr>
<tr><td>2</td><td>6</td><td>
ア　耐震改修促進等による建物耐震化の推進
イ　都市計画に基づく不燃化の推進
ウ　装備の充実等による消防力の充実・強化
エ　地域防災力向上による初期消火・火災対応力の強化
オ　被災住宅に対する応急危険度判定体制の整備
カ　住家の被害認定調査と応急住宅供給に関する速やかな体制整備
キ　上下水道設備の耐震化の推進
ク　上下水道設備の応急復旧体制の整備
ケ　ライフライン企業への設備耐震化の促進と復旧迅速化方策確立の要請
コ　土砂災害警戒区域の安全化対策推進
サ　家庭内備蓄の推進
</td><td>
ア　耐震改修促進等による建物耐震化・不燃化の推進
イ　装備の充実等による消防力の充実・強化
ウ　地域防災力向上による初期消火・火災対応力の強化
エ　被災住宅に対する応急危険度判定体制の整備
オ　住家の被害認定調査と応急住宅供給に関する速やかな体制整備
カ　上下水道設備の耐震化の推進
キ　上下水道設備の応急復旧体制の整備
ク　ライフライン企業への設備耐震化の促進と復旧迅速化方策確立の要請
ケ　土砂災害警戒区域の安全化対策推進
コ　家庭内備蓄の推進
</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	9	○狭あい道路が残る地区や建物密度が高い地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保が求められています。	○狭あい道路が残る地区や建物密度が高い地区については、防災機能の向上が求められています。
2	10	○土砂災害特別警戒区域は、畑中一丁目に２か所、馬場一丁目及び二丁目（新座市営西）に各１か所の計４か所指定されています。 ○畑中二丁目、馬場二、三丁目では木造率が高くなっています。	○土砂災害特別警戒区域は、畑中一丁目に２か所、馬場一丁目及び三丁目に各１か所の計４か所指定されています。 （新規）
2	10	○木造率は栄一～三、五丁目や池田三～五丁目などで高くなっています。	（新規）
2	10	○木造率は、主に市街化区域内の石神一～五丁目、片山一～三丁目、野寺一～五丁目、栗原一～四丁目、市街化調整区域の堀ノ内二丁目、道場一丁目などで高くなっています。	（新規）
2	11	○木造率は、主に市街化区域の西堀一・二丁目、新堀一・二丁目で高くなっています。	（新規）
2	11	**参考）「新座市都市計画マスタープラン」（一部抜粋）**	**参考）「新座市都市計画マスタープラン」（抜粋）**
2	11	野火止二丁目（野火止用水本流の西側）、野火止三丁目（野火止用水本流の西側）、野火止四丁目（野火止用水本流の西側）、菅沢一・二丁目、あたご一～三丁目	野火止二丁目（野火止用水本流の西側）、野火止三丁目（野火止用水西側）、野火止四丁目（野火止用水本流の西側）、菅沢一・二丁目、あたご一～三丁目
2	12	○柳瀬川については、引き続き関係機関へ適正な維持・管理を要望します。 ○大雨に際しては、関係機関との協力のもと、河川の水位や雨量に関する情報を収集するとともに、多様な手段を活用し、市民へ迅速な情報提供を行います。 ○中野川及び坂之下川については、治水安全の維持・向上に向けた改修・整備を検討します。	（新規）
2	12	○大雨に際しては、関係機関との協力のもと、河川の水位や雨量に関する情報を収集するとともに、多様な手段を活用し、市民への迅速な情報提供を行います。	（新規）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	13	○黒目川については、引き続き関係機関へ適正な維持・管理を要望します。 ○中沢川については、河川の適正な維持管理を実施します。また、治水安全の向上に向けた改修・整備を検討します。	（新規）
2	13	○一定の要件を満たす大規模盛土造成地を対象に、安全性に関する調査を実施し、調査の結果危険性が認められる場合には、安全確保に向けた対策を官民連携で推進します。 ○黒目川については、引き続き関係機関へ適正な維持・管理を要望します。 ○中沢川などについては、河川の適正な維持管理を実施します。また、治水安全の向上に向けた改修・整備を検討します。	○一定の要件を満たす大規模盛土造成地を対象に、安全性に関する調査を推進します。 （新規）
2	15 16	**資料）「埼玉県地域防災計画　資料編」令和7年5月、埼玉県防災会議**	**資料）「埼玉県地域防災計画　資料編」令和4年3月、埼玉県防災会議**
2	18	**（4）造成地の予防対策** 造成地に発生する災害の防止は、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、盛土規制法に基づく許可、建築確認等の審査並びに当該工事に関する指導監督を行う。 また、造成地では、梅雨期や台風期に注意の呼び掛けを実施する。 災害時における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地について調査を実施し、調査の結果危険性が認められる場合には、安全確保に向けた対策を官民連携で推進する。	**（4）造成地の予防対策** 造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事に関する指導監督を行う。 また、造成地では、梅雨期や台風期に注意の呼び掛けを実施する。 災害時における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地について調査を推進する。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編：2　頁：19

修正後

□新座市の公園　［各年4月1日現在］

区分	令和３年		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年	
	面積(㎡)	公園数	面積(㎡)	公園数	面積(㎡)	公園数	面積(㎡)	公園数	面積(㎡)	公園数
総　計	523,704	255	532,319	257	531,977	257	534,091	256	549,620	256
都市公園	263,495	44	289,332	47	289,332	47	295,581	48	312,477	49
街区公園	77,978	35	104,313	38	104,313	38	110,562	39	124,763	40
歴史公園	6,640	1	6,640	1	6,640	1	6,640	1	6,640	1
緑　地	21,350	6	20,852	6	20,852	6	20,852	6	23,547	6
緑　道	35,518	1	35,518	1	35,518	1	35,518	1	35,518	1
運動公園	122,009	1	122,009	1	122,009	1	122,009	1	122,009	1
児童遊園	50,606	60	50,606	60	50,138	59	50,115	59	50,115	59
その他	209,603	151	192,381	150	192,507	151	188,395	149	187,028	148
公　園	89,815	131	73,980	130	74,106	131	69,994	129	68,465	128
緑　地	119,788	20	118,401	20	118,401	20	118,401	20	118,563	20

資料）　みどりと公園課

注）その他の公園は、ポケットパーク・準公園である。
　　その他の緑地は、憩いの森・保全緑地である。

修正前

□新座市の公園　［各年4月1日現在］

区分	平成 30 年		令和元年		令和２年		令和３年		令和４年	
	面積(㎡)	公園数	面積(㎡)	公園数	面積(㎡)	公園数	面積(㎡)	公園数	面積(㎡)	公園数
総　計	519,870	246	522,369	250	523,628	255	523,704	255	532,319	257
都市公園	263,495	44	263,495	44	263,495	44	263,495	44	289,332	47
街区公園	77,978	35	77,978	35	77,978	35	77,978	35	104,313	38
歴史公園	6,640	1	6,640	1	6,640	1	6,640	1	6,640	1
緑　地	21,350	6	21,350	6	21,350	6	21,350	6	21,350	6
緑　道	35,518	1	35,518	1	35,518	1	35,518	1	35,518	1
運動公園	122,009	1	122,009	1	122,009	1	122,009	1	122,009	1
児童遊園	50,352	60	50,778	61	50,778	61	50,606	60	50,606	60
その他	206,023	142	208,096	145	209,355	150	209,603	151	192,381	150
公　園	83,839	122	85,912	125	89,567	130	89,815	131	73,980	130
緑　地	122,184	20	122,184	20	119,788	20	119,788	20	118,401	20

資料）　みどりと公園課

注）その他の公園は、ポケットパーク・準公園である。
　　その他の緑地は、憩いの森・保全緑地である。

編：2　頁：22

修正後

□主な公共建築物の耐震状況等

名称	状　況
市　役　所 本　庁　舎	平成29年建築（免震構造）
市　役　所 第二庁舎	平成9年建築
市　役　所 第三庁舎	平成29年建築 （分室は昭和57年及び平成18年建築、増築棟は令和6年建築）
市　役　所 第四庁舎	平成14年建築
市　役　所 第五庁舎	昭和63年建築
小　学　校 中　学　校	校舎及び体育館の耐震補強工事は、平成17年度までに全て完了している。 また、非構造部材（吊り天井）の耐震化は、平成27年までに完了しており、その後の非構造部材（照明器具、窓ガラス、設備機器等）の耐震化は改修工事に併せて進めている。
新座市民 総合体育館	昭和63年建築 非構造部材の耐震化を進める。

注）昭和56年6月1日以降は、建築基準法に基づき新耐震基準が適用されている。

修正前

□主な公共建築物の耐震状況等

名称	状　況
市　役　所 本　庁　舎	平成29年建築（免震構造）
市　役　所 第二庁舎	平成9年建築
市　役　所 第三庁舎	平成29年建築（分室は昭和57年建築）
市　役　所 第四庁舎	平成14年建築
市　役　所 第五庁舎	昭和63年建築
小　学　校 中　学　校	校舎及び体育館の耐震補強工事は、平成17年度までに全て完了している。 また、非構造部材（吊り天井）の耐震化は、平成27年までに完了しており、その後の非構造部材（照明器具、窓ガラス、設備機器等）の耐震化は改修工事に併せて進めている。
新座市民 総合体育館	昭和63年建築 非構造部材の耐震化を進める。

注）昭和56年6月1日以降は、建築基準法に基づき新耐震基準が適用されている。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	23	**(1) 防火地域・準防火地域の指定** 防火地域及び準防火地域は、火災が起きた場合にその火災が極力他の建物に影響を及ぼさないように、地域によって集団的な防火に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものである（都市計画法）。 燃えにくい市街地の形成に向けて、木造率及び建物密集度の高い市街地、商業施設の集積地、緊急輸送道路の沿道、広域避難場所の周辺地区などを中心に、防火地域及び準防火地域の指定を検討していく。	**(1) 防火地域・準防火地域の指定** 防火地域及び準防火地域は、火災が起きた場合にその火災が極力他の建物に影響を及ぼさないように、地域によって集団的な防火に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものである（都市計画法）。 本市では、今後、商業地域、近隣商業地域及びその他の地域で空地率が低く、かつ建ぺい率 60%以上の区域や、避難所周辺、延焼遮断帯となりうる沿道等、防災上重要な地域を中心に防火地域等の指定拡張を検討していくものとする。
2	24	**２．２ 道路、交通施設の安全対策** **【 都市計画課、道路管理課、道路河川課、危機管理室 】**	**２．２ 道路、交通施設の安全対策** **【 関係各課 】**
2	24	そのため、今後は幹線道路を広域・地域・地区（・シンボルロード）の各レベルに整理して、市内の渋滞解消や周辺市区町との連絡、市内の各生活圏に点在する公共公益施設間相互の連絡を考慮した幹線道路体系の整備を図るとともに、適切な誘導が図れるよう、交通案内機能の強化が望まれている。	そのため、今後は幹線道路を広域・都市・地域の各レベルに整理して、市内の渋滞解消や周辺市区町との連絡、市内の各生活圏に点在する公共公益施設間相互の連絡を考慮した幹線道路体系の整備を図るとともに、適切な誘導が図れるよう、交通案内機能の強化が望まれている。
2	25	なお、本市は高齢者や障がい者の利便性向上を図るため、駅施設及び駅周辺のバリアフリー化を進めるとともに、各鉄道会社にも要望していく。	なお、本市は高齢者や障がい者の利便性向上を図るため、駅施設及び駅周辺のバリアフリー化を進める。
2	26	**□朝霞県土整備事務所管内河川一覧（本市関連）　［令和7年7月1日現在］**	**□朝霞県土整備事務所管内河川一覧（本市関連）　［令和４年９月１日現在］**
2	26	**□河川、水路改修状況　［令和７年７月１日現在］**	**□河川、水路改修状況　［令和4年9月1日現在］**
2	28	**２．５ ライフライン施設の安全対策** **【 水道施設課、下水道課、東京ガスグループ（東京ガス㈱、東京ガスネットワーク㈱）、東京電力パワーグリッド㈱、NTT東日本㈱埼玉事業部 】**	**２．５ ライフライン施設の安全対策** **【 水道施設課、下水道課、東京ガスネットワーク㈱、東京電力パワーグリッド㈱、東日本電信電話㈱埼玉事業部 】**
2	28	本市の公共下水道は、荒川右岸流域関連公共下水道として、昭和49年度事業着手、昭和57年に処理を開始し、本市の重点施策として整備を進め、全体計画面積2,045haのうち事業認可区域1,601haの整備を進めてきた。この結果、市街化区域内の汚水整備については、ほぼ全域の整備を完了した。	本市の公共下水道は、荒川右岸流域関連公共下水道として、昭和49年度事業着手、昭和57年に処理を開始し、本市の重点施策として整備を進め、全体計画面積2,045haのうち事業認可区域1,596haの整備を進めてきた。この結果、市街化区域内の汚水整備については、ほぼ全域の整備を完了した。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>浸水対策については、公共下水道雨水及び都市下水路の整備を併せて進め、現在は、公共下水道事業として浸水区域の解消を図りつつ認可区域の約59%が完了しているが、引き続きいっ水箇所などの改善や環境にも配慮した整備が課題となっている。</td><td>浸水対策については、公共下水道雨水及び都市下水路の整備を併せて進め、現在は、公共下水道事業として浸水区域の解消を図りつつ認可区域の約58%が完了しているが、引き続きいっ水箇所などの改善や環境にも配慮した整備が課題となっている。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>29</td><td>このため、ライフライン施設については、従来から施設の整備を行ってきたが、今後も、より一層の施設強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進する。</td><td>このため、ライフライン施設については、従来から施設の整備を行ってきたが、今後も、よりいっそうの施設強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>29</td><td>(3) ガス施設の安全対策【 東京ガスグループ（東京ガス㈱・東京ガスネットワーク㈱） 】</td><td>(3) ガス施設の安全対策【 東京ガスネットワーク(株) 】</td></tr>
<tr><td>2</td><td>30</td><td>(5) 電気通信設備の災害予防と事前の備え等【 NTT東日本(株)埼玉事業部 】</td><td>(5) 電気通信設備の災害予防と事前の備え等【 東日本電信電話(株)埼玉事業部 】</td></tr>
<tr><td>2</td><td>30</td><td>□危険物施設等設置の状況　［令和7年4月1日現在］
<table>
<tr><th colspan="3">危険物施設等</th><th>新座消防署管内</th></tr>
<tr><td colspan="4"><危険物施設></td></tr>
<tr><td colspan="2">危険物施設を有する事業所数</td><td></td><td>69</td></tr>
<tr><td colspan="2">総　数</td><td></td><td>98</td></tr>
<tr><td rowspan="7">貯蔵所</td><td colspan="2">屋内貯蔵所</td><td>21</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋外タンク貯蔵所</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋内タンク貯蔵所</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">地下タンク貯蔵所</td><td>16</td></tr>
<tr><td colspan="2">移動タンク貯蔵所</td><td>13</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋外貯蔵所</td><td>4</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取扱所</td><td colspan="2">給油取扱所</td><td>26</td></tr>
<tr><td colspan="2">移送取扱所</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">販売取扱所</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般取扱所</td><td>14</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>少量危険物取扱所</td><td>298</td></tr>
<tr><td colspan="4"><高圧ガス施設等></td></tr>
<tr><td colspan="3">高圧ガス製造事業所</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="3">高圧ガス貯蔵所</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="4"><毒物劇物業務上取扱施設></td></tr>
<tr><td colspan="3">毒物劇物取扱事業場</td><td>48</td></tr>
</table></td><td>□危険物施設等設置の状況　［令和4年4月1日現在］
<table>
<tr><th colspan="3">危険物施設等</th><th>新座消防署管内</th></tr>
<tr><td colspan="4"><危険物施設></td></tr>
<tr><td colspan="2">危険物施設を有する事業所数</td><td></td><td>69</td></tr>
<tr><td colspan="2">総　数</td><td></td><td>98</td></tr>
<tr><td rowspan="7">貯蔵所</td><td colspan="2">屋内貯蔵所</td><td>20</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋外タンク貯蔵所</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋内タンク貯蔵所</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">地下タンク貯蔵所</td><td>18</td></tr>
<tr><td colspan="2">移動タンク貯蔵所</td><td>11</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋外貯蔵所</td><td>4</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取扱所</td><td colspan="2">給油取扱所</td><td>26</td></tr>
<tr><td colspan="2">移送取扱所</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">販売取扱所</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般取扱所</td><td>14</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>少量危険物取扱所</td><td>294</td></tr>
<tr><td colspan="4"><高圧ガス施設等></td></tr>
<tr><td colspan="3">高圧ガス製造事業所</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="3">高圧ガス貯蔵所</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="4"><毒物劇物業務上取扱施設></td></tr>
<tr><td colspan="3">毒物劇物取扱事業場</td><td>50</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	31	**（1）危険物保安計画** ① 法令に基づく立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造、設備の適正及び貯蔵、取扱いの基準遵守を指導して災害の未然防止を図る。 ② 事業所の管理責任者及び危険物取扱者に対し、火災予防思想の普及を図る。 ③ 事業所等における危険物取扱者の有資格者の養成を指導し、危険物による災害防止を図る。 ④ 危険物施設における自主管理体制の確立を図る。	**（1）危険物保安計画** ① 法令に基づく立入検査を実施し、危険物の貯蔵所、取扱所等の位置、構造、設備の適正及び貯蔵、取扱いの基準遵守を指導して災害の未然防止を図る。 ② 事業所の管理責任者及び危険物取扱者に対し、火災予防思想の普及を図る。 ③ 事業所等における危険物取扱者の有資格者の養成を指導し、危険物による災害防止を図る。 ④ 危険物を貯蔵し、取り扱う事業所における自主管理体制の確立を図る。
2	31	（削除）	**③ 市による対応** ＬＰガスを使用している一般家庭に対し、容器の転倒防止措置等保安管理について認識を高めるための普及啓発活動を行う。
2	34	**（2）防災中枢拠点の設定** 市役所を防災中枢拠点と位置付け、本市の統括的防災活動を担う。 （中略） なお、平成 29 年に建築し、平成 30 年 1 月に供用開始した市役所本庁舎は、免震構造の採用による高い耐震性能、防災拠点機能（自家発電設備最大 72 時間対応、備蓄スペース、代替給排水設備、避難誘導設備、オープンスペース等）を確保している。 また、緊急時にはヘリコプターが離着陸することも考慮する。	**（2）防災中枢拠点の設定** 市役所を防災中枢拠点と位置付け、本市の統括的防災活動を担う。 （中略） なお、平成 29 年に建築し、平成 30 年 1 月に供用開始した市役所本庁舎は、免震構造の採用による高い耐震性能、防災拠点機能（自家発電設備 72 時間対応、備蓄スペース、代替給排水設備、避難誘導設備、緊急時のヘリコプターが離着陸できるオープンスペース等）を確保している。 （新規）
2	34	**（4）避難拠点の指定** 本市は、避難拠点として、災害が差し迫った状況や発災時において、緊急的に避難し、身の安全を確保することができる場所として、41 か所の指定緊急避難場所を指定し、また、被災者が一定期間滞在することができる施設として、32 か所の一般市民用の指定避難所を指定している。	**（4）避難拠点の指定** 本市は、避難拠点として、災害が差し迫った状況や発災時において、緊急的に避難し、身の安全を確保することができる場所として、41 か所の指定緊急避難場所を指定し、また、被災者が一定期間滞在することができる施設として、32 か所の一般市民用の指定避難所と 9 か所の福祉避難所を指定している。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	36	**（1）電源、非常用通信手段等の確保** 防災拠点施設については、大規模災害による長期停電等が発生した場合にも、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の多重化を進め、応急対策活動を継続できるよう必要な電源・燃料の十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となっている。また、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。	**（1）電源、非常用通信手段等の確保** 防災拠点施設については、大規模災害による長期停電等が発生した場合にも、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の多重化を進め、応急対策活動を継続できるよう必要な電源・燃料の十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となるよう確保に努める。また、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。
2	37	ただし、市役所本庁舎が被災し、使用不可の場合は、市役所第二庁舎、新座消防署の順位で設置箇所を決定する。	ただし、市役所本庁舎が被災した場合は、市役所第二庁舎、新座消防署の順位で設置箇所を決定する。
2	38	○指定緊急避難場所 41 か所	○「指定緊急避難場所」41 か所
2	38	※ 「新座柳瀬高校」は、県が防災拠点施設と位置付け、避難拠点としての機能を持たせるため整備した防災拠点校37校のうちの1つ。	※ 「新座柳瀬高校」は、県が防災拠点施設と位置付け、避難拠点としての機能を持たせるため整備した防災拠点校38校のうちの1つ。
2	38	○グラウンドの夜間照明の設置	○グランドの夜間照明の設置
2	38	救急病院	救急指定病院
2	40	さらに、避難所の良好な環境を確保するため、避難スペースにおける冷暖房設備の設置を推進し、公立小・中学校の体育館及び武道場並びに市民総合体育館にエアコンを整備していく。	さらに、避難所の良好な環境を確保するため、避難スペースにおける冷暖房設備の設置を推進し、令和7年度を目途に公立小・中学校の体育館及び武道場並びに市民総合体育館にエアコンを整備することとする。
2	40	現在、民間施設及び公共施設を含めて 9 施設を福祉避難所の候補としているが、指定数が十分でなく、特に、障がいのある方の受入れについて拡充する必要があることから、今後も協定等により候補施設を増やしていく。	現在、民間施設及び公共施設を含めて 9 施設の福祉避難所の指定をしているが、指定数が十分でなく、特に、障がいのある方の受入れについて拡充する必要があることから、今後も指定を推進する。
2	40	福祉避難スペースについては、武道場やその他の空き部屋など、平時から施設管理者と協議し、事前想定箇所の検討を行うとともに、災害時においても施設管理者と緊密に連携を図り、必要数の確保に努める。 また、福祉避難スペースに避難する要配慮者のうち、個々の事情により福祉避難スペースでの対応が困難な場合、福祉避難所へ移送する。なお、福祉避難所に移送する避難者の状態を判断するための基準についても、今後、作成を検討する。	福祉避難スペースについて、武道場やその他の空き部屋など、平時から施設管理者と協議し、事前想定箇所の検討を行うとともに、災害時においても施設管理者と緊密に連携を図り、必要数の確保に努める。 また、福祉避難スペースでの対応する者のうち、個々の事情により福祉避難スペースでの対応が困難な場合、福祉避難所へ移送することとする。なお、福祉避難所に移送する避難者の状態を判断するための基準についても、今後、作成を検討する。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>2</td><td>41</td><td>※　福祉避難所及び福祉避難スペースに移送に関する避難者の状態を判断するための基準については、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を参考とする。</td><td>※　福祉避難所及び福祉避難スペースに移送に関する避難者の状態を判断するための基準について、あらかじめ作成するものとする。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>42</td><td>
□指定避難所一覧
<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">防災ブロック</th><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">所在地</th><th rowspan="2">電話番号</th><th rowspan="2">収容可能人口（人）
2㎡/区画の収容数</th><th rowspan="2">感染対策収容人口（人）
4㎡/区画の収容数</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>拠点</th></tr>
<tr><td>1</td><td>第１</td><td>●</td><td>第四小学校</td><td>馬場三丁目6-1</td><td>048-478-3192</td><td>204</td><td>163</td></tr>
<tr><td>2</td><td rowspan="8">第２</td><td></td><td>栄小学校</td><td>新塚一丁目1-1</td><td>048-478-3168</td><td>198</td><td>158</td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td>池田小学校</td><td>池田四丁目8-49</td><td>048-479-4051</td><td>212</td><td>170</td></tr>
<tr><td>4</td><td>●</td><td>片山小学校</td><td>片山一丁目8-31</td><td>048-477-0312</td><td>234</td><td>187</td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td>第三中学校</td><td>池田一丁目1-1</td><td>048-479-4052</td><td>320</td><td>256</td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td>第六中学校</td><td>堀ノ内三丁目11-1</td><td>048-478-2764</td><td>356</td><td>285</td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td>新座総合技術高校</td><td>新塚一丁目3-1</td><td>048-478-2111</td><td>514</td><td>411</td></tr>
<tr><td>8</td><td></td><td>新座高校</td><td>池田一丁目1-2</td><td>048-479-5110</td><td>456</td><td>365</td></tr>
<tr><td>9</td><td rowspan="5">第３</td><td></td><td>八石小学校</td><td>野寺二丁目8-45</td><td>048-477-6701</td><td>272</td><td>218</td></tr>
<tr><td>10</td><td></td><td>野寺小学校</td><td>野寺五丁目1-24</td><td>042-473-9453</td><td>268</td><td>214</td></tr>
<tr><td>11</td><td></td><td>石神小学校</td><td>石神一丁目10-20</td><td>048-477-2152</td><td>206</td><td>165</td></tr>
<tr><td>12</td><td>●</td><td>栗原小学校</td><td>栗原一丁目5-1</td><td>042-473-7070</td><td>222</td><td>178</td></tr>
<tr><td>13</td><td></td><td>第五中学校</td><td>野寺四丁目8-1</td><td>048-478-2010</td><td>486</td><td>389</td></tr>
<tr><td>14</td><td rowspan="3">第４</td><td>●</td><td>西堀小学校</td><td>西堀二丁目18-3</td><td>042-491-6671</td><td>250</td><td>200</td></tr>
<tr><td>15</td><td></td><td>新堀小学校</td><td>新堀一丁目16-5</td><td>042-493-7551</td><td>194</td><td>155</td></tr>
<tr><td>16</td><td></td><td>市民総合体育館</td><td>本多二丁目1-20</td><td>048-478-8011</td><td>688</td><td>550</td></tr>
<tr><td>17</td><td rowspan="4">第５</td><td></td><td>野火止小学校</td><td>野火止四丁目9-1</td><td>048-477-1211</td><td>294</td><td>235</td></tr>
<tr><td>18</td><td></td><td>陣屋小学校</td><td>野火止一丁目18-20</td><td>048-479-7231</td><td>258</td><td>206</td></tr>
<tr><td>19</td><td>●</td><td>新座中学校</td><td>野火止二丁目4-1</td><td>048-478-3668</td><td>380</td><td>304</td></tr>
<tr><td>20</td><td></td><td>十文字学園女子大学</td><td>菅沢二丁目1-28</td><td>048-477-0555</td><td>272</td><td>218</td></tr>
</table>
</td><td>
□指定避難所一覧
<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">防災ブロック</th><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">所在地</th><th rowspan="2">電話番号</th><th rowspan="2">収容面積(㎡)(屋内運動場)</th><th rowspan="2">収容可能人口（人）</th><th rowspan="2">感染対策収容人口（人）</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>拠点</th></tr>
<tr><td>1</td><td>第１</td><td>●</td><td>第四小学校</td><td>馬場三丁目6-1</td><td>478-3192</td><td>777</td><td>271</td><td>144</td></tr>
<tr><td>2</td><td rowspan="8">第２</td><td></td><td>栄小学校</td><td>新塚一丁目1-1</td><td>478-3168</td><td>840</td><td>294</td><td>166</td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td>池田小学校</td><td>池田四丁目8-49</td><td>479-4051</td><td>840</td><td>294</td><td>166</td></tr>
<tr><td>4</td><td>●</td><td>片山小学校</td><td>片山一丁目8-31</td><td>477-0312</td><td>799</td><td>279</td><td>147</td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td>第三中学校</td><td>池田一丁目1-1</td><td>479-4052</td><td>1,317</td><td>460</td><td>251</td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td>第六中学校</td><td>堀ノ内三丁目11-1</td><td>478-2764</td><td>1,349</td><td>472</td><td>261</td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td>新座総合技術高校</td><td>新塚一丁目3-1</td><td>478-2111</td><td>2,769</td><td>969</td><td>536</td></tr>
<tr><td>8</td><td></td><td>新座高校</td><td>池田一丁目1-2</td><td>479-5110</td><td>1,750</td><td>612</td><td>333</td></tr>
<tr><td>9</td><td rowspan="5">第３</td><td></td><td>八石小学校</td><td>野寺二丁目8-45</td><td>477-6701</td><td>803</td><td>281</td><td>147</td></tr>
<tr><td>10</td><td></td><td>野寺小学校</td><td>野寺五丁目1-24</td><td>042-473-9453</td><td>848</td><td>296</td><td>168</td></tr>
<tr><td>11</td><td></td><td>石神小学校</td><td>石神一丁目10-20</td><td>477-2152</td><td>840</td><td>294</td><td>147</td></tr>
<tr><td>12</td><td>●</td><td>栗原小学校</td><td>栗原一丁目5-1</td><td>042-473-7070</td><td>855</td><td>299</td><td>169</td></tr>
<tr><td>13</td><td></td><td>第五中学校</td><td>野寺四丁目8-1</td><td>478-2010</td><td>1,044</td><td>365</td><td>202</td></tr>
<tr><td>14</td><td rowspan="3">第４</td><td>●</td><td>西堀小学校</td><td>西堀二丁目18-3</td><td>042-491-6671</td><td>799</td><td>279</td><td>147</td></tr>
<tr><td>15</td><td></td><td>新堀小学校</td><td>新堀一丁目16-5</td><td>042-493-7551</td><td>840</td><td>294</td><td>166</td></tr>
<tr><td>16</td><td></td><td>市民総合体育館</td><td>本多二丁目1-20</td><td>478-8011</td><td>3,431</td><td>1,200</td><td>887</td></tr>
<tr><td>17</td><td rowspan="4">第５</td><td></td><td>野火止小学校</td><td>野火止四丁目9-1</td><td>477-1211</td><td>840</td><td>294</td><td>166</td></tr>
<tr><td>18</td><td></td><td>陣屋小学校</td><td>野火止一丁目18-20</td><td>479-7231</td><td>1,067</td><td>373</td><td>202</td></tr>
<tr><td>19</td><td>●</td><td>新座中学校</td><td>野火止二丁目4-1</td><td>478-3668</td><td>1,612</td><td>564</td><td>309</td></tr>
<tr><td>20</td><td></td><td>十文字学園女子大学</td><td>菅沢二丁目1-28</td><td>477-0555</td><td>3,253</td><td>1,138</td><td>633</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>2</td><td>42</td><td>
<table>
<tr><td>21</td><td rowspan="7">第６</td><td>●</td><td>新座小学校</td><td>新座三丁目4-1</td><td>048-478-2760</td><td>224</td><td>179</td></tr>
<tr><td>22</td><td></td><td>新開小学校</td><td>大和田一丁目22-10</td><td>048-477-6370</td><td>240</td><td>192</td></tr>
<tr><td>23</td><td></td><td>大和田小学校</td><td>大和田一丁目1-30</td><td>048-477-2021</td><td>384</td><td>307</td></tr>
<tr><td>24</td><td></td><td>第四中学校</td><td>大和田四丁目17-1</td><td>048-477-6053</td><td>386</td><td>309</td></tr>
<tr><td>25</td><td></td><td>西武台高校</td><td>中野二丁目9-1</td><td>048-481-1701</td><td>376</td><td>301</td></tr>
<tr><td>26</td><td></td><td>新座柳瀬高校</td><td>大和田四丁目12-1</td><td>048-478-5151</td><td>578</td><td>462</td></tr>
<tr><td>27</td><td></td><td>跡見学園女子大学</td><td>中野一丁目9-6</td><td>048-478-3333</td><td>314</td><td>251</td></tr>
<tr><td>28</td><td rowspan="3">第７</td><td>●</td><td>東北小学校</td><td>北野三丁目1-1</td><td>048-471-2022</td><td>238</td><td>190</td></tr>
<tr><td>29</td><td></td><td>立教新座中学・高校</td><td>北野一丁目2-25</td><td>048-471-2323</td><td>564</td><td>451</td></tr>
<tr><td>30</td><td></td><td>立教大学新座ｷｬﾝﾊﾟｽ</td><td>北野一丁目2-26</td><td>048-471-6676</td><td>568</td><td>454</td></tr>
<tr><td>31</td><td rowspan="2">第８</td><td></td><td>東野小学校</td><td>野火止六丁目22-12</td><td>048-479-7280</td><td>206</td><td>165</td></tr>
<tr><td>32</td><td>●</td><td>第二中学校</td><td>野火止七丁目17-10</td><td>048-477-1212</td><td>356</td><td>285</td></tr>
<tr><td colspan="6">合計</td><td>10,718</td><td>8,574</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>21</td><td rowspan="7">第６</td><td>●</td><td>新座小学校</td><td>新座三丁目4-1</td><td>478-2760</td><td>840</td><td>294</td><td>166</td></tr>
<tr><td>22</td><td></td><td>新開小学校</td><td>大和田一丁目22-10</td><td>477-6370</td><td>840</td><td>294</td><td>166</td></tr>
<tr><td>23</td><td></td><td>大和田小学校</td><td>大和田一丁目1-30</td><td>477-2021</td><td>996</td><td>348</td><td>189</td></tr>
<tr><td>24</td><td></td><td>第四中学校</td><td>大和田四丁目17-1</td><td>477-6053</td><td>1,280</td><td>448</td><td>247</td></tr>
<tr><td>25</td><td></td><td>西武台高校</td><td>中野二丁目9-1</td><td>481-1701</td><td>2,404</td><td>841</td><td>458</td></tr>
<tr><td>26</td><td></td><td>新座柳瀬高校</td><td>大和田四丁目12-1</td><td>478-5151</td><td>2,706</td><td>947</td><td>518</td></tr>
<tr><td>27</td><td></td><td>跡見学園女子大学</td><td>中野一丁目9-6</td><td>478-3333</td><td>1,047</td><td>366</td><td>202</td></tr>
<tr><td>28</td><td rowspan="3">第７</td><td>●</td><td>東北小学校</td><td>北野三丁目1-1</td><td>471-2022</td><td>720</td><td>252</td><td>133</td></tr>
<tr><td>29</td><td></td><td>立教新座中学・高校</td><td>北野一丁目2-25</td><td>471-2323</td><td>2,252</td><td>788</td><td>430</td></tr>
<tr><td>30</td><td></td><td>立教大学新座ｷｬﾝﾊﾟｽ</td><td>北野一丁目2-26</td><td>471-6676</td><td>4,597</td><td>1,608</td><td>890</td></tr>
<tr><td>31</td><td rowspan="2">第８</td><td></td><td>東野小学校</td><td>野火止六丁目22-12</td><td>479-7280</td><td>840</td><td>294</td><td>166</td></tr>
<tr><td>32</td><td>●</td><td>第二中学校</td><td>野火止七丁目17-10</td><td>477-1212</td><td>1,121</td><td>392</td><td>215</td></tr>
<tr><td colspan="6">合計</td><td>46,316</td><td>16,200</td><td>9,127</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2</td><td>42</td><td>（削除）</td><td>注1）「電話番号」の欄で、市外局番が記載されていない電話番号の市外局番は、全て「048」である。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>42</td><td>注1）指定避難所の収容可能人口は、屋内運動場の居住が可能なスペース（アリーナ等）及び福祉避難スペースの5割を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2.0㎡として設定した。同様に感染対策収容人口は、1人当たりの占有面積を4㎡として設定した。</td><td>注２）指定避難所の収容可能人口は、屋内運動場面積の7割を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2.0㎡として設定した。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>42</td><td>注3）令和2年国勢調査に基づき、1区画（4㎡）につき1世帯当たりの人数（1.6人）を乗じた。</td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>44</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">防災ブロック</th><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">指定避難所を兼ねる施設</th><th colspan="5">災害種別</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>拠点</th><th>洪水</th><th>崖崩れ</th><th>地震</th><th>大規模な火災</th><th>内水氾濫</th></tr>
<tr><td>1</td><td rowspan="2">第1</td><td>●</td><td>第四小学校</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td>畑中公民館</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>3</td><td rowspan="7">第2</td><td></td><td>栄小学校</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td>池田小学校</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>5</td><td>●</td><td>片山小学校</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td>第三中学校</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td>中央公民館</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>8</td><td></td><td>第六中学校</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>9</td><td></td><td>新座総合技術高校</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">防災ブロック</th><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">指定避難所を兼ねる施設</th><th colspan="5">災害種別</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>拠点</th><th>洪水</th><th>崖崩れ</th><th>地震</th><th>大規模な火災</th><th>内水氾濫</th></tr>
<tr><td>1</td><td rowspan="2">第1</td><td>●</td><td>第四小学校</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td>畑中公民館</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>3</td><td rowspan="7">第2</td><td></td><td>栄小学校</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td>池田小学校</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>5</td><td>●</td><td>片山小学校</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td>第三中学校</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td>中央公民館</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>8</td><td></td><td>第六中学校</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>9</td><td></td><td>新座総合技術高校</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後										修正前									
		10			新座高校	●	●		●	●	●	10			新座高校	●	●		●	●	●
		11	第3		八石小学校	●	●	●	●	●	●	11	第3		八石小学校	●	●	●	●	●	●
		12			野寺小学校	●	●	●	●	●	●	12			野寺小学校	●	●	●	●	●	●
		13			石神小学校	●	●	●	●	●	●	13			石神小学校	●	●	●	●	●	●
		14		●	栗原小学校	●	●	●	●	●	●	14		●	栗原小学校	●	●	●	●	●	●
		15			栗原公民館		●	●	●	●	●	15			栗原公民館		●	●	●	●	●
		16			栗原ふれあいの家		●	●	●		●	16			栗原ふれあいの家		●	●	●		●
		17			第五中学校	●	●	●	●	●	●	17			第五中学校	●	●	●	●	●	●
		18	第4	●	西堀小学校	●	●	●	●	●	●	18	第4	●	西堀小学校	●	●	●	●	●	●
		19			新堀小学校	●	●	●	●	●	●	19			新堀小学校	●	●	●	●	●	●
		20			西堀･新堀コミュニティセンター		●	●	●	●	●	20			西堀・新堀コミュニティセンター		●	●	●	●	●
		21			市民総合体育館	●	●	●	●	●	●	21			市民総合体育館	●	●	●	●	●	●
		22	第5		野火止小学校	●	●	●	●	●	●	22	第5		野火止小学校	●	●	●	●	●	●
		23			陣屋小学校	●	●	●	●	●	●	23			陣屋小学校	●	●	●	●	●	●
		24			市民会館		●	●	●	●	●	24			市民会館		●	●	●	●	●
		25		●	新座中学校	●	●	●	●	●	●	25		●	新座中学校	●	●	●	●	●	●
		26			十文字学園女子大学	●	●	●	●	●	●	26			十文字学園女子大学	●	●	●	●	●	●
		27	第6	●	新座小学校	●		●	●	●		27	第6	●	新座小学校	●		●	●	●	●
		28			新開小学校	●	●	●	●	●	●	28			新開小学校	●	●	●	●	●	●
		29			大和田公民館			●	●	●		29			大和田公民館			●	●	●	●
		30			大和田小学校	●	●	●	●	●	●	30			大和田小学校	●	●	●	●	●	●
		31			第四中学校	●		●	●	●		31			第四中学校	●		●	●	●	●
		32			西武台高校	●			●	●		32			西武台高校	●			●	●	●
		33			新座柳瀬高校	●		●	●	●		33			新座柳瀬高校	●		●	●	●	●
		34			跡見学園女子大学	●	●	●	●	●	●	34			跡見学園女子大学	●	●	●	●	●	●
		35	第7	●	東北小学校	●	●	●	●	●	●	35	第7	●	東北小学校	●	●	●	●	●	●
		36			立教新座中学・高校	●	●	●	●	●	●	36			立教新座中学・高校	●	●	●	●	●	●
		37			立教大学新座キャンパス	●	●	●	●	●	●	37			立教大学新座キャンパス	●	●	●	●	●	●
		38			東北コミュニティセンター		●	●	●	●	●	38			東北コミュニティセンター		●	●	●	●	●
		39	第8		ふるさと新座館(野火止公民館)		●	●	●	●	●	39	第8		ふるさと新座館（野火止公民館）		●	●	●	●	●
		40			東野小学校	●	●	●	●	●	●	40			東野小学校	●	●	●	●	●	●
		41		●	第二中学校	●	●	●	●	●	●	41		●	第二中学校	●	●	●	●	●	●
2	44	注４）令和7年度に作成した内水ハザードマップの浸水想定区域内にある避難拠点については、災害時の浸水状況によっては使用しない場合があ										（新規）									

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>る。</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>45</td><td>**（2）避難場所標識の整備【 危機管理室 】**
避難場所の周知を図るため、設置済みの避難場所標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて外国語を併記する等、外国人に配慮した整備に努める。</td><td>**（2）避難場所標識の整備【 危機管理室 】**
避難場所の周知を図るため、設置済みの避難場所標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて英語等を併記する等、外国人に配慮した整備に努める。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>47</td><td>**（4）車両による避難【 危機管理室 】**
車両による避難を行った場合、本市の交通状況を考慮すると、著しい渋滞を助長し、緊急車両等の通行を阻害し、災害対策に影響することが懸念されるため、市として、車両での避難を原則、推奨しない。
ただし、徒歩移動が困難な者の避難についてはその限りでないことに留意する。
（中略）
なお、車中泊の候補地は下表のとおりとするほか、各避難所敷地内の空きスペースの活用も検討する。
＜車中避難の候補施設名と所在地＞
<table><tr><td>施設名</td><td>所在地</td></tr><tr><td>市民総合体育館</td><td>本多二丁目1-20</td></tr><tr><td>総合運動公園</td><td>本多二丁目8-16</td></tr></table></td><td>**（4）車両による避難【 危機管理室 】**
車両による避難を行った場合、本市の交通状況を考慮すると、著しい渋滞を助長し、緊急車両等の通行を阻害し、災害対策に影響することが懸念されるため、市として、車両での避難を原則、推奨しないこととする。
ただし、徒歩移動が困難な者の避難についても適用するものではないことに留意する。
（中略）
なお、車中泊の候補地は市民総合体育館及び総合運動公園の駐車場とする。
（新規）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>49</td><td>本市では、阪神・淡路大震災や東日本大震災、令和6年能登半島地震の教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信のふくそうにより職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ地震の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。</td><td>本市では、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信のふくそうにより職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ地震の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	49	**(2)「特別待機班」の配備** 危機管理室は、本市に震度４の地震又は長周期地震動階級３以上が発生した場合、市役所庁舎に自主参集して県災害オペレーション支援システムからの地震情報の確認及び本市域内での被災情報の有無の確認を行うため「特別待機班」を編成して対応する。	**(2)「特別待機班」の配備** 危機管理室は、本市に震度4の地震が発生した場合、市役所庁舎に自主参集して県災害オペレーション支援システムからの地震情報の確認及び本市域内での被災情報の有無の確認を行うため「特別待機班」を編成して対応する。
2	50	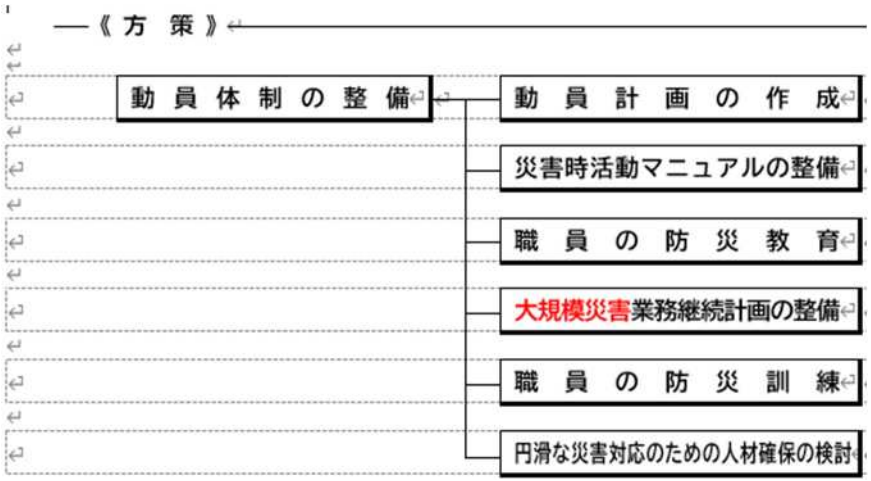	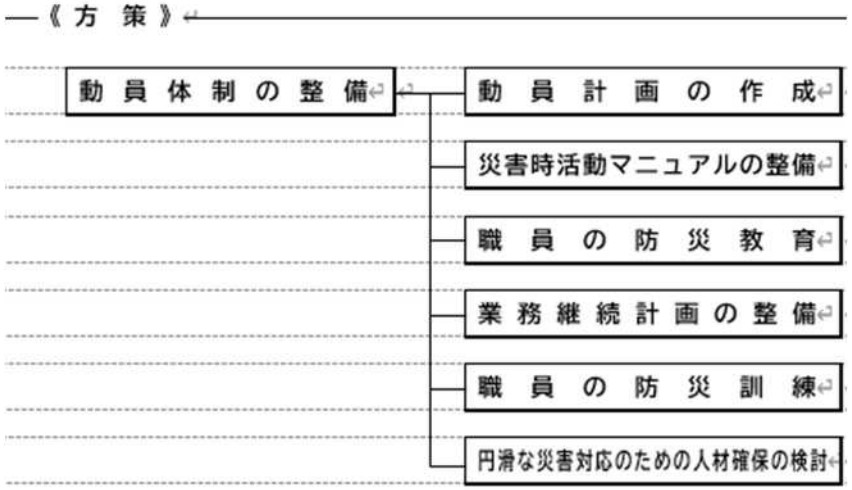
2	52	**(4) 大規模災害業務継続計画の整備【 危機管理室 】** 災害時、限られた業務資源で災害対応を行う状況においても、行政機能を確保し、市民への影響を最小限にとどめるため、実行性のある大規模災害業務継続計画を作成し、職員への周知徹底を図る。 なお、大規模災害業務継続計画は、機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。	**(4) 業務継続計画の整備【 危機管理室 】** 災害時、限られた業務資源で災害対応を行う状況においても、行政機能を確保し、市民への影響を最小限にとどめるため、実行性のある業務継続計画を作成し、職員への周知徹底を図る。 なお、業務継続計画は、機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>大規模災害業務継続計画に記載すべき主な内容を以下に示す。</td><td>業務継続計画に記載すべき主な内容を以下に示す。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>52</td><td>出典）「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府・平成27年5月）」</td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>52</td><td>（5）職員の防災訓練【 人事課、危機管理室 】
市職員の訓練として、災害時活動マニュアル、避難所運営マニュアル、緊急時初動マニュアル及び大規模災害業務継続計画等に沿った訓練を企画し、これらを実施することで、震災時の職員の対応行動の確認及び習熟を図る。
なお、訓練で明らかになった問題点等は、災害時活動マニュアルや大規模災害業務継続計画への反映を行う。</td><td>（5）職員の防災訓練【 人事課、危機管理室 】
市職員の訓練として、災害時活動マニュアル、避難所運営マニュアル、緊急時初動マニュアル及び業務継続計画等に沿った訓練を企画し、これらを実施することで、震災時の職員の対応行動の確認及び習熟を図る。
なお、訓練で明らかになった問題点等は、災害時活動マニュアルや業務継続計画への反映を行う。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>53</td><td>１．３ 受援体制の整備
【 危機管理室、人事課、関係各課 】</td><td>１．３ 受援体制の整備
【 危機管理室、関係各課 】</td></tr>
<tr><td>2</td><td>54</td><td>（2）地方公共団体からの支援受入れ【 危機管理室、人事課 】</td><td>（2）地方公共団体からの支援受入れ【 危機管理室 】</td></tr>
<tr><td>2</td><td>54</td><td>エ　支援が想定される業務の抽出と必要資機材・装備品の検討</td><td>エ　支援が想定される業務の抽出と必要資機材の検討</td></tr>
<tr><td>2</td><td>55</td><td>□自治体との協定締結状況
<table>
<tr><th>No</th><th>協定事項</th><th>締結機関等</th><th>締結日</th></tr>
<tr><td>1</td><td>埼玉県防災ヘリコプター応援協定</td><td>埼玉県</td><td>平成３年２月29日</td></tr>
<tr><td>2</td><td>災害時における五市相互応援に関する協定</td><td>埼玉県所沢市、東京都東村山市、東京都清瀬市、東京都東久留米市</td><td>平成８年７月30日</td></tr>
<tr><td>3</td><td>災害時相互応援に関する協定書</td><td>朝霞市、志木市、和光市</td><td>平成８年８月29日</td></tr>
<tr><td>4</td><td>災害時における相互応援に関する協定書</td><td>栃木県那須塩原市
（当初　西那須野町）</td><td>平成17年11月１日
（当初平成７年11月１日）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定</td><td>埼玉県及び県内全市町村</td><td>平成19年５月１日</td></tr>
<tr><td>6</td><td>災害時における相互応援に関する協定</td><td>新潟県十日町市
（当初　中里村）</td><td>平成20年４月１日
（当初平成７年11月１日）</td></tr>
<tr><td>7</td><td>西東京市と新座市との災害時における相互応援に関する協定</td><td>東京都西東京市</td><td>平成23年８月16日</td></tr>
<tr><td>8</td><td>練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書</td><td>東京都練馬区</td><td>平成23年９月２日</td></tr>
<tr><td>9</td><td>埼玉県防災行政無線市町村局の管理運営に関する協定書</td><td>埼玉県</td><td>昭和51年９月１日</td></tr>
<tr><td>10</td><td>災害時の情報交換及び支援に関する協定</td><td>国土交通省　関東地方整備局</td><td>平成24年５月29日</td></tr>
<tr><td>11</td><td>埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定</td><td>埼玉県</td><td>平成26年４月１日</td></tr>
<tr><td>12</td><td>災害時相互応援に関する協定</td><td>茨城県日立市、栃木県小山市、愛知県豊川市、愛知県西尾市、東京都東村山市、愛知県安城市</td><td>平成30年11月１日
（当初平成28年３月18日）</td></tr>
</table></td><td>□自治体との協定締結状況
<table>
<tr><th>No</th><th>協定事項</th><th>締結機関等</th><th>締結日</th></tr>
<tr><td>1</td><td>埼玉県防災ヘリコプター応援協定</td><td>埼玉県</td><td>平成３年２月29日</td></tr>
<tr><td>2</td><td>災害時における五市相互応援に関する協定</td><td>埼玉県所沢市、東京都東村山市、東京都清瀬市、東京都東久留米市、埼玉県新座市</td><td>平成８年７月30日</td></tr>
<tr><td>3</td><td>災害時相互応援に関する協定書</td><td>朝霞市、志木市、和光市、新座市</td><td>平成８年８月29日</td></tr>
<tr><td>4</td><td>災害時における相互応援に関する協定書</td><td>栃木県那須塩原市
（当初　西那須野町）</td><td>平成17年11月１日
（当初平成７年11月１日）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定</td><td>埼玉県及び県内全市町村</td><td>平成19年５月１日</td></tr>
<tr><td>6</td><td>災害時における相互応援に関する協定</td><td>新潟県十日町市
（当初　中里村）</td><td>平成20年４月１日
（当初平成７年11月１日）</td></tr>
<tr><td>7</td><td>西東京市と新座市との災害時における相互応援に関する協定</td><td>東京都西東京市</td><td>平成23年８月16日</td></tr>
<tr><td>8</td><td>練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書</td><td>東京都練馬区</td><td>平成23年９月２日</td></tr>
<tr><td>9</td><td>埼玉県防災情報システムの端末の設置等に関する協定</td><td>埼玉県</td><td>平成23年10月１日</td></tr>
<tr><td>10</td><td>災害時の情報交換及び支援に関する協定</td><td>国土交通省　関東地方整備局</td><td>平成24年５月29日</td></tr>
<tr><td>11</td><td>埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定</td><td>埼玉県</td><td>平成26年４月１日</td></tr>
<tr><td>12</td><td>災害時相互応援に関する協定</td><td>茨城県日立市、栃木県小山市、埼玉県新座市、愛知県豊川市、愛知県西尾市、東京都東村山市、愛知県安城市</td><td>平成30年11月１日
（当初平成28年３月18日）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	55	**（4）公共的団体等からの支援受入れ【 関係各課 】** 市内又は所掌事務に関係する社会福祉協議会や防災協力会などの公共的団体に対し、大規模災害時において応急対策等に積極的な協力が得られるように、防災に関する組織の充実を図るよう助言し、また、相互の連絡を密にし、協力体制を整える。 これらの団体が市に協力する業務は、主に次のとおりである。	**（4）公共的団体等からの支援受入れ【 関係各課 】** 市内又は所掌事務に関係する公共的団体等に対し、大規模災害時において応急対策等に積極的な協力が得られるように、防災に関する組織の充実を図るよう指導し、また、相互の連絡を密にし協力体制を整えるものとする。 これらの団体及び協力業務は、次のとおりである。
2	56	**（6）受援体制の推進【 人事課、関係各課 】** 災害時に外部からの支援を円滑に受け入れるため、本市の受入体制、支援を想定する業務及び各業務担当部署における受援担当者等をあらかじめ検討しておく。 受援業務の受入窓口として、「受援班」を設置し、受援班が想定する業務として、「庁内の必要人員や必要資機材の取りまとめ」、「応援団体との調整・支援（事務スペース、資機材確保、宿泊先のリスト化、情報提供等）」を位置づける。 また、本市として受援を想定する業務として、「応急危険度判定」、「宅地危険度判定」、「住家被害認定調査」、「避難所運営」、「物資管理・輸送」等を位置づける。	**（6）受援体制の推進【 関係各課 】** 災害時に外部からの支援を円滑に受け入れるため、本市の受入体制、支援を想定する業務及び各業務担当部署における受援担当者等をあらかじめ検討しておく。 受援業務の受入窓口として、「受援班」を設置し、受援班が想定する業務として、「庁内の必要人員や必要資機材の取りまとめ」、「応援団体との調整・支援（事務スペース、資機材確保、宿泊先あっせん等）」を位置づけるものとする。 また、本市として受援を想定する業務として、「応急危険度判定」、「住家被害認定調査」、「避難所運営」、「物資管理・輸送」等を位置づけるものとする。
2	57	**（2）市外被災地への物資提供方法の整備【 危機管理室 】**	**（2）市外被災地への物資提供方法の整備【 危機管理室、管財契約課 】**

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	59	〈指定公共機関〉 日本郵便（株）新座郵便局 NTT東日本（株）埼玉事業部 東武鉄道（株）志木駅 東京電力(株)パワーグリッド 志木支社 東日本旅客鉄道(株)東所沢駅 東京ガスグループ （東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株） 東武バスウエスト(株) 新座営業事務所 西武バス（株）新座営業所 日本通運（株）埼玉支店	〈指定公共機関〉 日本郵便（株）新座郵便局 東日本電信電話（株） 埼玉事業部 東武鉄道（株）志木駅 東京電力(株)パワーグリッド 志木支社 東日本旅客鉄道(株)東所沢駅 東京ガスネットワーク(株)埼玉支社 東武バスウエスト(株) 新座営業事務所 西武バス（株）新座営業所 日本通運（株）埼玉支店
2	60	しかし、東日本大震災の際には、各自治体が個人情報保護条例等による制限から、安否情報の提供についてためらう事例があり、混乱が生じた。 これを受けて、災対法第 86 条の 15 において、市は、市民等から被災者の安否情報に係る照会を受けた場合、安否情報を提供できる旨が規定されたことから、本市は、県が定めた「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」を基に、災害時の被災者の安否情報に係る照会・回答に関する手続等について検討し、安否情報の提供体制を整備する。	しかし、東日本大震災の際には、各自治体が個人情報保護条例等による制限から、安否情報の提供について逡巡する事例があり、混乱が生じた。 これを受けて、災対法第 86 条の 15 において、市は、市民等から被災者の安否情報に係る照会を受けた場合、安否情報を提供できる旨が規定されたことから、本市は、災害時の被災者の安否情報に係る照会・回答に関する手続等について検討し、安否情報の提供体制を整備する。
2	62	今後、防災行政無線施設の維持管理に努めるとともに、公共施設や要配慮者利用施設を中心に、防災行政無線の戸別受信機の拡充を図る。	今後、防災行政無線施設の維持管理に努めるとともに、防災行政無線の戸別受信機の拡充を図る。
2	64	災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時から備蓄を行うとともに、災害が長期化した場合等の食料確保のため、業者と調達協定の締結等を行っておく。また、「新物資システム（B-PLo）」を活用し、備蓄物資の効率的な管理を行う。	災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時から備蓄を行うとともに、災害が長期化した場合等の食料確保のため、業者と調達協定の締結等を行っておく。また、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、備蓄物資の効率的な管理を行う。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>2</td><td>64</td><td>（1）給食用施設・資機材の整備【 教育総務課、学務課、関係各課 】
指定避難所である市立小・中学校には給食用施設・資機材を配備し、避難者に適温食を提供できる体制を整備する。
また、防災拠点となる公共施設については、備蓄場所の確保を検討していく。</td><td>（1）給食用施設・資機材の整備【 教育総務課、学務課、関係各課 】
指定避難所である市立小・中学校には給食用施設・資機材を配備する。
また、防災拠点となる公共施設については、備蓄場所の確保を検討していくものとする。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>65</td><td>（令和７年８月１日現在）</td><td>（令和４年９月１日現在）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>65</td><td>② 本市の備蓄目標
<table><tr><th>供給対象者</th><th>本市</th></tr><tr><td>避難者</td><td>12,458人・2日分</td></tr><tr><td>帰宅困難者</td><td>11,623人・1食分</td></tr><tr><td>災害救助従事者</td><td>2,000人・3日分</td></tr></table></td><td>② 本市の備蓄目標
<table><tr><th>供給対象者</th><th>本市</th></tr><tr><td>避難者</td><td>12,458人・2日分</td></tr><tr><td>帰宅困難者</td><td>11,456人・1食分</td></tr><tr><td>災害救助従事者</td><td>2,000人・3日分</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>2</td><td>65</td><td>③ 本市の備蓄目標数
市域で最大震度６強の揺れが想定される新座市直下の地震でのピーク時避難者人口12,458人の２日分、帰宅困難者11,623人の１食分、災害救助従事者2,000人の３日分に相当する量を本市の備蓄目標数とする。
<table><tr><th>供給対象者</th><th>備蓄目標数</th></tr><tr><td>避難者</td><td>主食：75,000食（12,500人×2日×3食）</td></tr><tr><td>帰宅困難者</td><td>主食：11,700食（11,700人×1食）</td></tr><tr><td>災害救助従事者</td><td>主食：18,000食（2,000人×3日×3食）</td></tr><tr><td>合計</td><td>主食：104,700食</td></tr></table>※賞味期限5年のため年間約20,000食ずつ購入</td><td>③ 本市の備蓄目標数
市域で最大震度６強の揺れが想定される新座市直下の地震でのピーク時避難者人口12,458人の２日分、帰宅困難者11,456人の１食分、災害救助従事者2,000人の３日分に相当する量を本市の備蓄目標数とする。
<table><tr><th>供給対象者</th><th>備蓄目標数</th></tr><tr><td>避難者</td><td>主食：75,000食（12,500人×2日×3食）</td></tr><tr><td>帰宅困難者</td><td>主食：11,500食（11,500人×1食）</td></tr><tr><td>災害救助従事者</td><td>主食：18,000食（2,000人×3日×3食）</td></tr><tr><td>合計</td><td>主食：104,500食</td></tr></table>※賞味期限5年のため年間平均20,900食ずつ購入</td></tr>
<tr><td>2</td><td>66</td><td>（3）食料の調達【 危機管理室、関係各課 】
食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ本市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等を把握する。また、新物資システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</td><td>（3）食料の調達【 危機管理室、関係各課 】
食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ本市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等を把握するものとする。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	66	**（4）備蓄品の管理・公表【 危機管理室 】** 備蓄品の点検を定期的に実施するとともに計画的な入替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。 また、市の備蓄状況を市ホームページ等で公表し、各家庭等での備蓄を啓発する。	**（4）備蓄品の管理【 危機管理室 】** 備蓄品の点検を定期的に実施し、また、計画的な入替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。 （新規）
2	69	**□飲料水の公的備蓄** 避難者　982 人（＝12,458 人×断水人口約 13,000 人/市全人口約 165,000 人） 帰宅困難者　11,623 人 一人当たり 500 mℓを 1 本として、合計　500 mℓを 12,605 本備蓄	**□飲料水の公的備蓄** 避難者　982 人（＝12,458 人×断水人口約 13,000 人/市全人口約 165,000 人） 帰宅困難者　11,456 人 一人当たり 500 mℓを 1 本として、合計　500 mℓを 12,500 本備蓄
2	69 70	現在、本市で備蓄している生活必需品のうち、毛布は避難者分の確保がされておらず、早急な対応が必要である。なお、災害救助従事者 2,000 人及び帰宅困難者 11,623 人分についても、対応が必要である。トイレ関連備蓄については、マンホールトイレの備蓄を計画的に進めているが、下水道が使用できない場合を想定した携帯トイレの備蓄も必要である。	現在、本市で備蓄している生活必需品のうち、毛布は避難者分の確保がされておらず、早急な対応が必要である。なお、災害救助従事者 2,000 人及び帰宅困難者 11,456 人分についても、対応が必要である。トイレ関連備蓄については、マンホールトイレの備蓄を計画的に進めているが、下水道が使用できない場合を想定した携帯トイレの備蓄も必要である。
2	70	**□備蓄目標** アルミブランケット　【災害救助従事者 2,000 人、帰宅困難者 11,500 人分】 マンホールトイレ　【指定避難所 5 基、指定緊急避難場所 2 基、福祉避難所 2 基】 携帯トイレ　183,000 回分　【避難者 2 日分、帰宅困難者 1 日分】 ※携帯トイレは、1 日 5 回分とする。 （避難者 12,458 人×2 日×5 回＋11,623 人×5 回＝183,000 回）	**□備蓄目標** アルミブランケット　【災害救助従事者 2,000 人、帰宅困難者 11,500 人分】 マンホールトイレ　【指定避難所 5 基、指定緊急避難場所 2 基、福祉避難所 2 基】 携帯トイレ　36,000 回分　【避難者 3 日分、帰宅困難者 1 日分】 ※携帯トイレは、避難所避難者 12,458 人及び帰宅困難者 11,456 人に本市人口（約 16 万 5 千人）に対する下水道被害想定人数 24,308 人の割合を乗じた上で、避難者 3 日分、帰宅困難者 1 日分として、1 日 5 回分とする。
2	71	**『【資料編】「防災備蓄品購入予定表」』参照**	**（新規）**

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	71	（削除）	□備蓄品目 ○浄水装置　○発電機　○炊飯器　○かまどセット　○非常用飲料水袋 ○投光機　○懐中電灯　○防水シート（ブルーシート）　○簡易トイレ ○仮設トイレ　○ＬＥＤパイプライト　○間仕切り　○エアマット ○カセットコンロ　○トイレットペーパー ○移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）等　○テント ○救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）等 ○道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
2	71	**（2）良好な避難所環境整備のための備蓄** 災害関連死防止やプライバシーの確保など、良好な避難所環境を形成するため、簡易ベッドやパーティション等の備蓄を推進する。	（新規）
2	71	なお、飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が実施する応急給水により対応する。	なお、飲料水については、被災水道事業者及び応急水道事業者が実施する応急給水により対応する。
2	73	**（3）化学薬品からの出火防止** 学校、研究所及び事業所等で保有する化学薬品は、地震により棚等からの落下や、容器の破損による出火の危険性が大きいため、これらの安全策を講じるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなどの適切な維持管理をするように指導する。	**（3）化学薬品からの出火防止** 学校、研究所及び事業所等で保有する化学薬品は、地震により棚等から落下したり、容器が破損しての出火の危険性が大きいため、これらの安全策を講じるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなどの適切な維持管理をするように指導する。
2	73	**（4）予防査察の実施** 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 4 条及び第 16 条の 5 の規定に基づき、同法第 10 条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、並びに消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）に掲げる防火対象物等及び危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）に掲げる指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱っている事業所等に立ち入って、当該防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備・欠陥事項について是正指導を行う。 また、高齢者住宅等の住宅防火診断を実施し、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。	**（4）予防査察の実施** 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 4 条及び第 16 条の 5 の規定に基づき、同法第 10 条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、並びに消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）に掲げる防火対象物及び危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）に掲げる指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている事業所等に立ち入って、当該防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備・欠陥事項について是正指導を行う。 また、高齢者住宅の住宅防火診断を実施し、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	75	**（5）消防団の活動体制の充実** 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、処遇の改善や必要な資格の取得など、実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層や女性層をはじめとした幅広い層への入団促進に取り組む。 また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進める。	**（新規）**
2	76	**（3）消防施設、消防車両、資機材の整備** 消防施設の増強とともに、消防車両や救助、救急等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防力の強化充実を図る。	**（3）消防施設、資機材の整備** 消防施設の増強とともに、救助、救急等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防力の強化充実を図る。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	77	**（6）自主防災会への資機材の整備** 本市は、自主防災会へ軽可搬動力ポンプを配備し、自主防災会の消防活動力を強化することにより、地震災害時において消防局等が通常の消防活動を実施することが困難になった場合、自主防災会による迅速な初期消火活動及び地域の実情に合った細やかな対応を図る。	**（6）自主防災会への資機材の整備** 本市は、自主防災会へ軽可搬動力ポンプを配備し、自主防災会の消防活動力を強化することにより、地震災害時において消防局等が通常の消防活動を実施することが困難になった場合、自主防災会によるより迅速な初期消火活動及び地域の実情に合った細やかな対応を図る。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	84		

修正後

□救急告示医療機関（埼玉県指定（朝霞地区4市））　［令和7年7月1日現在］

医療機関名	所在地	電話番号（048）	診療科目	総病床数
朝霞厚生病院	朝霞市浜崎703	473-5005	内・外・消・整・脳・皮・放	85
医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1	466-2055	内・消内・呼内・腎臓内科・循内・小・小外・外・消化器外科・呼外・整・皮・泌・耳・眼・脳・婦・麻・形・リハ・放・精・神内・心療・救急科・緩和ケア内科・歯外・肛外・血液内科・糖尿病内科・乳腺外科・小児泌尿器科・病理診断科	454
朝霞病院	朝霞市溝沼 1333-2	465-1181	精・神	101
医療法人山柳会 あさか相生病院	朝霞市溝沼 3-2-33	467-0016	内・消内・神内・循内・リハ・整・呼内・内分泌内科・乳腺外科・糖尿病内科・肝臓内科・皮・歯	100
医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2	474-7211	内・神内・消内・循内・外・消化器外科・呼外・整・脳・皮・形・小・泌・肛・眼・耳・婦・麻・リハ・救・リウ・放・腎臓内科	402
医療法人向英会 高田整形外科病院	新座市野火止 6-5-20	478-5222	整・形・リハ・内・呼	40
堀ノ内病院	新座市堀ノ内 2-9-31	481-5168	外・整・内・呼内・循内・糖尿病内分泌内科・腎臓内科・神内・乳腺外科・消化器外科・小・皮・泌・リハ・歯・耳・眼・形・精・歯外	199
独立行政法人 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1	462-1101	内・精・神内・呼内・消内・循内・小・外・消化器外科・乳腺外科・整・形・脳神経外科・脳・呼外・小外・皮・泌・産婦・眼・耳・放・内視鏡内科・内視鏡外科・麻・リハ・病理診断科・緩和ケア内科・心血総合診療科・救急科・歯外・腫瘍内科・血液・膠原病内科・腎臓内科・糖尿病内科	550
坪田和光病院	和光市白子 2-12-15	465-5001	整・外・皮・リハ・内・泌・肛・麻	51
医療法人社団武蔵野会 TMG宗岡中央病院	志木市上宗岡 5-14-50	472-9211	内・外・小・整・リハ・泌・脳	100

資料）「埼玉県地域防災計画　資料編」令和7年5月、埼玉県防災会議を基に一部加筆

修正前

□救急告示医療機関（埼玉県指定（朝霞地区4市））　［令和4年4月1日現在］

医療機関名	所在地	電話番号（048）	診療科目	総病床数
朝霞厚生病院	朝霞市浜崎703	473-5005	内・外・消・整・脳・皮・放	85
医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1	466-2055	内・消内・呼内・腎臓内科・循内・小・小外・外・消化器外科・呼外・整・皮・泌・耳・眼・脳外・婦・麻・形・リハ・放・精・神内・心内・救急・緩和ケア内科・歯外・肛外・血液内科・糖尿病内科・乳腺外科・小児泌尿器科	446
医療法人山柳会 塩味病院	朝霞市溝沼 2-4-1	467-0016	内・消内・神内・循内・リハ・整・呼内・内分泌内科・乳腺外科・糖尿病内科・肝臓内科	77
医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2	474-7211	内・神内・消内・循内・外・消化器外科・呼外・整・脳・皮・形・小・泌・肛・眼・耳・婦・麻・リハ・救・リウ・放	402
医療法人向英会 高田整形外科病院	新座市野火止 6-5-20	478-5222	整・形・リハ・内・呼	40
堀ノ内病院	新座市堀ノ内 2-9-31	481-5168	外・整・内・呼内・循内・糖尿病内分泌内科・腎臓内科・神内・乳腺外科・消化器外科・小・皮・泌・リハ・歯・耳・眼・形・精・歯外	199
独立行政法人 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1	462-1101	内・精・神内・呼内・消内・循内・小・外・消化器外科・乳腺外科・整・形・脳内・脳外・呼外・小外・皮・泌・産婦・眼・耳・放・内視鏡内科・内視鏡外科・麻・リハ・病理診断科・緩和ケア内科・心外、総合診療科、救急科、呼吸器外科、歯外、腫瘍内科、血液・膠原病内科	550
坪田和光病院	和光市白子 2-12-15	465-5001	整・外・皮・リハ・内・泌・肛・麻	51
医療法人社団武蔵野会 TMG宗岡中央病院	志木市上宗岡 5-14-50	472-9211	内・外・小・整・リハ・泌	100

資料）「埼玉県地域防災計画　資料編」令和4年3月、埼玉県防災会議

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	84	なお、県の高度救命救急センター、救命救急センター、災害拠点病院、災害時連携病院は以下のとおりである。	なお、県の高度救命救急センター、救命救急センター、災害拠点病院は以下のとおりである。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	84		

□災害拠点病院（埼玉県）　［令和6年4月1日現在］

区分	二次保健医療圏名		医療機関名	病床数	所在地	電話番号
基幹	―	○	川口市立医療センター	539	川口市西新井宿 180	048-287-2525
地域	さいたま	○	自治医科大学附属 さいたま医療センター	628	さいたま市大宮区 天沼町 1-847	048-647-2111
基幹	―	◎	埼玉医科大学総合医療センター	1,063	川越市鴨田 1981	049-228-3400
地域	県央		北里大学メディカルセンター	372	北本市荒井 6-100	048-593-1212
地域	利根	○	埼玉県済生会加須病院	399	加須市上高柳 16番番地	0480-52-3611
地域	北部	○	深谷赤十字病院	474	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
基幹	―	◎	さいたま赤十字病院	638	さいたま市中央区 新都心 1-5	048-852-1111
地域	東部	○	済協医科大学埼玉医療センター	928	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
地域	さいたま	○	さいたま市立病院	637	さいたま市緑区 三室 2460	048-873-4111
地域	西部	○	防衛医科大学校病院	638	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
地域	南部		埼玉県済生会川口総合病院	424	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
地域	西部	○	埼玉医科大学国際医療センター	722	日高市山根 1397-1	042-984-4111
地域	利根		社会医療法人社幸会行田総合病院	520	行田市持田 376	048-552-1111
地域	利根		新久喜総合病院	401	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
地域	南西部	○	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	550	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
地域	東部		草加市立病院	380	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
地域	川越比企		埼玉医科大学病院	965	入間郡毛呂山町 毛呂本郷 38	049-276-2107
地域	さいたま		さいたま市民医療センター	340	さいたま市西区 島根 299-1	048-626-0011
地域	県央		上尾中央総合病院	733	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
地域	利根		羽生総合病院	341	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
地域	さいたま	○ 児	地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	316	さいたま市中央区 新都心 1-2	048-601-2200
地域	南部		戸田中央総合病院	517	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

注1）「医療機関名」欄の「◎」は高度救命救急センター、「○」は救命救急センター、↓
「○児」は小児救命救急センターを示す。

注2）埼玉県医療整備課のホームページを基に作成

□災害拠点病院（埼玉県）　［令和4年4月1日現在］

区分	二次保健医療圏名		医療機関名	病床数	所在地	電話番号
基幹	―	○	川口市立医療センター	539	川口市西新井宿 180	048-287-2525
地域	さいたま	○	自治医科大学附属 さいたま医療センター	628	さいたま市大宮区 天沼町 1-847	048-647-2111
基幹	―	◎	埼玉医科大学総合医療センター	1,063	川越市鴨田 1981	049-228-3400
地域	県央		北里大学メディカルセンター	372	北本市荒井 6-100	048-593-1212
地域	利根	○	埼玉県済生会加須病院	399	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611
地域	北部	○	深谷赤十字病院	474	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
基幹	―	◎	さいたま赤十字病院	638	さいたま市中央区 新都心 1-5	048-852-1111
地域	東部	○	済協医科大学埼玉医療センター	928	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
地域	さいたま	○	さいたま市立病院	637	さいたま市緑区 三室 2460	048-873-4111
地域	西部	○	防衛医科大学校病院	638	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
地域	南部		埼玉県済生会川口総合病院	424	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
地域	西部	○	埼玉医科大学国際医療センター	722	日高市山根 1397-1	042-984-4111
地域	利根		社会医療法人社幸会行田総合病院	520	行田市持田 376	048-552-1111
地域	利根		新久喜総合病院	401	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
地域	南西部	○	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	550	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
地域	東部		草加市立病院	380	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
地域	川越比企		埼玉医科大学病院	965	入間郡毛呂山町 毛呂本郷 38	049-276-2107
地域	さいたま		さいたま市民医療センター	340	さいたま市西区 島根 299-1	048-626-0011
地域	県央		上尾中央総合病院	733	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
地域	利根		羽生総合病院	341	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
地域	さいたま	○ 児	地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	316	さいたま市中央区 新都心 1-2	048-601-2200
地域	南部		戸田中央総合病院	517	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

注）「医療機関名」欄の「◎」は高度救命救急センター、「○」は救命救急センター、↓
「○児」は小児救命救急センターを示す。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>2</td><td>85</td><td>□災害時連携病院（南西部医療圏のみ）　［令和7年4月1日現在］
<table>
<tr><th>医療機関名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>医療法人社団武蔵野会　TMG あさか医療センター</td><td>朝霞市溝沼 1340-1</td><td>048-466-2055</td></tr>
<tr><td>医療法人社団武蔵野会　新座志木中央総合病院</td><td>新座市東北 1-7-2</td><td>048-474-7211</td></tr>
<tr><td>ふじみの救急病院</td><td>三芳町北永井 997-5</td><td>049-274-7666</td></tr>
<tr><td>医療法人財団明理会　イムス富士見総合病院</td><td>富士見市大字鶴馬 1967-1</td><td>049-251-3060</td></tr>
<tr><td>医療法人社団明芳会　イムス三芳総合病院</td><td>三芳町藤久保 974-3</td><td>049-258-2323</td></tr>
</table></td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>89</td><td>市は、令和2年度から施設ごとの具体的な施設利用計画の策定を進めており、策定した計画は施設管理者等の意見を踏まえ、適宜見直す。</td><td>市は、令和2年度から施設ごとの具体的な施設利用計画の策定を進めており、策定した計画は適宜見直すこととする。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>89</td><td>避難所運営は、災害規模が大きくなればなるほど、市職員の派遣は困難となり、被災者のニーズ把握が困難となる。
市は、発災当初は主体となって実施し、避難が中・長期化する場合には、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう支援を行うことについて、出前講座や防災訓練、HUG訓練、防災組織連絡協議会等の機会を捉え、周知･啓発する。</td><td>避難所運営は、災害規模が大きくなればなるほど、市職員の派遣は困難となり、被災者のニーズ把握が困難となる。
市は、原則、地域住民が主体的に避難所運営を行うことについて、出前講座や防災訓練、HUG訓練、防災組織連絡協議会等の機会を捉え、周知･啓発する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>90</td><td>**本市からは、毎日約52,500人の市民が市外に通勤・通学しており、～**</td><td>**本市からは、毎日約55,500人の市民が市外に通勤・通学しており、～**</td></tr>
<tr><td>2</td><td>90</td><td>**（2）帰宅困難者数の把握**
本市から市外に就業・通学している人は、約 52,200 人であるが、そのうち県外に就業・通学している人は約 34,000 人となっている（令和 2 年国勢調査の結果より）。</td><td>**（2）帰宅困難者数の把握**
本市から市外に就業・通学している人は、約 55,500 人であるが、そのうち県外には約 37,200 人、その中で都内に就業・通学している人は、約 35,500 人となっている。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>90</td><td>**（1）地域の災害対応力の低下**
約 52,200 人の新座市民が帰宅できなくなる可能性があることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。</td><td>**（1）地域の災害対応力の低下**
約 11,600 人の新座市民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>91</td><td>**（3）都内帰宅困難者**
本市から県外に就業・通学している人のうち、ほとんどが都内に就業・通学していることから、帰宅困難者となる新座市民 32,618 人の大部分は都内で帰宅困難となると考えられるが、都内全体では約 650 万人が帰宅困難にな</td><td>**（3）都内帰宅困難者**
本市から県外に就業・通学している人のうち、ほとんどが都内に就業・通学していることから、帰宅困難者となる新座市民約 11,600 人の大部分は都内で帰宅困難となると考えられるが、都内全体では約 650 万人が帰宅困難に</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
		るものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。	なるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。
2	91	**７．３ 帰宅困難者への啓発等** **【 危機管理室、県 】**	**７．３ 帰宅困難者への啓発等** **【 危機管理室 】**
2	91	**（4）徒歩帰宅の心得７カ条** 県が広報している、大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得７カ条」の普及を図る。	**（4）徒歩帰宅の心得７カ条** 大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得７カ条」の普及を図る。
2	92	**（8）帰宅困難者への一時滞在施設の確保** 地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設としての公共施設の活用や、一時滞在施設として民間施設を活用するための協定締結を検討する。また、一時滞在施設において、必要に応じ飲料水、食料等を提供するものとし、必要な物資の備蓄等、その体制整備に努める。 なお、帰宅困難者の一時滞在施設の開設に当たっては、緊急初動職員の動員により実施する。	**（8）帰宅困難者への一時滞在施設の確保** 地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設としての公共施設の活用や、一時滞在施設として民間施設を活用するための協定締結を検討する。また、一時滞在施設において、必要に応じ飲料水、食料等を提供するものとし、必要な物資の備蓄等、その体制整備に努める。 （新規）
2	93	本市の緊急輸送道路の確保は、以下の方策をもって推進する。	本市の緊急輸送路の確保は、以下の方策をもって推進する。
2	93	以下に本市指定の緊急輸送道路の選定基準及び指定した緊急輸送道路を示す。	以下に本市指定の緊急輸送道路の選定基準及び指定した緊急指定道路を示す。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前

2 / 94

修正後

□本市指定の緊急輸送道路

路線名	指定区間
国道254号	新座市全域
国道463号	新座市全域
主要地方道　さいたま東村山線	新座市全域
主要地方道　保谷志木線	新座市全域
一般県道　川越新座線	新座市全域
一般県道　東京朝霞線	新座市全域
市道第1号線	新座中央通り、平林寺大門通り、並木産業スマイルロード
市道第2号線	東北通り
市道第5号線	水道道路
市道第7号線	産業道路
市道第8号線	陣屋通り
市道第9号線	市場坂通り
市道第113号線	富士見新道、馬喰橋通り
市道第117号線	関越側道（新座消防署～馬場運動場） 黒目川沿い（馬場運動場～大橋）

修正前

□本市指定の緊急輸送道路

路線名	指定区間
国道254号	新座市全域
国道463号	新座市全域
主要地方道　さいたま東村山線	新座市全域
主要地方道　保谷志木線	新座市全域
一般県道　川越新座線	新座市全域
一般県道　東京朝霞線	新座市全域
市道第1号線	新座中央通り、平林寺大門通り
市道第2号線	東北通り
市道第5号線	水道道路
市道第7号線	産業道路
市道第8号線	陣屋通り
市道第9号線	市場坂通り
市道第113号線	富士見新道、馬喰橋通り
市道第117号線	関越側道（新座消防署～馬場運動場） 黒目川沿い（馬場運動場～大橋）
市道第118号線	サンライズストリート
市道第5101号線	市立第四小学校前通り

2 / 95

修正後

□県指定緊急輸送道路（新座市関連）

区分	基準	該当道路
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	○関越自動車道 ○国道254号 ○国道463号
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	○国道254号 ○主要地方道　さいたま東村山線 （国道254号との交点～都県境） ○一般県道　東京朝霞線
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	○主要地方道　保谷志木線 ○市道第1号線 （新座警察署～新座市役所） ○市道第3001号線～3005号線 ○市道第3058号線 ○市道第5028号線 （国道254号との交点～日本運輸倉庫㈱の経路） ○川越新座線 （国道254号線との交点～新座柳瀬高等学校） ○練馬所沢線（今後指定予定）

修正前

□県指定緊急輸送道路（新座市関連）

区分	基準	該当道路
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	○関越自動車道 ○国道254号 ○国道463号
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	○国道254号 ○主要地方道　さいたま東村山線 （国道254号との交点～都県境） ○一般県道　東京朝霞線
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	○主要地方道　保谷志木線

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>2</td><td>97</td><td>○市の施設
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>敷地面積（㎡）</th></tr><tr><td>殿山運動場</td><td>堀ノ内3-4-16</td><td>11,991</td></tr><tr><td>大和田運動場（STECフィールド大和田）</td><td>大和田3-8</td><td>6,376</td></tr><tr><td>野火止運動場</td><td>野火止4-2-5</td><td>13,351</td></tr></table>○協定による民間の施設
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>敷地面積（㎡）</th></tr><tr><td>株式会社ホープ　第２資材置場</td><td>馬場1-1</td><td>約9,000</td></tr></table></td><td>○市の施設
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>面積（㎡）</th></tr><tr><td>殿山運動場</td><td>堀ノ内3-4-16</td><td>約10,200</td></tr><tr><td>大和田運動場（STECフィールド大和田）</td><td>大和田3-8</td><td>約 5,200</td></tr><tr><td>野火止運動場</td><td>野火止4-2-5</td><td>約10,000</td></tr><tr><td>（仮称）大和田多目的運動場
（令和5年度供用開始予定）</td><td>大和田3-11</td><td>約 9,900</td></tr></table>○協定による民間の施設
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>面積（㎡）</th></tr><tr><td>株式会社ホープ　第２資材置場</td><td>馬場1-1</td><td>約9,000</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>2</td><td>97</td><td>（2）仮置場の容量と推定される廃棄物量の関係
市域で最大震度 6 強の揺れが想定される新座市直下の地震時の災害廃棄物量は、最大で 753,215 トン、それに必要な保管容量は 640,767 ㎥と想定される。
一方、本市が予定している仮置場の合計面積は約 40,700 ㎡であるので、一時保管許容量は、『仮置場面積×有効面積率（0.5）×積み上げ高さ（4m）』により、約 81,400 ㎥となる。このため、想定される災害廃棄物量は、本市の保管許容量を大幅に超えている。</td><td>（2）仮置場の容量と推定される廃棄物量の関係
市域で最大震度 6 強の揺れが想定される新座市直下の地震時の災害廃棄物量は、最大で 503,323 トン、819,278 ㎥と想定される。
一方、本市が予定している仮置場の合計面積は約 44,300 ㎡であるので、一時保管許容量は、『仮置場面積×有効面積率（0.5）×積み上げ高さ（4m）』により、約 88,600 ㎥となる。このため、想定される災害廃棄物量は、本市の保管許容量を大幅に超えている。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>97</td><td>（3）災害廃棄物処理計画の整備
平時の備え（体制整備等）や発生した災害廃棄物を適切かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項を取りまとめた、災害廃棄物処理計画を令和 6 年度に策定した。

具体的には、災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等について示されており、実効性の確保に努める。</td><td>（3）災害廃棄物処理計画の策定
本市自らが被災することを想定し、平時の備え（体制整備等）や発生した災害廃棄物を適切かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項と取りまとめた、災害廃棄物処理計画の策定を進める。
具体的には、災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等について示すものとする。</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	98	**（1）応急仮設住宅用地の選定** 本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保する。そのため、以下に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、より多くの建設に適当な予定地を選定しておく。	**（1）応急仮設住宅用地の選定** 本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保するものとする。そのため、以下に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、建設に適当な予定地を選定する。
2	103	ひとたび	一たび
2	107	**大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって、防災関係機関の活動が遅れたり、活動が阻害されたりすることが予想される。**	**大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって、防災関係機関の活動が遅れたり、活動が阻害されることが予想される。**
2	108	**① 組織編成** 標準的な自主防災会の組織編成はおおむね次のとおりである。	**① 組織編成** 標準的な自主防災会の組織編成は次のとおりである。
2	108	**② 活動内容** 自主防災会の活動内容の基本はおおむね次のとおりである。	**② 活動内容** 自主防災会の活動内容の基本は次のとおりである。
2	109	**② 自主防災会の育成促進** 本市は、自主防災会の育成の促進を目的として、防災講演会や研修会を開催するとともに、「自主防災会の手引き」等のパンフレットを配布し、自主防災会の活動の重要性や役割を啓発する。	**② 自主防災会の育成促進** 本市は、自主防災会の育成の促進を目的として、防災講演会や研修会を開催するとともに、「自主防災会の手引き」等のパンフレットを作成・配布し、自主防災会の活動の重要性や役割を啓発する。
2	113	**災害が発生した場合、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、適切な避難行動をとることが難しく、実際に、過去の災害においては要配慮者が多数の被害を受けている例がある。** **このため、超高齢社会、国際化社会に対応し、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策について、デジタル技術を活用し、積極的に推進する。**	**災害が発生した場合、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、適切な避難行動をとることが難しく、実際に、近年の災害においては要配慮者が多数の被害を受けている例がある。** **このため、超高齢社会、国際化社会に対応し、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を積極的に推進するものとする。**
2	116	**□個別避難計画に定める内容**	**□個別避難計画に定めることが望ましい内容**

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	116	**⑤ 個別避難計画の実行性確保** 本市は、避難支援等関係者などの協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制を整備し、要支援者と具体的な打合せをするなど、個別避難計画の実効性の確保に努める。	（新規）
2	116	**⑥ 避難支援等関係者の役割**	**⑤ 避難支援等関係者の役割**
2	116	**（2）要配慮者の支援体制の普及・啓発** 本市が作成した「新座市避難行動要支援者支援ガイド（令和 7 年 4 月改訂）」を活用し、避難行動要支援者の支援体制について、普及・啓発を図る。	**（2）要配慮者の支援体制の普及・啓発** 本市が作成した「新座市避難行動要支援者支援ガイド（令和 4 年 4 月改定）」を活用し、避難行動要支援者の支援体制について、普及・啓発を図る。
2	117	本市は、社会福祉施設等における防災力の向上に必要な対策について助言する。	本市は、社会福祉施設等における防災力の向上に必要な対策について指導する。
2	117	**（1）震災対策計画の策定** 施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な地震の発生を想定した震災対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員、入所者及び通所者への周知徹底を図るものとし、本市は、これを助言する。	**（1）震災対策計画の策定** 施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な地震の発生を想定した震災対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員、入所者及び通所者への周知徹底を図るものとし、本市は、これを指導する。
2	118	**③ 施設間の相互支援システムの確立** 市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合には、入所者及び通所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員をサポートさせるなど、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。	**③ 施設間の相互支援システムの確立** 市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合には、入所者及び通所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。
2	118	**（2）情報伝達体制の整備** 市は、社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。	**（2）情報伝達体制の整備** 社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。
2	119	本市には、令和 7 年 8 月 1 日現在 5,300 人の外国人が居住しているため、市内に在住する外国人の安全確保に必要な対策の推進に努めるとともに、外	本市には、令和 4 年 9 月 1 日現在 3,875 人の外国人が居住しているため、市内に在住する外国人の安全確保に必要な対策の推進に努めるとともに、外

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
		国人旅行者の安全確保にも努める。	国人旅行者の安全確保にも努める。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>2</td><td>125</td><td>
□活動体制と配備基準
<table>
<tr><th colspan="2">活動体制</th><th>配備基準</th><th>活動内容</th><th>配備人員</th><th>警戒本部</th><th>災対本部</th></tr>
<tr><td rowspan="2">警戒体制</td><td>1号配備</td><td>○原則として市域に震度5弱の地震が発生したとき
○その他、市長が必要と認めたとき</td><td>災害の要因が発生した場合、主に情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制</td><td>・指定する幹部職員
・各班の中で指定する所属の職員</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>2号配備</td><td>○原則として市域に震度5強の地震が発生したとき
○その他、市長が必要と認めたとき</td><td>災害が発生した場合に、主に被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制</td><td>・幹部職員全員
・１号配備人員に加えて、各所属においてあらかじめ指定する職員</td><td>○</td><td>×</td></tr>
<tr><td colspan="2">非常体制</td><td>○原則として市域に震度6弱以上の地震が発生したとき
○その他、市長が必要と認めたとき</td><td>対策本部の全職員を動員し、本市の組織及び機能の全てを挙げて、救助その他の応急対策を推進する体制</td><td>全職員</td><td>×</td><td>○</td></tr>
</table>
</td><td>
□活動体制と配備基準
<table>
<tr><th colspan="2">活動体制</th><th>配備基準</th><th>活動内容</th><th>配備人員</th><th>災対本部設置</th></tr>
<tr><td rowspan="2">警戒体制</td><td>1号配備</td><td>○原則として市域に震度5弱の地震が発生したとき
○その他、市長が必要と認めたとき</td><td>災害の要因が発生した場合、主に情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制</td><td>・指定する幹部職員
・各班の中で指定する所属の職員</td><td>×</td></tr>
<tr><td>2号配備</td><td>○原則として市域に震度5強の地震が発生したとき
○その他、市長が必要と認めたとき</td><td>災害が発生した場合に、主に被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制</td><td>・幹部職員全員
・１号配備人員に加えて、各所属においてあらかじめ指定する職員</td><td>×</td></tr>
<tr><td colspan="2">非常体制</td><td>○原則として市域に震度6弱以上の地震が発生したとき
○その他、市長が必要と認めたとき</td><td>対策本部の全職員を動員し、本市の組織及び機能の全てを挙げて、救助その他の応急対策を推進する体制</td><td>全職員</td><td>○</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2</td><td>125</td><td>
・震度4の地震及び長周期地震動階級３以上の発生に際しては、「特別待機班※」が対応する。「特別待機班」は、市役所庁舎に自主参集し、県災害オペレーション支援システム等から防災情報の確認、消防局、警察等の関係機関から被災情報の有無の確認を行う。
　なお、長周期地震動階級３以上の発生時には、被害状況に応じ、活動体制への移行を検討する。
※「特別待機班」は危機管理室で組織し、情報収集を目的とする。
・閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合、緊急時初動マニュアルに基づき、市職員はあらかじめ指定された指定緊急避難場所、市役所庁舎又は施設に自主参集する。
</td><td>
震度4の地震及び長周期地震動階級３以上の発生に際しては、危機管理室で組織する「特別待機班」が対応する。「特別待機班」は、「市役所庁舎」に自主参集し、県災害オペレーション支援システム等から防災情報の確認、消防局、警察等の関係機関から被災情報の有無の確認を行う。
　なお、長周期地震動階級３以上の発生時には、被害状況に応じ、活動体制への移行を検討する。
</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	126	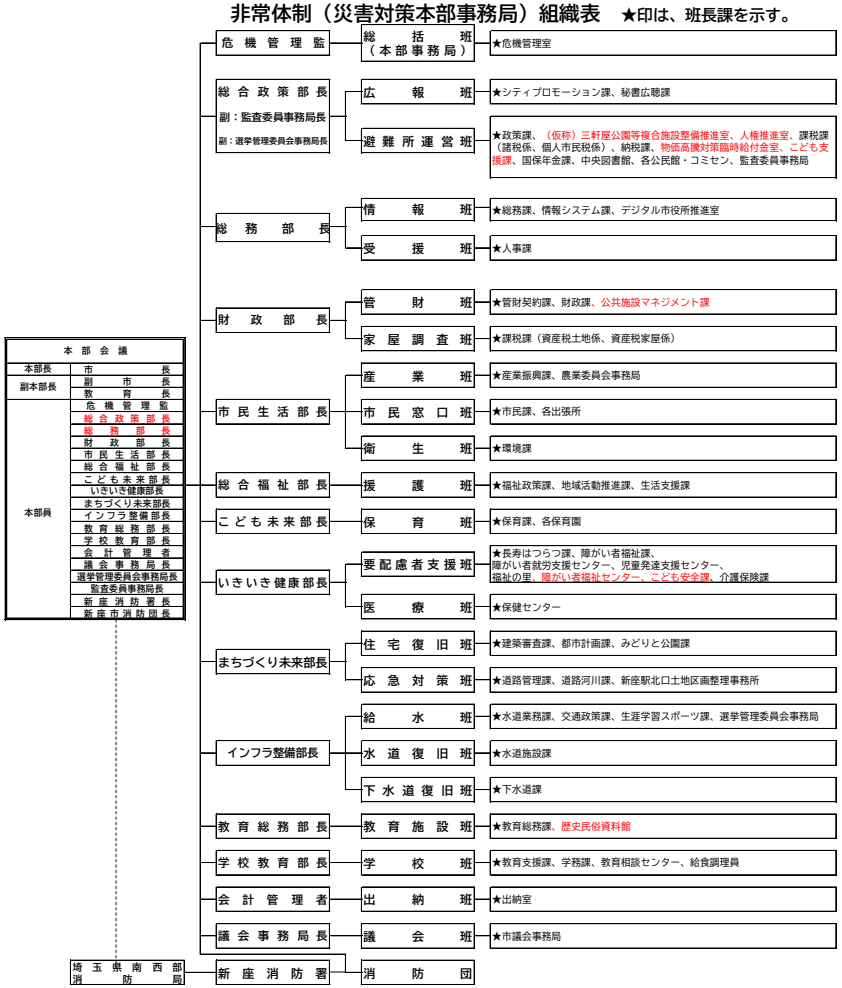	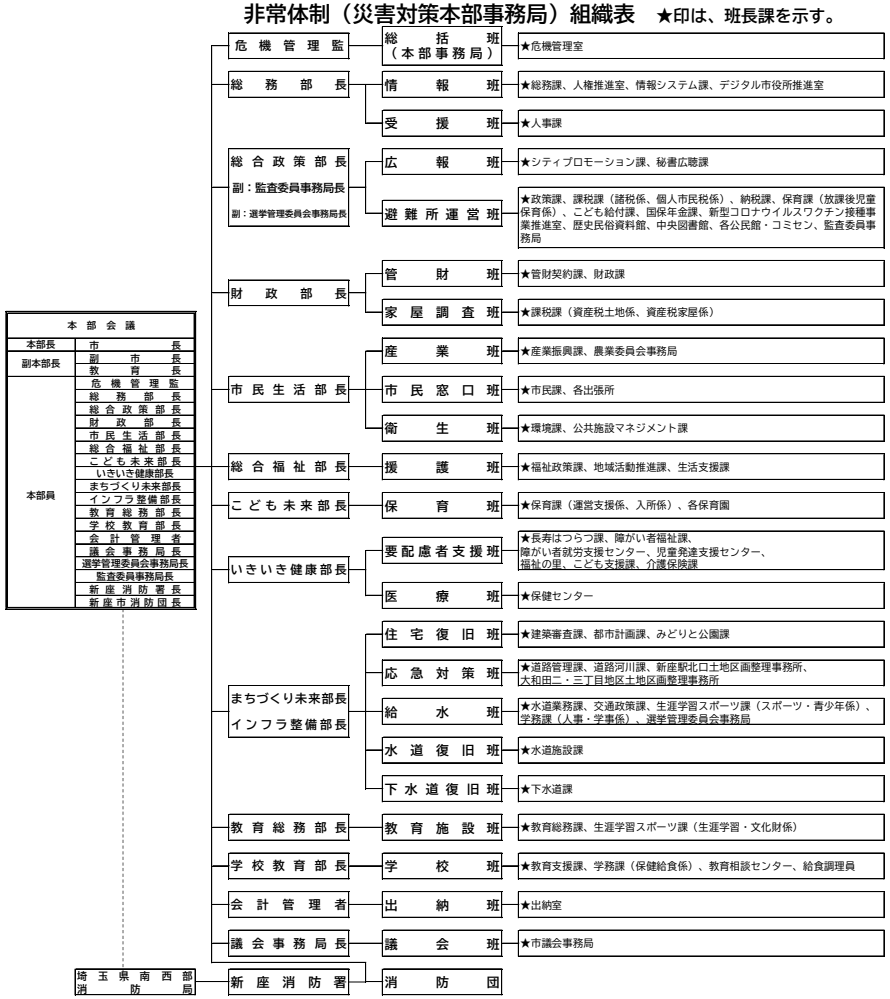

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	128		

修正後

□災害対策本部事務局の事務分掌（その１）　［令和7年4月現在］

	職名	事務分掌
本部長	市長	1　防災体制、避難情報発令並びに災害対策本部の開設及び閉鎖の決定 2　災害対策活動に関する重要事項や活動方針の決定 3　本部員会議及び本部事務局の統轄及び職員の指揮監督
副本部長	副市長 教育長	1　本部長の補佐 2　本部長に事故があるときの職務の代理
本部員	危機管理監 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 総合福祉部長 こども未来部長 いきいき健康部長 まちづくり未来部長 インフラ整備部長 教育総務部長 学校教育部長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 新座消防署長 新座市消防団長	1　収集された災害情報に基づく各班の災害対策活動方針の検討 2　本部員会議における決定事項の命令指揮 3　現地等における指揮監督

班名		担当部署	事務分掌
危機管理監	総括班	危機管理室	1　防災体制の検討 2　本部員会議及び災害対策本部事務局の設置検討及び設置 3　本部員会議の運営 4　各班の総合調整及び連絡 5　気象情報の収集伝達 6　避難情報発令の検討 7　避難場所の開設・統廃合の検討 8　防災行政無線等の運用・管理 9　消防団への出動要請及び状況の把握 10　消防、警察その他防災関係機関との連絡調整 11　災害情報・被害状況の総括取りまとめ 12　応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめ 13　県災対本部への報告 14　県、市町村及び防災関係機関との連絡調整及び協力・応援要請 15　自衛隊への災害派遣要請 16　災害救助法の適用申請
総合政策部長 副監査委員事務局長 副選挙管理委員会事務局長	広報班	シティプロモーション課 秘書広聴課	1　市民、来訪者、帰宅困難者への避難情報の伝達 2　市民、来訪者、帰宅困難者への災害情報の広報 3　被災者への生活再建に関する情報の広報 4　報道機関に対する発表 5　報道機関との連絡調整、情報交換及び報道要請 6　関係防災機関との広報調整 7　被害写真の取りまとめ 8　視察者及び見舞者の応接
	避難所運営班	政策課 （仮称）三軒屋公園等複合施設整備推進室 人権推進室 課税課（諸税係、個人市民税係） 納税課 こども支援課 国保年金課 中央図書館 各公民館・コミセン 監査委員事務局	1　避難場所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ 2　統廃合決定後の撤収 3　地区防災拠点活動
総務部長	情報班	総務課 情報システム課 デジタル市役所推進室	1　災害情報・被害状況・帰宅困難者発生状況等の収集 2　各班からの情報集約 3　情報の分類・整理・周知 4　災害対策本部員会議及び災害対策本部事務局の活動の記録 5　情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧 6　通信連絡体制の確保 7　警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応
	受援班	人事課	1　市職員及びその家族の安否確認 2　市職員の参集状況の管理 3　各班の人的・物的資源状況の取りまとめ 4　県受援本部及び県朝霞支部等との調整 5　応援団体との調整 6　応援団体への支援 7　各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ 8　警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応

修正前

□災害対策本部事務局の事務分掌（その１）　［令和4年4月現在］

	職名	事務分掌
本部長	市長	1　防災体制、避難情報発令並びに災害対策本部の開設及び閉鎖の決定 2　災害対策活動に関する重要事項や活動方針の決定 3　本部員会議及び本部事務局の統轄及び職員の指揮監督
副本部長	副市長 教育長	1　本部長の補佐 2　本部長に事故あるときの職務の代理
本部員	危機管理監 総務部長 総合政策部長 財政部長 市民生活部長 総合福祉部長 こども未来部長 いきいき健康部長 まちづくり未来部長 インフラ整備部長 会計管理者 教育総務部長 学校教育部長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 新座消防署長 新座市消防団長	1　収集された災害情報に基づく各班の災害対策活動方針の検討 2　本部員会議における決定事項の命令指揮 3　現地等における指揮監督

班名		担当部署	事務分掌
危機管理監	総括班	危機管理室	1　防災体制の検討 2　本部員会議及び本部事務局の設置検討及び設置 3　本部員会議の運営 4　各班の総合調整及び連絡 5　気象情報の収集伝達 6　避難情報の発令の検討 7　避難所の開設及び統廃合の検討 8　防災行政無線等の運用・管理 9　消防団への出動要請及び状況の把握 10 災害情報・被害状況の総括取りまとめ 11 応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめ 12 県災対本部への報告 13 消防、警察その他防災関係機関との連絡調整 14 県、市町村及び防災関係機関との連絡調整及び協力・応援要請 15 自衛隊への災害派遣要請 16 災害救助法の適用申請
総務部長	情報班	総務課 人権推進室 情報システム課 デジタル市役所推進室	1　災害情報・被害状況・帰宅困難者発生状況等の収集 2　各班からの情報集約 3　情報の分類・整理・周知 4　本部員会議及び本部事務局の活動の記録 5　情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧 6　通信連絡体制の確保 7　警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応
	受援班	人事課	1　市職員及びその家族の安否確認 2　市職員の参集状況の管理 3　各班の人的・物的資源状況の取りまとめ 4　各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ 5　応援団体との調整 6　応援団体への支援 7　県受援本部及び県朝霞支部等との調整 8　警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応
副総合政策部長 副監査委員事務局長 副選挙管理委員会事務局長	広報班	シティプロモーション課 秘書広聴課	1　市民、来訪者、帰宅困難者への避難情報の伝達 2　市民、来訪者、帰宅困難者への災害情報の広報 3　被災者への生活再建に関する情報の広報 4　報道機関に対する発表 5　報道機関との連絡調整、情報交換及び報道要請 6　関係防災機関との広報調整 7　視察者及び見舞者の応接
	避難所運営班	政策課 課税課（諸税係、個人市民税係） 納税課 保育課（放課後児童保育係） こども給付課 国保年金課 新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室 歴史民俗資料館 中央図書館 各公民館・コミセン 監査委員事務局	1　避難所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ 2　統廃合決定後の撤収 3　避難所状況の把握、報告 4　地区防災拠点活動

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	129		

修正後

□災害対策本部事務局の事務分掌（その２）　［令和7年4月現在］

班名		担当部署	事務分掌
財政部長	管財班	管財契約課 財政課 公共施設マネジメント課	1　本部員会議及び災害対策本部事務局の設置 2　救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達 3　車両の管理、調達及び配車 4　市有建築物等の被害状況把握及び応急修理 5　ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請 6　災害対策関係予算及び資金の管理 7　国・県等への補助金等の申請
	家屋調査班	課税課 （資産税土地係、資産税家屋係）	1　住家等の被害概況確認 2　住家等の被害認定調査
市民生活部長	産業班	産業振興課 農業委員会事務局	1　帰宅困難者対策 2　農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策 3　商工業関係の被害状況把握、復旧対策 4　市内パトロール 5　被災農家及び中小企業関係の融資 6　家畜の防疫
	市民窓口班	市民課 各出張所	1　市民の相談対応 2　来庁者の対応、誘導 3　安否確認対応及び市民の安否情報の収集 4　電話交換業務 5　被災者生活再建支援制度に関する窓口業務及び申請関連業務 6　罹災証明書発行業務
	衛生班	環境課	1　し尿処理 2　ごみ処理 3　災害廃棄物処理 4　動物愛護対策 5　そ族昆虫駆除
総合福祉部長	援護班	福祉政策課 地域活動推進課 生活支援課	1　食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送 2　遺体（死体）の捜索、収容及び埋葬（火葬） 3　行旅病人及び行旅死亡人の取扱い 4　ボランティアセンターの開設及び活動計画の作成 5　ボランティア、労務者の受入れ体制の整備 6　ボランティア、労務者の派遣状況の把握 7　外国人への支援 8　被災者の生活再建
こども未来部長	保育班	保育課 各保育園	1　避難、救護及び保護者引渡し 2　被害状況の把握、応急復旧 3　園児・職員の健康管理 4　応急保育 5　保育園再開に向けた対応
いきいき健康部長	要配慮者支援班	長寿はつらつ課 障がい者福祉課 障がい者就労支援センター 児童発達支援センター 福祉の里 障がい者福祉センター こども安全課 介護保険課	1　避難行動要支援者の安否確認及び避難支援 2　被災者の避難場所への誘導 3　要配慮者利用施設の被害状況の把握 4　福祉避難所の開設・運営 5　福祉避難所への移送
	医療班	保健センター	1　医療救護状況の把握 2　医療関係機関の被害状況の把握 3　医療救護所の設置 4　関係医療機関との連絡調整 5　防疫、保健衛生 6　食品衛生 7　要配慮者への医療支援 8　医療相談対応

修正前

□災害対策本部事務局の事務分掌（その２）　［令和4年4月現在］

班名		担当部署	事務分掌
財政部長	管財班	管財契約課 財政課	1　庁舎、その他市有建築物の被害状況の把握及び応急修理 2　本部員会議及び本部事務局の設置 3　救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達 4　車両の管理、調達及び配車 5　ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請 6　災害対策関係予算及び資金の管理 7　国・県等への補助金等の申請
	家屋調査班	課税課 （資産税土地係、資産税家屋係）	1　住家等の被害認定調査
市民生活部長	産業班	産業振興課 農業委員会事務局	1　農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策 2　商工業関係の被害状況把握、復旧対策 3　被災農家及び中小企業関係の融資 4　家畜の防疫 5　帰宅困難者対策 6　市内パトロール
	市民窓口班	市民課 各出張所	1　市民の相談対応 2　来庁者の対応、誘導 3　安否確認対応及び市民の安否情報の収集 4　電話交換業務 5　被災者生活再建支援制度に関する窓口業務及び申請関連業務 6　罹災証明書発行業務
	衛生班	環境課 公共施設マネジメント課	1　し尿処理 2　ごみ処理 3　災害廃棄物処理 4　動物愛護対策 5　そ族昆虫駆除
総合福祉部長	援護班	福祉政策課 地域活動推進課 生活支援課	1　食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送 2　行旅病人及び行旅死亡人の取扱い 3　遺体の捜索、収容及び埋葬（火葬） 4　ボランティアセンターの開設及び活動計画の作成 5　ボランティア、労務者の受入れ体制の整備 6　ボランティア、労務者の派遣状況の把握 7　外国人への支援
こども未来部長	保育班	保育課（運営支援係、入所係） 各保育園	1　園児の避難、救護及び保護者引渡し 2　保育施設の被害状況の把握、応急復旧 3　園児・職員の健康管理 4　応急保育 5　保育園再開に向けた対応
いきいき健康部長	要配慮者支援班	長寿はつらつ課 障がい者福祉課 障がい者就労支援センター 児童発達支援センター 福祉の里 こども支援課 介護保険課	1　避難行動要支援者の安否確認及び避難支援 2　被災者の避難場所への誘導 3　要配慮者利用施設の被害状況の把握 4　福祉避難所の開設・運営 5　福祉避難所の受入れ及び移送に関する調整 6　緊急体制下における要配慮者利用施設への情報伝達
	医療班	保健センター	1　医療救護需要の把握 2　医療機関の被害状況の把握 3　医療救護所の設置 4　関係医療機関との連絡調整 5　防疫、保健衛生 6　食品衛生 7　要配慮者への医療支援 8　医療相談対応

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	130		

修正後

□災害対策本部事務局の事務分掌（その３）　［令和7年4月現在］

班名		担当部署	事務分掌
まちづくり未来部長	住宅復旧班	建築審査課 都市計画課 みどりと公園課	1　公園の被害状況の把握、応急復旧 2　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等危険箇所又は被災箇所の現地確認及び警戒区域の設定 3　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 4　住家の応急修理 5　住家内外の障害物の除去 6　野外避難所の設営及び管理 7　応急仮設住宅に関する国、県との調整 8　応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理 9　応急仮設住宅としての民間建築物の調達 10　復興まちづくりに関すること
	応急対策班	道路管理課 道路河川課 新座駅北口土地区画整理事務所	1　道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、応急復旧 2　市街地の排水対策 3　警戒区域の設定 4　緊急輸送道路の確保 5　土木建設業者等との連絡調整
インフラ整備部長	給水班	水道業務課 交通政策課 生涯学習スポーツ課 選挙管理委員会事務局	1　応急給水 2　飲料水の調達、管理
	水道復旧班	水道施設課	1　水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2　給水源の確保 3　水道工事店等との連絡調整
	下水道復旧班	下水道課	1　下水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2　市街地の排水対策 3　土木建設業者等との連絡調整
教育総務部長	教育施設班	教育総務課 歴史民俗資料館	1　教育施設の被害状況の把握、応急復旧（放課後児童保育室含む。） 2　文化財の被害状況の把握、応急復旧
学校教育部長	学校班	教育支援課 学務課 教育相談センター 給食調理員	1　児童、生徒及び教職員の被災状況の把握 2　児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し 3　学校再開に向けた対応 4　応急教育 5　避難場所運営支援 6　教育相談と健康管理 7　被災児童、生徒への学用品等の支給 8　炊き出し、衛生管理
会計管理者	出納班	出納室	1　災害対策関係予算に関する出納 2　義援金品の受付・管理
議会事務局長	議会班	市議会事務局	1　新座市議会議員の安否確認 2　新座市議会議員からの情報集約 3　新座市議会議員への情報提供 4　新座市議会災害対策支援本部の事務補助

修正前

□災害対策本部事務局の事務分掌（その３）　［令和4年4月現在］

まちづくり未来部長 インフラ整備部長	住宅復旧班	建築審査課 都市計画課 みどりと公園課	1　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 2　住家の応急修理 3　住家内外の障害物の除去 4　公園の被害状況の把握、応急復旧 5　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等危険箇所又は被災箇所の現地確認及び警戒区域の設定 6　野外避難所の設営及び管理 7　応急仮設住宅に関する国、県との調整 8　応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理 9　応急仮設住宅としての民間建築物の調達 10　復興まちづくりに関すること
	応急対策班	道路管理課 道路河川課 新座駅北口土地区画整理事務所 大和田二・三丁目地区 土地区画整理事務所	1　道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、応急復旧 2　市街地の排水対策 3　警戒区域の設定 4　緊急輸送道路の確保 5　土木建設業者等との連絡調整
	給水班	水道業務課 交通政策課 生涯学習スポーツ課 （スポーツ・青少年係） 学務課（人事・学事係） 選挙管理委員会事務局	1　応急給水 2　飲料水の調達、管理
	水道復旧班	水道施設課	1　水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2　給水源の確保 3　水道工事店等との連絡調整
	下水道復旧班	下水道課	1　下水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2　市街地の排水対策 3　土木建設業者等との連絡調整
班名		担当部署	事務分掌
教育総務部長	教育施設班	教育総務課 生涯学習スポーツ課 （生涯学習・文化財係）	1　教育施設の被害状況の把握、応急復旧（放課後児童保育室含む。） 2　文化財の被害状況の把握、応急復旧
学校教育部長	学校班	教育支援課 学務課（保健給食係） 教育相談センター 給食調理員	1　児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し 2　児童、生徒及び教職員の被災状況の把握 3　児童、生徒及び教職員の健康管理 4　児童、生徒の教育相談 5　学校再開に向けた対応 6　応急教育 7　避難所運営支援 8　被災児童、生徒への学用品等の支給 9　炊き出し、衛生管理
会計管理者	出納班	出納室	1　災害対策関係予算に関する出納 2　義援金の受付・管理
議会事務局長	議会班	市議会事務局	1　新座市議会災害対策支援本部事務の補助 2　新座市議会災害対策支援本部の情報等の取りまとめ

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	130	□災害対策本部事務局の事務分掌（その４）　［令和7年4月現在］	□災害対策本部事務局の事務分掌（その４）　［令和4年4月現在］

修正後

班名等	事務分掌
消防団	1　管轄区域又は隣接地区における災害防御活動 2　人命の救出及び救助 3　被災者の避難誘導 4　避難経路等の障害物の除去 5　危険物等の措置 6　排水活動並びに給水活動の協力 7　被災者の救出、安否不明者等の捜索 8　被災情報の収集、「情報班」へ伝達 9　その他災害防御に必要な活動
埼玉県南西部消防局	1　庁舎の保全 2　本部の設置・運営 3　市災対本部及び関係機関との連絡・調整 4　情報の収集・伝達 5　警防活動方針の決定 6　消防職員の動員及び消防団との連絡調整 7　消火活動の実施 8　救急・救助活動の実施 9　消防隊等の補強及び編成 10　警戒区域の設定 11　応急救護所の設置

修正前

班名等	事務分掌
消防団	1　管轄区域又は隣接地区における災害防御活動 2　人命の救出及び救助 3　被災者の避難誘導 4　避難経路等の障害物の除去 5　危険物等の措置 6　排水活動並びに給水活動の協力 7　死者及び行方不明者の捜索 8　被災情報の収集、「情報班」へ伝達 9　その他災害防御に必要な活動
埼玉県南西部消防局	1　庁舎の保全 2　本部の設置・運営 3　市災対本部及び関係機関との連絡・調整 4　情報の収集・伝達 5　警防活動方針の決定 6　消防職員の動員及び消防団との連絡調整 7　消火活動の実施 8　救急・救助活動の実施 9　消防隊等の補強及び編成 10　警戒区域の設定 11　仮救護所の設置

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	132		

□配備体制別動員計画表（その１）　［令和7年4月現在］

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警戒体制 1号配備（震度5弱）	警戒体制 2号配備（震度5強）	非常体制（震度6弱以上）
本部長	市　　長			1	1
副本部長	副　市　長		1	1	1
	教　育　長			1	1
本部員	危機管理監		1	1	1
	総合政策部長		1	1	1
	総務部長		1	1	1
	財政部長		1	1	1
	市民生活部長		1	1	1
	総合福祉部長		1	1	1
	こども未来部長		1	1	1
	いきいき健康部長		1	1	1
	まちづくり未来部長		1	1	1
	インフラ整備部長		1	1	1
	会計管理者		1	1	1
	教育総務部長		1	1	1
	学校教育部長		1	1	1
	議会事務局長			1	1
	選挙管理委員会事務局長			1	1
	監査委員事務局長			1	1
	新座消防署長		1	1	1
	新座市消防団長		1	1	1
小　　計			16	21	21
総括班	危機管理室	□	◎	◎	◎
広報班	シティプロモーション課	□	◎	◎	◎
	秘書広聴課			○	◎
避難所運営班	政策課	□	◎	◎	◎
	（市民）三利区公民館複合施設等管理室			○	◎
	人権推進室			○	◎
	課税課（諸税係、個人市民税係）			○	◎
	納税課			○	◎
	物価高騰対策臨時給付金室			○	◎
	こども支援課			○	◎
	国保年金課			○	◎
	中央図書館			○	◎
	各公民館・コミセン（●）			○	◎
	監査委員事務局			○	◎

注1）　「警戒体制」及び「非常体制」の○印は、指定された職員の動員を示し、◎印は、課員全員の動員を示す。また、所属名の横にある●印は、市役所ではなく所属の施設に参集することを示す。
注2）　「班長課」の□印は、班長を担当する課を示す。
注3）　動員配備する職員は、正規職員及び再任用職員とする。また、副部長及び参事は、平常時所属する部の部長が指示する業務を担当する。
注4）　本部員が出席できない場合は、代理者が出席する。

□配備体制別動員計画表（その１）　［令和4年4月現在］

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警戒体制 1号配備（震度5弱）	警戒体制 2号配備（震度5強）	非常体制（震度6弱以上）
本部長	市　　長			1	1
副本部長	副　市　長		1	1	1
	教　育　長			1	1
本部員	危機管理監		1	1	1
	総務部長		1	1	1
	総合政策部長		1	1	1
	財政部長		1	1	1
	市民生活部長		1	1	1
	総合福祉部長		1	1	1
	こども未来部長		1	1	1
	いきいき健康部長		1	1	1
	まちづくり未来部長		1	1	1
	インフラ整備部長		1	1	1
	会計管理者		1	1	1
	教育総務部長		1	1	1
	学校教育部長		1	1	1
	議会事務局長			1	1
	選挙管理委員会事務局長			1	1
	監査委員事務局長			1	1
	新座消防署長		1	1	1
	新座市消防団長		1	1	1
小　　計			16	21	21
総括班	危機管理室	□	◎	◎	◎
情報班	総務課	□	◎	◎	◎
	人権推進室			○	◎
	情報システム課、デジタル市役所推進室			○	◎
受援班	人事課	□	◎	◎	◎
広報班	シティプロモーション課	□	◎	◎	◎
	秘書広聴課			○	◎

注1）　「警戒体制」及び「非常体制」の○印は、指定された職員の動員を示し、◎印は、課員全員の動員を示す。
注2）　「班長課」の□印は、班長を担当する課を示す。
注3）　動員配備する職員は、正規職員及び再任用職員とする。また、副部長及び参事は、平常時所属する部の部長が指示する業務を担当する。
注4）　本部員が出席できない場合は、代理者が出席する。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	133		

□配備体制別動員計画表（その２）　［令和7年4月現在］

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警戒体制 1号配備（震度5弱）	警戒体制 2号配備（震度5強）	非常体制（震度6弱以上）
情報班	総務課	□	◎	◎	◎
	情報システム課、デジタル市役所推進室			○	◎
受援班	人事課	□	◎	◎	◎
管財班	管財契約課	□	◎	◎	◎
	財政課			○	◎
	公共施設マネジメント課			○	◎
家屋調査班	課税課（資産税土地係、資産税家屋係）	□	◎	◎	◎
産業班	産業振興課	□	◎	◎	◎
	農業委員会事務局			○	◎
市民窓口班	市民課	□	◎	◎	◎
	各出張所（●）			○	◎
衛生班	環境課	□	◎	◎	◎
援護班	福祉政策課	□	◎	◎	◎
	地域活動推進課			○	◎
	生活支援課			○	◎
保育班	保育課	□	◎	◎	◎
	各保育園（●）			○	◎
要配慮者支援班	長寿はつらつ課	□	◎	◎	◎
	障がい者福祉課			○	◎
	こども安全課			○	◎
	介護保険課			○	◎
	障がい者就労支援センター			○	◎
	児童発達支援センター（●）			○	◎
	福祉の里			○	◎
	障がい者福祉センター			○	◎
医療班	保健センター（●）	□	◎	◎	◎

注1）　「警戒体制」及び「非常体制」の○印は、指定された職員の動員を示し、◎印は、課員全員の動員を示す。また、所属名の横にある●印は、市役所ではなく所属の施設に参集することを示す。
注2）　「班長課」の□印は、班長を担当する課を示す。
注3）　動員配備する職員は、正規職員及び再任用職員とする。また、副部長及び参事は、平常時所属する部の部長が指示する業務を担当する。
注4）　本部員が出席できない場合は、代理者が出席する。

□配備体制別動員計画表（その２）　［令和4年4月現在］

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警戒体制 1号配備（震度5弱）	警戒体制 2号配備（震度5強）	非常体制（震度6弱以上）
避難所運営班	政策課	□	◎	◎	◎
	課税課（諸税係、個人市民税係）			○	◎
	納税課			○	◎
	保育課（放課後児童保育係）			○	◎
	こども給付課			○	◎
	国民年金課			○	◎
	新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室			○	◎
	歴史民俗資料館			○	◎
	中央図書館			○	◎
	各公民館・コミセン			○	◎
	監査委員事務局			○	◎
管財班	管財契約課	□	◎	◎	◎
	財政課			○	◎
家屋調査班	課税課（資産税土地係、資産税家屋係）	□	◎	◎	◎
産業班	産業振興課	□	◎	◎	◎
	農業委員会事務局			○	◎
市民窓口班	市民課	□	◎	◎	◎
	各出張所			○	◎
衛生班	環境課	□	◎	◎	◎
	公共施設マネジメント課			○	◎
援護班	福祉政策課	□	◎	◎	◎
	地域活動推進課			○	◎
	生活支援課			○	◎
保育班	保育課（運営支援係、入所係）	□	◎	◎	◎
	各保育園			○	◎
要配慮者支援班	長寿はつらつ課	□	◎	◎	◎
	障がい者福祉課			○	◎
	こども支援課			○	◎
	介護保険課			○	◎
	障がい者就労支援センター			○	◎
	児童発達支援センター			○	◎
	福祉の里			○	◎
医療班	保健センター	□	◎	◎	◎

注1）　「警戒体制」及び「非常体制」の○印は、指定された職員の動員を示し、◎印は、課員全員の動員を示す。
注2）　「班長課」の□印は、班長を担当する課を示す。
注3）　動員配備する職員は、正規職員及び再任用職員とする。また、副部長及び参事は、平常時所属する部の部長が指示する業務を担当する。
注4）　本部員が出席できない場合は、代理者が出席する。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>2</td><td>134</td><td>
□配備体制別動員計画表（その３）　［令和7年4月現在］
<table>
<tr><th rowspan="2">災害対策本部の組織</th><th rowspan="2">通常組織</th><th rowspan="2">班長課</th><th colspan="2">警戒体制</th><th>非常体制</th></tr>
<tr><th>1号配備（震度5弱）</th><th>2号配備（震度5強）</th><th>（震度6弱以上）</th></tr>
<tr><td>住宅復旧班</td><td>建築審査課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>都市計画課</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>みどりと公園課</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>応急対策班</td><td>道路管理課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>道路河川課</td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>新座駅北口土地区画整理事務所</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>給水班</td><td>水道業務課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>交通政策課</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>生涯学習スポーツ課</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>選挙管理委員会事務局</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>水道復旧班</td><td>水道施設課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>下水道復旧班</td><td>下水道課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>教育施設班</td><td>教育総務課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>歴史民俗資料館</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>学校班</td><td>教育支援課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>学務課</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>教育相談センター</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>市立小中学校</td><td></td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>出納班</td><td>出納室</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>議会班</td><td>市議会事務局</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防団</td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
</table>
注1）　「警戒体制」及び「非常体制」の○印は、指定された職員の動員を示し、◎印は、課員全員の動員を示す。
注2）　「班長課」の□印は、班長を担当する課を示す。
注3）　動員配備する職員は、正規職員及び再任用職員とする。また、副部長及び参事は、平常時所属する部の部長が指示する業務を担当する。
注4）　本部員が出席できない場合は、代理者が出席する。
</td><td>
□配備体制別動員計画表（その３）　［令和4年4月現在］
<table>
<tr><th rowspan="2">災害対策本部の組織</th><th rowspan="2">通常組織</th><th rowspan="2">班長課</th><th colspan="2">警戒体制</th><th>非常体制</th></tr>
<tr><th>1号配備（震度5弱）</th><th>2号配備（震度5強）</th><th>（震度6弱以上）</th></tr>
<tr><td>住宅復旧班</td><td>建築審査課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>都市計画課</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>みどりと公園課</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>応急対策班</td><td>道路管理課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>道路河川課</td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>新座駅北口土地区画整理事務所</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>給水班</td><td>水道業務課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>交通政策課</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>生涯学習スポーツ課（スポーツ・青少年係）</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>学務課（人事・学事係）</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>選挙管理委員会事務局</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>水道復旧班</td><td>水道施設課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>下水道復旧班</td><td>下水道課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>教育施設班</td><td>教育総務課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>生涯学習スポーツ課（生涯学習・文化財係）</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>学校班</td><td>教育支援課</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>学務課（保健給食係）</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>教育相談センター</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>市立小中学校</td><td></td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>出納班</td><td>出納室</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>議会班</td><td>市議会事務局</td><td>□</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防団</td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
</table>
注1）　「警戒体制」及び「非常体制」の○印は、指定された職員の動員を示し、◎印は、課員全員の動員を示す。
注2）　「班長課」の□印は、班長を担当する課を示す。
注3）　動員配備する職員は、正規職員及び再任用職員とする。また、副部長及び参事は、平常時所属する部の部長が指示する業務を担当する。
注4）　本部員が出席できない場合は、代理者が出席する。
</td></tr>
<tr><td>2</td><td>135</td><td>しかし、甚大な被害の発生が予想されるため、人命に関わる応急対策（救出・救助、情報収集、医療救護、広報、給水、物資供給、ライフライン復旧等）を緊急かつ優先的に実施することが求められる。</td><td>しかし、甚大な被害の発生が予想されるため、人命に関わる応急対策（救出・救助、情報収集、医療救護、避難勧告、広報、給水、物資供給、ライフライン復旧等）を緊急かつ優先的に実施することが求められる。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>136</td><td>職員は、日頃から地震を感知したら、勤務時間内外を問わずテレビやラジオ、スマートフォン等で震度情報を得るように努める。</td><td>職員は、日頃から地震を感知したら、勤務時間内外を問わずテレビ、ラジオ等で震度情報を得るように努める。</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	137	本部長、副本部長、本部員（以下「本部長等」という。）は、以下の重要事項について迅速に意思決定を行う。	本部長、副本部長、本部員（以下「本部長等」という。）は、以下の重要事項について特に迅速に意思決定を行う。
2	138	開設後、「避難所運営班」及び「要配慮者支援班」は、「総括班」と連絡調整を図りながら指定避難所の運営体制の確立に努めるとともに、「医療班」と協力して医療救護所等の設置を行う。	開設後は、「避難所運営班」及び「要配慮者支援班」は、「総括班」と連絡調整を図りながら指定避難所の運営体制の確立に努めるとともに、「医療班」と協力して医療救護所等の設置を行う。
2	138	**第４　道路交通の安全確保** **【 総括班、応急対策班、広報班 】**	**第４　道路交通の安全確保** **【 総括班、応急対策班】**
2	138	「広報班」は、市民が避難等に際して自動車を利用しないように呼び掛けるとともに、交通規制の状況について周知を図る。また、「総括班」は、交通の混乱を防止し、市民の避難を迅速かつ安全に行うため、新座警察署長に対し、必要な交通規制を要請する。	「総括班」は、市民が避難等に際して自動車を利用しないように呼び掛けるとともに、交通規制の状況について周知を図る。また、交通の混乱を防止し、市民の避難を迅速かつ安全に行うため、新座警察署長に対し、必要な交通規制を要請する。
2	139	参集時は、徒歩、自転車、バイクを基本とし、活動しやすく安全な服装で、食料、衣類、カメラ、現金等必要なものを各自携行する。 なお、病弱者、身体不自由等で応急対策活動を実施することが困難である者、その他各班長が認める者は参集の対象から除外する。 また、全職員は、一斉情報伝達・収集システムを介して「受援班」から発信された安否確認に対して回答する。 参集後、各職員は参集した旨及び家族の状況について各班長に報告し、班長より報告を受けた「受援班」は取りまとめて対策本部に報告する。	参集時は、徒歩、自転車、バイクを基本とし、活動しやすく安全な服装で、食料、衣類、カメラ、現金等必要なものを各自携行する。 なお、病弱者、身体不自由等で応急対策活動を実施することが困難である者、その他各班長が認める者は参集の対象から除外する。 （新規） 参集後、各職員は参集した旨及び家族の状況について各班長に報告し、班長より報告を受けた「受援班」は取りまとめて対策本部に報告する。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>2</td><td>140</td><td>□活動分担表
<table>
<tr><th></th><th>参　集　先</th><th>参　集　者</th><th>業 務 内 容</th></tr>
<tr><td>①</td><td>市役所庁舎</td><td>・本部長（市長）
・副本部長（副市長及び教育長）
・危機管理室、総務課、情報システム課、デジタル市役所推進室、人事課、シティプロモーション課、管財契約課、道路管理課、道路河川課、建築審査課及び応急危険度判定士の有資格者※、新座駅北口土地区画整理事務所、みどりと公園課、水道業務課、水道施設課、下水道課、教育総務課、市議会事務局の職員</td><td>・災害対策本部の設置
・情報システムの復旧
・道路、上下水道の復旧
・情報の収集・整理
・職員参集状況の整理
・応急給水</td></tr>
<tr><td>②</td><td>指定緊急避難場所</td><td>・①③以外の職員</td><td>・避難者支援</td></tr>
<tr><td>③</td><td>児童発達支援センター
保健センター</td><td>・児童発達支援センターの職員※
・保健センターの職員</td><td>・施設の安全確認
・利用者の安全確保</td></tr>
</table>
※地震時のみ</td><td>□活動分担表
<table>
<tr><th></th><th>参　集　先</th><th>参　集　者</th><th>業 務 内 容</th></tr>
<tr><td>①</td><td>市役所庁舎</td><td>・本部長（市長）
・副本部長（副市長及び教育長）
・危機管理室、総務課、情報システム課、デジタル市役所推進室、人事課、シティプロモーション課、管財契約課、保健センター、道路管理課、道路河川課、大和田二・三丁目土地区画整理事務所、新座駅北口土地区画整理事務所、みどりと公園課、水道業務課、水道施設課、下水道課、教育総務課管理係、市議会事務局の職員</td><td>・災害対策本部の設置
・情報システムの復旧
・道路、上下水道の復旧
・情報の収集・整理
・職員参集状況の整理
・応急給水</td></tr>
<tr><td>②</td><td>指定緊急避難場所</td><td>・①以外の職員</td><td>・避難者支援</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2</td><td>140</td><td>「総括班」は、職員の参集状況や避難場所運営状況を考慮し、新座市大規模災害業務継続計画に基づく非常時優先業務の開始に支障がないよう、順次、避難所運営班を避難所へ配置し、緊急初動要員を市役所へ回収することで、班体制構築を行う。なお、必要に応じて本部員会議にて協議を行う。</td><td>「総括班」は、職員の参集状況や避難場所運営状況を考慮し、新座市業務継続計画に基づく非常時優先業務の開始に支障がないよう、順次、避難所運営班を避難所へ配置し、緊急初動要員を市役所へ回収することで、班体制構築を行う。なお、必要に応じて本部員会議にて協議を行う。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>145</td><td>ウ　消防水利施設の被害状況</td><td>ウ　水道施設の被害状況</td></tr>
<tr><td>2</td><td>145</td><td>**（3）消火活動**
消防機関における消火活動は、消防局において別に定める「消防計画」等により、消防局と消防団が連携して消火活動を行う。
なお、同時多発火災が発生した場合は、以下の原則による。</td><td>**（3）消火活動**
消防機関における消火活動は、消防局及び消防団において別に定める「消防計画」等による。
なお、同時多発火災が発生した場合は、以下の原則による。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>146</td><td>**〇重傷病者等の緊急搬送**</td><td>**〇重傷病者等の緊急避難搬送**</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	147	**エ　応急救護所の設置** 傷病者が多数発生している災害現場には、応急救護所を設置して救護活動を行う。応急救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心に当て、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。	**エ　現場仮救護所の設置** 傷病者が多数発生している災害現場には、現場仮救護所を設置して救護活動を行う。現場仮救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心に当て、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。
2	147	**オ　担架搬送**	**オ　担架搬送並びに輸送**
2	150	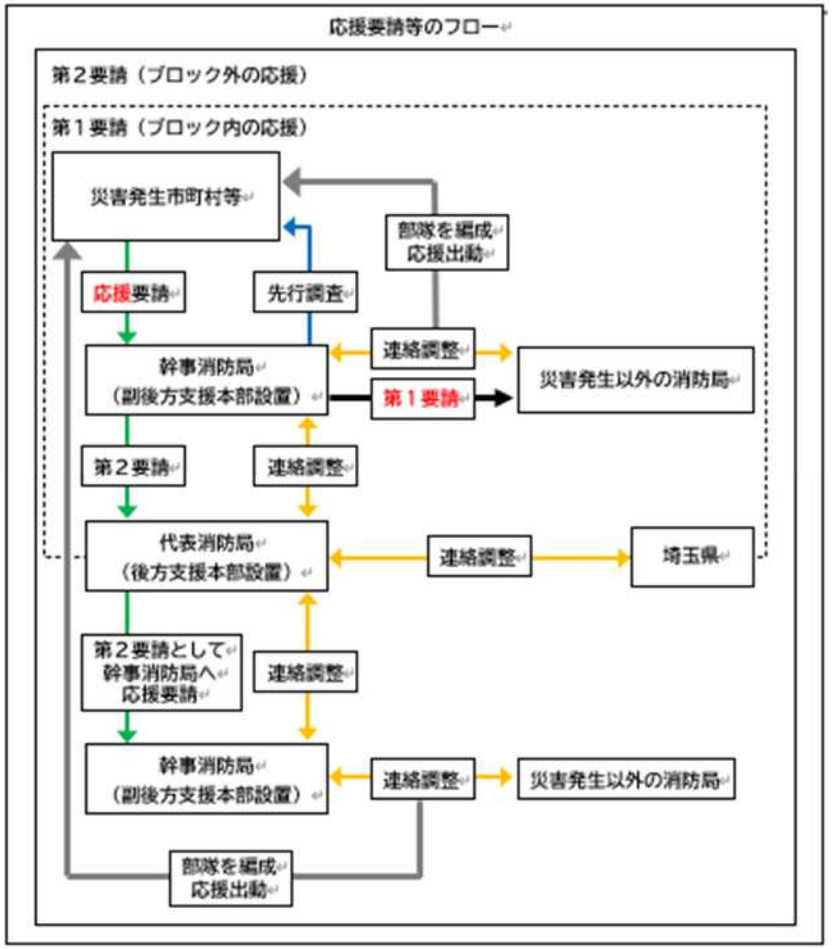	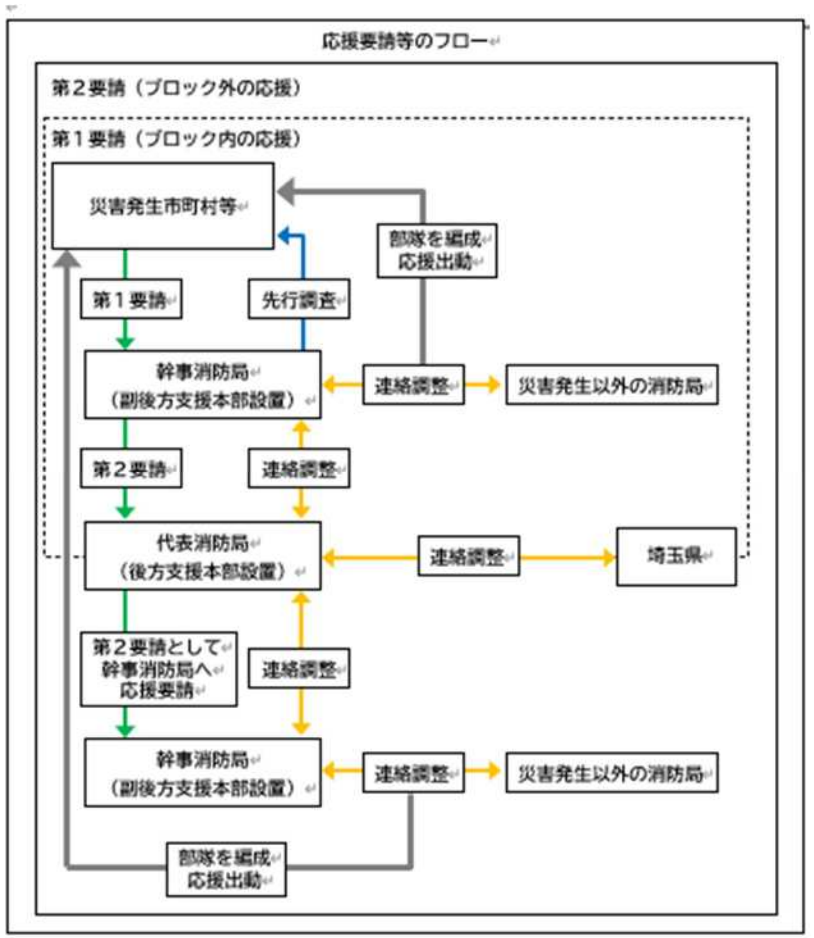

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	151	情報統括支援隊　膨大な災害情報の収集・整理・共有を専門に行う。	（新規）
2	151	安全管理部隊　　二次災害の防止のため、活動現場の監視（土砂の状況変化等）や活動中止基準等の作成、隊員の健康面のケアを専任で行う。	（新規）
2	151	救急特別編成部隊　多数の傷病者が発生する事故や大人数の転院搬送など、一時的に多数の救急車が必要となる場合に、救急隊のみで構成する部隊を創設できるようにするもの。	（新規）
2	153	**２．４ 救出活動** **【 消防局、消防団、総括班、応急対策班、広報班、管財班 】**	**２．４ 救出活動** **【 消防局、消防団】**
2	153	**③ 警察及び自衛隊の派遣要請** 緊急に救出を要する住民が多数発生し、救出隊において救出困難と認められる時は、警察や自衛隊の派遣要請を市災害対策本部「総括班」に依頼する。	**③ 警察職員の派遣要請** **④ 自衛隊派遣を市に要請** 緊急に救出を要する住民が多数発生し、救出隊において救出困難と認められる時は、自衛隊の派遣要請を市災害対策本部「総括班」に依頼する。
2	153	**④ 緊急消防援助隊の受入れ** **『【 本文 】本編 第３章 第３節 第２「２．３ 他消防機関に対する応援の要請」』参照**	**⑤ 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察）の受入れ** **（新規）**
2	153	**⑤ その他機関等からの人員の投入**	**⑥ その他機関等からの人員の投入**
2	154	**⑥ 医療機関との連絡協調**	**⑦ 医療機関との連絡協調**
2	159	消防局長又は消防署長	消防長又は消防署長
2	160	避難の必要が生じた場合、指定緊急避難場所の施設の管理者又はあらかじめ事前指定している職員若しくは本市が事前に依頼している地域住民は、指定緊急避難場所の開設を行う。	避難の必要が生じた場合、指定緊急避難場所の施設の管理者又はあらかじめ事前指定している職員若しくは本市が事前に鍵の管理を依頼している地域住民は指定緊急避難場所の開設を行う。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	160	（中略） また、災害の状況や必要に応じて、自衛隊等の協力を得て、野外避難所等を仮設するものとする。 （削除） なお、市域で震度６弱以上の地震発生時については、避難場所の開設を前提に活動を開始するものとし、開庁時は避難所運営班、閉庁時は緊急初動マニュアルにより、あらかじめ指定緊急避難場所の参集先を定められた職員が開設する。	（中略） また、災害の状況や必要に応じて、自衛隊等の協力を得て、野外避難所等を仮設するものとする。 ○　避難情報が発令された場合 ○　避難情報は発令されないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない場合。（例、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等） なお、市域で震度６弱以上の地震発生時については、避難場所開設を前提に活動を開始するものとする。
2	160	**（1）指定避難所の運営に関する重要事項** 指定避難所の開設時においては、避難所運営班が緊急時初動マニュアルや災害時活動マニュアル、避難所運営マニュアルに基づいた対応を行う。避難所運営については、発災当初は市が主体となって実施し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう支援を行う。避難所運営班は、総括班と連携しながら住民自治組織のサポートを行う。	**（1）指定避難所の運営に関する重要事項** 指定避難所の開設時においては、避難所運営班が災害時活動マニュアル及び避難所運営マニュアルに基づいた対応が必要であるが、避難所運営については、原則、自主防災会を中心とした住民自治組織が行うこととし、避難所運営班は、総括班と連携しながら住民自治組織のサポートを行う。
2	160	**①　要配慮者や女性、性的少数者への配慮** 「避難所運営班」又は住民自治組織は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、共同生活スペースでの共同生活が困難な避難者を把握した場合、同敷地内に別スペースを確保することに努め、その際、施設管理者及び「要配慮者支援班」と連携･調整を行う。 また、男女別更衣室、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）、女性専用の物干し場所等を避難所開設当初から設置するよう努める。 トイレについては、高齢者等に配慮した段差の少ない洋式トイレの確保に	**①　要配慮者や女性、性的少数者への配慮** 「避難所運営班」又は住民自治組織は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、共同生活スペースでの共同生活が困難な避難者を把握した場合、同敷地内別スペースの確保に努め、その際、施設管理者及び「要配慮者支援班」と連携･調整を行う。 また、男女別更衣室、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）、女性専用の物干し場所等は開設当初から設置するよう努める。 トイレについては、高齢者等に配慮した段差の少ない洋式トイレの確保に

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
		努め、女性トイレの割合を多くするとともに、性的少数者に配慮したバリアフリートイレの設置に努める。	努め、女性トイレの割合を多くするとともに、性的少数者に配慮したバリアフリートイレの設置に努める。食料等の配付機会についても配慮する。
2	161	**④ 避難者と共に避難した動物の取扱い** 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者を適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況の把握に努める。 （中略） ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることを検討する。	**④ 避難者と共に避難した動物の取扱い** （新規） （中略） ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
2	161	在宅避難者への支援については、避難所を拠点とした支援を基本とし、可能な限り、需要の把握に努めるとともに、必要に応じて支援を行う拠点を増やすことを検討する。	在宅避難者への支援については、避難所を拠点とした支援を基本とし、可能な限り、需要の把握に努める。
2	162	**⑦ 避難所での熱中症対策** 気温や湿度が高い夏場だけでなく、避難生活が続くことによる疲れや睡眠不足等により、春や秋でも熱中症となる危険性があると考えられる。 避難所ではエアコンや送風機等を適切に活用し、また、塩分や水分の補給を行う等により、適切に熱中症対策を行う。	（新規）
2	162	**⑧ その他** 指定避難所以外に避難している住民についても同様とする。 また、指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の把握にも努める。 なお、避難所に避難したホームレスについて、他の避難者の心情等を勘案しながら、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れることとする。	**⑦ その他** 指定避難所以外に避難している住民についても同様とする。 また、指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の把握にも努める。 （新規）
2	162	**（2）感染症対策** 感染症流行下においても、災害の危険性が高まった際に、避難所に避難	**（2）感染症対策** 感染症流行下においても、災害の危険性が高まった際に、避難所に避難す

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
		すべき住民が躊躇なく避難できるように、主に以下の対策を取る（「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所・避難場所運営方針（令和２年５月危機管理課作成）」参照）。	べき住民が躊躇なく避難できるように沿って、主に以下の対策を取るものとする（「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所・避難場所運営方針（令和２年５月危機管理課作成）」参照）。
2	163	○性別やジェンダーによるニーズの違いに対する配慮	○性別によるニーズの違いに対する配慮
2	163	「避難所運営班」は、他市区町村からの被災者の受入れを指示された場合は、速やかに必要な措置を講じる。	「避難所運営班」は、他市区町村からの被災者の受入指示された場合は、速やかに必要な措置を講じる。
2	163	指定避難所の多くは学校施設であり、いずれ本来業務を再開しなければならない。	指定避難所は学校施設であり、いずれ本来業務を再開しなければならない。
2	165	消防団は災害発生時、消火活動及び救出活動について、全機能を挙げて行う。	消防団は災害発生時、消火活動及び救出活動を全機能を挙げて行う。
2	166	なお、閉庁時に大規模地震等が発生した場合、本市の近くに居住する県職員（市町村情報連絡員）が、情報収集及び県への報告のため本市へ参集することから、「総括班」は、県職員の協力を得て、県への報告を速やかに行う。	なお、閉庁時に大規模地震等が発生した場合、本市の近くに居住する県職員が、情報収集及び県への報告のため本市へ参集することから、「総括班」は、県職員の協力を得て、県への報告を速やかに行う。
2	167 168	**（4）通信設備等の優先利用** 災害時には、通信のふくそうが予想されるため、内容に応じて優先順位を定めて通信を行う。また、公共の利益のために緊急に通信を行う必要のある通話は、非常又は緊急通話として取り扱い、あらかじめ NTT 東日本(株)埼玉事業部の承認を受けた災害時優先電話を利用し、他に優先する。	**（4）通信設備等の優先利用** 災害時には、通信の錯そうが予想されるため、内容に応じて優先順位を定めて通信を行う。また、公共の利益のために緊急に通信を行う必要のある通話は、非常又は緊急通話として取り扱い、あらかじめ東日本電信電話(株)埼玉事業部の承認を受けた災害時優先電話を利用し、他に優先する。
2	170	**□混乱期（1 時間～3 時間）から広報・報道する事項**	**□混乱期（1 時間～3 時間）から広報・報道事項**
2	170	⑳被災地域外住民へのお願い （例）・被災地へは、単なる見舞い電話等不要不急の電話をしない。 ・救援物資ではなく、義援金による支援をお願いする。	⑳被災地域外住民へのお願い （例）・被災地へは、単なる見舞い電話等不要不急の電話をしない。 ・救援物資の梱包は、仕分け作業が円滑に実施できるよう、梱包を解かなくても、物資の種類、量、サイズがわかるようにして被災地に送付する。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	170	①火災の発生防止、初期消火に関すること ②火災の発生状況に関すること （削除） ③避難に関すること	①火災の発生防止、初期消火に関すること ②火災の発生状況に関すること ③医療救護所の設置に関すること ④避難に関すること
2	171	さらに、市ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、エリアメール／緊急速報メールを活用するほか、コミュニティ FM、ケーブルテレビに市民への情報提供を要請する。	さらに、ホームページ（市版、観光版、教育委員会版、携帯版）、ツイッター、LINE、エリアメール／緊急速報メールを活用するほか、コミュニティ FM、ケーブルテレビに市民への情報提供を要請する。
2	172	また、発表内容については、本部員会議に諮る。	また、発表内容については、本部会議に諮るものとする。
2	173	**７．１　応援要請の基本的な考え方** **【 受援班、管財班、総括班 】**	**７．１　応援要請の基本的な考え方** **【 受援班、総括班 】**
2	173	受入以降の総合調整、受入状況取りまとめ、災害対策本部設置施設内の事務スペース（本庁舎 3 階の会議室又は本庁舎 4 階のスペースを想定）や資機材等の確保・支援については「管財班」、「受援班」が行う。	受入以降の総合調整、受入状況取りまとめ、災害対策本部設置施設内の事務スペース（本庁舎 3 階の会議室又は本庁舎 4 階のスペースを想定）や資機材等の確保・支援については「受援班」が行う。
2	174	なお、原則、自己完結型の応援受入を想定するが、「受援班」は必要に応じて、宿泊施設の情報提供を行う等、協議・調整を行う。なお、応援団体の休憩場所は、本庁舎 3 階ふるさとハローワークや庁舎内の空き会議室とするほか、近隣の公共施設の活用を検討する。	なお、原則、自己完結型の応援受入を想定するが、可能であれば、「受援班」は宿泊施設のあっせんを行う等、協議・調整を行う。ホテル等の宿泊施設が確保できなかった場合の宿泊場所については、第二庁舎 1 階市民ギャラリー（会議室）の他、公共施設の活用を検討する。
2	178	**① 公共的団体** 医師会、歯科医師会、助産師会、薬剤師会、防火安全協会、交通安全協会、安全運転管理者協会、交通安全母の会、婦人会、市指定水道工事店防災協力会、市指定下水道工事店、建設業防災協力会、建設業防災協会、造園業防災協力会、電設防災協力会、清掃業者衛生組合、金融団、農協、市社会福祉協議会、シルバー人材センター、日赤新座市地区、大学・高校奉仕団、トラッ	**① 公共的団体** 医師会、歯科医師会、助産師会、薬剤師会、防火安全協会、交通安全協会、安全運転管理者協会、交通安全母の会、婦人会、市指定水道工事店防災協力会、市指定下水道工事店、建設業防災協力会、建設業防災協会、造園業防災協力会、清掃業者衛生組合、金融団、農協、市社会福祉協議会、シルバー人材センター、日赤新座市地区、大学・高校奉仕団、トラック協会、災害ボラ

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
		ク協会、災害ボランティアバイクネットワーク関東（埼玉支部）等	ンティアバイクネットワーク関東（埼玉支部）等
2	184	第9 行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋葬 9.1 行方不明者の捜索 [p208] 9.2 遺体の収容処理 [p208] 9.3 遺体の埋葬 [p209] 第10 ボランティア・労務者の確保・供給 10.1 ボランティアの活動体制の確立 [p210] 10.2 労務者の雇上げ [p211] 10.3 労務応援要請 [p211] 第11 災害救助法の適用 11.1 災害救助法適用に関係する被害情報の収集 [p212] 11.2 災害救助法の適用 [p212] 11.3 災害救助法が適用されない場合の措置 [p215] 第12 防疫・保健衛生活動 12.1 需要把握 [p222] 12.2 防疫・保健衛生活動 [p222] 12.3 食品衛生活動 [p224] 12.4 動物愛護 [p224] 第13 要配慮者への支援 13.1 避難行動要支援者に対する避難支援 [p226] 13.2 医療・福祉サービスの継続体制の確保 [p227] 13.3 要配慮者に対する支援 [p229] 第14 新座市議会との情報共有 14.1 新座市議会議員からの情報集約 [p230] 14.2 新座市議会への情報提供 [p230]	第9 行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋葬 9.1 行方不明者の捜索 [p208] 9.2 遺体の処理収容 [p208] 9.3 遺体の埋葬 [p209] 第10 ボランティア・労務者の確保・供給 10.1 ボランティアの活動体制の確立 [p210] 10.2 労務者の雇上げ [p210] 10.3 労務応援要請 [p211] 第11 災害救助法の適用 11.1 災害救助法適用に関係する被害情報の収集 [p212] 11.2 災害救助法の適用 [p212] 11.3 災害救助法が適用されない場合の措置 [p214] 第12 防疫・保健衛生活動 12.1 需要把握 [p220] 12.2 防疫・保健衛生活動 [p220] 12.3 食品衛生活動 [p222] 12.4 動物愛護 [p222] 第13 要配慮者への支援 13.1 避難行動要支援者に対する避難支援 [p224] 13.2 医療・福祉サービスの継続体制の確保 [p225] 13.3 要配慮者に対する支援 [p227] 第14 新座市議会との情報共有 14.1 新座市議会議員からの情報集約 [p228] 14.2 新座市議会への情報提供 [p228]
2	186	**（3）放置車両等への対応** 本市は、市が管理する道路において、放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、緊急車両の通行ルートを確保するため緊急の必要があるときは、災	**（3）放置車両等への対応** 本市は、市が管理する道路において、放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、緊急車両の通行ルートを確保するため緊急の必要があるときは、運

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>対法第 76 条の 6 に基づき、運転者等に対して車両の移動の命令を行う。また、運転者等がいない場合においては、災害時における車両の移動等に関する協定などにより、車両の移動等を行う。</td><td>転者等に対して車両の移動の命令を行う。また、運転者等がいない場合においては、本市自らが車両の移動等を行う。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>187</td><td>緊急輸送道路の確保のために、新座警察署に道路交通規制を要請する。</td><td>緊急輸送路の確保のために、新座警察署に道路交通規制を要請する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>188</td><td>□輸送拠点施設
<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>新座市民総合体育館
サブアリーナ</td><td>本多2-1-20</td><td>指定避難所</td></tr>
</table></td><td>□輸送拠点施設
<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>新座市民総合体育館
サブアリーナ</td><td>本多2-1-20</td><td>本市の指定避難所</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2</td><td>190</td><td>（6）医薬品等の確保
医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び衛生材料は、各病院において備蓄しているものを使用するものとし、不足するときは、協定等により市内の医薬品取扱業者（主に薬局）から調達する。</td><td>（6）医薬品等の確保
医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び衛生材料は、各病院において備蓄しているものを使用するものとし、不足するときは、市内の医薬品取扱業者（主に、薬局）から調達する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>191</td><td>（2）トリアージの実施
各医療機関の協力を得て、トリアージを実施する。</td><td>（2）トリアージの実施
各医療機関の協力を得て、患者の症状に応じた適切なトリアージを実施する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>192</td><td>災害により、飲料水を得ることのできない者等の数を把握する。</td><td>避難者数や断水戸数等の災害のために現に飲料水を得ることのできない者等の数を把握する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>193</td><td>（1）給水対象者
災害により飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。</td><td>（1）給水対象者
災害のため現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>193</td><td>□給水機器一覧表（市保有分）　［令和7年7月1日現在］</td><td>□給水機器一覧表（市保有分）　［令和４年９月１日現在］</td></tr>
<tr><td>2</td><td>193</td><td>
<table>
<tr><th>給水機器</th><th>保有数量</th></tr>
<tr><td>給水タンク車</td><td>2台（2ｔ）</td></tr>
<tr><td>給水タンク</td><td>2基（1ｔ）　1基（0.5ｔ）</td></tr>
<tr><td>給水コンテナ</td><td>4基（1ｔ）</td></tr>
<tr><td>ポリ容器</td><td>580個（20リットル容器）</td></tr>
<tr><td>ポリ袋</td><td>25,000枚（6リットル袋）</td></tr>
</table></td><td>
<table>
<tr><th>給水機器</th><th>保有数量</th></tr>
<tr><td>給水タンク車</td><td>2台（2ｔ）</td></tr>
<tr><td>給水タンク</td><td>2基（1ｔ）　1基（0.5ｔ）</td></tr>
<tr><td>給水コンテナ</td><td>4基（1ｔ）</td></tr>
<tr><td>ポリ容器</td><td>580個（20リットル容器）</td></tr>
<tr><td>ポリ袋</td><td>37,600枚（6リットル袋）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>2</td><td>194</td><td>□浄水場施設　［令和7年4月1日現在］
<table>
<tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">取水能力
（m³/日）</th><th colspan="2">受・配水池</th></tr>
<tr><th>数</th><th>容量（m³/日）</th></tr>
<tr><td>西堀浄水場</td><td>9,400</td><td>4</td><td>15,000</td></tr>
<tr><td>片山浄水場</td><td>6,200</td><td>4</td><td>9,130</td></tr>
<tr><td>野火止浄水場</td><td>4,900</td><td>2</td><td>4,800</td></tr>
<tr><td>新座団地給水場</td><td>600</td><td>1</td><td>980</td></tr>
<tr><td>計</td><td>21,100</td><td>11</td><td>29,910</td></tr>
</table>
『【資料編】第2.5「浄水場施設（貯水能力）」』参照
『【資料編】第2.23「新座市指定給水装置工事事業者一覧」』参照</td><td>□浄水場施設　［令和4年9月1日現在］
<table>
<tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">取水能力
（m³/日）</th><th colspan="2">受・配水池</th></tr>
<tr><th>数</th><th>容量（m³/日）</th></tr>
<tr><td>西堀浄水場</td><td>9,400</td><td>4</td><td>15,000</td></tr>
<tr><td>片山浄水場</td><td>6,200</td><td>4</td><td>9,130</td></tr>
<tr><td>野火止浄水場</td><td>4,900</td><td>2</td><td>4,800</td></tr>
<tr><td>新座団地給水場</td><td>600</td><td>1</td><td>1,100</td></tr>
<tr><td>計</td><td>21,100</td><td>11</td><td>30,030</td></tr>
</table>
『【資料編】第2.23「新座市指定給水装置工事事業者一覧」』参照
『【資料編】第2.5「浄水場施設（貯水能力）」』参照</td></tr>
<tr><td>2</td><td>196</td><td>米穀等は、応急配給の必要があると認めた場合は県知事に申請し、指定米穀販売業者から調達する。</td><td>米穀、ビスケット及びクラッカーは、応急配給の必要があると認めた場合は県知事に申請し、指定米穀販売業者から調達する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>196</td><td>（4）炊き出し（温かい食事の提供）</td><td>（4）炊き出し（温かい食事・汁物・サラダの提供）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>200</td><td>６．１　防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧
【 NTT 東日本(株)埼玉事業部、東京電力パワーグリッド(株)志木支社、東京ガスグループ（東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株））、管財班、教育施設班 】

NTT 東日本(株)埼玉事業部、東京電力パワーグリッド(株)志木支社、東京ガスグループ（東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株））は、「管財班」及び「教育施設班」による被害状況調査等により、防災拠点施設の被害状況を把握し、優先的に復旧を行う。</td><td>６．１　防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧
【 東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、管財班、教育施設班 】

東日本電信電話(株)埼玉事業部、東京電力パワーグリッド(株)志木支社、東京ガスネットワーク(株)埼玉支社は、「管財班」及び「教育施設班」による被害状況調査等により、防災拠点施設の被害状況を把握し、優先的に復旧を行う。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>200</td><td>□通信（NTT東日本(株)埼玉事業部）
○回線の応急復旧
○特設公衆電話の設置
○災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）の提供</td><td>□通信（東日本電信電話(株)埼玉事業部）
○回線の応急復旧
○特設公衆電話の設置
○災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言版（web171）の提供</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>2</td><td>200</td><td>□電力（東京電力パワーグリッド(株)志木支社）
○送電設備の応急復旧
○変電設備の応急復旧
○配電設備の応急復旧</td><td>□電力（東京電力パワーグリッド(株)志木支社）
○送電設備の応急復旧
○変電設備の応急復旧
○配電設備の応急復旧
○投光機の設置
○仮連絡ケーブル施設による仮送電等</td></tr>
<tr><td>2</td><td>200</td><td>□ガス（東京ガスグループ（東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株））</td><td>□ガス（東京ガスネットワーク(株)埼玉支社）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>205</td><td>本市から県外に通勤、通学をしている市民は、毎日約 3 万 4 千人にのぼる。</td><td>本市から東京都に通勤、通学をしている市民は、毎日約 3 万 3 千人にのぼる。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>206</td><td>NTT 東日本(株)</td><td>東日本電信電話(株)</td></tr>
<tr><td>2</td><td>207</td><td>□帰宅困難者への支援
<table>
<tr><th>実施機関</th><th>項目</th><th>対策内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">県、市（新座市）</td><td>一時滞在施設の提供</td><td>公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放</td></tr>
<tr><td>飲料水、食料の配布</td><td>一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布</td></tr>
<tr><td>一時休憩所提供の要請等</td><td>ガソリンスタンド、コンビニエンスストア・ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請</td></tr>
<tr><td>代替輸送の提供</td><td>バス輸送の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">鉄道機関</td><td>一時滞在施設の提供</td><td>施設等の一部を休憩所・トイレとして開放</td></tr>
<tr><td>飲料水、食料の配布</td><td>一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布</td></tr>
</table></td><td>□帰宅困難者への支援
<table>
<tr><th>実施機関</th><th>項目</th><th>対策内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">県、市（新座市）</td><td>一時滞在施設の提供</td><td>公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放</td></tr>
<tr><td>飲料水、食料の配布</td><td>一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布</td></tr>
<tr><td>一時休憩所提供の要請等</td><td>ガソリンスタンド、コンビニエンスストア・ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請</td></tr>
<tr><td>代替輸送の提供</td><td>バス輸送の実施</td></tr>
<tr><td>鉄道機関</td><td>トイレ等の提供</td><td>トイレ等の提供</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2</td><td>208</td><td>遺体の収容処理</td><td>遺体の処理収容</td></tr>
<tr><td>2</td><td>208</td><td>（1）対象者
災害により行方不明の状態にある者※とする。
※ここでいう「行方不明者」は、安否不明者を含む。</td><td>（1）対象者
災害により行方不明の状態にある者とする。
（新規）</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	209	遺体の収容は原則、新座市営墓園を活用する。	遺体の収容は、市内の寺院に協力を要請し、寺院又は公共施設内に開設した遺体安置所にて行う。
2	209	**９．３ 遺体の埋葬** **【 市民窓口班、援護班 】**	**９．３ 遺体の埋葬** **【 援護班 】**
2	210	新座市社会福祉協議会の協力を得て、災害ボランティアセンターの設置及びボランティアコーディネーターの選任を行う。ボランティアセンターは、新座市社会福祉協議会内（第三庁舎）に設置する。	新座市社会福祉協議会の協力を得て、災害ボランティアセンターの設置及びボランティアコーディネーターの選任を行う。（新規）
2	210	実施事項 ・ボランティアセンターの設置 ・ボランティアの募集 ・市災害対策本部事務局との連絡調整 ・ボランティア保険の加入手続 ・ボランティアが使用する事務用品の提供　等	（新規）
2	210	市と社会福祉協議会は、平時の業務やつながりを活かして、災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定の締結に向け連携を図る。	（新規）
2	212	災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、速やかに災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。	災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。
2	213	（1）本市における災害救助法の適用基準（R7）	（1）本市における災害救助法の適用基準（R4）
2	213	出典）災害救助法施行令第１条第１項	（新規）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	214		

修正後

被害の程度		認定基準
住家全壊 （全焼・全流出）		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
住家半壊 （半焼）		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、 すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上30%未満のもの
準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの

（備考）
世帯：生計を一にしている実際の生活の単位をいう。
住家：現実に居住のため使用している建物をいう。
ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和7年7月　内閣府）

修正前

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 全焼 流出	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の床面積の70%に達した程度のもの、又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの
住家の半壊 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、損壊又は滅失した床面積が延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
住家の 床上浸水 土砂の堆積	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

（備考）
世帯：生計を一にしている実際の生活の単位をいう。
住家：現実に居住のため使用している建物をいう。
ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>2</td><td>215</td><td>災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護及び社会秩序の保全のための応急的救助であり、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。</td><td>災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における罹災者の保護及び社会秩序の保全のための応急的救助であり、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>215</td><td>『【 本文 】本編 第３章 第４節 第11「 □令和7年度 災害救助基準
「救助の方法、程度、期間早見表」」』参照</td><td>『【 本文 】本編 第３章 第４節 第11「 □令和4年度 災害救助基準
「救助の方法、程度、期間早見表」」』参照</td></tr>
<tr><td>2</td><td>216</td><td>□救助の種類と実施者
<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>救助期間</th><th>実 施 者</th></tr>
<tr><td>避難所・福祉避難所の設置</td><td>7日以内</td><td>市長（委任）
「避難所運営班・要配慮者支援班」</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>20日以内に着工
最長2年</td><td>対象者、設置箇所の選定：市長
設置：知事
（知事が委任したときは市長）
「住宅復旧班」</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>7日以内</td><td>市長（委任）　「学校班・援護班」</td></tr>
<tr><td>飲 料 水 の 供 給</td><td>7日以内</td><td>市長（委任）　「給水班」</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他
生活必需品の給与又は貸与</td><td>10日以内</td><td>市長（委任）　「援護班」</td></tr>
<tr><td>医 療 及 び 助 産</td><td>14日以内
（ただし、助産は分娩した日から7日以内）</td><td>医療班派遣：知事及び日赤県支部
（知事が委任したときは市長）
「医療班」</td></tr>
<tr><td>被 災 者 の 救 出</td><td>3日以内</td><td>市長（委任）　消防局</td></tr>
<tr><td>住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）</td><td>10日以内</td><td>市長（委任）　「住宅復旧班」</td></tr>
<tr><td>住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）</td><td>3か月（国の災害対策本部が設置された場合6か月）以内に完了</td><td>市長（委任）　「住宅復旧班」</td></tr>
<tr><td>学 用 品 の 供 与</td><td>教科書　1か月以内
その他　15日以内</td><td>市長（委任）　「学校班」</td></tr>
<tr><td>埋　　葬</td><td>10日以内</td><td>市長（委任）　「援護班」</td></tr>
<tr><td>死 体 の 捜 索</td><td>10日以内</td><td>市長（委任）　「援護班」</td></tr>
<tr><td>死 体 の 処 理</td><td>10日以内</td><td>市長（委任）　「援護班」</td></tr>
<tr><td>障 害 物 の 除 去</td><td>10日以内</td><td>市長（委任）　「住宅復旧班」</td></tr>
</table></td><td>□救助の種類と実施者
<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>救助期間</th><th>実 施 者</th></tr>
<tr><td>避難所の設置及び収容</td><td>7日以内</td><td>市長（委任）　「避難所運営班」</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>20日以内に着工
最長2年</td><td>対象者、設置箇所の選定：市長
設置：知事
（知事が委任したときは市長）
「住宅復旧班」</td></tr>
<tr><td>炊き出し及び食品の給与</td><td>7日以内</td><td>市長（委任）　「学校班・援護班」</td></tr>
<tr><td>飲 料 水 の 供 給</td><td>7日以内</td><td>市長（委任）　「給水班」</td></tr>
<tr><td>被服、寝具及び
生活必需品の給貸与</td><td>10日以内</td><td>市長（委任）　「援護班」</td></tr>
<tr><td>医 療 及 び 助 産</td><td>14日以内
（ただし、助産は分娩した日から7日以内）</td><td>医療班派遣：知事及び日赤県支部
（知事が委任したときは市長）
「医療班」</td></tr>
<tr><td>被 災 者 の 救 出</td><td>3日以内</td><td>市長（委任）　消防局</td></tr>
<tr><td>住 宅 の 応 急 修 理</td><td>3か月（国の災害対策本部が設置された場合6か月）以内に完了</td><td>市長（委任）　「住宅復旧班」</td></tr>
<tr><td>学 用 品 の 供 与</td><td>教科書　1か月以内
その他　15日以内</td><td>市長（委任）　「学校班」</td></tr>
<tr><td>埋　　葬</td><td>10日以内</td><td>市長（委任）　「援護班」</td></tr>
<tr><td>死 体 の 捜 索</td><td>10日以内</td><td>市長（委任）　「援護班」</td></tr>
<tr><td>死 体 の 処 理</td><td>10日以内</td><td>市長（委任）　「援護班」</td></tr>
<tr><td>障 害 物 の 除 去</td><td>10日以内</td><td>市長（委任）　「住宅復旧班」</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	217		

□令和7年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（1／4）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@10,000円（税込）/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上

□令和4年度 災害救助基準『救助の方法、程度、期間早見表』（1／4）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	217		

修正後

応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○　建設型応急住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　1戸当たり 7,089,000円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は2年以内
		○　賃貸型応急住宅 1　規模 建設型応急住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）

修正前

応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○　建設型応急住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　1戸当たり 6,285,000円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は2年以内
		○　賃貸型応急住宅 1　規模 建設型応急住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	218		

修正後

□令和7年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（2／4）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

修正前

□令和4年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（2／4）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	218 219		

修正後

被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1　左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物からの使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2　福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から10 日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当たり ①　大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては6か月以内）	

修正前

被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当たり ①　大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては6か月以内）	

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	220		

□令和7年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（3／4）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　5,500円 中学生生徒　5,800円 高等学校等生徒　6,300円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,700円以内 （一時保存） ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイス等の購入費が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費（法第4条第1項）	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　福祉サービスの提供 5　飲料水の供給 6　死体の捜索 7　死体の処理 8　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

□令和4年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（3／4）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　4,700円 中学生生徒　5,000円 高等学校等生徒　5,500円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 （一時保存） ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイス等の購入費が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費（法第4条第1項）	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	221	**□令和7年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（４／４）**	**□令和４年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（４／４）**
2	221	**出典）災害救助事務取扱要領（令和7年7月・内閣府政策統括官（防災担当））**	（新規）
2	224	本市は、公益社団法人埼玉県獣医師会南支部及び新座動物総合医療センターと災害時における動物救護活動について協定を締結している。	本市は、公益社団法人埼玉県獣医師会南支部と災害時における動物救護活動についいて協定を締結している。
2	226	市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、Ｘ（旧ツイッター）等多数の広報手段を用いて、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）及び避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）への情報伝達を行う。	市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、ツイッター等多数の広報手段を用いて、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）及び避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）への情報伝達を行う。
2	229	**１３．３ 要配慮者に対する支援** **【 要配慮者支援班、広報班、避難所運営班、援護班 】**	**１３．３ 要配慮者に対する支援** **【 要配慮者支援班、広報班、避難所運営班 】**
2	229	要配慮者に配慮して、文字放送テレビ、ファクシミリ、ホームページ等により情報提供を行う。	要配慮者に配慮して、文字放送テレビ、ファクシミリ、携帯電話の文字メール、ホームページ等により情報提供を行う。
2	229	職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人の安否確認に努めるとともに、その調査結果を県に報告する。	職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認に努めるとともに、その調査結果を県に報告する。
2	229	県、語学ボランティアと協力の上、外国人の相談窓口を開設し、必要な人材を配置する。	県、語学ボランティアと協力し、外国人の相談窓口を開設し、必要な人材を配置する。
2	230	**新座市議会災害対策支援本部の事務補助**	（新規）
2	230	**１４．３ 新座市議会災害対策支援本部の事務補助** **【 議会班 】** 新座市議会業務継続計画に基づき、市議会災害支援本部の補助を行う。	（新規）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	231	第5節　応急対策期から実施する活動 第1 応急対策に係る広報活動 1.1 生活情報の提供 [p233] 1.2 相談体制の確立 [p233] 第2 住家の被害認定調査 2.1 被害の概況確認 [p234] 2.2 住家の被害認定調査体制の整備 [p234] 2.3 罹災証明書の発行 [p234] 第3 土木施設の応急復旧 3.1 道路施設の応急復旧 [p236] 3.2 河川施設の応急復旧 [p237] 3.3 公園施設の応急復旧 [p237] 第4 災害廃棄物等の処理 4.1 ごみ処理 [p238] 4.2 し尿処理 [p239] 4.3 がれき処理 [p239] 第5 住宅対策 5.1 応急仮設住宅の設営 [p241] 5.2 一時入居施設の確保 [p243] 5.3 一般罹災住宅の応急修理 [p243] 5.4 住宅関係障害物の除去 [p244]	第5節　応急対策期から実施する活動 第1 応急対策に係る広報活動 1.1 生活情報の提供 [p231] 1.2 相談体制の確立 [p231] 第2 住家の被害認定調査 2.1 被害の概況確認 [p232] 2.2 住家の被害認定調査体制の整備 [p232] 2.3 罹災証明書の発行 [p232] 第3 土木施設の応急復旧 3.1 道路施設の応急復旧 [p234] 3.2 河川施設の応急復旧 [p235] 3.3 公園施設の応急復旧 [p235] 第4 災害廃棄物等の処理 4.1 ごみ処理 [p236] 4.2 し尿処理 [p237] 4.3 がれき処理 [p237] 第5 住宅対策 5.1 応急仮設住宅の設営 [p239] 5.2 一時入居施設の確保 [p241] 5.3 一般罹災住宅の応急修理 [p241] 5.4 住宅関係障害物の除去 [p242] （次頁へ）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	232	第5節　応急対策期から実施する活動 第6 農業対策 ― 6.1 農業対策 [p245] 第7 文教対策 ― 7.1 文教施設の応急復旧 [p246] 7.2 応急教育 [p245] 7.3 応急保育 [p248] 7.4 被災児童・生徒への支援 [p248] 7.5 文化財の保護 [p249] 第8 義援金品の受付・管理 ― 8.1 義援金品の募集 [p250] 8.2 義援金品の受付 [p250] 8.3 義援金品の配分 [p250] 8.4 義援金品の管理 [p251] 第9 ライフライン施設の応急復旧 ― 9.1 上水道、下水道の応急対策 [p253] 9.2 電気施設応急対策 [p254] 9.3 都市ガス施設応急対策 [p257] 9.4 ＬＰガス施設応急対策 [p260] 9.5 電信電話施設応急対策 [p261] 9.6 交通施設応急対策 [p262]	第5節　応急対策期から実施する活動 第6 農業対策 ― 6.1 農業対策 [p243] 第7 文教対策 ― 7.1 文教施設の応急復旧 [p244] 7.2 応急教育 [p245] 7.3 応急保育 [p246] 7.4 被災児童・生徒への支援 [p246] 7.5 文化財の保護 [p247] 第8 義援金品の受付・配分 ― 8.1 義援金品の募集 [p248] 8.2 義援金品の受付 [p248] 8.3 義援金品の配分 [p249] 8.4 義援金品の管理 [p249] 第9 ライフライン施設の応急復旧 ― 9.1 上水道、下水道の応急対策 [p251] 9.2 電気施設応急対策 [p252] 9.3 都市ガス施設応急対策 [p255] 9.4 ＬＰガス施設応急対策 [p258] 9.5 電信電話施設応急対策 [p259] 9.6 交通施設応急対策 [p260]

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>2</td><td>233</td><td>各班からの報告、避難所からの報告、ボランティアからの連絡等を通じて広報ニーズを把握し、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM)、紙媒体、広報車、ホームページ等の適切な方法により、衣食住に係る情報、避難所の収容者、救援物資の配付場所、ライフライン情報、道路等の通行情報、罹災証明書等の手続窓口に関する情報等、被災者救援活動を中心とした広報を行う。</td><td>各班からの報告、避難所からの報告、ボランティアからの連絡等を通じて広報ニーズを把握し、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM)、震災ニュースの発行、広報車、ホームページ等の適切な方法により、衣食住に係る情報、避難所の収容者、救援物資の配付場所、ライフライン情報、道路等の通行情報、罹災証明書等の手続窓口に関する情報等、被災者救援活動を中心とした広報を行う。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>238</td><td>本市の人員及び委託事業者が保有するごみ収集車だけでは不足するときは、その状況を受援班へ報告した上で、本部員会議に応援要請を上申し、応援要請決定後には、総括班と連携し、県に応援要請を行う。</td><td>本市の人員及びごみ収集車だけでは不足するときは、その状況を受援班へ報告した上で、本部員会議に応援要請を上申し、応援要請決定後には、総括班と連携し、県に応援要請を行う。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>240</td><td>○市の施設
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>面積（㎡）</th></tr><tr><td>殿山運動場</td><td>堀ノ内3-4-16</td><td>約10,200</td></tr><tr><td>大和田運動場
（STECフィールド大和田）</td><td>大和田3-8</td><td>約 5,200</td></tr><tr><td>野火止運動場</td><td>野火止4-2-5</td><td>約10,000</td></tr></table>（削除）</td><td>○市の施設
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>面積（㎡）</th></tr><tr><td>殿山運動場</td><td>堀ノ内3-4-16</td><td>約10,200</td></tr><tr><td>大和田運動場
（STECフィールド大和田）</td><td>大和田3-8</td><td>約 5,200</td></tr><tr><td>野火止運動場</td><td>野火止4-2-5</td><td>約10,000</td></tr><tr><td>（仮称）大和田多目的運動場（令和5年度供用開始予定）</td><td>大和田3-11</td><td>約 9,000</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>2</td><td>247</td><td>教職員は避難者の受入れとともに児童・生徒の安否確認を実施し、学校班に報告する。</td><td>教職員は避難者の受入れとともに児童・生徒の安否確認を実施する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>250</td><td>**第８　義援金品の受付・管理**</td><td>**第８　義援金品の受付・配分**</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	250	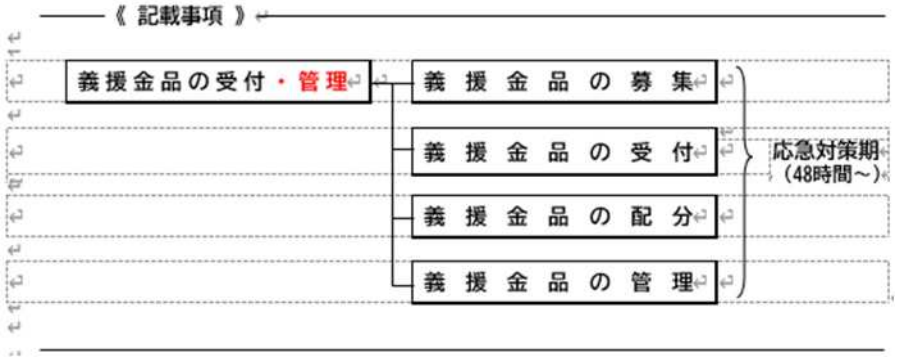	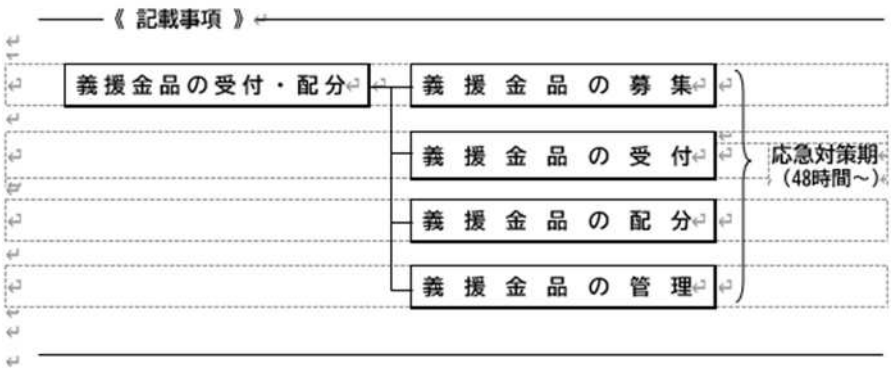
2	250	**８．１　義援金品の募集** 【 出納班 】 災害の状況に応じて、義援金品の募集を行うものとし、広報誌、ホームページ等のほか、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、義援金品を募集する。 （削除） 義援金品については、各機関を通じて広報する。 なお、義援品については、適切な品目、数量を確保することができる企業からのみ受け入れることとし、個人からの義援品は原則受け付けしない。	**８．１　義援金品の募集** 【 援護班 】 災害の状況に応じて、義援金品の募集を行うものとし、広報誌、ホームページ等のほか、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、義援金品を募集する。 義援品については、避難所運営班等を通じて被災住民の要望等を把握し、被災者が必要とする物資について募集するものとする。 なお、義援金品について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。 （新規）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	250	（削除）	**□義援金品募集に関する留意事項** ○ 一般からの援助については、義援金の協力を主とする。 ○ 梱包物資の内容や服のサイズ等が一見して分からない物品、古着及び保存性のない物品等は義援物資としない。 ○ 義援品については、適切な品目、数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受け入れる。
2	250	なお、県から寄託された義援金品の受領も併せて行う。	なお、県及び日赤新座市地区から寄託された義援金品の受領も併せて行う。
2	250	**８．３ 義援金品の配分** **【 援護班 】** 市内の被害状況を把握し、被災地区、被災人員及び世帯数、被災の状況等に応じて、義援金品の配分数等を決定する。	**８．３ 義援金品の配分** **【 援護班、出納班 】** 市内の被害状況を把握し、罹災地区、罹災人員及び世帯数、罹災の状況等に応じて、義援金品の配分数等を決定する。
2	251	**８．４ 義援金品の管理** **【 出納班、援護班 】** 義援金は、被災者に配付されるまでの間、会計管理者名義の普通預金口座に預金する。 義援品は、市役所第二庁舎（ギャラリー等）やその他の臨時集積所を定めて援護班が保管する。	**８．４ 義援金品の管理** **【 出納班、援護班 】** 義援金は、罹災者に配付されるまでの間、会計管理者名義の普通預金口座に預金する。 義援品は、市役所倉庫、市公共施設等その他臨時の集積所を定めて援護班が保管する。
2	253	オ　水道施設の復旧に当たり、資機材や人員が不足するときは、協定等に基づき、関係者との連携による資機材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。	（新規）
2	254	○社外者に応援を求める場合は、連絡体制を確立しておくこととする。	○社外者に応援を求める場合の動員表を作成するとともに、連絡体制を確立しておくこととする。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	253	（削除）	⑤ 復旧隊の標識 東京電力パワーグリッド(株)職員及び協力工事会社等で編成した復旧隊には、あらかじめ所定の腕章を又連絡車、作業車には、所定の標識を掲示して、東京電力パワーグリッド(株)復旧作業隊であることを明示することとする。
2	255	⑤ 復旧応援隊	⑥ 復旧応援隊
2	256	⑥ 広報活動	⑦ 広報活動
2	257	９．３ 都市ガス施設応急対策 【 東京ガスグループ（東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株））】	９．３ 都市ガス施設応急対策 【 東京ガスネットワーク(株)埼玉支社 】
2	261	９．５ 電信電話施設応急対策 【 NTT東日本(株)埼玉事業部 】 通信施設応急対策については、社内規定及びその他による。	９．５ 電信電話施設応急対策 【 東日本電信電話(株)埼玉事業部 】 通信施設応急対策については、東日本電信電話(株)埼玉事業部「災害等対策実施細則」、その他による。
2	263	地震災害により多くの住民が負傷したり、住居や家財を失ったりすることによる社会的混乱の発生が予想される。	地震災害により多くの住民が負傷したり、住居や家財を失うことによる社会的混乱の発生が予想される。
2	264	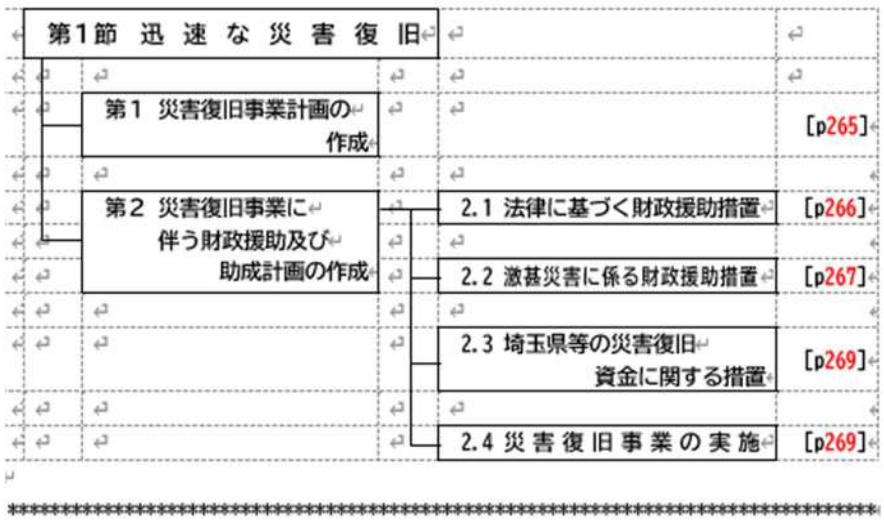	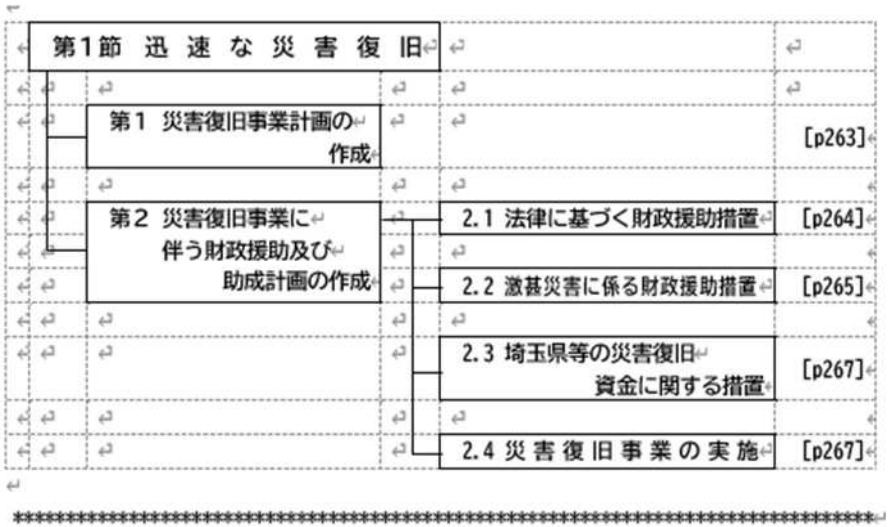

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	265 266	出典）埼玉県地域防災計画（震災対策編）令和7年5月	（新規）
2	271	**④ 電話通信施設　【 NTT 東日本(株)埼玉事業部 】** **ア**　電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。 **イ**　前項の場合において、重要通信の確保に留意して、災害状況、電気通信設備の被災状況に応じ、NTT 東日本(株)埼玉事業部の社内規定に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。	**④ 電話通信施設　【 東日本電信電話(株)埼玉事業部 】** **ア**　電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。 **イ**　前項の場合において、重要通信の確保に留意して、災害状況、電気通信設備の被災状況に応じ、東日本電信電話(株)埼玉事業部「災害等対策実施細則」に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。
2	269	**⑤ 都市ガス施設** **【 東京ガスグループ（東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株）） 】**	**⑤ 都市ガス施設** **【 東京ガスネットワーク(株)埼玉支社 】**

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	272	***************************《 計画的な災害復興の構成 》*************************** 第2節　計 画 的 な 災 害 復 興 ├ 第１ 災害復興の基本方針 [p272] ├ 第２ 災害復興計画作成への体制づくり [p273] ├ 第３ 災害復興計画の策定 [p273] └ 第４ 災害復興事業の実施 　├ 4.1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施 [p273] 　└ 4.2 災 害 復 興 事 業 の 実 施 [p273] **	***************************《 計画的な災害復興の構成 》*************************** 第2節　計 画 的 な 災 害 復 興 ├ 第１ 災害復興の基本方針 [p270] ├ 第２ 災害復興計画作成への体制づくり [p271] ├ 第３ 災害復興計画の策定 [p271] └ 第４ 災害復興事業の実施 　├ 4.1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施 [p271] 　└ 4.2 災 害 復 興 事 業 の 実 施 [p271] **

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	274	《 生活再建等の支援の構成 》 第3節　生活再建等の支援 第1 被災市民相談 ― 1.1 市民サポートセンターの開設 [p275] 1.2 罹災証明書の発行 [p276] 第2 罹災者のメンタルケア ― 2.1 メンタルケア対策 [p278] 2.2 災害対策委員のメンタルケア [p279] 2.3 子どもたちのメンタルケア [p279] 第3 被災者の生活確保 ― 3.1 職業のあっせん [p280] 3.2 市税等の徴収猶予及び減免の措置 [p281] 3.3 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 [p281] 3.4 生活必需品の安定供給の確保 [p282] 3.5 生活福祉資金 [p282] 3.6 災害復興融資 [p282] 3.7 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 [p282] 3.8 被災者生活再建支援制度 [p283] 3.9 借地借家の特例の適用に関する計画 [p284] 3.10 住宅の建設等 [p284] 第4 地域経済の復旧支援 ― 4.1 被災中小企業への融資等 [p285] 4.2 被災農林漁業関係者への融資等 [p286]	《 生活再建等の支援の構成 》 第3節　生活再建等の支援 第1 被災市民相談 ― 1.1 市民サポートセンターの開設 [p273] 1.2 罹災証明書の発行 [p274] 第2 罹災者のメンタルケア ― 2.1 メンタルケア対策 [p276] 2.2 災害対策委員のメンタルケア [p277] 2.3 子どもたちのメンタルケア [p277] 第3 被災者の生活確保 ― 3.1 職業のあっせん [p278] 3.2 市税等の徴収猶予及び減免の措置 [p279] 3.3 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 [p279] 3.4 生活必需品の安定供給の確保 [p280] 3.5 生活福祉資金 [p280] 3.6 災害復興融資 [p280] 3.7 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 [p280] 3.8 被災者生活再建支援制度 [p281] 3.9 借地借家の特例の適用に関する計画 [p282] 3.10 住宅の建設等 [p282] 第4 地域経済の復旧支援 ― 4.1 被災中小企業への融資等 [p283] 4.2 被災農林漁業関係者への融資等 [p284]
2	276	１．２　罹災証明書等の発行	１．２　罹災証明書の発行
2	276	（1）罹災証明等の実施	（1）罹災証明の実施
2	276	なお、人的被害については、被災証明とする。	（新規）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	276	② 物的被害 ・全壊又は全焼　・その他の物的被害 ・半壊※又は半焼　・床上浸水 ・一部損壊　・床下浸水 ※半壊には、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」がある。	② 物的被害 ・全壊又は全焼　・流出　・その他の物的被害 ・半壊又は半焼　・床上浸水 ・一部損壊　・床下浸水
2	277	**④ 罹災証明書等の発行** 罹災証明書等は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長若しくは消防局長（火災の証明に限る。）が作成し、これらの者に発行する。なお、被災者支援システムの使用が想定される班の執務スペースに対し、機器及びネットワークの事前整備を図る。 ただし、証明手数料については徴収しない。	**④ 罹災証明書の発行** 罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長若しくは消防局長が作成し、これらの者に発行する。なお、被災者支援システムの使用が想定される班の執務スペースに対し、機器及びネットワークの事前整備を図るものとする。 ただし、1世帯1枚の発行とし証明手数料については徴収しないものとする。
2	284	空き住戸等	空き家
2	288	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊《 総則の構成 》＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 第１節　総　則 ― 第１ 基本方針 [p288] 第２ 広域連携の枠組み [p288] ＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊《 総則の構成 》＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 第１節　総　則 ― 第１ 基本方針 [p286] 第２ 広域連携の枠組み [p286] ＊＊

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	290		
2	291	**（2）本市の対応** 南海トラフ地震が発生した場合、本市においても、震度５強の想定となっているため、その場合、警戒体制２号配備となり、全所属にわたる対応を行う。本市域における被害状況の把握を行い、埼玉県へ報告を行う。その後、埼玉県を通じた協議を行い、受入れが決定した場合、避難所運営については緊急初動職員が行う。	**（2）本市の対応** 南海トラフ地震が発生した場合、本市においても、震度５強の想定となっているため、その場合、警戒体制２号配備となり、全所属にわたる対応を行う。本市域における被害状況の把握を行い、埼玉県へ報告を行う。その後、埼玉県を通じた協議を行い、受入れが決定した場合、避難所運営については避難所運営班が行うものとする。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	293	********** 《 応急対策の構成 》 ********** 第3節 応　急　対　策 第1 広域応援調整 [p293] 第2 広域応援要員の派遣 [p294] 第3 広域避難の支援 3.1 広域避難所の提供 [p295] 3.2 避難所の管理運営 [p295] 第4 がれき処理支援 [p295] 第5 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援 [p295] **********	********** 《 応急対策の構成 》 ********** 第3節 応　急　対　策 第1 広域応援調整 [p290] 第2 広域応援要員の派遣 [p291] 第3 広域避難の支援 3.1 広域避難所の提供 [p292] 3.2 避難所の管理運営 [p292] 第4 がれき処理支援 [p292] 第5 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援 [p292] **********
2	294	□広域応援体制の関係図 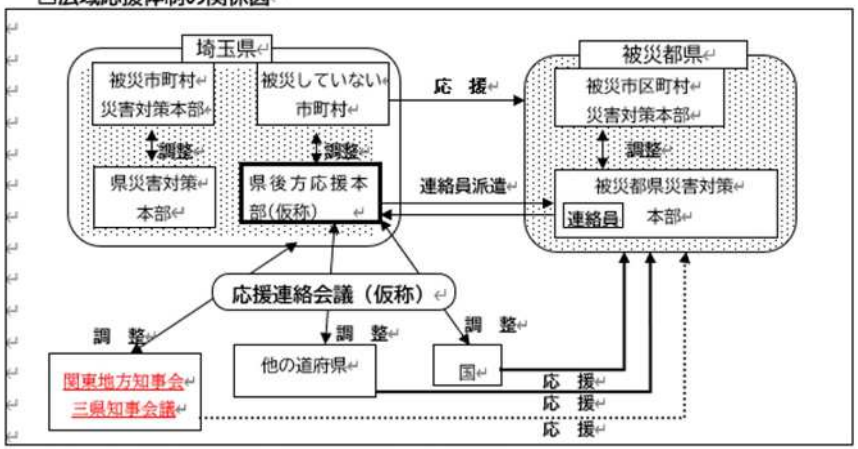 出典）埼玉県地域防災計画（広域応援編）令和7年5月	□広域応援体制の関係図 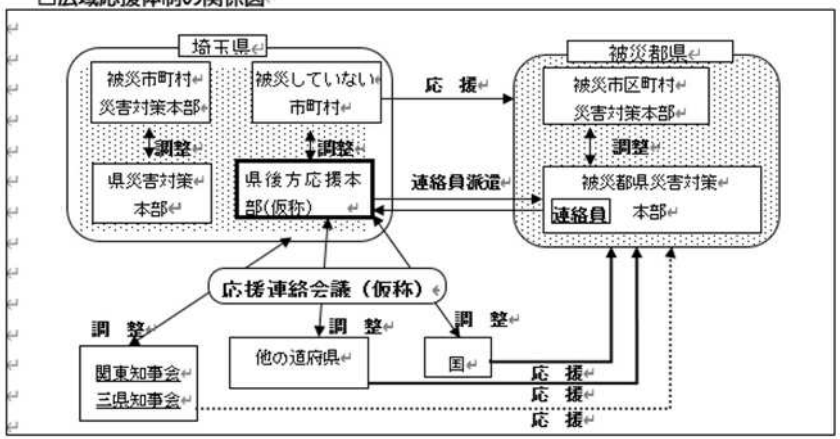 出典）埼玉県地域防災計画（広域応援編）令和4年3月

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	294	□広域応援体制の関係図 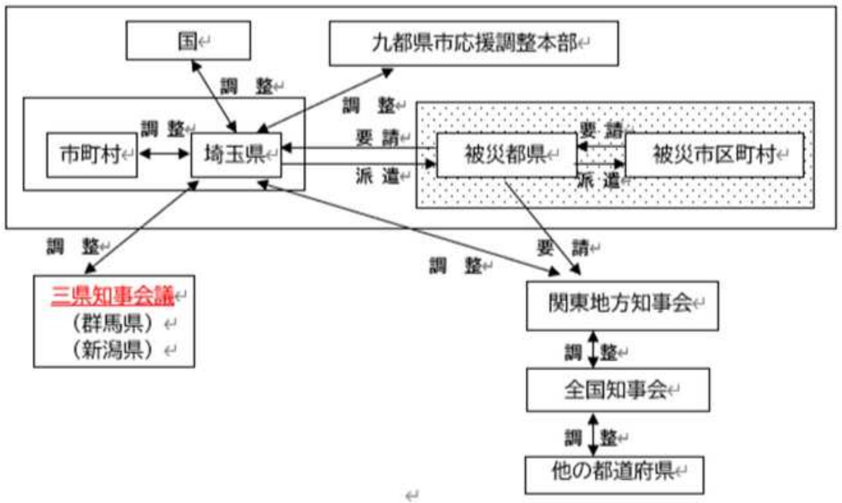 出典）埼玉県地域防災計画（広域応援編）令和7年5月	□広域応援体制の関係図 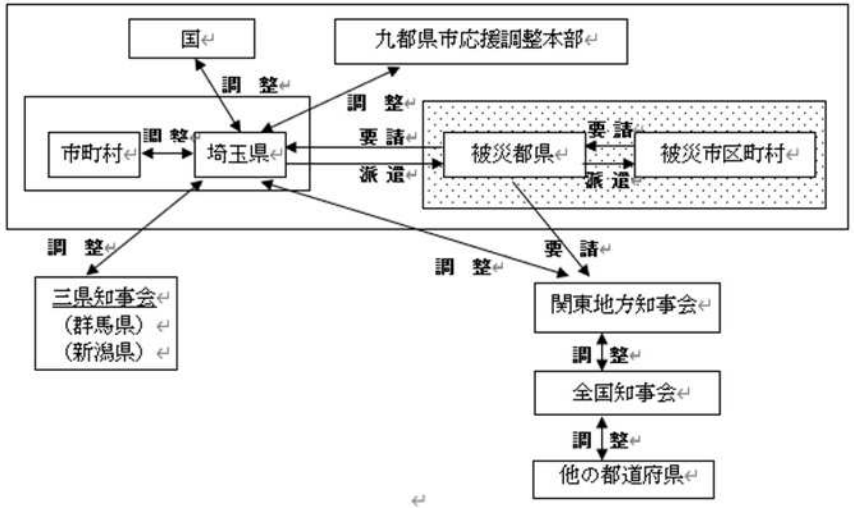 出典）埼玉県地域防災計画（広域応援編）令和4年3月
2	295	本市は、広域避難者を受け入れるための避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、緊急初動職員が収容すべき者を誘導して保護する。 なお、公示については危機管理室が、避難所の運営管理については緊急初動職員が実施する。	本市は、広域避難者を受け入れるための避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。 （新規）
2	297	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊《 計画の位置付けの構成 》＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 第1節　計画の位置付け ― 第1　策定の趣旨　[p297] ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊《 計画の位置付けの構成 》＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 第1節　計画の位置付け ― 第1　策定の趣旨　[p295] ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
2	297	なお、令和６年８月８日には、宮崎県沖の日向灘でマグニチュード７.１の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことから、市は平時から市民及び事業者等にホームページ等で臨時情報の意味や日頃からの備え等について周知する。	（新規）
2	298	**********《 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応の構成 》********** 第２節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 第１　南海トラフ地震臨時情報の伝達　[p299] 第２　市民、事業者等への呼びかけ　[p300] **********	**********《 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応の構成 》********** 第２節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 第１　南海トラフ地震臨時情報の伝達　[p297] 第２　市民、事業者等への呼びかけ　[p298] **********
2	300	出典）埼玉県地域防災計画(震災対策編)令和７年５月	（新規）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	1	**風水害対策の方針を策定するため、洪水・土砂災害ハザードマップや内水ハザードマップ、これまでの風水害履歴を勘案して、起こりうる最大規模の風水害を想定して対策の目標を設定した。**	**風水害対策の方針を策定するため、新座市洪水・土砂災害ハザードマップや、これまでの風水害履歴を勘案して、起こりうる最大規模の風水害を想定して対策の目標を設定した。**
3	2	本市では、黒目川浜崎で氾濫危険水位（最高水位：6.78）、柳瀬川清柳橋で水防団待機水位（最高水位：19.31）に達したものの河川氾濫による被害は起こっていない。	本市では、黒目川が氾濫危険水位（最高水位：6.78）、柳瀬川が水防団待機水位（最高水位：19.31）に達したものの河川氾濫による被害は起こっていない。
3	2	また、近年多発している短時間で局地的な大雨等により、地表水の増加に排水能力が追いつかず、道路冠水が発生し、住家の床上・床下浸水の被害が確認されており、令和６年７月及び８月の大雨では、市内全域で床上・床下浸水の被害に見舞われた。	また、近年多発している短時間で局地的な大雨等により、地表水の増加に排水能力が追いつかず、道路冠水が発生し、住家の床上・床下浸水の被害が確認されている。
3	5	「埼玉県地域防災計画（資料編）」令和７年５月、埼玉県防災会議	「埼玉県地域防災計画（資料編）」令和４年３月、埼玉県防災会議
3	7	本市の風水害に対する防災対策の目標は、「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」作成時に想定した避難者のうち、在宅避難が困難な人を収容できる体制を構築することとし、想定される避難対象人口は以下のとおりである。	本市の風水害に対する防災対策の目標は、「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」作成時に想定した避難者を全て収容できる体制を構築することとする。想定される避難対象人口は以下のとおりである。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>3</td><td>7</td><td>□想定避難対象人口
<table>
<tr><th>想定災害</th><th>想定影響区域
（町丁目）</th><th>想定避難
対象
人口(人)</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>柳瀬川流域の洪水</td><td>中野一・二丁目
大和田一・三・四・五丁目
新座一・二・三丁目</td><td>10,780</td><td>本市域の柳瀬川は、昭和40年代の河川改修後、氾濫実績はないが、国や県の浸水想定区域図では、本市域内において浸水が予想されている。</td></tr>
<tr><td>黒目川流域の洪水</td><td>石神二・三・四丁目
栗原一丁目
野寺一丁目
道場一・二丁目
堀ノ内一・二丁目
馬場二・三・四丁目
畑中二・三丁目</td><td>16,213</td><td>本市域の黒目川は、昭和40年代の河川改修後、氾濫実績はないが、過去において浸水実績がある。</td></tr>
<tr><td>土砂災害</td><td>栄一丁目
池田一・三丁目
堀ノ内一・二丁目
片山二丁目
石神四丁目
栗原三丁目
畑中一丁目
馬場一・二丁目
中野二丁目
大和田五丁目</td><td>297</td><td>本市域内で、16か所の土砂災害警戒区域が指定されている。</td></tr>
</table></td><td>□想定避難対象人口
<table>
<tr><th>想定災害</th><th>想定影響区域
（町丁目）</th><th>想定避難
対象
人口(人)</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>柳瀬川流域の洪水</td><td>中野一・二丁目
大和田一・三・四・五丁目
新座一・二・三丁目</td><td>10,203</td><td>本市域の柳瀬川は、昭和40年代の河川改修後、氾濫実績はないが、国や県の浸水想定区域図では、本市域内において浸水が予想されている。</td></tr>
<tr><td>黒目川流域の洪水</td><td>石神二・三・四丁目
栗原一丁目
野寺一丁目
道場一・二丁目
堀ノ内一・二丁目
馬場二・三・四丁目
畑中二・三丁目</td><td>17,708</td><td>本市域の黒目川は、昭和40年代の河川改修後、氾濫実績はないが、過去において浸水実績がある。</td></tr>
<tr><td>土砂災害</td><td>栄一丁目
池田一・三丁目
堀ノ内一・二丁目
片山二丁目
石神四丁目
栗原三丁目
畑中一丁目
馬場一・二丁目
中野二丁目
大和田五丁目</td><td>315</td><td>本市域内で、16か所の土砂災害警戒区域が指定されている。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3</td><td>7</td><td>注）想定避難対象人口は、令和7年10月1日現在でハザード区域内に居住する推計人口である。</td><td>注）避難対象人口は、新座市洪水・土砂災害ハザードマップ改定時（令和3年3月）に検討した人口である。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>8</td><td>なお、各地区の自主防災会及び各事業者においては、災害時の活動が適正に行われるように、実践的な防災訓練を積極的に実施し、防災活動の充実を図るとともに市民及び自主防災会の防災力の向上を図る。</td><td>なお、各地区の自主防災会及び各事業者においては、災害時の活動が適正に行われるように、実践的な防災訓練を積極的に実施し、防災活動の充実を図ることとする。市民及び自主防災会の防災力の向上を図る。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>10</td><td>本市の水害履歴は、黒目川や柳瀬川が河川改修された昭和40年代以降に限ると、新河岸川流域の他市町（朝霞市、志木市、富士見市等）で大きな洪水被害が発生した1982(S57)年9月の台風第18号に際しても、本市域内では水はけの悪い場所で局所的な浸水が発生する程度であり、周辺の市町のように大きな水害は発生してこなかった。
しかし、最近の台風や集中豪雨の例では、今までにない記録的な降水量により大きな被害が発生しており、必要な予防対策を講じることが重要であ</td><td>本市の水害履歴は、黒目川や柳瀬川が河川改修された昭和40年代以降に限ると、新河岸川流域の他市町（朝霞市、志木市、富士見市等）で大きな洪水被害が発生した1982(S57)年9月の台風第18号に際しても、本市域内では水はけの悪い場所で局所的な浸水が発生する程度であり、周辺の市町のように大きな水害は発生していない。
しかし、最近の台風や集中豪雨の例では、今までにない記録的な降水量により大きな被害が発生しており、災害履歴の上では大きな問題はないと考え</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
		る。	られる本市の場合でも、必要な予防対策を講じることは重要である。
3	11	■総合的な治水対策の概念 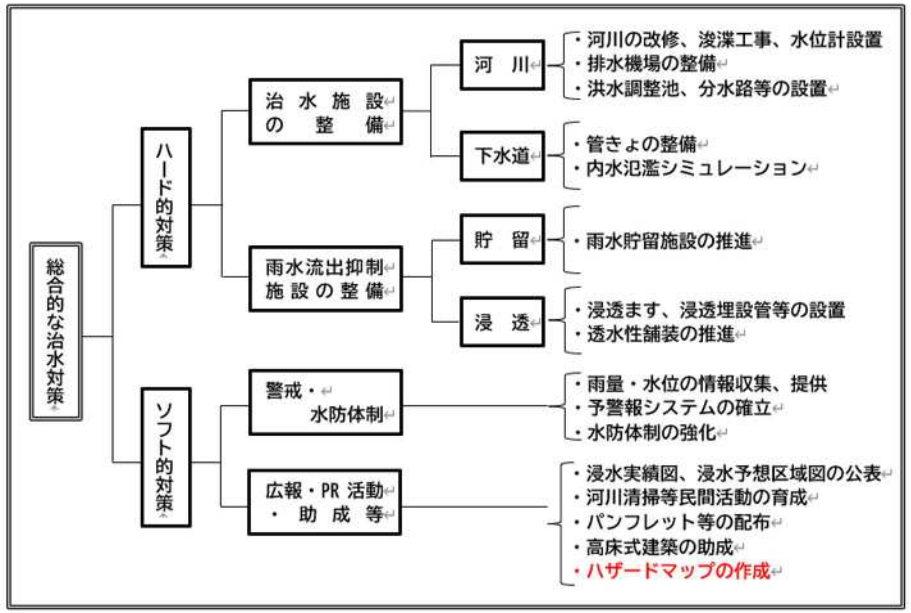 	■総合的な治水対策の概念 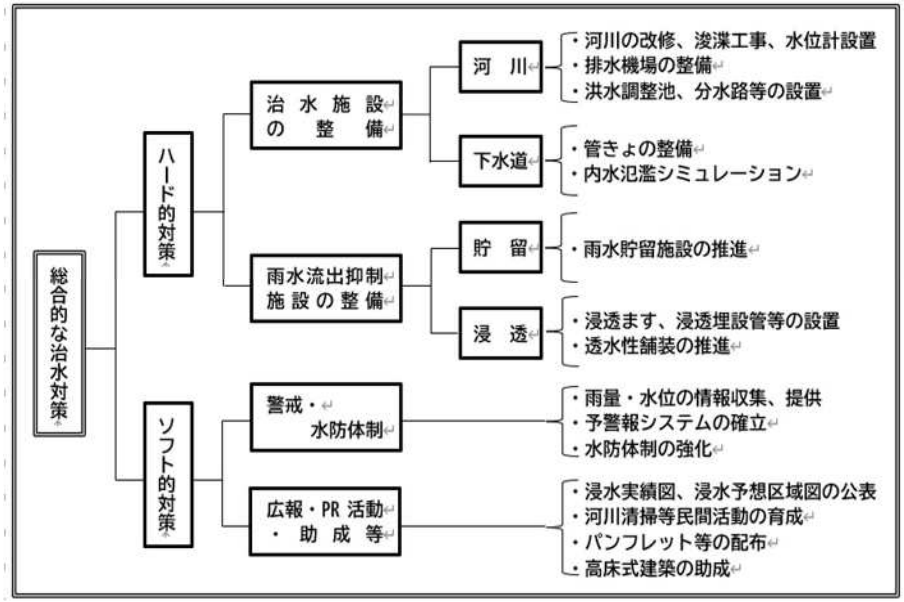
3	12	□朝霞県土整備事務所管内河川一覧（本市関連）［令和７年７月１日現在］	□朝霞県土整備事務所管内河川一覧（本市関連）　［令和４年９月１日現在］
3	12	約 59.4%	約 58.7%

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>3</td><td>12</td><td>□公共下水道処理状況
<table><tr><th>年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr><tr><td>雨水整備区域面積(ha)</td><td>798.4</td><td>841.7</td><td>845.8</td><td>849.9</td><td>852.4</td></tr></table></td><td>□公共下水道処理状況
<table><tr><th>年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th></tr><tr><td>雨水整備区域面積(ha)</td><td>717.0</td><td>746.0</td><td>748.8</td><td>798.4</td><td>841.7</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>3</td><td>13</td><td>１．２ ハザードマップ
【 危機管理室、下水道課 】</td><td>１．２ ハザードマップ
【 危機管理室 】</td></tr>
<tr><td>3</td><td>13</td><td>また、令和７年度には、社会資本整備総合交付金を活用し、内水ハザードマップを新規作成しており、令和８年度から順次配布し、住民や事業者へ周知を図っていく。</td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>13</td><td>□水防管理団体（新座市関連）
<table><tr><th>管轄県土整備事務所</th><th>河川名</th><th>水防管理団体</th><th>水防管理者</th><th>担当課</th><th>電話番号</th><th>関係市町村</th></tr><tr><td>朝　霞</td><td>柳瀬川
黒目川</td><td>新座市</td><td>新座市長</td><td>新座市
危機管理室</td><td>048-477-2502</td><td>新座市</td></tr></table>資料）「令和7年度　水防計画」（埼玉県）</td><td>□水防管理団体（新座市関連）
<table><tr><th>管轄県土整備事務所</th><th>河川名</th><th>水防管理団体</th><th>水防管理者</th><th>担当課</th><th>電話番号</th><th>関係市町村</th><th>出動可能人員（水防団員）</th></tr><tr><td>朝　霞</td><td>柳瀬川
黒目川</td><td>新座市</td><td>新座市長</td><td>新座市
危機管理室</td><td>048-477-2502</td><td>新座市</td><td>192</td></tr></table>資料）「令和4年度　水防計画」埼玉県</td></tr>
<tr><td>3</td><td>14
15</td><td>資料）「令和7年度　水防計画」埼玉県</td><td>資料）「令和4年度　水防計画」埼玉県</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>3</td><td>15</td><td>□朝霞県土整備事務所水防応急資材及び運搬具
<table><tr><th colspan="3">名称</th><th>数量</th></tr><tr><td rowspan="3">水防施設及び運搬器具</td><td>電話</td><td>（台）</td><td>13</td></tr><tr><td>超短波無線電話機</td><td>（台）</td><td>2</td></tr><tr><td>緊急自動車</td><td>（台）</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="6">水防資材</td><td>鉄線</td><td>（巻）</td><td>10</td></tr><tr><td>麻袋(フルコン)</td><td>（袋）</td><td>2,300</td></tr><tr><td>シャベル</td><td>（丁）</td><td>20</td></tr><tr><td>ハンマー</td><td>（丁）</td><td>0</td></tr><tr><td>発電機</td><td>（基）</td><td>3</td></tr><tr><td>照明灯</td><td>（基）</td><td>5</td></tr><tr><td>ツルハシ</td><td>（丁）</td><td>3</td></tr></table>「令和7年度 水防計画」埼玉県</td><td>□朝霞県土整備事務所水防応急資材及び運搬具
<table><tr><th colspan="3">名称</th><th>数量</th></tr><tr><td rowspan="3">水防施設及び運搬器具</td><td>電話</td><td>（台）</td><td>13</td></tr><tr><td>超短波無線電話機</td><td>（台）</td><td>2</td></tr><tr><td>緊急自動車</td><td>（台）</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="6">水防資材</td><td>鉄線</td><td>（巻）</td><td>10</td></tr><tr><td>麻袋(フルコン)</td><td>（袋）</td><td>2,100</td></tr><tr><td>シャベル</td><td>（丁）</td><td>28</td></tr><tr><td>ハンマー</td><td>（丁）</td><td>0</td></tr><tr><td>発電機</td><td>（基）</td><td>4</td></tr><tr><td>照明灯</td><td>（基）</td><td>5</td></tr><tr><td>ツルハシ</td><td>（丁）</td><td>3</td></tr></table>「令和4年度 水防計画」埼玉県</td></tr>
<tr><td>3</td><td>16</td><td>市街地の降雨については、地面への浸透又は雨水管を通じた河川への排水として処理されるが、「１．１　流域総合治水計画」で前述したとおり、田畑の減少や舗装道路の増加等といった都市化により浸透能力が低下していること、さらに、近年、短時間に集中的な豪雨が増加していることから、市街地の排水が間に合わず浸水する「内水氾濫」が頻発している。</td><td>市街地の降雨については、地面への浸透又は雨水管を通じた河川への排水として処理されるが、「１．１　流域総合治水計画」で前述したとおり、田畑の減少や舗装道路の増加等といった都市化により浸透能力が低下していること、さらに、近年、短時間に集中的な豪雨が増加していることから、市街地の排水が間に合わず浸水する「内水氾濫」が、小規模ながら毎年度、発生している。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>16</td><td>ハザードマップ等において、個人情報の保護の観点に配慮をしながら、床上･床下浸水や道路冠水箇所を公表することで、市民の防災意識高揚を図る。</td><td>新座市洪水･土砂災害ハザードマップ等において、個人情報の保護の観点に配慮をしながら、床上･床下浸水箇所等を公表することで、市民の防災意識高揚を図る。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>18</td><td>この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等による被害を未然に防ぐことが可能となる。また、強風害及び降ひょうを伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網の設置を支援する。</td><td>この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等による被害を未然に防ぐことが可能となる。また、強風害及び降ひょうを伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>20
21</td><td>資料）「埼玉県地域防災計画　資料編」令和7年5月、埼玉県防災会議</td><td>資料）「埼玉県地域防災計画　資料編」令和4年3月、埼玉県防災会議</td></tr>
<tr><td>3</td><td>24</td><td>これによると、柳瀬川沿いの地域及び黒目川沿いの地域は浸水想定区域と</td><td>これによると、柳瀬川沿いの地域及び黒目川沿いの地域は浸水想定区域と</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
		なっていることから、当該地域は、特に避難体制を整備する必要がある。また、近年の集中豪雨等による内水氾濫は、市内どの地域でも発生するおそれがあり、令和７年度には内水ハザードマップを作成した。 本市は、市民に対して河川氾濫及び内水氾濫の浸水想定区域や浸水履歴に関する情報を提供し、市民が各地域の状況に応じた計画的な避難方法を検討できるよう助言する。 なお、避難方法としては、避難所への避難だけではなく、自宅や隣接建物の２階等へ緊急的に一時避難（垂直避難）することの有効性について周知を図る。 また、特に土砂災害については、前兆現象もなく急に発災するおそれがあることから、平時から情報を整理の上、土砂災害警戒区域の住民に対する一斉情報伝達・収集システムを活用し、避難情報を発信する。	なっていることから、当該地域は、特に避難体制を整備する必要があり、また、近年のゲリラ豪雨等による内水氾濫は、市内どの地域でも発生するおそれがある。 そこで、本市は、市民に対して河川氾濫の浸水想定区域及び内水氾濫の履歴に係る情報を提供し、市民が各地域の状況に応じた計画的な避難方法を検討できるよう助言する。 なお、避難方法としては、避難所への避難だけではなく、自宅や隣接建物の２階等へ緊急的に一時避難（垂直避難）することの有効性についても周知を図る。 また、特に土砂災害については、前兆現象もなく急に発災するおそれがあることから、土砂災害警戒区域の住民に対する一斉情報伝達・収集システムを活用し、避難情報を発信する。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>3</td><td>25</td><td>□避難対象人口　［令和7年10月1日現在］
<table>
<tr><th>対象河川</th><th>浸水想定区域（町丁目）</th><th>避難対象人口</th></tr>
<tr><td>柳瀬川沿い</td><td>中野一・二丁目
大和田一・三・四・五丁目
新座一・二・三丁目</td><td>10,780</td></tr>
<tr><td>黒目川沿い</td><td>栗原一丁目
野寺一丁目
石神二・三・四丁目
道場一・二丁目
畑中二・三丁目
馬場二・三・四丁目
堀ノ内一・二丁目</td><td>16,213</td></tr>
<tr><td>土砂災害</td><td>栄一丁目
池田一・三丁目
堀ノ内一・二丁目
片山二丁目
石神四丁目
栗原三丁目
畑中一丁目
馬場一・二丁目
中野二丁目
大和田五丁目</td><td>297</td></tr>
</table></td><td>□避難対象人口　［令和2年6月1日現在］
<table>
<tr><th>対象河川</th><th>浸水想定区域（町丁目）</th><th>避難対象人口</th></tr>
<tr><td>柳瀬川沿い</td><td>中野一・二丁目</td><td rowspan="3">10,203</td></tr>
<tr><td></td><td>大和田一・三・四・五丁目</td></tr>
<tr><td></td><td>新座一・二・三丁目</td></tr>
<tr><td>黒目川沿い</td><td>栗原一丁目</td><td rowspan="7">17,708</td></tr>
<tr><td></td><td>野寺一丁目</td></tr>
<tr><td></td><td>石神二・三・四丁目</td></tr>
<tr><td></td><td>道場一・二丁目</td></tr>
<tr><td></td><td>畑中二・三丁目</td></tr>
<tr><td></td><td>馬場二・三・四丁目</td></tr>
<tr><td></td><td>堀ノ内一・二丁目</td></tr>
<tr><td>土砂災害</td><td>栄一丁目
池田一・三丁目
堀ノ内一・二丁目
片山二丁目
石神四丁目
栗原三丁目
畑中一丁目
馬場一・二丁目
中野二丁目
大和田五丁目</td><td>315</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3</td><td>26</td><td>浸水により避難行動が必要と想定されている人口は、全体で 26,993 人と予想されている。この避難者を収容するための、当初から開設を予定している指定避難所及びその収容可能者数は以下の表のとおりである。</td><td>浸水により避難が必要と想定されている人口は、全体で 27,911 人と予想されている。この避難者を収容するための、当初から開設を予定している指定避難所及びその収容可能者数は以下の表のとおりである。</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>3</td><td>26</td><td>
□当初開設を予定している指定緊急避難場所・避難所の一覧（水害）
<table>
<tr><th>対象河川</th><th>避難対象町丁目</th><th>防災ブロック</th><th>避難場所・避難所名</th><th>避難所</th><th>所在地</th><th>収容可能人口</th><th></th><th>感染対策収容人口</th><th></th><th>対象避難者数</th></tr>
<tr><td rowspan="12">柳瀬川</td><td>中野一・二丁目</td><td>第6</td><td>跡見学園女子大学</td><td>○</td><td>中野一丁目9-6</td><td>314</td><td></td><td>251</td><td></td><td rowspan="12">10,780</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大和田一・三・四・五丁目</td><td>第6</td><td>新開小学校</td><td>○</td><td>大和田一丁目22-10</td><td>240</td><td rowspan="2">624</td><td>192</td><td rowspan="2">499</td></tr>
<tr><td>第6</td><td>大和田小学校</td><td>○</td><td>大和田一丁目1-30</td><td>384</td><td>307</td></tr>
<tr><td rowspan="4">新座一・二・三丁目</td><td rowspan="3">第7</td><td>東北小学校</td><td>○</td><td>北野三丁目1-1</td><td>238</td><td rowspan="4">1,932</td><td>190</td><td rowspan="4">1,545</td></tr>
<tr><td>立教新座中学・高等学校</td><td>○</td><td>北野一丁目2-25</td><td>564</td><td>451</td></tr>
<tr><td>立教大学新座キャンパス</td><td>○</td><td>北野一丁目2-26</td><td>568</td><td>454</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第8</td><td>東野小学校</td><td>○</td><td>野火止六丁目22-12</td><td>206</td><td>165</td></tr>
<tr><td>第二中学校</td><td>○</td><td>野火止七丁目17-10</td><td>356</td><td>285</td></tr>
<tr><td rowspan="14">黒目川</td><td>栗原一丁目</td><td>第3</td><td>栗原小学校</td><td>○</td><td>栗原一丁目5-1</td><td>222</td><td></td><td>178</td><td></td><td rowspan="14">16,213</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野寺一丁目</td><td rowspan="2">第3</td><td>八石小学校</td><td>○</td><td>野寺二丁目8-45</td><td>272</td><td rowspan="2">540</td><td>218</td><td rowspan="2">432</td></tr>
<tr><td>野寺小学校</td><td>○</td><td>野寺五丁目1-24</td><td>268</td><td>214</td></tr>
<tr><td rowspan="3">石神二・三・四丁目</td><td>第3</td><td>石神小学校</td><td>○</td><td>石神一丁目10-20</td><td>206</td><td rowspan="3">1,144</td><td>165</td><td rowspan="3">915</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第4</td><td>西堀小学校</td><td>○</td><td>西堀二丁目18-3</td><td>250</td><td>200</td></tr>
<tr><td>市民総合体育館</td><td>○</td><td>本多二丁目1-20</td><td>688</td><td>550</td></tr>
<tr><td rowspan="2">道場一・二丁目</td><td rowspan="2">第2</td><td>池田小学校</td><td>○</td><td>池田四丁目8-49</td><td>212</td><td rowspan="2">446</td><td>170</td><td rowspan="2">357</td></tr>
<tr><td>片山小学校</td><td>○</td><td>片山一丁目8-31</td><td>234</td><td>187</td></tr>
<tr><td rowspan="2">畑中二・三丁目</td><td>第1</td><td>畑中公民館</td><td></td><td>畑中一丁目15-58</td><td>96</td><td rowspan="2">204</td><td>77</td><td rowspan="2">163</td></tr>
<tr><td>第5</td><td>市民会館</td><td></td><td>野火止一丁目1-2</td><td>108</td><td>86</td></tr>
<tr><td rowspan="2">馬場二・三・四丁目</td><td rowspan="2">第5</td><td>陣屋小学校</td><td>○</td><td>野火止一丁目18-20</td><td>258</td><td rowspan="2">638</td><td>206</td><td rowspan="2">510</td></tr>
<tr><td>新座中学校</td><td>○</td><td>野火止二丁目4-1</td><td>380</td><td>304</td></tr>
<tr><td>堀ノ内一・二丁目</td><td>第2</td><td>第六中学校</td><td>○</td><td>堀ノ内三丁目11-1</td><td>356</td><td></td><td>285</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">合計</td><td>6,064</td><td></td><td>5,135</td><td></td><td>26,993</td></tr>
</table>
</td><td>
□当初開設を予定している指定緊急避難場所・避難所の一覧（水害）
<table>
<tr><th>対象河川</th><th>避難対象町丁目</th><th>防災ブロック</th><th>避難場所・避難所名</th><th>避難所</th><th>所在地</th><th>収容可能人口</th><th></th><th>感染対策収容人口</th><th></th><th>対象避難者数</th></tr>
<tr><td rowspan="11">柳瀬川</td><td>中野一・二丁目</td><td>第6</td><td>跡見学園女子大学</td><td>○</td><td>中野一丁目9-6</td><td>366</td><td></td><td>202</td><td></td><td rowspan="11">10,203</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大和田一・三・四・五丁目</td><td>第6</td><td>新開小学校</td><td>○</td><td>大和田一丁目22-10</td><td>294</td><td rowspan="2">642</td><td>166</td><td rowspan="2">355</td></tr>
<tr><td>第6</td><td>大和田小学校</td><td>○</td><td>大和田一丁目1-30</td><td>348</td><td>189</td></tr>
<tr><td rowspan="4">新座一・二・三丁目</td><td rowspan="3">第7</td><td>東北小学校</td><td>○</td><td>北野三丁目1-1</td><td>252</td><td rowspan="4">3,334</td><td>133</td><td rowspan="4">1,834</td></tr>
<tr><td>立教新座中学・高等学校</td><td>○</td><td>北野一丁目2-25</td><td>788</td><td>430</td></tr>
<tr><td>立教大学新座キャンパス</td><td>○</td><td>北野一丁目2-26</td><td>1,608</td><td>890</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第8</td><td>東野小学校</td><td>○</td><td>野火止六丁目22-12</td><td>294</td><td>166</td></tr>
<tr><td>第二中学校</td><td>○</td><td>野火止七丁目17-10</td><td>392</td><td>215</td></tr>
<tr><td rowspan="13">黒目川</td><td>栗原一丁目</td><td>第3</td><td>栗原小学校</td><td>○</td><td>栗原一丁目5-1</td><td>299</td><td></td><td>169</td><td></td><td rowspan="13">17,708</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野寺一丁目</td><td rowspan="2">第3</td><td>八石小学校</td><td>○</td><td>野寺二丁目8-45</td><td>281</td><td rowspan="2">577</td><td>168</td><td rowspan="2">336</td></tr>
<tr><td>野寺小学校</td><td>○</td><td>野寺五丁目1-24</td><td>296</td><td>168</td></tr>
<tr><td rowspan="3">石神二・三・四丁目</td><td>第3</td><td>石神小学校</td><td>○</td><td>石神一丁目10-20</td><td>294</td><td rowspan="3">1,773</td><td>147</td><td rowspan="3">1,141</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第4</td><td>西堀小学校</td><td>○</td><td>西堀二丁目18-3</td><td>279</td><td>147</td></tr>
<tr><td>市民総合体育館</td><td>○</td><td>本多二丁目1-20</td><td>1,200</td><td>887</td></tr>
<tr><td rowspan="2">道場一・二丁目</td><td rowspan="2">第2</td><td>池田小学校</td><td>○</td><td>池田四丁目8-49</td><td>294</td><td rowspan="2">573</td><td>166</td><td rowspan="2">313</td></tr>
<tr><td>片山小学校</td><td>○</td><td>片山一丁目8-31</td><td>279</td><td>147</td></tr>
<tr><td rowspan="2">畑中二・三丁目</td><td>第1</td><td>畑中公民館</td><td></td><td>畑中一丁目15-58</td><td>57</td><td rowspan="2">364</td><td>39</td><td rowspan="2">270</td></tr>
<tr><td>第5</td><td>市民会館</td><td></td><td>野火止一丁目1-2</td><td>307</td><td>231</td></tr>
<tr><td rowspan="2">馬場二・三・四丁目</td><td rowspan="2">第5</td><td>陣屋小学校</td><td>○</td><td>野火止一丁目18-20</td><td>373</td><td rowspan="2">937</td><td>202</td><td rowspan="2">511</td></tr>
<tr><td>新座中学校</td><td>○</td><td>野火止二丁目4-1</td><td>564</td><td>309</td></tr>
<tr><td>堀ノ内一・二丁目</td><td>第2</td><td>第六中学校</td><td>○</td><td>堀ノ内三丁目11-1</td><td>472</td><td></td><td>261</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">合計</td><td>9,337</td><td></td><td>5,392</td><td></td><td>27,911</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>3</td><td>26</td><td>注2）指定避難所の収容可能人口は、屋内運動場面積の7.5割及び福祉避難スペースの5割を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2㎡として設定した。同様に感染対策収容人口は、1人当たりの占有面積を4㎡として設定した。</td><td>注２）指定避難所の収容可能人口は、屋内運動場面積の７割を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2㎡として設定した。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>26</td><td>注3）避難所は一斉に開設するものではなく、危険性が高まった流域を対象に開設する。</td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>26</td><td>注4）</td><td>注3）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>27</td><td>注5）避難者と同行するペットの屋内避難スペースの確保にも努める。</td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>29</td><td>近年、今までにない規模で局所的な集中豪雨等が発生しており、水害による救急・救助事象が発生するとともに、交通混乱等が更なる被害の拡大をもたらすことが考えられる。</td><td>最近では本市で大きな水害の発生はないが、今までにない規模で局所的な集中豪雨等が発生した場合、水害による救急・救助事象が発生するとともに、交通混乱等が更なる被害の拡大をもたらすことも考えられる。</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	29	本市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員に対しては、災害時優先回線携帯電話を携帯させるなどの対応を図り、また、これら機器の更なる整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進する。	本市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員に対しては、災害時優先回線携帯電話を携帯させるなどの対応を図り、また、これら機器の整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。
3	32	**備蓄の目標は、「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」等により想定される避難住民に対応可能な量とする。**	**備蓄の目標は、「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」により想定される避難住民に対応可能な量とする。**
3	39	各社会福祉施設の所管課は、自力避難が困難な要配慮者の迅速な避難活動を支援するため、日頃から連絡先を把握し、避難指示等の伝達体制づくりに努める。また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、柳瀬川及び黒目川の洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難確保を図るための計画作成及び訓練の実施並びに報告が義務付けられている。	各社会福祉施設の所管課は、自力避難が困難な要配慮者の迅速な避難活動を支援するため、日頃から連絡先を把握し、避難指示等の伝達体制づくりに努める。また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、柳瀬川の洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難確保を図るための計画作成及び訓練の実施並びに報告が義務付けられている。
3	39	（削除） なお、各施設への水防情報の伝達方法は、一斉情報伝達・収集システム等を基本とする。	また、黒目川の洪水浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設については、水防法に基づく要配慮者利用施設には該当しないものの、避難情報の伝達などは、義務付けされている施設と同様に行うものとする。 なお、各施設への水防情報の伝達方法は、一斉情報伝達・収集システム及びファクシミリ等を基本とする。
3	39 40	**『【資料編】第2.28「黒目川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」』参照**	**（新規）**
3	41	令和7年度	令和4年度

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	45	**① 災害対策本部設置前の体制** 災害対策本部設置前の体制は次頁の表のとおりであり、気象予警報等が発表され、かつ市長が必要と認めたときは、待機体制又は警戒体制をとる。また、速やかに災害対策本部に移行するための準備段階として、災害警戒本部を設置する。	**① 災害対策本部設置前の体制** 災害対策本部設置前の体制は次頁の表のとおりであり、気象予警報等が発表され、かつ市長が必要と認めたときは、待機体制又は警戒体制をとる。（新規）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	46		

修正後

□活動体制と配備基準（風水害）

活動体制	配備基準	活動内容	配備人員
第一次防災体制（待機体制）	○大雨・洪水・強風注意報が発表された場合	○気象情報の収集を行う。 ○必要に応じて担当幹部職員による連絡調整及び情報の確認を行う。	○危機管理室、道路管理課、道路河川課、下水道課の管理職員又は所属部長が指定した職員
第二次防災体制（警戒体制）	以下のいずれかに該当した場合 ○大雨・洪水・暴風警報が発表された場合 ○国土交通省、気象庁から洪水予報（荒川洪水注意報（氾濫注意情報以上））が発表された場合 ○柳瀬川（清柳橋）又は黒目川（浜崎）で水防団待機水位に達した場合	○気象情報、河川の水位、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布、現地（道路、重要水防箇所周辺及び土砂災害警戒区域）等の状況を監視する。 ○必要に応じて関係部局間において調整会議を行う。	○下記の所属のうち所属部長が必要と認めた職員 危機管理室（総括班） 総務課（情報班） 人事課（受援班） シティプロモーション課（広報班） 道路管理課、道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所）（応急対策班） みどりと公園課（住宅復旧班） 下水道課（下水道復旧班） ○消防団長が必要と認める消防団員
第三次防災体制（緊急体制）	○避難情報発令基準に基づき、本部長（市長）が、警戒レベル３高齢者等避難を発令する必要があると認めた場合 （避難場所を開設） 洪水の基準：○柳瀬川清柳橋水位観測所の水位が避難判断水位（20.53m）に達し、更に柳瀬川の水位の上昇が予測されるとき ○黒目川において、流域雨量指数2時間後予測が警報基準（基準Ⅱ：16.1）に到達する場合 ○災害の発生する可能性が高まり、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき ○河川水位の上昇や気象状況などから判断して、今後このような気象状況が続くと、避難を要する状況になる可能性がある場合 土砂災害の基準：○本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの土壌雨量指数が、実況で大雨警報の基準を超えた場合	○速やかに避難場所を開設する。 ○総括班が統括に専念する体制とするため、電話対応等、防災体制を整備する。 ○必要に応じて関係部局間において調整会議を行う。 ○警戒レベル４避難指示を要する場合、災害対策本部会議の開催を検討するとともに、第四次防災体制に備える。	○下記の所属の全職員 危機管理室（総括班） 道路管理課、道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所（応急対策班） 下水道課（下水道復旧班） ○下記の所属のうち所属部長が必要と認めた職員 総務課（情報班） シティプロモーション課（広報班） 人事課（受援班） 福祉政策課（援護班） 長寿はつらつ課、介護保険課及び障がい者福祉課（要配慮者支援班） 保健センター（医療班） みどりと公園課（住宅復旧班） ○閉庁時に開設する避難所運営は、緊急初動職員のうち、危機管理室（総括班）があらかじめ指定した者とし、翌開庁時、避難場所の開設が３日間以上となる場合又は第四次防災体制となる場合、避難所運営班に該当する職員がこれを引き継ぐ。 ○消防団長が必要と認める消防団員
第四次防災体制（非常体制１号配備）	○避難情報発令基準に基づき、本部長（市長）が、警戒レベル４避難指示を発令する必要があると認めた場合 ○その他、本部長（市長）が必要と認めた場合	○災害対策本部の設置を前提とする。 ○災害対策本部事務局スペースとして、関係部署及び防災関連団体の職員が一堂に会する事務スペースを確保する。 ○避難所として長期間の開設を前提に体制を整備する。 ○情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動が円滑に行える体制とする。	○毎年度当初に所属ごとに作成する動員計画に基づく職員（全職員対応ではない所属については、半数程度） ○全消防団員
第五次防災体制（非常体制２号配備）	○避難情報発令基準に基づき、本部長（市長）が、警戒レベル５緊急安全確保を発令する必要があると認めた場合 ○本部長（市長）が、全職員で対応する必要を認めた場合	○本市の組織及び機能の全てをあげて活動する体制とする。	○全職員 ○全消防団員

修正前

□活動体制と配備基準（風水害）

活動体制	配備基準	活動内容	配備人員
第一次防災体制（待機体制）	○大雨・洪水・強風注意報が発表された場合	○気象情報の収集を行う。 ○必要に応じて担当幹部職員による連絡調整及び情報の確認を行う。	○危機管理室、道路管理課、道路河川課、下水道課の管理職員又は所属部長が指定した職員
第二次防災体制（警戒体制）	以下のいずれかに該当した場合 ○大雨・洪水・暴風警報が発表された場合 ○国土交通省、気象庁から洪水予報（荒川洪水注意報（氾濫注意情報以上））が発表された場合 ○柳瀬川（清柳橋）又は黒目川（浜崎）で水防団待機水位に達した場合	○気象情報、河川の水位、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布、現地（道路、重要水防箇所周辺及び土砂災害警戒区域）等の状況を監視する。 ○必要に応じて関係部局間において調整会議を行う。	○下記の所属のうち所属部長が必要と認めた職員 総括班（危機管理室） 情報班（総務課） 受援班（人事課） 広報班（シティプロモーション課） 応急対策班（道路管理課、道路河川課） 住宅復旧班（みどりと公園課） 下水道復旧班（下水道課） ○消防団長が必要と認める消防団員
第三次防災体制（緊急体制）	○以下のいずれかの基準を満たし、本部長（市長）が、高齢者等避難を発令する必要があると認めた場合 （避難場所を開設） 洪水の基準：以下のいずれかに該当した場合 ○柳瀬川（清柳橋）で避難判断水位に達した場合 ○荒川（治水橋）で氾濫危険水位に達した場合 ○黒目川（浜崎）で氾濫危険水位に達するとともに、以降も水位上昇が見込まれる場合 ○黒目川の現地確認において必要性を認めた場合 ○防災情報提供システムにおける流域雨量指数の２時間後までの予測値が警報基準を大きく超える（基準Ⅲ）とともに、以降も水位上昇が見込まれる場合 土砂災害の基準：○埼玉県及び気象庁から土砂災害警戒情報が発表された場合	○速やかに避難場所を開設する。 ○総括班が統括に専念する体制とするため、電話対応等、防災体制を整備する。 ○必要に応じて関係部局間において調整会議を行う。 ○避難指示を要する場合、災害対策本部会議の開催を検討するとともに、第四次防災体制に備える。	○下記の所属の全職員 総括班（危機管理室） 応急対策班（道路管理課、道路河川課） 下水道復旧班（下水道課） ○下記の所属のうち所属部長が必要と認めた職員 情報班（総務課） 広報班（シティプロモーション課） 受援班（人事課） 援護班（福祉政策課） 要配慮者支援班（長寿はつらつ課、介護保険課及び障がい者福祉課） 医療班（保健センター） 住宅復旧班（みどりと公園課） ○閉庁時に開設する避難所運営は、緊急初動職員のうち、総括班（危機管理室）があらかじめ指定した者とし、翌開庁時、避難場所の開設が３日間以上となる場合又は第四次防災体制となる場合、避難所運営班がこれを引き継ぐものとする。 ○消防団長が必要と認める消防団員
第四次防災体制（非常体制１号配備）	○洪水に関する前兆現象又は災害が発生し、本部長（市長）が、避難指示を発令する必要があると認めた場合 ○その他、本部長（市長）が必要と認めた場合	○災害対策本部の設置を前提とする。 ○災害対策本部事務局スペースとして、関係部署及び防災関連団体の職員が一堂に会する事務スペースを確保する。 ○避難所として長期間の開設を前提に体制を整備する。 ○情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動が円滑に行える体制とする。	○毎年度当初に所属ごとに作成する動員計画に基づく職員（全職員対応ではない所属については、半数程度） ○全消防団員
第五次防災体制（非常体制２号配備）	○本部長（市長）が、全職員で対応する必要を認めた場合	○本市の組織及び機能の全てをあげて活動する体制とする。	○全職員 ○全消防団員

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	47		

修正後

非常体制（災害対策本部事務局）組織表　★印は、班長課を示す。

- 危機管理監
  - 総括班（本部事務局）：★危機管理室
- 総合政策部長（副：監査委員事務局長／副：選挙管理委員会事務局長）
  - 広報班：★シティプロモーション課、秘書広聴課
  - 避難所運営班：★政策課、（仮称）三軒屋公園等複合施設整備推進室、人権推進室、課税課（諸税係、個人市民税係）、納税課、物価高騰対策臨時給付金室、こども支援課、国保年金課、中央図書館、各公民館・コミセン、監査委員事務局
- 総務部長
  - 情報班：★総務課、情報システム課、デジタル市役所推進室
  - 受援班：★人事課
- 財政部長
  - 管財班：★管財契約課、財政課、公共施設マネジメント課
  - 家屋調査班：★課税課（資産税土地係、資産税家屋係）
- 市民生活部長
  - 産業班：★産業振興課、農業委員会事務局
  - 市民窓口班：★市民課、各出張所
  - 衛生班：★環境課
- 総合福祉部長
  - 援護班：★福祉政策課、地域活動推進課、生活支援課
- こども未来部長
  - 保育班：★保育課、各保育園
- いきいき健康部長
  - 要配慮者支援班：★長寿はつらつ課、障がい者福祉課、障がい者就労支援センター、児童発達支援センター、福祉の里、障がい者福祉センター、こども安全課、介護保険課
  - 医療班：★保健センター
- まちづくり未来部長／インフラ整備部長
  - 住宅復旧班：★建築審査課、都市計画課、みどりと公園課
  - 応急対策班：★道路管理課、道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所
  - 給水班：★水道業務課、交通政策課、生涯学習スポーツ課、選挙管理委員会事務局
  - 水道復旧班：★水道施設課
  - 下水道復旧班：★下水道課
- 教育総務部長
  - 教育施設班：★教育総務課、歴史民俗資料館
- 学校教育部長
  - 学校班：★教育支援課、学務課、教育相談センター、給食調理員
- 会計管理者
  - 出納班：★出納室
- 議会事務局長
  - 議会班：★市議会事務局
- 新座消防署
  - 消防団

本部会議

本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	危機管理監
	総合政策部長
	総務部長
	財政部長
	市民生活部長
	総合福祉部長
	こども未来部長
	いきいき健康部長
	まちづくり未来部長
	インフラ整備部長
	教育総務部長
	学校教育部長
	会計管理者
	議会事務局長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長
	新座消防署長
	新座市消防団長

埼玉県南西部消防局

修正前

非常体制（災害対策本部事務局）組織表　★印は、班長課を示す。

- 危機管理監
  - 総括班（本部事務局）：★危機管理室
- 総務部長
  - 情報班：★総務課、人権推進室、情報システム課、デジタル市役所推進室
  - 受援班：★人事課
- 総合政策部長（副：監査委員事務局長／副：選挙管理委員会事務局長）
  - 広報班：★シティプロモーション課、秘書広聴課
  - 避難所運営班：★政策課、課税課（諸税係、個人市民税係）、納税課、保育課（放課後児童保育係）、こども給付課、国保年金課、新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室、歴史民俗資料館、中央図書館、各公民館・コミセン、監査委員事務局
- 財政部長
  - 管財班：★管財契約課、財政課
  - 家屋調査班：★課税課（資産税土地係、資産税家屋係）
- 市民生活部長
  - 産業班：★産業振興課、農業委員会事務局
  - 市民窓口班：★市民課、各出張所
  - 衛生班：★環境課、公共施設マネジメント課
- 総合福祉部長
  - 援護班：★福祉政策課、地域活動推進課、生活支援課
- こども未来部長
  - 保育班：★保育課（運営支援係、入所係）、各保育園
- いきいき健康部長
  - 要配慮者支援班：★長寿はつらつ課、障がい者福祉課、障がい者就労支援センター、児童発達支援センター、福祉の里、こども支援課、介護保険課
  - 医療班：★保健センター
- まちづくり未来部長／インフラ整備部長
  - 住宅復旧班：★建築審査課、都市計画課、みどりと公園課
  - 応急対策班：★道路管理課、道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所、大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所
  - 給水班：★水道業務課、交通政策課、生涯学習スポーツ課（スポーツ・青少年係）、学務課（人事・学事係）、選挙管理委員会事務局
  - 水道復旧班：★水道施設課
  - 下水道復旧班：★下水道課
- 教育総務部長
  - 教育施設班：★教育総務課、生涯学習スポーツ課（生涯学習・文化財係）
- 学校教育部長
  - 学校班：★教育支援課、学務課（保健給食係）、教育相談センター、給食調理員
- 会計管理者
  - 出納班：★出納室
- 議会事務局長
  - 議会班：★市議会事務局
- 新座消防署
  - 消防団

本部会議

本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	危機管理監
	総務部長
	総合政策部長
	財政部長
	市民生活部長
	総合福祉部長
	こども未来部長
	いきいき健康部長
	まちづくり未来部長
	インフラ整備部長
	教育総務部長
	学校教育部長
	会計管理者
	議会事務局長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長
	新座消防署長
	新座市消防団長

埼玉県南西部消防局

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	48		

修正後

□配備体制別動員計画表（その１）　［令和 7 年 4 月現在］

班	所属	班長課	第一次防災体制	第二次防災体制	第三次防災体制	第四次防災体制	第五次防災体制
本部長	市長				本部長の判断による	◎	◎
副本部長	副市長				本部長が決定	◎	◎
	教育長				本部長が決定	◎	◎
本部員	危機管理監		危機管理監の判断による	◎	◎	◎	◎
	総合政策部長			危機管理監との協議により決定	本部長が決定	◎	◎
	総務部長			危機管理監との協議により決定	本部長が決定	◎	◎
	財政部長				本部長が決定	◎	◎
	市民生活部長				本部長が決定	◎	◎
	総合福祉部長				本部長が決定	◎	◎
	こども未来部長				本部長が決定	◎	◎
	いきいき健康部長				本部長が決定	◎	◎
	まちづくり未来部長			危機管理監との協議により決定	◎	◎	◎
	インフラ整備部長			危機管理監との協議により決定	◎	◎	◎
	教育総務部長				本部長が決定	◎	◎
	学校教育部長				本部長が決定	◎	◎
	会計管理者				本部長が決定	◎	◎
	議会事務局長				本部長が決定	◎	◎
	選挙管理委員会事務局長				本部長が決定	◎	◎
	監査委員事務局長				本部長が決定	◎	◎
	新座消防署長				本部長が決定	◎	◎
	新座市消防団長			危機管理監との協議により決定	◎	◎	◎
総括班	危機管理室	◎	○	○	◎	◎	◎
情報班	総務課	◎		○	○	◎	◎
	情報システム課・デジタル市役所推進室				総務部長が決定	◎	◎
受援班	人事課	◎		○	○	◎	◎
広報班	シティプロモーション課	◎		○	○	◎	◎
	秘書広聴課					◎	◎
管財班	財政課					○	◎
	管財契約課	◎				◎	◎
	公共施設マネジメント課					○	◎
家屋調査班	課税課（資産税土地係、資産税家屋係）	◎			財政部長が決定	◎	◎
産業班	産業振興課	◎				◎	◎
	農業委員会事務局					○	◎
市民窓口班	市民課	◎				◎	◎
	各出張所					○	◎
衛生班	環境課	◎				◎	◎
援護班	地域活動推進課					○	◎
	福祉政策課	◎			○	◎	◎
	生活支援課					○	◎
保育班	保育課	◎				◎	◎
	各保育園					○	◎

修正前

□配備体制別動員計画表（その１）　［令和 4 年 4 月現在］

班	所属	班長課	第一次防災体制	第二次防災体制	第三次防災体制	第四次防災体制	第五次防災体制
本部長	市長				本部長の判断による	◎	◎
副本部長	副市長				本部長が決定	◎	◎
	教育長				本部長が決定	◎	◎
本部員	危機管理監		○	○	◎	◎	◎
	総務部長			危機管理監との協議により決定	本部長が決定	◎	◎
	総合政策部長			危機管理監との協議により決定	本部長が決定	◎	◎
	財政部長				本部長が決定	◎	◎
	市民生活部長				本部長が決定	◎	◎
	総合福祉部長				本部長が決定	◎	◎
	こども未来部長				本部長が決定	◎	◎
	いきいき健康部長				本部長が決定	◎	◎
	まちづくり未来部長			危機管理監との協議により決定	◎	◎	◎
	インフラ整備部長			危機管理監との協議により決定	◎	◎	◎
	教育総務部長				本部長が決定	◎	◎
	学校教育部長				本部長が決定	◎	◎
	会計管理者				本部長が決定	◎	◎
	議会事務局長				本部長が決定	◎	◎
	選挙管理委員会事務局長				本部長が決定	◎	◎
	監査委員事務局長				本部長が決定	◎	◎
	新座消防署長				本部長が決定	◎	◎
	新座市消防団長				○	◎	◎
総括班	危機管理室	◎	○	○	◎	◎	◎
情報班	総務課	◎		○	○	◎	◎
	情報システム課・デジタル市役所推進室				総務部長が決定	◎	◎
	人権推進室				総務部長が決定	◎	◎
受援班	人事課	◎		○	○	◎	◎
広報班	シティプロモーション課	◎		○	○	◎	◎
	秘書広聴課					◎	◎
管財班	財政課					○	◎
	管財契約課	◎				◎	◎
家屋調査班	課税課（資産税土地係、資産税家屋係）	◎			財政部長が決定	◎	◎
産業班	産業振興課	◎				◎	◎
	農業委員会事務局					○	◎
市民窓口班	市民課	◎				◎	◎
	東北出張所					○	◎
	栄出張所					○	◎
	栗原出張所					○	◎
	西堀・新堀出張所					○	◎
衛生班	環境課	◎				◎	◎
	公共施設マネジメント課					○	◎
援護班	地域活動推進課					○	◎
	福祉政策課	◎				◎	◎
	生活支援課					○	◎
保育班	保育課（運営支援係、入所係）	◎				◎	◎
	各保育園					○	◎

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	49	□配備体制別動員計画表（その２）　［令和７年４月現在］	□配備体制別動員計画表（その２）　［令和４年４月現在］
3	48 49	注 1）　全ての班が対応する第四次防災体制とする前の段階で、本部長は本部員を招集することができる（災害対策本部設置とする。）。	注 1）　全職員の班数が対応する第四次防災体制とする前の段階で、本部長は本部員を招集することができるものとする（災害対策本部設置とする。）。

修正後

班	所属	班長課	第一次防災体制	第二次防災体制	第三次防災体制	第四次防災体制	第五次防災体制
避難所運営班	政策課	◎			○	○	◎
	（仮称）三軒屋公園等複合施設整備推進室				○	○	◎
	人権推進室				○	○	◎
	課税課（諸税係、個人市民税係）				○	○	◎
	納税課				○	○	◎
	物価高騰対策臨時給付金室				○	○	◎
	こども支援課				○	○	◎
	国保年金課				○	○	◎
	中央図書館				○	○	◎
	各公民館・コミセン				○	○	◎
	監査委員事務局				○	○	◎
要配慮者支援班	障がい者福祉課				○	○	◎
	障がい者就労支援センター					○	◎
	児童発達支援センター					○	◎
	福祉の里					○	◎
	障がい者福祉センター					○	◎
	こども安全課					○	◎
	長寿はつらつ課	◎			○	○	◎
	介護保険課				○	○	◎
医療班	保健センター	◎			○	◎	◎
応急対策班	道路管理課	◎	○	○	◎	◎	◎
	道路河川課		○	○	◎	◎	◎
	新座駅北口 土地区画整理事務所			○	◎	◎	◎
住宅復旧班	都市計画課				まちづくり未来部長が決定	◎	◎
	建築審査課	◎			まちづくり未来部長が決定	◎	◎
	みどりと公園課			○	○	◎	◎
給水班	水道業務課	◎				◎	◎
	交通政策課					○	◎
	生涯学習スポーツ課					○	◎
	選挙管理委員会事務局				インフラ整備部長が決定	◎	◎
水道復旧班	水道施設課	◎				◎	◎
下水道復旧班	下水道課	◎	○	○	◎	◎	◎
教育施設班	教育総務課	◎				○	◎
	歴史民俗資料館					○	◎
学校班	学務課					○	◎
	教育支援課	◎				○	◎
	教育相談センター					○	◎
	給食調理員					○	◎
出納班	出納室	◎				○	◎
議会班	市議会事務局	◎				○	◎
消防団				○	○	◎	◎
緊急初動職員				自席・自宅待機	○	○	◎

修正前

班	所属	班長課	第一次防災体制	第二次防災体制	第三次防災体制	第四次防災体制	第五次防災体制
避難所運営班	政策課	◎		担当者自席待機	○	○	◎
	課税課（諸税係、個人市民税係）			担当者自席待機	○	○	◎
	納税課			担当者自席待機	○	○	◎
	保育課（放課後児童保育係）			担当者自席待機	○	○	◎
	こども給付課			担当者自席待機	○	○	◎
	国保年金課			担当者自席待機	○	○	◎
	新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室			担当者自席待機	○	○	◎
	歴史民俗資料館			担当者自席待機	○	○	◎
	中央公民館			担当者自席待機	○	○	◎
	野火止公民館			担当者自席待機	○	○	◎
	栄公民館			担当者自席待機	○	○	◎
	栗原公民館			担当者自席待機	○	○	◎
	畑中公民館			担当者自席待機	○	○	◎
	大和田公民館			担当者自席待機	○	○	◎
	東北コミュニティセンター			担当者自席待機	○	○	◎
	西堀・新堀コミュニティセンター			担当者自席待機	○	○	◎
	中央図書館			担当者自席待機	○	○	◎
	ふるさと新座館			担当者自席待機	○	○	◎
	監査委員事務局			担当者自席待機	○	○	◎
要配慮者支援班	障がい者福祉課			担当者自席・自宅待機	○	○	◎
	障がい者就労支援センター					○	◎
	児童発達支援センター					○	◎
	福祉の里					○	◎
	こども支援課					○	◎
	長寿はつらつ課	◎		担当者自席・自宅待機	○	○	◎
	介護保険課			担当者自席・自宅待機	○	○	◎
医療班	保健センター	◎			○	◎	◎
応急対策班	道路管理課	◎	○	○	◎	◎	◎
	道路河川課		○	○	◎	◎	◎
	新座駅北口 土地区画整理事務所				○	◎	◎
	大和田二・三丁目 土地区画整理事務所				○	◎	◎
住宅復旧班	都市計画課				まちづくり未来部長が決定	◎	◎
	建築審査課	◎			まちづくり未来部長が決定	◎	◎
	みどりと公園課			○	○	◎	◎
給水班	水道業務課	◎				◎	◎
	交通政策課					○	◎
	生涯学習スポーツ課（スポーツ・青少年係）					○	◎
	学務課（人事・学事係）					○	◎
	選挙管理委員会事務局				インフラ整備部長が決定	◎	◎
水道復旧班	水道施設課	◎				◎	◎
下水道復旧班	下水道課	◎	○	○	○	◎	◎
教育施設班	教育総務課	◎				○	◎
	生涯学習スポーツ課（生涯学習・文化財係）				教育総務部長が決定	○	◎
学校班	学務課（保健給食係）					○	◎
	教育支援課	◎				○	◎
	教育相談センター					○	◎
	給食調理員					○	◎
出納班	出納室	◎				○	◎
議会班	市議会事務局	◎				○	◎
消防団				○	○	◎	◎
緊急初動職員				担当者自宅待機	○		

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>3</td><td>51</td><td>災害対策本部は、「市役所本庁舎 3 階」に置き、本部前に「新座市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。</td><td>災害対策本部は、「市役所本庁舎」に置き、本部前に「新座市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>51</td><td>□本部設置及び閉鎖の通知
<table>
<tr><th>報告先</th><th>連絡担当</th><th>報告・通知の方法</th></tr>
<tr><td>各　　部</td><td>情報班</td><td>市防災行政無線、庁内放送
ファクシミリ、電話、口頭、LoGoチャット、メール</td></tr>
<tr><td>県災害対策課</td><td>総括班</td><td>防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク、
県防災行政無線、電話</td></tr>
<tr><td>一 般 住 民</td><td>広報班</td><td>市防災行政無線、広報車、報道発表、ホームページ、
X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE</td></tr>
<tr><td>防災関係機関</td><td>総括班</td><td>市防災行政無線、電話、口頭</td></tr>
<tr><td>報 道 機 関 等</td><td>広報班</td><td>ファクシミリ、電話、口頭</td></tr>
</table></td><td>□本部設置及び閉鎖の通知
<table>
<tr><th>報告先</th><th>連絡担当</th><th>報告・通知の方法</th></tr>
<tr><td>各　　部</td><td>情報班</td><td>市防災行政無線、庁内放送
ファクシミリ、電話、口頭</td></tr>
<tr><td>県災害対策課</td><td>総括班</td><td>防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク、
県防災行政無線、電話</td></tr>
<tr><td>一 般 住 民</td><td>広報班</td><td>市防災行政無線、広報車、報道発表、ホームページ、
ツイッター、LINE</td></tr>
<tr><td>防災関係機関</td><td>総括班</td><td>市防災行政無線、電話、口頭</td></tr>
<tr><td>報 道 機 関 等</td><td>広報班</td><td>ファクシミリ、電話、口頭</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3</td><td>52</td><td>本部員会議</td><td>本部会議</td></tr>
<tr><td>3</td><td>53
54
55</td><td>［令和7年4月現在］</td><td>［令和4年4月現在］</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁
3	53

修正後

	職名	事務分掌
本部長	市長	1　防災体制、避難情報発令並びに災害対策本部の開設及び閉鎖の決定 2　災害対策活動に関する重要事項や活動方針の決定 3　本部員会議及び本部事務局の統轄及び職員の指揮監督
副本部長	副市長 教育長	1　本部長の補佐 2　本部長に事故があるときの職務の代理
本部員	危機管理監 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 総合福祉部長 こども未来部長 いきいき健康部長 まちづくり未来部長 インフラ整備部長 教育総務部長 学校教育部長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 新座消防署長 新座市消防団長	1　収集された災害情報に基づく各班の災害対策活動方針の検討 2　本部員会議における決定事項の命令指揮 3　現地等における指揮監督

班名		担当部署	事務分掌
危機管理監	総括班	危機管理室	1　防災体制の検討 2　本部員会議及び災害対策本部事務局の設置検討及び設置 3　本部員会議の運営 4　各班の総合調整及び連絡 5　気象情報の収集伝達 6　避難情報発令の検討 7　避難場所の開設・統廃合の検討 8　防災行政無線等の運用・管理 9　消防団への出動要請及び状況の把握 10　消防、警察その他防災関係機関との連絡調整 11　災害情報・被害状況の総括取りまとめ 12　応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめ 13　県災対本部への報告 14　県、市町村及び防災関係機関との連絡調整及び協力・応援要請 15　自衛隊への災害派遣要請 16　災害救助法の適用申請
総務部長 副　総合政策部長 副　監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長	広報班	シティプロモーション課 秘書広聴課	1　市民、来訪者、帰宅困難者への避難情報の伝達 2　市民、来訪者、帰宅困難者への災害情報の広報 3　被災者への生活再建に関する情報の広報 4　報道機関に対する発表 5　報道機関との連絡調整、情報交換及び報道要請 6　関係防災機関との広報調整 7　被害写真の取りまとめ 8　視察者及び見舞者の応接
	避難所運営班	政策課 （仮称）三軒屋公園等複合施設整備推進室 人権推進室 課税課（諸税係、個人市民税係） 納税課 こども支援課 国保年金課 中央図書館 各公民館・コミセン 監査委員事務局	1　避難場所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ 2　統廃合決定後の撤収 3　地区防災拠点活動
総務部長	情報班	総務課 情報システム課 デジタル市役所推進室	1　災害情報・被害状況・帰宅困難者発生状況等の収集 2　各班からの情報集約 3　情報の分類・整理・周知 4　災害対策本部員会議及び災害対策本部事務局の活動の記録 5　情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧 6　通信連絡体制の確保 7　警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応
	受援班	人事課	1　市職員及びその家族の安否確認 2　市職員の参集状況の管理 3　各班の人的・物的資源状況の取りまとめ 4　県受援本部及び県朝霞支部等との調整 5　応援団体との調整 6　応援団体への支援 7　各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ 8　警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応

修正前

	職名	事務分掌
本部長	市長	1　防災体制、避難情報発令並びに災害対策本部の開設及び閉鎖の決定 2　災害対策活動に関する重要事項や活動方針の決定 3　本部員会議及び本部事務局の統轄及び職員の指揮監督
副本部長	副市長 教育長	1　本部長の補佐 2　本部長に事故あるときの職務の代理
本部員	危機管理監 総務部長 総合政策部長 財政部長 市民生活部長 総合福祉部長 こども未来部長 いきいき健康部長 まちづくり未来部長 インフラ整備部長 会計管理者 教育総務部長 学校教育部長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 新座消防署長 新座市消防団長	1　収集された災害情報に基づく各班の災害対策活動方針の検討 2　本部員会議における決定事項の命令指揮 3　現地等における指揮監督

班名		担当部署	事務分掌
危機管理監	総括班	危機管理室	1　防災体制の検討 2　本部員会議及び本部事務局の設置検討及び設置 3　本部員会議の運営 4　各班の総合調整及び連絡 5　気象情報の収集伝達 6　避難情報の発令の検討 7　避難所の開設及び統廃合の検討 8　防災行政無線等の運用・管理 9　消防団への出動要請及び状況の把握 10 災害情報・被害状況の総括取りまとめ 11 応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめ 12 県災対本部への報告 13 消防、警察その他防災関係機関との連絡調整 14 県、市町村及び防災関係機関との連絡調整及び協力・応援要請 15 自衛隊への災害派遣要請 16 災害救助法の適用申請
総務部長	情報班	総務課 人権推進室 情報システム課 デジタル市役所推進室	1　災害情報・被害状況・帰宅困難者発生状況等の収集 2　各班からの情報集約 3　情報の分類・整理・周知 4　本部員会議及び本部事務局の活動の記録 5　情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧 6　通信連絡体制の確保 7　警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応
	受援班	人事課	1　市職員及びその家族の安否確認 2　市職員の参集状況の管理 3　各班の人的・物的資源状況の取りまとめ 4　各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ 5　応援団体との調整 6　応援団体への支援 7　県受援本部及び県朝霞支部等との調整 8　警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応
副　総合政策部長 副　監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長	広報班	シティプロモーション課 秘書広聴課	1　市民、来訪者、帰宅困難者への避難情報の伝達 2　市民、来訪者、帰宅困難者への災害情報の広報 3　被災者への生活再建に関する情報の広報 4　報道機関に対する発表 5　報道機関との連絡調整、情報交換及び報道要請 6　関係防災機関との広報調整 7　視察者及び見舞者の応接
	避難所運営班	政策課 課税課（諸税係、個人市民税係） 納税課 保育課（放課後児童保育係） こども給付課 国保年金課 新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室 歴史民俗資料館 中央図書館 各公民館・コミセン 監査委員事務局	1　避難所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ 2　統廃合決定後の撤収 3　避難所状況の把握、報告 4　地区防災拠点活動

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	54		

修正後

班名		担当部署	事務分掌
財政部長	管財班	管財契約課 財政課 公共施設マネジメント課	1　本部員会議及び災害対策本部事務局の設置 2　救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達 3　車両の管理、調達及び配車 4　市有建築物等の被害状況把握及び応急修理 5　ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請 6　災害対策関係予算及び資金の管理 7　国・県等への補助金等の申請
	家屋調査班	課税課 （資産税土地係、資産税家屋係）	1　住家等の被害概況確認 2　住家等の被害認定調査
市民生活部長	産業班	産業振興課 農業委員会事務局	1　帰宅困難者対策 2　農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策 3　商工業関係の被害状況把握、復旧対策 4　市内パトロール 5　被災農家及び中小企業関係の融資 6　家畜の防疫
	市民窓口班	市民課 各出張所	1　市民の相談対応 2　来庁者の対応、誘導 3　安否確認対応及び市民の安否情報の収集 4　電話交換業務 5　被災者生活再建支援制度に関する窓口業務及び申請関連業務 6　罹災証明書発行業務
	衛生班	環境課	1　し尿処理 2　ごみ処理 3　災害廃棄物処理 4　動物愛護対策 5　そ族昆虫駆除
総合福祉部長	援護班	福祉政策課 地域活動推進課 生活支援課	1　食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送 2　遺体（死体）の捜索、収容及び埋葬（火葬） 3　行旅病人及び行旅死亡人の取扱い 4　ボランティアセンターの開設及び活動計画の作成 5　ボランティア、労務者の受入れ体制の整備 6　ボランティア、労務者の派遣状況の把握 7　外国人への支援 8　被災者の生活再建
こども未来部長	保育班	保育課 各保育園	1　避難、救護及び保護者引渡し 2　被害状況の把握、応急復旧 3　園児・職員の健康管理 4　応急保育 5　保育園再開に向けた対応
いきいき健康部長	要配慮者支援班	長寿はつらつ課 障がい者福祉課 障がい者就労支援センター 児童発達支援センター 福祉の里 障がい者福祉センター こども安全課 介護保険課	1　避難行動要支援者の安否確認及び避難支援 2　被災者の避難場所への誘導 3　要配慮者利用施設の被害状況の把握 4　福祉避難所の開設・運営 5　福祉避難所への移送
	医療班	保健センター	1　医療救護状況の把握 2　医療関係機関の被害状況の把握 3　医療救護所の設置 4　関係医療機関との連絡調整 5　防疫、保健衛生 6　食品衛生 7　要配慮者への医療支援 8　医療相談対応

修正前

班名		担当部署	事務分掌
財政部長	管財班	管財契約課 財政課	1　庁舎、その他市有建築物の被害状況の把握及び応急修理 2　本部員会議及び本部事務局の設置 3　救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達 4　車両の管理、調達及び配車 5　ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請 6　災害対策関係予算及び資金の管理 7　国・県等への補助金等の申請
	家屋調査班	課税課 （資産税土地係、資産税家屋係）	1　住家等の被害認定調査
市民生活部長	産業班	産業振興課 農業委員会事務局	1　農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策 2　商工業関係の被害状況把握、復旧対策 3　被災農家及び中小企業関係の融資 4　家畜の防疫 5　帰宅困難者対策 6　市内パトロール
	市民窓口班	市民課 各出張所	1　市民の相談対応 2　来庁者の対応、誘導 3　安否確認対応及び市民の安否情報の収集 4　電話交換業務 5　被災者生活再建支援制度に関する窓口業務及び申請関連業務 6　罹災証明書発行業務
	衛生班	環境課 公共施設マネジメント課	1　し尿処理 2　ごみ処理 3　災害廃棄物処理 4　動物愛護対策 5　そ族昆虫駆除
総合福祉部長	援護班	福祉政策課 地域活動推進課 生活支援課	1　食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送 2　行旅病人及び行旅死亡人の取扱い 3　遺体の捜索、収容及び埋葬（火葬） 4　ボランティアセンターの開設及び活動計画の作成 5　ボランティア、労務者の受入れ体制の整備 6　ボランティア、労務者の派遣状況の把握 7　外国人への支援
こども未来部長	保育班	保育課（運営支援係、入所係） 各保育園	1　園児の避難、救護及び保護者引渡し 2　保育施設の被害状況の把握、応急復旧 3　園児・職員の健康管理 4　応急保育 5　保育園再開に向けた対応
いきいき健康部長	要配慮者支援班	長寿はつらつ課 障がい者福祉課 障がい者就労支援センター 児童発達支援センター 福祉の里 こども支援課 介護保険課	1　避難行動要支援者の安否確認及び避難支援 2　被災者の避難場所への誘導 3　要配慮者利用施設の被害状況の把握 4　福祉避難所の開設・運営 5　福祉避難所の受入れ及び移送に関する調整 6　緊急体制下における要配慮者利用施設への情報伝達
	医療班	保健センター	1　医療救護需要の把握 2　医療機関の被害状況の把握 3　医療救護所の設置 4　関係医療機関との連絡調整 5　防疫、保健衛生 6　食品衛生 7　要配慮者への医療支援 8　医療相談対応

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前

3　55

修正後

班名		担当部署	事務分掌
まちづくり未来部長 インフラ整備部長	住宅復旧班	建築審査課 都市計画課 みどりと公園課	1　公園の被害状況の把握、応急復旧 2　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等危険箇所又は被災箇所の現地確認及び警戒区域の設定 3　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 4　住家の応急修理 5　住家内外の障害物の除去 6　野外避難所の設営及び管理 7　応急仮設住宅に関する国、県との調整 8　応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理 9　応急仮設住宅としての民間建築物の調達 10　復興まちづくりに関すること
	応急対策班	道路管理課 道路河川課 新座駅北口土地区画整理事務所	1　道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、応急復旧 2　市街地の排水対策 3　警戒区域の設定 4　緊急輸送道路の確保 5　土木建設業者等との連絡調整
	給水班	水道業務課 交通政策課 生涯学習スポーツ課 選挙管理委員会事務局	1　応急給水 2　飲料水の調達、管理
	水道復旧班	水道施設課	1　水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2　給水源の確保 3　水道工事店等との連絡調整
	下水道復旧班	下水道課	1　下水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2　市街地の排水対策 3　土木建設業者等との連絡調整
教育総務部長	教育施設班	教育総務課 歴史民俗資料館	1　教育施設の被害状況の把握、応急復旧（放課後児童保育室含む。） 2　文化財の被害状況の把握、応急復旧
学校教育部長	学校班	教育支援課 学務課 教育相談センター 給食調理員	1　児童、生徒及び教職員の被災状況の把握 2　児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し 3　学校再開に向けた対応 4　応急教育 5　避難場所運営支援 6　教育相談と健康管理 7　被災児童、生徒への学用品等の支給 8　炊き出し、衛生管理
会計管理者	出納班	出納室	1　災害対策関係予算に関する出納 2　義援金品の受付・管理
議会事務局長	議会班	市議会事務局	1　新座市議会議員の安否確認 2　新座市議会議員からの情報集約 3　新座市議会議員への情報提供 4　新座市議会災害対策支援本部の事務補助

修正前

班名		担当部署	事務分掌
まちづくり未来部長 インフラ整備部長	住宅復旧班	建築審査課 都市計画課 みどりと公園課	1　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 2　住家の応急修理 3　住家内外の障害物の除去 4　公園の被害状況の把握、応急復旧 5　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等危険箇所又は被災箇所の現地確認及び警戒区域の設定 6　野外避難所の設営及び管理 7　応急仮設住宅に関する国、県との調整 8　応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理 9　応急仮設住宅としての民間建築物の調達 10　復興まちづくりに関すること
	応急対策班	道路管理課 道路河川課 新座駅北口土地区画整理事務所 大和田二・三丁目地区 土地区画整理事務所	1　道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、応急復旧 2　市街地の排水対策 3　警戒区域の設定 4　緊急輸送道路の確保 5　土木建設業者等との連絡調整
	給水班	水道業務課 交通政策課 生涯学習スポーツ課 （スポーツ・青少年係） 学務課（人事・学事係） 選挙管理委員会事務局	1　応急給水 2　飲料水の調達、管理
	水道復旧班	水道施設課	1　水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2　給水源の確保 3　水道工事店等との連絡調整
	下水道復旧班	下水道課	1　下水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2　市街地の排水対策 3　土木建設業者等との連絡調整
教育総務部長	教育施設班	教育総務課 生涯学習スポーツ課 （生涯学習・文化財係）	1　教育施設の被害状況の把握、応急復旧（放課後児童保育室含む。） 2　文化財の被害状況の把握、応急復旧
学校教育部長	学校班	教育支援課 学務課（保健給食係） 教育相談センター 給食調理員	1　児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し 2　児童、生徒及び教職員の被災状況の把握 3　児童、生徒及び教職員の健康管理 4　児童、生徒の教育相談 5　学校再開に向けた対応 6　応急教育 7　避難所運営支援 8　被災児童、生徒への学用品等の支給 9　炊き出し、衛生管理
会計管理者	出納班	出納室	1　災害対策関係予算に関する出納 2　義援金の受付・管理
議会事務局長	議会班	市議会事務局	1　新座市議会災害対策支援本部事務の補助 2　新座市議会災害対策支援本部の情報等の取りまとめ

3　55

修正後

班名等	事務分掌
消防団	1　管轄区域又は隣接地区における災害防御活動 2　人命の救出及び救助 3　被災者の避難誘導 4　避難経路等の障害物の除去 5　危険物等の措置 6　排水活動並びに給水活動の協力 7　被災者の救出、安否不明者等の捜索 8　被災情報の収集、「情報班」へ伝達 9　その他災害防御に必要な活動
埼玉県南西部消防局	1　庁舎の保全 2　本部の設置・運営 3　市災対本部及び関係機関との連絡・調整 4　情報の収集・伝達 5　警防活動方針の決定 6　消防職員の動員及び消防団との連絡調整 7　消火活動の実施 8　救急・救助活動の実施 9　消防隊等の補強及び編成 10　警戒区域の設定 11　応急救護所の設置

修正前

班名等	事務分掌
消防団	1　管轄区域又は隣接地区における災害防御活動 2　人命の救出及び救助 3　被災者の避難誘導 4　避難経路等の障害物の除去 5　危険物等の措置 6　排水活動並びに給水活動の協力 7　死者及び行方不明者の捜索 8　被災情報の収集、「情報班」へ伝達 9　その他災害防御に必要な活動
埼玉県南西部消防局	1　庁舎の保全 2　本部の設置・運営 3　市災対本部及び関係機関との連絡・調整 4　情報の収集・伝達 5　警防活動方針の決定 6　消防職員の動員及び消防団との連絡調整 7　消火活動の実施 8　救急・救助活動の実施 9　消防隊等の補強及び編成 10　警戒区域の設定 11　仮救護所の設置

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	58	《 情報の収集・伝達の構成 》 第2節 情報の収集・伝達 第1 災害情報の連絡体制の確立 1.1 連絡網及び連絡手段 [p58] 1.2 初動期の災害情報収集体制 [p61] 1.3 被害調査の報告 [p76] 第2 住民への広報・広聴 2.1 広報活動 [p77] 2.2 住民の各種相談窓口 [p79] 第3 報道機関への報道依頼等 [p80]	《 情報の収集・伝達の構成 》 第2節 情報の収集・伝達 第1 災害情報の連絡体制の確立 1.1 連絡網及び連絡手段 [p58] 1.2 初動期の災害情報収集体制 [p61] 1.3 被害調査の報告 [p75] 第2 住民への広報・広聴 2.1 広報活動 [p76] 2.2 住民の各種相談窓口 [p78] 第3 報道機関への報道依頼等 [p79]
3	59 60	NTT 東日本(株)埼玉事業部	東日本電信電話(株)埼玉事業部
3	60	X（旧ツイッター）、フェイスブック	ツイッター
3	60	**⑤ 浸水想定区域への情報伝達** 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や自主防災会等に対し、一斉情報伝達・収集システム等により、洪水予報や避難情報等の情報伝達を行う。	**⑤ 浸水想定区域への情報伝達** 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や自主防災会等に対し、一斉情報伝達・収集システムやファクシミリ等により、洪水予報や避難情報等の情報伝達を行う。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	62 63		

修正後

□新座市の注意報・警報・特別警報の種類と発表基準（令和7年5月29日現在）

注意報		警報		特別警報	
種類	基準値	種類	基準値	種類	基準値
大雨	表面雨量指数が9以上 土壌雨量指数基準が82以上	大雨	大雨警報（浸水害） 表面雨量指数が18以上 大雨警報（土砂災害） 土壌雨量指数基準が119以上	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
		※　記録的短時間大雨情報は、大雨警報が発表されており、1時間雨量が100mm以上の降水が観測または解析され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合、発表される。			
洪水	流域雨量指数基準が 黒目川流域＝12.8以上 柳瀬川流域＝22.9以上 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準） 黒目川流域＝(5, 12.5)以上 柳瀬川流域＝（7,22.9）以上	洪水	流域雨量指数基準が 黒目川流域＝16.1以上 柳瀬川流域＝28.7以上 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準） 柳瀬川＝（7,27.7）以上 指定河川洪水予報による基準 荒川［治水橋］		
大雪	12時間の降雪の深さ 5cm以上	大雪	12時間の降雪の深さ 10cm以上	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
強風	平均風速11m/s以上	暴風	平均風速20m/s以上	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
風雪	平均風速11m/s以上で雪を伴う	暴風雪	平均風速20m/s以上で雪を伴う	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
濃霧	視程100m以下				
雷	落雷等により被害が予想される場合				
融雪	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない				
乾燥	最小湿度25%以下で実効湿度55%以下の場合				
なだれ	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない				
低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合。 冬期：最低気温－6℃以下（熊谷地方気象台の値）				
霜	早霜、晩霜期に最低気温4℃以下となり、農作物に著しい被害が予想される場合				
着雪（氷）	著しい着雪（氷）により被害が予想される場合				

修正前

□新座市の注意報・警報・特別警報の種類と発表基準（令和4年5月26日現在）

注意報		警報		特別警報	
種類	基準値	種類	基準値	種類	基準値
大雨	表面雨量指数が9以上 土壌雨量指数基準が82以上	大雨	大雨警報（浸水害） 表面雨量指数が18以上 大雨警報（土砂災害） 土壌雨量指数基準が119以上	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
		※　記録的短時間大雨情報は、大雨警報が発表されており、1時間雨量が100mm以上の降水が観測または解析され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合、発表される。			
洪水	流域雨量指数基準が 黒目川流域＝12.8以上 柳瀬川流域＝22.8以上 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準が 黒目川流域＝(5, 12.5)以上 柳瀬川流域＝（7,22.8）以上	洪水	流域雨量指数基準が 黒目川流域＝16.1以上 柳瀬川流域＝28.6以上 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準が 柳瀬川（7,27.6）以上 指定河川洪水予報による基準 荒川［治水橋］		
大雪	12時間の降雪の深さ 5cm以上	大雪	12時間の降雪の深さ 10cm以上	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
強風	平均風速11m/s以上	暴風	平均風速20m/s以上	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
風雪	平均風速11m/s以上で雪を伴う	暴風雪	平均風速20m/s以上で雪を伴う	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
濃霧	視程100m以下				
雷	落雷等により被害が予想される場合				
乾燥	最小湿度25%以下で実効湿度55%以下の場合				
低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合。 冬期：最低気温－6℃以下				
霜	早霜、晩霜期に最低気温4℃以下となり、農作物に著しい被害が予想される場合				
着雪（氷）	著しい着雪（氷）により被害が予想される場合				

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	63	注）特別警報の発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。	注）特別警報の発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。
3	63	備考）埼玉県の地域細分 熊谷地方気象台では、気象現象に伴う災害の発生が予想される場合、警報・注意報を各市町村を対象として発表する。テレビやラジオなどでの放送等では、重要な情報を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、一次細分区域や市町村等をまとめた地域として南部を3地域、北部を2地域に細分した地域の名称を用いる場合がある。この場合、本市は、一次細分区域で南部、市町村等をまとめた地域で南中部に該当する。	備考1）埼玉県の地域細分 熊谷地方気象台では、気象現象に伴う災害の発生が予想される場合、警報・注意報を各市町村を対象として発表する。テレビやラジオなどでの放送や天気予報電話サービス等では、重要な情報を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、一次細分区域や市町村等をまとめた地域として南部を3地域、北部を2地域に細分した地域の名称を用いる場合がある。この場合、本市は、一次細分区域で南部、市町村等をまとめた地域で南中部に該当する。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	63	（削除）	備考2）早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の2段階で発表される。 当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	63	□ 各種気象情報 ・全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報 　気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 　大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。 　大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 　大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。	（新規）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>3</td><td>64</td><td>
□キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
<table>
<tr><th>種類</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル
（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、 避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</td></tr>
<tr><td>浸水キキクル
（大雨警報(浸水害)の危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</td></tr>
<tr><td>洪水キキクル
（洪水警報の危険度分布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、 避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr>
<tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への 到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</td></tr>
</table>
</td><td>
□キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
<table>
<tr><th>種類</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル
（大雨警報（土砂災害） の危険度分布）</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、 避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</td></tr>
<tr><td>浸水キキクル
（大雨警報（浸水害）の 危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</td></tr>
<tr><td>洪水キキクル
（洪水警報の危険度分 布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、 避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr>
<tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象 地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への 到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて 常時10分ごとに更新している。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>3</td><td>65</td><td>□　早期注意情報（警報級の可能性）</td><td>（新規）</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
		5日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の2段階で発表される。 当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。 大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	
3	65	□　記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	（新規）
3	65	□　竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。	（新規）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>3</td><td>65</td><td>その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。</td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>66</td><td>■気象警報等の伝達系統図
 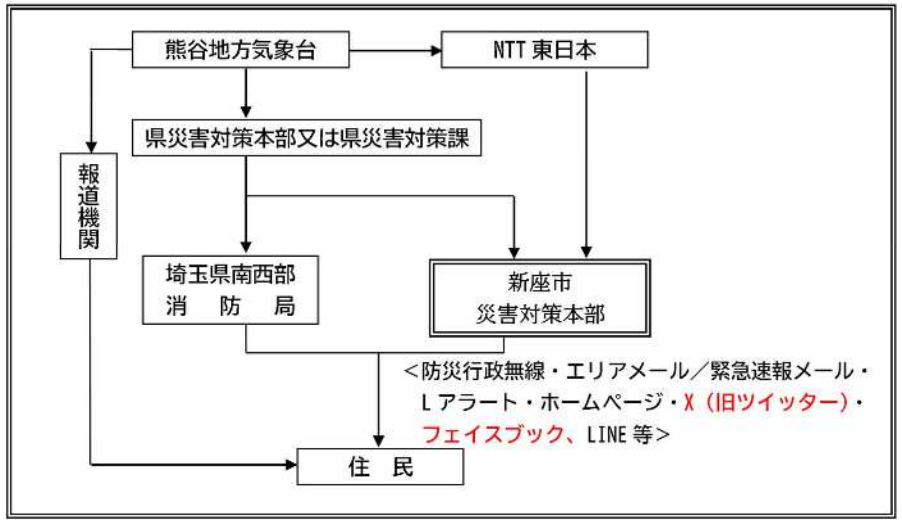
</td><td>■気象警報等の伝達系統図
 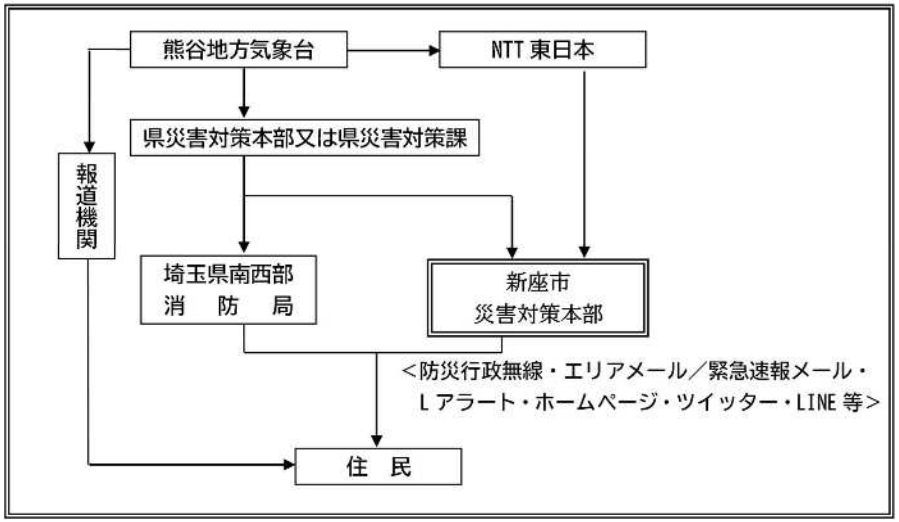
</td></tr>
<tr><td>3</td><td>67</td><td>□洪水予報を行う河川（水防法 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
<table>
<tr><th>予報区名</th><th>河川名</th><th colspan="2">洪水予報実施区域</th><th>洪水予報基準観測所</th><th>氾濫注意水位（m）</th><th>避難判断水位（m）</th><th>氾濫危険水位（m）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">荒川</td><td rowspan="3">荒川</td><td rowspan="2">左岸</td><td rowspan="2">埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先～海まで</td><td>熊谷</td><td>3.50</td><td>5.00</td><td>5.50</td></tr>
<tr><td rowspan="2">治水橋</td><td>7.50</td><td>12.80</td><td>13.30</td></tr>
<tr><td>右岸</td><td>埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先～海まで</td><td>岩淵水門(上)</td><td>4.10</td><td>6.50</td><td>7.70</td></tr>
</table></td><td>□洪水予報を行う河川（水防法 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
<table>
<tr><th>予報区名</th><th>河川名</th><th colspan="2">洪水予報実施区域</th><th>洪水予報基準観測所</th><th>氾濫注意水位（m）</th><th>避難判断水位（m）</th><th>氾濫危険水位（m）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">荒川</td><td rowspan="3">荒川</td><td rowspan="2">左岸</td><td rowspan="2">埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先～海まで</td><td>熊谷</td><td>3.50</td><td>5.00</td><td>5.50</td></tr>
<tr><td rowspan="2">治水橋</td><td>7.50</td><td>12.20</td><td>12.70</td></tr>
<tr><td>右岸</td><td>埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先～海まで</td><td>岩淵水門(上)</td><td>4.10</td><td>6.50</td><td>7.70</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>3</td><td>68</td><td>

□洪水予報の種類

<table>
<tr><th>洪水の危険度レベル</th><th>洪水予報の標題（洪水予報の種類）</th><th>水位の名称</th><th>解説</th><th>市・住民に求める行動</th></tr>
<tr><td>レベル５</td><td>氾濫発生情報（洪水警報）</td><td>氾濫開始相当水位</td><td>・氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される
・市が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報
・災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当</td><td>・住民の避難完了
・逃げ遅れた住民の救助等
・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
・災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全の確保</td></tr>
<tr><td>レベル４</td><td>氾濫危険情報（洪水警報）</td><td>氾濫危険水位</td><td>・氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される
・いつ氾濫が発生してもおかしくない状況
・市が警戒レベル４避難指示を発令する目安となる情報
・危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</td><td>・市は避難指示の発令を判断
・災害が想定されている区域等では、市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自ら避難を判断</td></tr>
<tr><td>レベル３</td><td>氾濫警戒情報（洪水警報）</td><td>避難判断水位</td><td>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される
・避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
・市が警戒レベル３高齢者等避難を発令する目安となる情報
・高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</td><td>・市は高齢者等避難の発令を判断
・災害が想定されている区域等では、市からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難を判断</td></tr>
<tr><td>レベル２</td><td>氾濫注意情報（洪水注意報）</td><td>氾濫注意水位</td><td>・氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される
・水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位
・避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</td><td>・住民は洪水に関する情報に注意
・ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認</td></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>［発表なし］</td><td>水防団待機水位</td><td>・水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位</td><td>・水防団待機</td></tr>
</table>

</td><td>

□洪水予報の種類

<table>
<tr><th>洪水の危険度レベル</th><th>洪水予報の標題（洪水予報の種類）</th><th>水位の名称</th><th>解説</th><th>市・住民に求める行動</th></tr>
<tr><td>レベル５</td><td>氾濫発生情報（洪水警報）</td><td>氾濫開始相当水位</td><td>・氾濫が発生した時
・市が警戒レベル５緊急安全確保を発令する判断材料となる情報
・災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当</td><td>・住民の避難完了
・逃げ遅れた住民の救助等
・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
・災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全の確保</td></tr>
<tr><td>レベル４</td><td>氾濫危険情報（洪水警報）</td><td>氾濫危険水位</td><td>・氾濫危険水位に到達した場合、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる場合
・いつ氾濫が発生してもおかしくない状況
・市が警戒レベル４避難指示を発令する目安となる情報
・危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</td><td>・市は避難指示の発令を判断
・災害が想定されている区域等では、市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自ら避難を判断</td></tr>
<tr><td>レベル３</td><td>氾濫警戒情報（洪水警報）</td><td>避難判断水位</td><td>・一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
・避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
・市が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報
・高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</td><td>・市は高齢者等避難の発令を判断
・災害が想定されている区域等では、市からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難を判断</td></tr>
<tr><td>レベル２</td><td>氾濫注意情報（洪水注意報）</td><td>氾濫注意水位</td><td>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
・水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位
・避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</td><td>・住民は洪水に関する情報に注意
・ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認</td></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>［発表なし］</td><td>水防団待機水位</td><td>・水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位</td><td>・水防団待機</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>3</td><td>71</td><td>『【資料編】第2.28「黒目川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」』参照</td><td>（新規）</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
3	72	（防災行政無線戸別受信機）	（防災行政無線個別受信機）
3	73	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。
3	73	**② 解除基準** ・降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合 （削除）	**② 解除基準** ・降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合 ・大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と熊谷地方気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、解除することとする。
3	73	**(5) 消防法に基づく火災気象通報** 消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、埼玉県を通じて市町村や消防局に伝達される。 通報実施基準 熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。 ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。	**(5) 消防法に基づく火災気象通報** 消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、埼玉県を通じて市町村や消防局に伝達される。 ・最小湿度が 25%以下で実効湿度が 55%以下になると予想される場合 ・平均風速が 11m/s（秩父地方は 10m/s）以上、ただし、降雨・降雪中は除く ・最小湿度が 30%以下で実効湿度が 60%以下となり、平均風速が 10m/s 以上になると予想される場合
3	74	土砂災害警戒区域等	土砂災害危険箇所等
3	75	NTT東日本(株)埼玉事業部	東日本電信電話(株)埼玉事業部
3	77 78 79	X（旧ツイッター） フェイスブック	ツイッター
3	85	消防局長	消防長

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>3</td><td>86
87</td><td>X（旧ツイッター）、フェイスブック</td><td>ツイッター</td></tr>
<tr><td>3</td><td>87</td><td>○柳瀬川清柳橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(20.87m)に、柳瀬川ふれあい橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（-3.22m）に、又は荒川治水橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（13.30m）に達し、更に柳瀬川の水位の上昇が予測されるとき</td><td>○柳瀬川清柳橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(20.87m)に、柳瀬川ふれあい橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（-3.22m）に、又は荒川治水橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（12.70m）に達し、更に柳瀬川の水位の上昇が予測されるとき</td></tr>
<tr><td>3</td><td>87</td><td>（基準Ⅲ：17.8）</td><td>（基準Ⅲ：17.7）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>87</td><td>○本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの時間雨量及び土壌雨量指数が、2時間後の予測で土砂災害警戒情報の判断基準を超えている場合。また、土砂キキクル（危険度分布（土砂災害））で紫が出現している場合</td><td>○本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの時間雨量及び土壌雨量指数が、2時間後の予測で土砂災害警戒情報の判断基準を超えている場合（危険度分布（土砂災害）で薄紫）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>88</td><td><table>
<tr><th>区分</th><th>水位名</th><th>柳瀬川
清柳橋観測所</th><th>柳瀬川
ふれあい橋観測所</th><th>荒川
治水橋観測所</th></tr>
<tr><td>緊急安全確保（警戒レベル5）</td><td>氾濫開始相当水位</td><td colspan="3">○前兆現象（堤防の亀裂、大規模な漏水等）
○災害の発生（破堤・越水・いっ水等）
○その他、市長が必要と認めた場合</td></tr>
<tr><td>避難指示（警戒レベル4）</td><td>氾濫危険水位</td><td>20.87m</td><td>-3.22m</td><td>13.30m</td></tr>
<tr><td>高齢者等避難（警戒レベル3）</td><td>避難判断水位</td><td>20.53m</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>水防団出動</td><td>氾濫注意水位</td><td>19.65m</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>水防団待機</td><td>水防団待機水位</td><td>19.15m</td><td>―</td><td>―</td></tr>
</table></td><td><table>
<tr><th>区分</th><th>水位名</th><th>柳瀬川
清柳橋観測所</th><th>柳瀬川
ふれあい橋観測所</th><th>荒川
治水橋観測所</th></tr>
<tr><td>緊急安全確保（警戒レベル5）</td><td>氾濫開始相当水位</td><td colspan="3">○前兆現象（堤防の亀裂、大規模な漏水等）
○災害の発生（破堤・越水・いっ水等）
○その他、市長が必要と認めた場合</td></tr>
<tr><td>避難指示（警戒レベル4）</td><td>氾濫危険水位</td><td>20.87m</td><td>-3.22m</td><td>12.70m</td></tr>
<tr><td>高齢者等避難（警戒レベル3）</td><td>避難判断水位</td><td>20.53m</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>水防団出動</td><td>氾濫注意水位</td><td>19.65m</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>水防団待機</td><td>水防団待機水位</td><td>19.15m</td><td>―</td><td>―</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3</td><td>88</td><td>（基準Ⅲ：17.8）</td><td>（基準Ⅲ：17.7）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>90</td><td>消防団</td><td>消防団員</td></tr>
<tr><td>3</td><td>91</td><td>**① 協力応援**
水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておく。
水防機関の相互協力応援について、水防法第 23 条第 1 項に基づき水防管理者又は消防局長が他の水防管理者から応援を求められたときは、自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援するほか、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を図る。</td><td>**① 協力応援**
水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。
水防機関の相互協力応援について、水防法第 23 条第 1 項に基づき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援するほか、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を図るものとする。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>96</td><td>土砂災害警戒区域等</td><td>土砂災害危険箇所</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td></td><td>97</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>96</td><td>① 本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの時間雨量及び土壌雨量指数が２時間後の予測で土砂災害警戒情報の判断基準を超えている場合。また、土砂キキクル（危険度分布（土砂災害））で紫が出現している場合</td><td>① 本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの時間雨量及び土壌雨量指数が２時間後の予測で土砂災害警戒情報の判断基準を超えている場合（危険度分布（土砂災害）で薄紫）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>99</td><td>土砂災害発生のおそれがある場合又は土砂災害が発生した場合、それぞれの土砂災害警戒区域に対応した指定緊急避難場所として、以下の指定緊急避難場所を開設する。
なお、指定緊急避難場所の開設に当たっては、開庁時・閉庁時を問わず、緊急初動マニュアルに基づき緊急初動職員が対応する。</td><td>土砂災害発生のおそれがある場合又は土砂災害が発生した場合、それぞれの土砂災害警戒区域に対応した指定緊急避難場所として、以下の指定緊急避難場所を開設する。
（新規）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>99</td><td>□土砂災害に関する指定緊急避難場所
<table>
<tr><th>土砂災害警戒区域の名称</th><th>土砂災害警戒区域の所在地</th><th>避難場所</th><th>避難場所の所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>妙音沢</td><td>市場坂橋から栄一丁目1番</td><td rowspan="5">池田小学校</td><td rowspan="5">池田4-8-49</td><td rowspan="5">048-479-4051</td></tr>
<tr><td>新座高校</td><td>栄一丁目</td></tr>
<tr><td>池田一丁目-1</td><td>池田一丁目</td></tr>
<tr><td>池田一丁目-2</td><td>池田一丁目</td></tr>
<tr><td>池田三丁目</td><td>池田三丁目2番</td></tr>
<tr><td>堀ノ内一丁目</td><td>堀ノ内一丁目8番</td><td rowspan="2">第六中学校</td><td rowspan="2">堀ノ内3-11-1</td><td rowspan="2">048-478-2764</td></tr>
<tr><td>堀ノ内二丁目-2</td><td>堀ノ内二丁目1，2番</td></tr>
<tr><td>片山二丁目-1</td><td>片山二丁目4番</td><td>片山小学校</td><td>片山1-8-31</td><td>048-477-0312</td></tr>
<tr><td>石神四丁目</td><td>石神四丁目9番</td><td>石神小学校</td><td>石神1-10-20</td><td>048-477-2152</td></tr>
<tr><td>栗原三丁目</td><td>栗原三丁目7番</td><td>栗原公民館</td><td>栗原3-8-34</td><td>042-423-6801</td></tr>
<tr><td>畑中一丁目-1</td><td>畑中一丁目9番</td><td rowspan="4">畑中公民館</td><td rowspan="4">畑中1-15-58</td><td rowspan="4">048-478-5411</td></tr>
<tr><td>畑中一丁目-2</td><td>畑中一丁目9番</td></tr>
<tr><td>馬場一丁目</td><td>馬場一丁目10番</td></tr>
<tr><td>新座市営西</td><td>馬場二丁目6番</td></tr>
<tr><td>中野二丁目</td><td>中野二丁目8，9番</td><td>跡見学園女子大学</td><td>中野1-9-6</td><td>048-478-3333</td></tr>
<tr><td>大和田</td><td>大和田五丁目11番</td><td>新開小学校</td><td>大和田1-22-10</td><td>048-477-6370</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>市民総合体育館</td><td>本多2-1-20</td><td>048-478-8011</td></tr>
</table></td><td>□土砂災害に関する指定緊急避難場所
<table>
<tr><th>土砂災害警戒区域の名称</th><th>土砂災害警戒区域の所在地</th><th>避難場所</th><th>避難場所の所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>妙音沢</td><td>市場坂橋から栄一丁目1番</td><td rowspan="5">池田小学校</td><td rowspan="5">池田4-8-49</td><td rowspan="5">048-479-4051</td></tr>
<tr><td>新座高校</td><td>栄一丁目</td></tr>
<tr><td>池田一丁目-1</td><td>池田一丁目</td></tr>
<tr><td>池田一丁目-2</td><td>池田一丁目</td></tr>
<tr><td>池田三丁目</td><td>池田三丁目2番</td></tr>
<tr><td>堀ノ内一丁目</td><td>堀ノ内一丁目8番</td><td rowspan="2">第六中学校</td><td rowspan="2">堀ノ内3-11-1</td><td rowspan="2">048-478-2764</td></tr>
<tr><td>堀ノ内二丁目-2</td><td>堀ノ内二丁目1，2番</td></tr>
<tr><td>片山二丁目-1</td><td>片山二丁目4番</td><td>片山小学校</td><td>片山1-8-31</td><td>048-477-0312</td></tr>
<tr><td>石神四丁目</td><td>石神四丁目9番</td><td>石神小学校</td><td>石神1-10-20</td><td>048-477-2152</td></tr>
<tr><td>栗原三丁目</td><td>栗原三丁目7番</td><td>栗原公民館</td><td>栗原3-8-34</td><td>042-423-6801</td></tr>
<tr><td>畑中一丁目-1</td><td>畑中一丁目9番</td><td rowspan="4">畑中公民館</td><td rowspan="4">畑中1-15-58</td><td rowspan="4">048-478-5411</td></tr>
<tr><td>畑中一丁目-2</td><td>畑中一丁目9番</td></tr>
<tr><td>馬場一丁目</td><td>馬場一丁目10番</td></tr>
<tr><td>新座市営西</td><td>馬場二丁目6番</td></tr>
<tr><td>中野二丁目</td><td>中野二丁目8，9番</td><td>跡見学園女子大学</td><td>中野1-9-6</td><td>048-478-3333</td></tr>
<tr><td>大和田</td><td>大和田五丁目11番</td><td>新開小学校</td><td>大和田1-22-10</td><td>048-477-6370</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3</td><td>106</td><td>第１　緊急輸送道路・車両の確保</td><td>第１　緊急輸送路・車両の確保</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
4	8	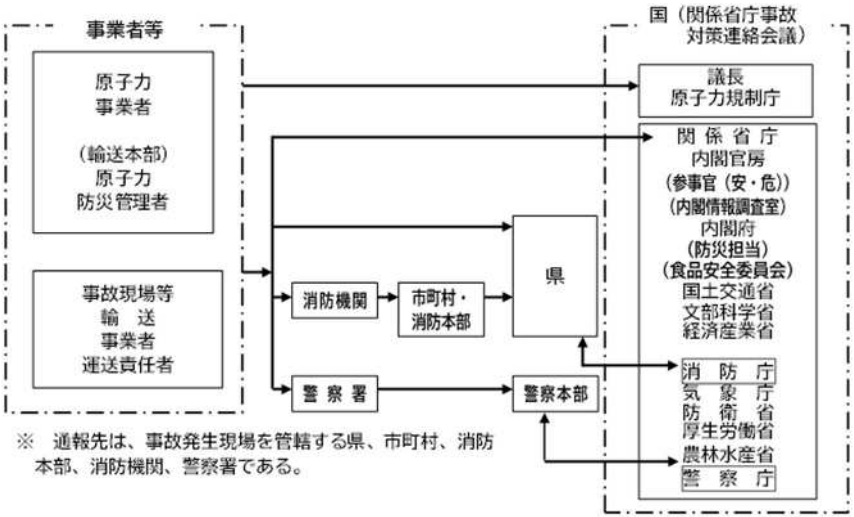 出典）「埼玉県地域防災計画（第６編）」令和７年、埼玉県防災会議	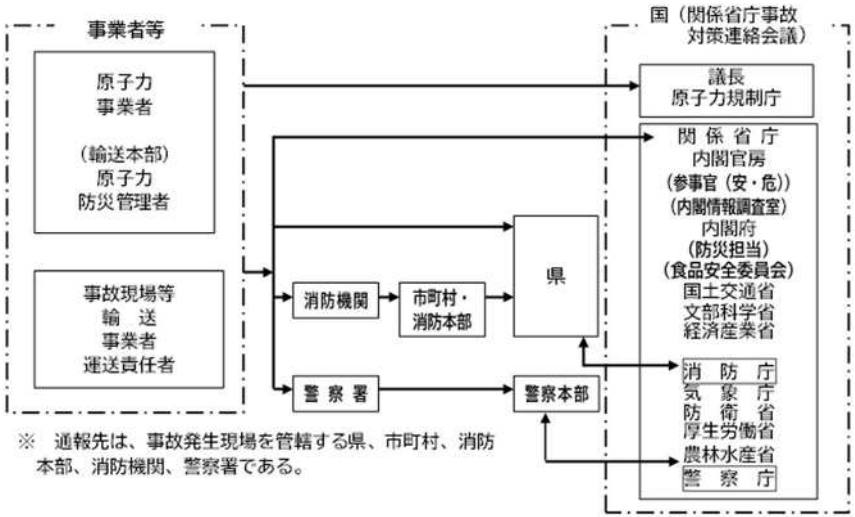
4	11	出典）　「原子力災害対策指針」令和６年９月、原子力規制委員会に加筆	出典）　「原子力災害対策指針」令和４年７月、原子力規制委員会に加筆
4	16	第２章　毒物劇物による人身被害対策計画	第２章　毒・劇物による人身被害対策計画
4	16	本計画は、市内において毒物劇物による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動状況に万全を期するため定める。 （削除）	本計画は、市内において毒・劇物による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動状況に万全を期するため定めるものとする。 ただし、本計画では、毒・劇物としては、影響被害の大きさ等からサリン等による人身被害を取り扱うものとする。
4	16	毒物劇物による人身被害対策計画の構成	毒・劇物による人身被害対策計画の構成
4	16	第２章　毒物劇物による人身被害対策計画	第２章　毒・劇物による人身被害対策計画
4	16	本市は、市内に毒物劇物等による人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び	本市は、市内にサリン等による人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
		指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。	地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。
4	18	出典）「埼玉県地域防災計画（資料編）」令和７年５月、埼玉県防災会議	出典）「埼玉県地域防災計画（資料編）」令和４年３月、埼玉県防災会議
4	19	本市は、市内に毒物劇物等による人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、人身被害の応急対策に関して措置した事項及び今後の措置に関する事項についても同時に報告する。	本市は、市内にサリン等による人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、人身被害の応急対策に関して措置した事項及び今後の措置に関する事項についても同時に報告するものとする。
4	23 25	X（旧ツイッター）、フェイスブック	ツイッター
4	24	**（2）道路施設等の整備** 令和７年１月には埼玉県八潮市内で下水道管が腐食し、破損したことによる道路陥没が発生し、災害救助法が適用される事案が発生した。 本市は、経年等により災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。	**（2）道路施設等の整備** （新規） 本市は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。
4	26	市内で鉄道事故が発生した場合においては、法令、県地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社、近隣市区、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策を迅速に実施することができるよう、あらかじめ体制の整備に努める。	市内で鉄道事故が発生した場合においては、法令、県地域防災計画等の定めるところにより、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、近隣市区、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策を迅速に実施することができるよう、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。
4	28	**第１　予防対策** 竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数ｋｍにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである９月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域が多い。	**第１　予防対策** （新規）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
4	33	**（2）火山噴火降灰対策に関する知識の啓発・普及** 本市は、市民に対して、気象庁が発表する火山情報の種類と発表基準、降灰予報が発表された際の適切な行動について平時からホームページ等で啓発・普及を行う。	**（2）火山噴火降灰対策に関する知識の啓発・普及** 本市は、市民に対して、気象庁が発表する火山情報の種類と発表基準、降灰予報が発表された際の適切な行動について適切な機会を捉えて啓発・普及を行う。
4	33	**（3）降灰除去対策** 道路における降灰の除去や降灰の処分について、国や県の検討状況を注視し、必要に応じて民間事業者等と協定の締結等を検討する。	（新規）
4	37	**（3）避難所の開設** 本市は、積雪や雪崩による建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、地震又は風水害に備えて指定している避難所を開設・運営する。 （中略） いずれの場合も、避難所の開設に当たっては、緊急初動職員の動員により対応する。	**（3）避難所の開設** 本市は、積雪や雪崩による建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、地震又は風水害に備えて指定している避難所を開設・運営する。 （中略） （新規）
4	38	複合災害の対応にあたり、本市の基本的な方針は以下のとおりとする。 １　人命救助が第一 人命の救助を第一に、本市と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、市内被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。 ２　二次被害の防止 本市及び関係機関等が各自の役割を果たすとともに、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。 ３　ライフラインの復旧 市内被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。	（新規）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	19	▪【 資料編 】第２．１「受・配水池等耐震化状況」 （令和７年４月１日現在） （詳細は下表）	▪【 資料編 】第２．１「受・配水池等耐震化状況」 （令和４年９月１日現在） （詳細は下表）

修正後

浄水場名	施設名	容量（㎥）	建設年度	構造	耐震化状況
西堀浄水場	支水走（管理ビル側）	5,000	S47	ＲＣ造	Ｈ22年度に耐震補強工事を実施
	受水池	5,000	S49	ＲＣ造	Ｈ21年度に耐震補強工事を実施
	配水池	2,500	S60	ＰＣ造	Ｓ56年以降の新耐震基準に基づき建設
	配水池	2,500	S60	ＰＣ造	Ｓ56年以降の新耐震基準に基づき建設
	高架水槽（高区）	1,300	Ｈ５	ＰＣ造	Ｓ56年以降の新耐震基準に基づき建設
	高架水槽（低区）	3,900	Ｈ５	ＰＣ造	Ｓ56年以降の新耐震基準に基づき建設
片山浄水場	受水池	3,000	S47	ＲＣ造	Ｈ19年度に耐震補強工事を実施
	支水走（高架水槽側）	3,000	S50	ＲＣ造	Ｈ19年度に耐震補強工事を実施
	配水池	1,790	S45	ＲＣ造	Ｈ11年度に耐震補強工事を実施
	配水池	1,340	S43	ＲＣ造	Ｈ10年度に耐震補強工事を実施
	高架水槽（高層）	1,000	Ｈ６	ＰＣ造	Ｓ56年以降の新耐震基準に基づき建設(※1)
	高架水槽（低層） 着水井	1,000	Ｈ６	ＰＣ造	Ｓ56年以降の新耐震基準に基づき建設(※1)
野火止浄水場	受・配水池 （着水井側）	2,300	S50	ＲＣ造	Ｈ８年度実施の耐震診断（１次診断）では耐震性有り Ｈ９年度に老朽化（柱補強含む）工事を実施
	受・配水池	2,500	S48	ＲＣ造	Ｈ15年度に老朽化（柱補強含む）工事を実施
	高架水槽	4,000	H26	ステンレス造	
新座団地給水場	受・配水池	980	S43	ＲＣ造	Ｒ２年度に耐震診断実施　Ｒ４年度耐震工事実施予定(※2)

注）網掛け欄は、耐震補強工事施工済みを示す。

※1 令和４年度に耐震補強工事を実施
※2 令和５年度に耐震補強工事を実施

修正前

浄水場名	施設名	容量（㎥）	建設年度	構造	耐震化状況
西堀浄水場	支水走（管理ビル側）	5,000	S47	ＲＣ造	Ｈ22年度に耐震補強工事を実施
	受水池	5,000	S49	ＲＣ造	Ｈ21年度に耐震補強工事を実施
	配水池	2,500	S60	ＰＣ造	Ｓ56年以降の新耐震基準に基づき建設
	配水池	2,500	S60	ＰＣ造	Ｓ56年以降の新耐震基準に基づき建設
	高架水槽（高区）	1,300	Ｈ５	ＰＣ造	Ｓ56年以降の新耐震基準に基づき建設
	高架水槽（低区）	3,900	Ｈ５	ＰＣ造	Ｓ56年以降の新耐震基準に基づき建設
片山浄水場	受水池	3,000	S47	ＲＣ造	Ｈ19年度に耐震補強工事を実施
	支水走（高架水槽側）	3,000	S50	ＲＣ造	Ｈ19年度に耐震補強工事を実施
	配水池	1,790	S45	ＲＣ造	Ｈ11年度に耐震補強工事を実施
	配水池	1,340	S43	ＲＣ造	Ｈ10年度に耐震補強工事を実施
	高架水槽（高層）	1,000	Ｈ６	ＰＣ造	Ｓ56年以降の新耐震基準に基づき建設
	高架水槽（低層） 着水井	1,000	Ｈ６	ＰＣ造	Ｓ56年以降の新耐震基準に基づき建設
野火止浄水場	受・配水池 （着水井側）	2,300	S50	ＲＣ造	Ｈ８年度実施の耐震診断（１次診断）では耐震性有り Ｈ９年度に老朽化（柱補強含む）工事を実施
	受・配水池	2,500	S48	ＲＣ造	Ｈ15年度に老朽化（柱補強含む）工事を実施
	高架水槽	4,000	H26	ステンレス造	
新座団地給水場	受・配水池	1,100	S43	ＲＣ造	Ｒ２年度に耐震診断実施　Ｒ４年度耐震工事実施予定

注）網掛け欄は、耐震補強工事施工済みを示す。

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	20	【 資料編 】第２．２「新座市との災害時協力に関する協定事業者」	【 資料編 】第２．２「新座市との災害時協力に関する協定事業者」

新座市との災害時協力に関する協定事業者一覧（その１）

（令和７年９月１日現在）

No.	協定事項	締結事業者
1	飲料水・ 生活用水の供給	株式会社東京ドーム 後楽園スイミングスクールひばりが丘
2		大木伸銅工業株式会社
3		サンケン電気株式会社
4		ＴＯＰＰＡＮ株式会社情報コミュニケーション事業部
5	食糧等調達	あさか野農業協同組合
6		株式会社いなげや
7		有限会社和か葉
8		株式会社不二家埼玉工場
9		株式会社松屋フーズ
10	重機類等調達	株式会社鳴浜リース
11	ＬＰガス調達	埼玉県ＬＰガス協会朝霞支部新座地区会※
		※新座地区プロパンガス協会
		※片山地区プロパンガス協会
12	相互協力及び情報共有	日本郵便株式会社新座市内郵便局
13	情報の収集・伝達	新座市アマチュア無線クラブ
14	情報の伝達	株式会社ジェイコム東京
15		株式会社コミュニティシェアＦＭ
16		東京ガス株式会社埼玉支社
17	医療の提供	医療法人社団武蔵野会新座志木中央総合病院
18		特定医療法人社団堀ノ内病院
19		一般社団法人朝霞地区医師会
20		一般社団法人朝霞地区歯科医師会
21		一般社団法人朝霞地区薬剤師会
22	小動物等の救護活動	公益社団法人埼玉県獣医師会南支部
23		新座動物総合医療センター
24	応急対策業務	新座市建設業防災協会（建築）
25		新座市建設業防災協力会（土木）
26		新座市造園業防災協力会（造園）
27		新座市指定水道工事店防災協力会（水道）
28		埼玉県電気工事工業組合（電気）
29		東京電力パワーグリッド株式会社志木支社

新座市との災害時協力に関する協定事業者一覧（その１）

（令和４年９月１日現在）

No.	協定事項	締結事業者	締結日
1	飲料水・ 生活用水の供給	株式会社東京ドームスポーツクラブ部	H10. 4. 1
2		大木伸銅工業株式会社	H 3.12. 1
3		サンケン電気株式会社	H 3. 7. 1
4		凸版印刷情報コミュニケーション事業部	H 3.12. 1 再締結 H26.3.1
5	食糧等調達	あさか野農業協同組合	H 1. 2.23 再締結 R2.7.30
6		株式会社いなげや	H 1. 3.17
7		有限会社和か葉	H 3. 8. 1 再締結 R2.6.29
8		株式会社武蔵野フーズ	H 3. 6. 1
9		株式会社不二家埼玉工場	H 3. 6. 1
10	医療品調達	アルフレッサ株式会社埼玉物流センター	H20. 5. 9
11	重機類等調達	株式会社鳴浜リース	H10. 4. 1
12	ＬＰガス調達	新座地区プロパンガス協会	H 1. 3. 7
13		片山地区プロパンガス協会	H 1. 3. 7
14	相互協力及び情報共有	日本郵便株式会社新座市内郵便局	H10. 1.16 再締結 H29.3.7
15	情報の収集・伝達	新座市アマチュア無線クラブ	H10. 3. 1
16	情報の伝達	株式会社ジェイコム東京	H21. 9.29 再締結 H28.4.1
17		株式会社コミュニティシェアＦＭ	H23. 5.24 再締結 R4.6.20
18		東京瓦斯株式会社北部支店	H27. 7.13
19	医療の提供	医療法人社団武蔵野会新座志木中央総合病院	H21.11. 5
20		特定医療法人社団堀ノ内病院	H22. 4.30
21		一般社団法人朝霞地区医師会	H27.12.12
22		一般社団法人朝霞地区歯科医師会	H27.12.12
23		一般社団法人朝霞地区薬剤師会	H27.12.12
24	小動物等の救護活動	公益社団法人埼玉県獣医師会南支部	H30.11. 7

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	21	新座市との災害時協力に関する協定事業者一覧（その２） （令和７年９月１日現在）	新座市との災害時協力に関する協定事業者一覧（その２） （令和４年９月１日現在）

修正後

No.	協定事項	締結事業者
30	（災害活動用資機材、）生活必需物資等の提供	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
31		株式会社カインズ
32		北辰商事株式会社
33		スギホールディングス株式会社
34	燃料等の提供	埼玉県石油業協同組合朝霞支部
35	物資の輸送	社団法人埼玉県トラック協会朝霞支部
36		佐川急便株式会社北関東支店
37		ヤマト運輸株式会社埼京主管支店
38	避難スペース等の提供、災害関連広報物の印刷	株式会社光邦新座工場
39	災害時における登記等の法律相談	埼玉司法書士会
40	避難所における畳の提供	５日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会
41	地域貢献型広告の設置	東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社
42	避難スペース及び備蓄品の提供（覚書）	前田道路株式会社武蔵野営業所
43	災害に係る情報発信等	ヤフー株式会社
44	災害時の行政手続き等の書類作成相談	埼玉県行政書士会
45	災害時における住宅地図の支給等	株式会社ゼンリン関東エリアグループ
46	自動販売機内の飲料の供給	株式会社伊藤園
47		東京ヤクルト販売株式会社
48		コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社ベンディング浦和支店所沢駐在
49		東京キリンビバレッジサービス株式会社
50		大蔵屋商事株式会社
51	水道施設災害等発生時の応援業務	株式会社両毛ビジネスサポート
52	災害時の市内家屋の調査	埼玉土地家屋調査士会
53	災害時避難施設に係る情報の提供	株式会社バカン
54	災害時における無人航空機を活用した支援活動等	株式会社中野技術
55	大規模災害時における災害廃棄物の仮置場に係る敷地提供等	株式会社ホープ
56	災害時におけるレンタル機材の提供等	日立建機日本株式会社埼玉支店
57		株式会社アクティオ
58	電力の供給	西武バス株式会社
59		OpenStreet 株式会社
60	施設等の提供	株式会社カインズ
61		北辰商事株式会社
62		ウェルシア薬局株式会社

修正前

No.	協定事項	締結事業者	締結日
25	応急対策業務	新座市建設業防災協会（建築）	H18. 4.20
26		新座市建設業防災協力会（土木）	H20. 1.22 再締結 R4.6.29
27		新座市造園業防災協力会（造園）	H18. 5.23
28		新座市指定水道工事店防災協力会（水道）	H18. 5.23
29		埼玉県電気工事工業組合（電気）	H21. 8.19
30		東京電力パワーグリッド株式会社志木支社	H22. 3.31 再締結 R2.9.17
31	（災害活動用資機材、）生活必需物資等の提供	イオンリテール株式会社イオン新座店	H26.11.25
32		株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H28.11.25
33		株式会社カインズ	H30.11.23
34	燃料等の提供	埼玉県石油業協同組合朝霞支部	H24. 1.20
35	物資の輸送	社団法人埼玉県トラック協会朝霞支部	H24. 3. 2
36		佐川急便株式会社北関東支店	H28.11.28
37		ヤマト運輸株式会社埼京主管支店	H28.11.30
38	避難スペース等の提供、災害関連広報物の印刷	株式会社光邦新座工場	H26.11.27 再締結 R2.9.1
39	災害時における登記等の法律相談	埼玉司法書士会	H27. 7.24
40	避難所における畳の提供	５日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	H28. 1.19 再締結 R2.6.25
41	地域貢献型広告の設置	東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社	H28.10.4
42	避難スペース及び備蓄品の提供（覚書）	前田道路株式会社武蔵野営業所	H29. 2.15
43	災害に係る情報発信等	ヤフー株式会社	H29. 6.12
44	災害時の行政手続き等の書類作成相談	埼玉県行政書士会	H29.11.22
45	災害時における住宅地図の支給等	株式会社ゼンリン関東エリアグループ	H30. 5.31

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>資料</td><td>22</td><td>（前頁と統合）</td><td>新座市との災害時協力に関する協定事業者一覧（その３）
（令和４年９月１日現在）
<table>
<tr><th>No.</th><th>協定事項</th><th>締結事業者</th><th>締結日</th></tr>
<tr><td>46</td><td rowspan="4">自動販売機内の飲料の供給</td><td>株式会社伊藤園</td><td>H18. 1.30</td></tr>
<tr><td>47</td><td>東京ヤクルト販売株式会社</td><td>H19. 3.19
再締結 R2.8.31</td></tr>
<tr><td>48</td><td>アサヒ飲料販売株式会社</td><td>H30. 6.26
再締結 R4.3.15</td></tr>
<tr><td>49</td><td>コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社ベンディング浦和支店所沢駐在</td><td>H30. 7. 2
再締結 R4.2.9</td></tr>
<tr><td>50</td><td></td><td>ダイドードリンコ株式会社首都圏第二営業部</td><td>R 4. 4.25</td></tr>
<tr><td>51</td><td>水道施設災害等発生時の応援業務</td><td>株式会社両毛システムズ</td><td>H31. 2. 7</td></tr>
<tr><td>52</td><td>災害時の市内家屋の調査</td><td>埼玉土地家屋調査士会</td><td>H31. 2.18</td></tr>
<tr><td>53</td><td>災害時避難施設に係る情報の提供</td><td>株式会社バカン</td><td>R 3. 8.20</td></tr>
<tr><td>54</td><td>災害時における無人航空機を活用した支援活動等</td><td>株式会社中野技術</td><td>R 4. 1.14</td></tr>
<tr><td>55</td><td>大規模災害時における災害廃棄物の仮置場に係る敷地提供等</td><td>株式会社ホープ</td><td>R 4. 4.15</td></tr>
<tr><td>56</td><td>災害時におけるレンタル機材の提供等</td><td>日立建機日本株式会社埼玉支店</td><td>R 4. 8.22</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	27		

【 資料編 】第2．4「危機管理部局以外が保有する非常用備品等」

（令和7年4月1日現在）

品　名	数量	単位	所管課
非常用ブランケット	100	枚	環境課
簡易トイレ	32	組	環境課
マスク	80	枚	環境課
カンパン	72	缶	環境課
備蓄水（2リットル）	12	本	環境課
毛布	10	枚	環境課
ブルーシート	1	枚	環境課
エンジンカッター	1	台	環境課
油圧ジャッキ	1	台	環境課
マスク	282,400	枚	保健センター
手指消毒液（5L）	79	本	保健センター
防護服	335	組	保健センター
応急危険度判定ステッカー	1	式	建築審査課
応急危険度判定票	1	式	建築審査課
応急危険度判定士腕章	380	個	建築審査課
応急危険度判定用クラックスケール	197	個	建築審査課
応急危険度判定士用ホイッスル	25	個	建築審査課
応急危険度判定士用方位磁石	25	個	建築審査課
応急危険度判定用懐中電灯	19	個	建築審査課
応急危険度判定用ハンマー	26	個	建築審査課
応急危険度判定士用軍手	2,508	組	建築審査課
応急危険度判定用下げ振り保持器	204	個	建築審査課
応急危険度判定士用反射ジャケット	19	着	建築審査課
応急危険度判定士用雨具	20	着	建築審査課
応急危険度判定士用防塵マスク	1	式	建築審査課
応急危険度判定士用携行バッグ	28	個	建築審査課
応急危険度判定士用ヘルメット	49	個	建築審査課
応急危険度判定士用色鉛筆	1	式	建築審査課
応急危険度判定士用携行バインダー	320	冊	建築審査課
発電機	1	台	下水道課
水中ポンプ	1	台	下水道課

【 資料編 】第2．4「危機管理部局以外が保有する非常用備品等」

（令和4年4月1日現在）

品　名	数量	単位	所管課
非常用ブランケット	100	枚	環境課
簡易トイレ	32	組	環境課
マスク	80	枚	環境課
カンパン	66	缶	環境課
備蓄水（2リットル）	30	本	環境課
毛布	10	枚	環境課
ブルーシート	1	枚	環境課
エンジンカッター	1	台	環境課
油圧ジャッキ	1	台	環境課
マスク	318,850	枚	保健センター
手指消毒液（500ml）	9	本	保健センター
手指消毒液（5L）	86	本	保健センター
防護服	325	組	保健センター
応急危険度判定ステッカー	1	式	建築審査課
応急危険度判定票	1	式	建築審査課
応急危険度判定士腕章	339	個	建築審査課
応急危険度判定用クラックスケール	177	個	建築審査課
応急危険度判定士用ホイッスル	25	個	建築審査課
応急危険度判定士用方位磁石	20	個	建築審査課
応急危険度判定用懐中電灯	19	個	建築審査課
応急危険度判定用ハンマー	26	個	建築審査課
応急危険度判定士用軍手	2,508	組	建築審査課
応急危険度判定用下げ振り保持器	192	個	建築審査課
応急危険度判定士用反射ジャケット	20	着	建築審査課
応急危険度判定士用雨具	19	着	建築審査課
応急危険度判定士用防塵マスク	1	式	建築審査課
応急危険度判定士用携行バッグ	28	個	建築審査課
応急危険度判定士用ヘルメット	9	個	建築審査課
応急危険度判定士用色鉛筆	1	式	建築審査課
応急危険度判定士用携行バインダー	320	冊	建築審査課
発電機	1	台	下水道課
水中ポンプ	1	台	下水道課

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	28	【 資料編 】第２．５「浄水場施設（貯水能力）」 （令和７年４月１日現在）	【 資料編 】第２．５「浄水場施設（貯水能力）」 （令和４年９月１日現在）

修正後

施設設備	西堀浄水場（本多1-4-26）	片山浄水場（野寺4-10-6）	野火止浄水場（野火止7-20-9）	新座団地給水場（新座3-3-21）
取水設備（１日当たり）	１号取水井 1,000m³	１号取水井　休止中	１号取水井　休止中	１号取水井　600m³
	２号取水井 1,300m³	２号取水井 1,200m³	２号取水井 1,300m³	
	３号取水井 1,200m³	３号取水井 1,000m³	３号取水井 1,300m³	
	４号取水井 1,500m³	４号取水井 1,200m³	４号取水井 1,300m³	
	５号取水井 1,000m³	５号取水井 1,100m³	５号取水井 1,000m³	
	６号取水井 1,000m³	６号取水井 1,700m³		
	７号取水井 1,200m³			
	８号取水井 1,200m³			
	計　9,400m³/日	計　6,200m³/日	計　4,900m³/日	計　600m³/日
受配水設備 受・配水池	5,000m³－2池 2,500m³－2池	1,340m³－1池 1,790m³－1池 3,000m³－2池	2,300m³－1池 2,500m³－1池	980m³－1池
	計 15,000m³	計 9,130m³	計 4,800m³	計 980m³
配水設備 高架水槽	（高区） 1,300m³－1池 （低区） 3,900m³－1池	（高層） 1,000m³－1池 （低層）着水井 1,000m³－1池	4,000m³－1池	
	計　5,200m³	計　2,000m³	計　4,000m³	
発電設備 自家発電機	500KVA　1基	300KVA　1基	300KVA　1基	88.5KVA　1基

修正前

施設設備	西堀浄水場（本多1-9-22）	片山浄水場（野寺4-10-6）	野火止浄水場（野火止7-20-9）	新座団地給水場（新座3-3-21）
取水設備（１日当たり）	１号取水井 1,000m³	１号取水井　休止中	１号取水井　休止中	１号取水井　600m³
	２号取水井 1,300m³	２号取水井 1,200m³	２号取水井 1,300m³	
	３号取水井 1,200m³	３号取水井 1,000m³	３号取水井 1,300m³	
	４号取水井 1,500m³	４号取水井 1,200m³	４号取水井 1,300m³	
	５号取水井 1,000m³	５号取水井 1,100m³	５号取水井 1,000m³	
	６号取水井 1,000m³	６号取水井 1,700m³		
	７号取水井 1,200m³			
	８号取水井 1,200m³			
	計　9,400m³/日	計　6,200m³/日	計　4,900m³/日	計　600m³/日
受配水設備 受・配水池	5,000m³－2池 2,500m³－2池	1,340m³－1池 1,790m³－1池 3,000m³－2池	2,300m³－1池 2,500m³－1池	1,100m³－1池
	計 15,000m³	計 9,130m³	計 4,800m³	計 1,100m³
配水設備 高架水槽	（高区） 1,300m³－1池 （低区） 3,900m³－1池	（高層） 1,000m³－1池 （低層）着水井 1,000m³－1池	4,000m³－1池	
	計　5,200m³	計　2,000m³	計　4,000m³	
発電設備 自家発電機	400KVA　1基	300KVA　1基	300KVA　1基	88.5KVA　1基

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	29		

【 資料編 】第２．６「災害用指定井戸」

（令和７年７月１日現在）

No.		井戸場所
1	並木　辰巳	畑中１－７－３１付近
2	大畑　浩	畑中２－３－２５
3	㈱ホープ№2	馬場１－１付近
4	木下　敬一	馬場１－４付近
5	並木　三郎	馬場１－４付近
6	矢島　君枝	馬場２－２－３１
7	栃南建材㈱	馬場２－６－２
8	清水　亮	馬場３－７－１３
9	榎本　雄治	馬場３－９－５
10	㈱ホープ№1（(株)コスモ）	馬場４－２－４
11	榎本　和夫	馬場４－４－２７
12	榎本　堅 No.2	堀ノ内１－２付近
13	本多　誠治	堀ノ内１－４－２４
14	榎本　堅	堀ノ内１－７－２５
15	榎本　信昭	堀ノ内２－１－５０
16	中里　貞夫	堀ノ内２―９－９
17	野島　彰二	堀ノ内３－３－３０
18	大塚　聡	堀ノ内３－８－１３
19	薗部　友宏	道場１－１３－１７
20	大澤　寛	道場２－８－１１
21	松本　恵	道場２－１８－１３
22	貫井　秀夫	片山１－１０－２
23	浅海　隆	片山１－１５－２３
24	笠原　道男	片山２－１－１３
25	貫井　俊次	片山２－６－１７
26	貫井　俊次 No.2	片山３－６－２６付近
27	田中　誠治	池田２－２－４０
28	並木　大治	池田３－７－１６
29	新井　富子	石神２－１２－３１
30	西山　義明	石神４－２－３
31	高野　正次	石神４－９－１９
32	鈴木　克典	石神４－１２－１５
33	石井　勇	野寺１－１－１１
34	本多　政行	野寺２－１－３３
35	吉川　幸夫	野寺２－３－１３
36	本多　政行 No.2	野寺３－６付近
37	新倉　昭久	野寺４－３－１４
38	石井　義和	野寺４－１１－２４
39	高橋　晴子	栗原１－２－２３
40	原井　忠雄	栗原２－２－１５
41	高橋　一二	栗原３－８－１９
42	近藤　昭一	栗原３－９－２１
43	高橋　正一	栗原３－１１－５
44	菅原　伊左雄	栗原６－９－１３
45	黒川　初江	栗原６－１０－２９
46	土屋　誠	新堀１－７－５９
47	小糸　美知子	新堀１－１１－２１
48	関　武則	新堀２－８－３４
49	小糸　浩二	新堀２－１４－２６
50	中島　栄	新堀３－９－２２
51	佐藤　幸男	西堀１－２－７
52	渡邊　眞佐人	西堀１－１１－３１
53	加藤　代志子	西堀３―１―１２
54	渡邊　朗	西堀３－５－１９
55	(株)並木産業	本多１－５－５
56	野島　清	本多１－６－５
57	泰塚　静子	本多１－１７－１５
58	蛭間　俊彦	菅沢１－６－５
59	金子　武徳	あたご２－１－１
60	田畑　安治	野火止２－３－７
61	岸　時子	野火止２－６－１５
62	高橋　昭男	野火止２－６－２０
63	岸　治夫	野火止２－６－２９
64	神田　豊明	野火止２－１０－４１
65	田中　広之	野火止３－５－１０
66	長谷川　孝司	野火止３－３－１５
67	㈱不二家埼玉工場	野火止４－１９－２１
68	清水　宏	野火止６－７－１３
69	細沼　利通	中野１－１３－３付近
70	栗原　貞一	中野２－１１付近
71	㈱東日本宇佐美	大和田２－５－２３
72	田中　茂義	大和田１－１８－５
73	サンケン電気㈱	北野３－６－３
74	鳥塚　眞一	東２－５－２９

【 資料編 】第２．６「災害用指定井戸」

（令和４年11月１日現在）

No.		井戸場所
1	並木　辰巳	畑中１－７－３１付近
2	大畑　浩	畑中２－３－２５
3	木下　敬一	馬場１－４付近
4	並木　三郎	馬場１－４付近
5	矢島　君枝	馬場２－２－３１
6	栃南建材(株)	馬場２－６－２
7	清水　亮	馬場３－７－１３
8	榎本　雄治	馬場３－９－５
9	(株)ホープ((株)コスモ)	馬場４－２－４
10	榎本　和夫	馬場４－４－２７
11	榎本　堅 No.2	堀ノ内１－２付近
12	本多　誠治	堀ノ内１－４－２４
13	榎本　堅	堀ノ内１－７－２５
14	榎本　信昭	堀ノ内２－１－５０
15	中里　貞夫	堀ノ内２―９－９
16	野島　彰二	堀ノ内３－３－３０
17	大塚　聡	堀ノ内３－８－１３
18	並木　廣	道場１－１３－１７
19	大澤　寛	道場２－８－１１
20	松本　恵	道場２－１８－１３
21	貫井　秀夫	片山１－１０－２
22	浅海　隆	片山１－１５－２３
23	笠原　道男	片山２－１－１３
24	貫井　俊次	片山２－６－１７
25	貫井　俊次 No.2	片山３－６－２６付近
26	田中　誠治	池田２－２－４０
27	並木　典子	池田２－３－２８
28	並木　平一	池田３－７－１６
29	新井　富子	石神２－１２－３１
30	西山　義明	石神４－２－３
31	高野　正次	石神４－９－１９
32	鈴木　昭次	石神４－１２－１５
33	石井　勇	野寺１－１－１１
34	本多　政行	野寺２－１－３３
35	吉川　幸夫	野寺２－３－１３
36	本多　政行 No.2	野寺３－６付近
37	新倉　昭久	野寺４－３－１４
38	石井　義和	野寺４－１１－２４
39	高橋　晴子	栗原１－２－２３
40	原井　忠雄	栗原２－２－１５
41	高橋　一二	栗原３－８－１９
42	近藤　昭一	栗原３－９－２１
43	高橋　正一	栗原３－１１－５
44	菅原　伊左雄	栗原６－９－１３
45	黒川　初江	栗原６－１０－２９
46	土屋　景子	新堀１－７－５９
47	小糸　美知子	新堀１－１１－２１
48	関　武文	新堀２－８－３４
49	小糸　甲子雄	新堀２－１４－２６
50	中島　栄	新堀３－９－２２
51	佐藤　幸男	西堀１－２－７
52	渡邊　眞佐人	西堀１－１１－３１
53	加藤　代志子	西堀３―１―１２
54	渡邊　朗	西堀３－５－１９
55	(株)並木産業	本多１－５－５
56	野島　清	本多１－６－５
57	泰塚　静子	本多１－１７－１５
58	蛭間　俊彦	菅沢１－６－５
59	金子　武徳	あたご２－１－１
60	田畑　安治	野火止２－３－７
61	岸　時子	野火止２－６－１５
62	高橋　昭男	野火止２－６－２０
63	岸　治夫	野火止２－６－２９
64	神田　豊明	野火止２－１０－４１
65	田中　広之	野火止３－５－１０
66	長谷川　孝司	野火止３－３－１５
67	(株)不二家埼玉工場	野火止４－１９－２１
68	清水　宏	野火止６－７－１３
69	(株)トッパンフォトマスク	野火止７－２１－３３
70	大木伸銅工業(株)	野火止８－１９－１
71	細沼　利通	中野１－１３－３付近
72	栗原　貞一	中野２－１１付近
73	(株)東日本宇佐美	大和田２－５－２３
74	田中　茂義	大和田１－１８－５
75	サンケン電気(株)	北野３－６－３
76	鳥塚　眞一	東２－５－２９

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前

資料 30

修正後

【 資料編 】第２．７「消防水利の現況」

（令和７年７月１日現在）

区分 / 水利種別		新座市 公設	新座市 指定
総　数		1,546　(83)	385　(140)
消火栓		1,283	9
防火水槽	20m³以上　40m³未満	14	1
	40m³以上　60m³未満	219　(70)	229　(73)
	60m³以上 100m³未満	22　(6)	111　(48)
	100m³以上	8　(7)	35　(19)
	小　計	263　(83)	376　(140)
プール		15	―

修正前

【 資料編 】第２．７「消防水利の現況」

（令和４年９月１日現在）

区分 / 水利種別		新座市 公設	新座市 指定
総　数		1,544　(88)	390　(144)
消火栓		1,276	9
防火水槽	20m³以上　40m³未満	15	1
	40m³以上　60m³未満	222　(74)	230　(77)
	60m³以上 100m³未満	22　(6)	113　(48)
	100m³以上	9　(8)	37　(19)
	小　計	268　(88)	381　(144)
プール		16	―

資料 30

修正後

【 資料編 】第２．８「消防団車庫等の現況」

（令和７年７月１日現在）

分団名	所在地	構造（階数）	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）
消防団本部	野火止一丁目 1-1	新座市役所内(地下１階)	―	―	―
本部分団	〃	〃	―	―	―
第１分団	畑中二丁目 10-31	軽量鉄骨造(２階建)	194.5	44.5	89.1
第２分団	道場一丁目 10-9	軽量鉄骨造(２階建)	275.8	40.6	80.4
第３分団	野寺一丁目 4-10	軽量鉄骨造(２階建)	261.3	44.5	89.1
第４分団	西堀三丁目 2-20	軽量鉄骨造(２階建)	222.4	44.5	89.1
第５分団	野火止三丁目 13-10	軽量鉄骨造(２階建)	155.91	69.03	129.6
第６分団	中野一丁目 5-3	軽量鉄骨造(２階建)	240.0	46.3	92.7
第７分団	東北二丁目 16-5	軽量鉄骨造(２階建)	198.4	44.5	89.1
第８分団	野火止七丁目 6-18	軽量鉄骨造(２階建)	191.8	46.4	89.1

修正前

【 資料編 】第２．８「消防団車庫等の現況」

（令和４年９月１日現在）

分団名	所在地	構造（階数）	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）
消防団本部	野火止一丁目 1-1	新座市役所内(地下１階)	―	―	―
本部分団	〃	〃	―	―	―
第１分団	畑中二丁目 10-31	軽量鉄骨造(２階建)	194.5	44.5	89.1
第２分団	道場一丁目 10-9	軽量鉄骨造(２階建)	275.8	40.6	80.4
第３分団	野寺一丁目 4-10	軽量鉄骨造(２階建)	261.3	44.5	89.1
第４分団	西堀三丁目 2-20	軽量鉄骨造(２階建)	222.4	44.5	89.1
第５分団	野火止三丁目 13-10	軽量鉄骨造(２階建)	80.0	36.4	72.9
第６分団	中野一丁目 5-3	軽量鉄骨造(２階建)	240.0	46.3	92.7
第７分団	東北二丁目 16-5	軽量鉄骨造(２階建)	198.4	44.5	89.1
第８分団	野火止七丁目 6-18	軽量鉄骨造(２階建)	191.8	46.4	89.1

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前

資料 31

【 資料編 】第２．９「消防団保有車両の現況」

（令和７年７月１日現在）

規格等／分団名	車両名称	車両・型式	型別	ポンプ	購入年月日
本部分団	本部分団	トヨタ DBA－AGH30W	ﾜﾝﾎﾞｯｸｽ	－	H28年10月
		ダイハツ EBD-S331W	軽自動車	B-2	H26年 3月
第１分団	第１分団	日野 2DG-XZU640M	CD-1	A-2	R6年 9月
第２分団	第２分団	日野 SKG-XZU640M	CD-1	A-2	H23年10月
第３分団	第３分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H23年 1月
第４分団	第４分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H19年 9月
第５分団	第５分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H20年10月
第６分団	第６分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H19年 9月
第７分団	第７分団	いすゞ PB-NKR81N	CD-1	A-2	H18年 9月
第８分団	第８分団	いすゞ 2RG-NKR88M	CD-1	A-2	R6年 12月

【 資料編 】第２．９「消防団保有車両の現況」

（令和４年９月１日現在）

規格等／分団名	車両名称	車両・型式	型別	ポンプ	購入年月日
本部分団	本部分団	トヨタ DBA－AGH30W	ﾜﾝﾎﾞｯｸｽ	－	H28年10月
		ダイハツ EBD-S331W	軽自動車	B-2	H26年 3月
第１分団	第１分団	いすゞ PB-NKR81N	CD-1	A-2	H18年 9月
第２分団	第２分団	日野 SKG-XZU640M	CD-1	A-2	H23年10月
第３分団	第３分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H23年 1月
第４分団	第４分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H19年 9月
第５分団	第５分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H20年10月
第６分団	第６分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H19年 9月
第７分団	第７分団	いすゞ PB-NKR81N	CD-1	A-2	H18年 9月
第８分団	第８分団	いすゞ PB-NKR81N	CD-1	A-2	H18年 3月

資料 31

【 資料編 】第２．１０「消防・救出機器（新座市消防団）」

（令和７年７月１日現在）

所属	人員	主要資器材		
		実動車	ﾎｰｽ配置数	その他
消防団本部	48人	－	－	－
本部分団	12人	広報１（広報車）	－	拡声器等
		（ポンプ車）（B-2）	4本	無線
第１分団	16人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第２分団	13人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第３分団	21人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第４分団	15人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第５分団	15人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第６分団	8人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第７分団	23人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第８分団	14人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
合　計	185人			

【 資料編 】第２．１０「消防・救出機器（新座市消防団）」

（令和４年９月１日現在）

所属	人員	主要資器材		
		実動車	ﾎｰｽ配置数	その他
消防団本部	29人	－	－	－
本部分団	14人	広報１（広報車）	－	拡声器等
		（ポンプ車）（B-2）	4本	無線
第１分団	19人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第２分団	13人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第３分団	24人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第４分団	16人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第５分団	16人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第６分団	11人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第７分団	20人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第８分団	15人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
女性分団	16人	－	－	－
合　計	193人			

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>資料</td><td>32</td><td>【 資料編 】第２．１１「消防団員配置状況」
（令和７年７月１日現在）
<table>
<tr><th rowspan="2">階級
分団名</th><th rowspan="2">団員数</th><th colspan="7">消防団員の階級</th></tr>
<tr><th>団長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長</th><th>班長</th><th>団員</th></tr>
<tr><td>消防団本部</td><td>48人</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>45</td></tr>
<tr><td>本部分団</td><td>12人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td></tr>
<tr><td>第１分団</td><td>16人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>9</td></tr>
<tr><td>第２分団</td><td>13人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>6</td></tr>
<tr><td>第３分団</td><td>21人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>14</td></tr>
<tr><td>第４分団</td><td>15人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>8</td></tr>
<tr><td>第５分団</td><td>15人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>8</td></tr>
<tr><td>第６分団</td><td>8人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>1</td></tr>
<tr><td>第７分団</td><td>23人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>10</td></tr>
<tr><td>第８分団</td><td>14人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>7</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>185人</td><td>1</td><td>2</td><td>10</td><td>10</td><td>20</td><td>30</td><td>113</td></tr>
</table></td><td>【 資料編 】第２．１１「消防団員配置状況」
（令和４年９月１日現在）
<table>
<tr><th rowspan="2">階級
分団名</th><th rowspan="2">団員数</th><th colspan="7">消防団員の階級</th></tr>
<tr><th>団長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長</th><th>班長</th><th>団員</th></tr>
<tr><td>消防団本部</td><td>29人</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>26</td></tr>
<tr><td>本部分団</td><td>14人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>7</td></tr>
<tr><td>第１分団</td><td>19人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>12</td></tr>
<tr><td>第２分団</td><td>13人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>6</td></tr>
<tr><td>第３分団</td><td>24人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>17</td></tr>
<tr><td>第４分団</td><td>16人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>9</td></tr>
<tr><td>第５分団</td><td>16人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>9</td></tr>
<tr><td>第６分団</td><td>11人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr>
<tr><td>第７分団</td><td>20人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>13</td></tr>
<tr><td>第８分団</td><td>15人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>8</td></tr>
<tr><td>女性分団</td><td>16人</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>9</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>193人</td><td>1</td><td>2</td><td>10</td><td>10</td><td>20</td><td>30</td><td>120</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>資料</td><td>33</td><td>新座馬場住宅自主防災会</td><td>県営馬場団地自主防災会</td></tr>
<tr><td>資料</td><td>34</td><td>【 資料編 】第２．１３「地区防災計画一覧」
（令和７年７月１日現在）
<table>
<tr><th>団体名称</th><th>策定年月</th></tr>
<tr><td>栄四丁目町会・自主防災会</td><td>平成 29 年 4 月</td></tr>
<tr><td>栗原三丁目町内会・自主防災会</td><td>平成 14 年 1 月</td></tr>
<tr><td>石神町会・自主防災会</td><td>平成 26 年 10 月</td></tr>
<tr><td>北原町会・石神町会・堀ノ内町内会合同</td><td>平成 30 年 5 月</td></tr>
<tr><td>西堀町内会</td><td>平成 26 年 9 月</td></tr>
<tr><td>本多自主防災会</td><td>平成 29 年 4 月</td></tr>
<tr><td>野火止四丁目自主防災会</td><td>平成 28 年 12 月</td></tr>
<tr><td>新座リバーサイド管理組合・自治会</td><td>平成 24 年</td></tr>
<tr><td>東一丁目自主防災会</td><td>平成 27 年 5 月</td></tr>
<tr><td>新堀二丁目自治連合会
新堀二丁目自主防災会</td><td>令和元年 11 月</td></tr>
<tr><td>あたご三丁目町会</td><td>令和元年 12 月</td></tr>
<tr><td>北野一・二丁目自主防災会</td><td>令和 5 年 4 月</td></tr>
<tr><td>馬場三丁目町内会</td><td>令和 6 年 9 月</td></tr>
</table></td><td>【 資料編 】第２．１３「地区防災計画一覧」
（令和４年９月１日現在）
<table>
<tr><th>団体名称</th><th>策定年月</th></tr>
<tr><td>栄四丁目町会・自主防災会</td><td>平成 29 年 4 月</td></tr>
<tr><td>栗原三丁目町内会・自主防災会</td><td>平成 14 年 1 月</td></tr>
<tr><td>石神町会・自主防災会</td><td>平成 26 年 10 月</td></tr>
<tr><td>北原町会・石神町会・堀ノ内町内会合同</td><td>平成 30 年 5 月</td></tr>
<tr><td>西堀町内会</td><td>平成 26 年 9 月</td></tr>
<tr><td>本多自主防災会</td><td>平成 29 年 4 月</td></tr>
<tr><td>野火止四丁目自主防災会</td><td>平成 28 年 12 月</td></tr>
<tr><td>新座リバーサイド管理組合・自治会</td><td>平成 24 年</td></tr>
<tr><td>東一丁目自主防災会</td><td>平成 27 年 5 月</td></tr>
<tr><td>新堀二丁目自治連合会
新堀二丁目自主防災会</td><td>令和元年 11 月</td></tr>
<tr><td>あたご三丁目町会</td><td>令和元年 12 月</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>資料</td><td>35</td><td>【 資料編 】第２．１４「新座市建設業防災協力会連絡先」
（令和７年４月１日現在）</td><td>【 資料編 】第２．１４「新座市建設業防災協力会連絡先」
（令和４年４月１日現在）</td></tr>
<tr><td>資料</td><td>36</td><td>【 資料編 】第２．１５「新座市建設業防災協会連絡先」
（令和７年４月１日現在）
<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>アサカ産業(株)</td><td>あたご三丁目 12-29</td><td>048-482-2231</td></tr>
<tr><td>(株)浅田工務店</td><td>大和田一丁目 6-18</td><td>048-478-3081</td></tr>
<tr><td>内野建設㈱　埼玉営業所</td><td>中野一丁目 15-18</td><td>048-481-2120</td></tr>
<tr><td>大木工業(株)</td><td>本多一丁目 10-25</td><td>048-479-0031</td></tr>
<tr><td>亀井建設(株)</td><td>野火止四丁目 1-5</td><td>048-477-6141</td></tr>
<tr><td>河端建設㈱　新座営業所</td><td>野火止六丁目 19-1
ハイツサーティーン　1階</td><td>048-481-6565</td></tr>
<tr><td>菊池建設㈱　埼玉営業所</td><td>片山一丁目 10-25</td><td>048-483-2210</td></tr>
<tr><td>(株)共進</td><td>朝霞市北原一丁目 4-2</td><td>048-473-1006</td></tr>
<tr><td>五洋建設工業(株)</td><td>野火止二丁目 8-3</td><td>048-481-3645</td></tr>
<tr><td>(株)スズヒロ産業</td><td>菅沢二丁目 14-37</td><td>048-480-5522</td></tr>
<tr><td>(有)高忠建設</td><td>野火止八丁目 15-3</td><td>048-477-2423</td></tr>
<tr><td>(株)高津工務店</td><td>栗原五丁目 2-12-102</td><td>042-421-5400</td></tr>
<tr><td>(株)高橋工務店</td><td>栗原四丁目 11-8</td><td>042-425-0511</td></tr>
<tr><td>(株)司エンジニアリング</td><td>大和田一丁目 9-5</td><td>048-478-6555</td></tr>
<tr><td>(有)西健建設</td><td>西堀三丁目 2-28</td><td>042-491-6100</td></tr>
<tr><td>(株)羽成工務店</td><td>北野一丁目 1-1</td><td>048-478-1136</td></tr>
<tr><td>(株)平山工業</td><td>中野一丁目 16-15</td><td>048-481-3043</td></tr>
<tr><td>増木工業(株)</td><td>野火止三丁目 10-7</td><td>048-477-2007</td></tr>
<tr><td>㈱松永建設　新座営業所</td><td>堀ノ内三丁目 3-9-45</td><td>048-481-7162</td></tr>
<tr><td>(株)横山建設</td><td>あたご二丁目 4-26</td><td>048-481-0601</td></tr>
<tr><td>和光建設㈱　新座支店</td><td>東北二丁目 25-11</td><td>048-487-6201</td></tr>
</table></td><td>・【 資料編 】第２．１５「新座市建設業防災協会連絡先」
（令和４年４月１日現在）
<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>アサカ産業(株)</td><td>あたご三丁目 12-29</td><td>048-482-2231</td></tr>
<tr><td>(株)浅田工務店</td><td>大和田一丁目 6-18</td><td>048-478-3081</td></tr>
<tr><td>内野建設㈱　埼玉営業所</td><td>新座市中野一丁目 15-18</td><td>048-481-2120</td></tr>
<tr><td>大木工業(株)</td><td>本多一丁目 10-25</td><td>048-479-0031</td></tr>
<tr><td>亀井建設(株)</td><td>野火止四丁目 1-5</td><td>048-477-6141</td></tr>
<tr><td>河端建設㈱　新座営業所</td><td>野火止六丁目 19-1</td><td>048-481-6565</td></tr>
<tr><td>菊池建設㈱　埼玉営業所</td><td>片山一丁目 10-25</td><td>048-483-2210</td></tr>
<tr><td>(株)共進</td><td>畑中一丁目 7-31</td><td>048-479-7766</td></tr>
<tr><td>五洋建設工業(株)</td><td>野火止二丁目 8-3</td><td>048-481-3645</td></tr>
<tr><td>斎藤工業(株)　朝霞営業所</td><td>朝霞市三原二丁目 13-2</td><td>048-469-8581</td></tr>
<tr><td>(株)スズヒロ産業</td><td>菅沢二丁目 14-37</td><td>048-480-5522</td></tr>
<tr><td>(有)高忠建設</td><td>野火止八丁目 15-3</td><td>048-477-2423</td></tr>
<tr><td>(株)高津工務店</td><td>栗原五丁目 2-12-102</td><td>042-421-5400</td></tr>
<tr><td>(株)高橋工務店</td><td>栗原四丁目 11-8</td><td>042-425-0511</td></tr>
<tr><td>(株)司エンジニアリング</td><td>大和田一丁目 9-5</td><td>048-478-6555</td></tr>
<tr><td>(有)西健建設</td><td>西堀三丁目 2-28</td><td>042-491-6100</td></tr>
<tr><td>(株)日信建設</td><td>野火止二丁目 9-10</td><td>048-479-6959</td></tr>
<tr><td>㈱羽成工務店</td><td>北野一丁目 1-1</td><td>048-478-1136</td></tr>
<tr><td>(株)平山工業</td><td>中野一丁目 16-15</td><td>048-481-3043</td></tr>
<tr><td>増木工業(株)</td><td>野火止三丁目 10-7</td><td>048-477-2007</td></tr>
<tr><td>㈱松永建設　新座営業所</td><td>堀ノ内三丁目 3-9-45</td><td>048-481-7162</td></tr>
<tr><td>(株)横山建設</td><td>あたご二丁目 4-26</td><td>048-481-0601</td></tr>
<tr><td>和光建設㈱　新座支店</td><td>東北二丁目 25-11</td><td>048-487-6201</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>資料</td><td>36</td><td>【 資料編 】第２．１６「新座市造園業防災協力会連絡先」
（令和７年４月１日現在）</td><td>【 資料編 】第２．１６「新座市造園業防災協力会連絡先」
（令和４年４月１日現在）</td></tr>
<tr><td>資料</td><td>37
38
39</td><td>（令和７年４月１日現在）</td><td>（令和４年４月１日現在）</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>資料</td><td>37</td><td>【 資料編 】第２．１７「新座市指定水道工事店防災協力会連絡先」
（令和７年４月１日現在）
<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>I．T住設(株)</td><td>野火止二丁目2-10</td><td>048-464-5390</td></tr>
<tr><td>(有)アクア設備工業</td><td>野火止六丁目 15-9</td><td>048-479-0021</td></tr>
<tr><td>(株)石井設備</td><td>野寺二丁目 5-39</td><td>048-201-0210</td></tr>
<tr><td>(株)磯野商事</td><td>池田二丁目 2-35</td><td>048-478-2282</td></tr>
<tr><td>(有)神田設備工業</td><td>本多一丁目 12-5</td><td>048-478-1744</td></tr>
<tr><td>(株)三立</td><td>野火止七丁目 7-46</td><td>048-478-4568</td></tr>
<tr><td>(有)高野設備工業所</td><td>西堀三丁目 1-21</td><td>042-491-1333</td></tr>
<tr><td>(株)高橋設備工業所</td><td>栗原六丁目 10-25</td><td>042-423-6626</td></tr>
<tr><td>(株)辻村設備</td><td>栄三丁目 7-9</td><td>048-478-4973</td></tr>
<tr><td>(株)並木住設</td><td>本多一丁目 1-36</td><td>048-478-2430</td></tr>
<tr><td>(有)並木水道</td><td>野火止三丁目 1-9</td><td>048-479-1581</td></tr>
<tr><td>(有)萩原設備</td><td>石神二丁目 12-6</td><td>048-479-7842</td></tr>
<tr><td>(有)福留設備工業</td><td>石神二丁目 3-11</td><td>048-481-7476</td></tr>
<tr><td>(有)増根住設</td><td>道場一丁目 13-20</td><td>048-478-1441</td></tr>
<tr><td>(有)松下工業所</td><td>栗原三丁目 11-9</td><td>042-421-8413</td></tr>
<tr><td>(株)ヨシダ工業</td><td>野火止三丁目 4-14</td><td>048-477-3475</td></tr>
</table></td><td>【 資料編 】第２．１７「新座市指定水道工事店防災協力会連絡先」
（令和４年４月１日現在）
<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>(有)アクア設備工業</td><td>野火止六丁目 15-9</td><td>048-479-0021</td></tr>
<tr><td>(株)石井設備</td><td>野寺二丁目 5-39</td><td>048-201-0210</td></tr>
<tr><td>(株)磯野商事</td><td>片山一丁目 1-30</td><td>048-478-2282</td></tr>
<tr><td>(株)金子設備工事</td><td>大和田四丁目 8-3</td><td>048-479-4168</td></tr>
<tr><td>(有)神田設備工業</td><td>本多一丁目 12-5</td><td>048-478-1744</td></tr>
<tr><td>(有)鯉川設備</td><td>石神四丁目 7-19</td><td>042-474-4072</td></tr>
<tr><td>(株)三立</td><td>野火止七丁目 7-46</td><td>048-478-4568</td></tr>
<tr><td>(株)関設備工業</td><td>新堀二丁目 8-34</td><td>042-491-1256</td></tr>
<tr><td>(有)高野設備工業所</td><td>西堀三丁目 1-21</td><td>042-491-1333</td></tr>
<tr><td>(株)高橋設備工業所</td><td>栗原六丁目 10-25</td><td>042-423-6626</td></tr>
<tr><td>(株)辻村設備</td><td>栄三丁目 7-9</td><td>048-478-4977</td></tr>
<tr><td>(株)並木住設</td><td>本多一丁目 1-36</td><td>048-478-2430</td></tr>
<tr><td>(有)並木水道</td><td>野火止三丁目 1-9</td><td>048-479-1581</td></tr>
<tr><td>野島木材(有)</td><td>野寺一丁目 3-22</td><td>048-477-4851</td></tr>
<tr><td>(有)萩原設備</td><td>石神二丁目 12-6</td><td>048-479-7842</td></tr>
<tr><td>(有)福留設備工業</td><td>石神二丁目 3-11</td><td>048-481-7476</td></tr>
<tr><td>(有)増根住設</td><td>道場一丁目 13-20</td><td>048-478-1441</td></tr>
<tr><td>(有)松下工業所</td><td>栗原三丁目 11-9</td><td>042-421-8413</td></tr>
<tr><td>(株)ヨシダ工業</td><td>野火止三丁目 4-14</td><td>048-477-3475</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>資料</td><td>37</td><td>【 資料編 】第２．１８「新座市電設防災協力会連絡先」
（令和７年４月１日現在）
<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>(株)アース</td><td>野寺三丁目7-30</td><td>048-479-3262</td></tr>
<tr><td>(株)井上電機</td><td>大和田一丁目 2-6</td><td>048-477-2065</td></tr>
<tr><td>(株)中村電気</td><td>野火止一丁目 14-5</td><td>048-477-2190</td></tr>
<tr><td>馬場電気工業(株)</td><td>栗原三丁目 7-29</td><td>042-422-0254</td></tr>
<tr><td>(有)ハラデン</td><td>新堀一丁目 2-15</td><td>042-493-8990</td></tr>
<tr><td>(有)プロクト</td><td>馬場三丁目 1-5</td><td>048-458-0238</td></tr>
<tr><td>(有)細沼電気商会</td><td>大和田四丁目 14-6</td><td>048-479-2950</td></tr>
<tr><td>(有)吉田電機</td><td>畑中一丁目 15-42</td><td>048-477-4020</td></tr>
</table></td><td>【 資料編 】第２．１８「新座市電設防災協力会連絡先」
（令和４年４月１日現在）
<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>(株)井上電機</td><td>大和田一丁目 2-6</td><td>048-477-2065</td></tr>
<tr><td>(株)中村電気</td><td>野火止一丁目 14-5</td><td>048-477-2190</td></tr>
<tr><td>馬場電気工業(株)</td><td>栗原三丁目 7-29</td><td>042-422-0254</td></tr>
<tr><td>(有)ハラデン</td><td>新堀一丁目 2-15</td><td>042-493-8990</td></tr>
<tr><td>(有)細沼電気商会</td><td>大和田四丁目 14-6</td><td>048-479-2950</td></tr>
<tr><td>(有)吉田電機</td><td>畑中一丁目 15-42</td><td>048-477-4020</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>資料</td><td>38</td><td>関東地方整備局</td><td>（新規）</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	38	朝霞地区薬剤師会	（新規）
資料	39	NTT東日本(株)	東日本電信電話(株)

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	40		

修正後

令和７年８月１日現在

番号	受信所名	所在地
1	大和田一丁目(公民館)	大和田１－２６－１６
2	大和田郵便局	大和田４－６－１
3	野火止上北ふれあい公園	野火止５－３３－９番地先
4	新座小学校	新座３－４－１
5	志木駅南口前ビル	東北２－３６－１１
6	東北二丁目東北公園	東北２－４－６番地先
7	大和田集会所	大和田５－１２－２５
8	北野公園	北野３－２０－１５番地先
9	北野第二公園	北野２－８－１２番地先
10	大和田小学校	大和田１－１－３０
11	ＪＡあさか野野火止支店	野火止５－７－２２
12	野火止七丁目道路上	野火止７－１９－１０番地先(浄水場)
13	野火止八丁目１５番歩道上	野火止８－１５－１６番地先
14	ひがし児童遊園	東３－１４－２３番地先
15	野火止三丁目	野火止３－１０－５
16	あたご二丁目	あたご２－５－３４番地先
17	野火止小学校	野火止４－９－１
18	市民総合体育館	本多２－１－２０
19	県営新座菅沢団地	菅沢２－２－５
20	野火止八丁目４番地先	野火止８－４－１２
21	畑中一丁目第５ポケットパーク	畑中１－８－４３番地先
22	畑中公民館	畑中１－１５－５８
23	新座中学校	野火止２－４－１
24	西堀浄水場管理棟	本多１－４－１１
25	新座市役所第二庁舎	野火止１－１－１
26	第三中学校	池田１－１－１
27	池田小学校	池田４－８－４９
28	栄中央集会所	栄４－５－２３
29	新堀三丁目	新堀３－３－２８
30	新堀一丁目駐車場	新堀１－１２－２２番地先
31	西堀小学校	西堀２－１８－３
32	野寺小学校	野寺５－１－２４
33	一本松児童遊園	栗原５－９－１７番地先
34	栗原一丁目第二児童遊園	栗原１－１０－１７番地先

修正前

令和４年４月１日現在

番号	受信所名	所在地
1	大和田一丁目(公民館)	大和田１－２６－１６
2	大和田郵便局	大和田４－６－１
3	野火止上北ふれあい公園	野火止５－３３－９番地先
4	新座小学校	新座３－４－１
5	志木駅南口前ビル	東北２－３６－１１
6	東北二丁目東北公園	東北２－４－６番地先
7	大和田集会所	大和田５－１２－２５
8	北野公園	北野３－２０－１５番地先
9	北野第二公園	北野２－８－１２番地先
10	大和田小学校	大和田１－１－３０
11	ＪＡあさか野野火止支店	野火止５－７－２２
12	野火止七丁目道路上	野火止７－１９地内
13	野火止八丁目１５番歩道上	野火止８－１５地内
14	ひがし児童遊園	東３－１４－２３番地先
15	野火止三丁目	野火止３－１０－５
16	あたご二丁目	あたご２－５地内
17	野火止小学校	野火止４－９－１
18	市民総合体育館	本多２－１－２０
19	県営新座菅沢団地	菅沢２－２－５
20	野火止八丁目４番地先	野火止８－４－１２
21	畑中一丁目第５ポケットパーク	畑中１－８－４３番地先
22	畑中公民館	畑中１－１５－５８
23	新座中学校	野火止２－４－１
24	水道管理センター	本多１－９－２２
25	新座市役所第二庁舎	野火止１－１－１
26	第三中学校	池田１－１－１
27	池田小学校	池田４－８－４９
28	栄中央集会所	栄４－５－２３
29	新堀三丁目	新堀３－３－２８
30	新堀一丁目駐車場	新堀１－１２地内
31	西堀小学校	西堀２－１８－３
32	野寺小学校	野寺５－１－２４
33	一本松児童遊園	栗原５－９－１７番地先
34	栗原一丁目第二児童遊園	栗原１－１０－１７番地先

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	41		

修正後

番号	受信所名	所在地
35	石神一丁目	石神１－５－３１番地先
36	栗原小学校	栗原１－５－１
37	老人福祉センター	堀ノ内２－３－４５
38	片山小学校	片山１－８－３１
39	八石小学校	野寺２－８－４５
40	片山集会所	片山２－１２－７
41	第五中学校	野寺４－８－１
42	中野二丁目	中野２－１１－２１
43	新開小学校	大和田１－２２－１０
44	栄一丁目児童遊園	栄１－２－２４番地先
45	下東公園	東北２－９番地内
46	県営新座馬場団地	馬場４－１２－５８
47	千代田橋	畑中２－１４（河川敷）
48	堀ノ内二丁目第二児童遊園	堀ノ内２－７－２２番地先（河川敷）
49	石神四丁目瀧見観音	石神４－９地内
50	畑中三丁目	畑中３－７－１４付近
51	東北小学校	北野３－１－１
52	西堀集会所	西堀１－１０－３２
53	上東公園	東２－４－８番地先
54	石神会館	石神４－４－１０
55	片山ファミリープール跡地	道場１－１３－５０
56	新堀ふれあいの家	新堀２－７－２９
57	馬場第二公園	馬場２－５－１８番地先
58	栗原公民館	栗原３－８－３４
59	福祉の里	新塚１－４－５
60	野火止五丁目第３ポケットパーク	野火止５－１８－２１番地先
61	石神一丁目１０番地先	石神１－１０地内
62	新座二丁目歩道上	新座２－２－５番地先
63	新座三丁目歩道上	新座３－５－１２番地先
64	池田・前原集会所	池田５－１０－２９
65	野火止八丁目２１番地先	野火止８－２１－３番地先
66	中野一丁目道路上	中野１－６－５番地先
67	新堀三丁目歩道上	新堀３－９－３２番地先
68	栗原五丁目歩道上	栗原５－１－３番地先
69	あたご三丁目歩道上	あたご３－１１－１１番地先
70	大和田四丁目道路上	大和田４－１２－１番地先
71	十文字学園	菅沢２－１－２８
72	栗原の森集会所	栗原２－４－４１
73	西堀二丁目児童遊園	西堀２－１０－２９番地先

修正前

番号	受信所名	所在地
35	石神一丁目	石神１－５地内
36	栗原小学校	栗原１－５－１
37	老人福祉センター	堀ノ内２－３－４５
38	片山小学校	片山１－８－３１
39	八石小学校	野寺２－８－４５
40	片山集会所	片山２－１２－７
41	第五中学校	野寺４－８－１
42	中野二丁目	中野２－１１－２１
43	新開小学校	大和田１－２２－１０
44	栄一丁目児童遊園	栄１－２－２４番地先
45	下東公園	東北２－９番地内
46	県営新座馬場団地	馬場４－１２－５８
47	千代田橋	畑中２－１４（河川敷）
48	堀ノ内二丁目第二児童遊園	堀ノ内２－７（河川敷）
49	石神四丁目瀧見観音	石神４－９地内
50	畑中三丁目	畑中３－７地内
51	東北小学校	北野３－１－１
52	西堀集会所	西堀１－１０－３２
53	上東公園	東２－４－８番地先
54	石神会館	石神４－４－１０
55	片山ファミリープール跡地	道場１－１３地内
56	新堀ふれあいの家	新堀２－７－２９
57	馬場第二公園	馬場２－５－１８番地先
58	栗原公民館	栗原３－８－３４
59	福祉の里	新塚１－４－５
60	野火止五丁目第３ポケットパーク	野火止５－１８－２１番地先
61	石神一丁目１０番地先	石神１－１０地内
62	新座二丁目歩道上	新座２－２地内
63	新座三丁目歩道上	新座３－５地内
64	池田・前原集会所	池田５－１０－２９
65	野火止八丁目２１番地先	野火止８－２１地内
66	中野一丁目道路上	中野１－６地内
67	新堀三丁目歩道上	新堀３－９地内
68	栗原五丁目歩道上	栗原５－１地内
69	あたご三丁目歩道上	あたご３－１１地内
70	大和田四丁目道路上	大和田４－１２地内
71	十文字学園	菅沢２－１－２８
72	栗原の森集会所	栗原２－４－４１
73	西堀二丁目児童遊園	西堀２－１０－２９番地先

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>資料</td><td>42</td><td>
<table>
<tr><th>番号</th><th>受信所名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>74</td><td>北野・東北集会所</td><td>北野３－８－２６</td></tr>
<tr><td>75</td><td>野火止用水公園</td><td>野火止６－１－４８番地先</td></tr>
<tr><td>76</td><td>陣屋小学校</td><td>野火止１－１８－２０</td></tr>
<tr><td>77</td><td>中野一丁目（防火水槽用地内）</td><td>中野１－１６－６番地先</td></tr>
<tr><td>78</td><td>大和田三本木墓地</td><td>大和田３－２－１６番地先</td></tr>
<tr><td>79</td><td>県営新座野火止南団地</td><td>野火止３－１６－５１番地先</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>番号</th><th>受信所名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>74</td><td>北野・東北集会所</td><td>北野３－８－２６</td></tr>
<tr><td>75</td><td>野火止用水公園</td><td>野火止６－１－４８番地先</td></tr>
<tr><td>76</td><td>陣屋小学校</td><td>野火止１－１８－２０</td></tr>
<tr><td>77</td><td>中野一丁目（防火水槽用地内）</td><td>中野１－１６地内</td></tr>
<tr><td>78</td><td>大和田三本木墓地</td><td>大和田３－２地内</td></tr>
<tr><td>79</td><td>県営新座野火止南団地</td><td>野火止３－１６地内</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>資料</td><td>43</td><td>
【 資料編 】第２．２１「市各部保有車両台数」
（令和７年８月１日現在）
<table>
<tr><th rowspan="2">部名</th><th rowspan="2">乗用</th><th rowspan="2">貨物</th><th rowspan="2">軽乗用</th><th colspan="2">特殊車</th><th rowspan="2">バイク</th><th rowspan="2">計</th></tr>
<tr><th>消防車</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>総合政策部</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>総務部</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>財政部</td><td>4</td><td>2</td><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td>19</td></tr>
<tr><td>市民生活部</td><td></td><td>3</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>5</td></tr>
<tr><td>総合福祉部</td><td>2</td><td>1</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td>11</td></tr>
<tr><td>こども未来部</td><td>1</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>3</td></tr>
<tr><td>いきいき健康部</td><td></td><td>2</td><td>9</td><td></td><td></td><td>12</td><td>23</td></tr>
<tr><td>まちづくり未来部</td><td>1</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>9</td></tr>
<tr><td>インフラ整備部</td><td></td><td>19</td><td>2</td><td></td><td>1</td><td></td><td>22</td></tr>
<tr><td>教育委員会</td><td></td><td>12</td><td>9</td><td></td><td>1</td><td></td><td>22</td></tr>
<tr><td>その他部局室</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td>9</td><td>2</td><td></td><td>14</td></tr>
<tr><td>計</td><td>9</td><td>50</td><td>45</td><td>9</td><td>3</td><td>12</td><td>128</td></tr>
</table>
</td><td>
【 資料編 】第２．２１「市各部保有車両台数」
（令和４年４月１日現在）
<table>
<tr><th rowspan="2">部名</th><th rowspan="2">乗用</th><th rowspan="2">貨物</th><th rowspan="2">軽乗用</th><th colspan="2">特殊車</th><th rowspan="2">バイク</th><th rowspan="2">計</th></tr>
<tr><th>消防車</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>総合政策部</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>総務部</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>財政部</td><td>3</td><td>2</td><td>16</td><td></td><td></td><td></td><td>22</td></tr>
<tr><td>市民生活部</td><td></td><td>4</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td>7</td></tr>
<tr><td>総合福祉部</td><td>2</td><td>1</td><td>8</td><td></td><td></td><td>2</td><td>13</td></tr>
<tr><td>こども未来部</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td>いきいき健康部</td><td></td><td>3</td><td>9</td><td></td><td></td><td>11</td><td>23</td></tr>
<tr><td>まちづくり未来部</td><td>1</td><td>10</td><td>2</td><td></td><td>1</td><td></td><td>14</td></tr>
<tr><td>インフラ整備部</td><td></td><td>19</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>21</td></tr>
<tr><td>教育委員会</td><td></td><td>12</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td>21</td></tr>
<tr><td>その他部局室</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>9</td><td>2</td><td></td><td>13</td></tr>
<tr><td>計</td><td>8</td><td>49</td><td>49</td><td>9</td><td>3</td><td>13</td><td>131</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	43	【 資料編 】第２．２２「燃料調達先」 （令和７年８月１日現在）	【 資料編 】第２．２２「燃料調達先」 （令和４年４月１日現在）

修正後

名称		所在地	電話番号
ガソリン	(株)並木産業　新座店	本多一丁目 5-5	048－477－3850
	(株)並木産業　新座東店	野火止七丁目 18-5	048－482－6267
	(株)並木産業　新座中央店	野火止八丁目 1-25	048－477－3042
	(有)山崎商会	馬場四丁目 6-5	048－478－4465
ＬＰガス	岩渕液化ガス(株)	東北二丁目 1-5	048－486－5311
	(株)エクシング戸田営業所	戸田市中町二丁目 19-9	048－442－1400
	東上ガス(株)埼玉西部支店	三芳町上富 1943-4	049－258－3233
	(株)エネアーク関東　新座支店	畑中一丁目 24-5	048－479－3921
	橋本産業(株)	野火止七丁目 15-2	048－480－6711
	野島ガス(株)	道場二丁目 14-2	048－478－4332
	(有)長田燃料店	栗原五丁目 10-10	042－421－8338

修正前

名称		所在地	電話番号
ガソリン	(株)並木産業　新座店	本多一丁目 5-5	048－477－3850
	(株)並木産業　新座東店	野火止七丁目 18-5	048－482－6267
	(株)並木産業　新座中央店	野火止八丁目 1-25	048－477－3042
	(有)山崎商会	馬場四丁目 6-5	048－478－4465
ＬＰガス	岩渕液化ガス(株)	東北二丁目 1-5	048－486－5311
	(株)エクシング朝霞営業所	栄三丁目 7-28	048－478－4434
	東上ガス(株)埼玉西部支店	三芳町上富 1943-4	049－258－3233
	(株)エネアーク関東　新座支店	畑中一丁目 24-5	048－479－3921
	橋本産業(株)	野火止七丁目 15-2	048－480－6711
	(株)磯野商事	池田二丁目 2-35	048－478－2282
	(有)荻野燃料店	大和田一丁目 3-32	048－477－2544
	野島ガス(株)	道場二丁目 18-13	048－478－4332
	(有)長田燃料店	栗原五丁目 10-10	042－421－8338

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	44	【 資料編 】第２．２３「新座市指定給水装置工事事業者一覧」 （令和７年８月１日現在）	【 資料編 】第２．２３「新座市指定給水装置工事事業者一覧」 （令和４年４月１日現在）

修正後

番号	名称	所在地	電話番号
1	(株)ノグチ	あたご三丁目 9-12	048-211-9901
2	(有)浮田工業	あたご三丁目 1888-1	048-497-2856
3	(株)磯野商事	池田二丁目 2-35	048-478-2282
4	(有)ナミヨシ設備	池田四丁目 3-11	048-477-4847
5	(有)福留設備工業	石神二丁目 3-11	048-481-7476
6	たすかる水道サービス	石神二丁目 12-5	048-483-0268
7	(有)萩原設備	石神二丁目 12-6	048-479-7842
8	エフワイテック	石神四丁目 5-1	042-427-4042
9	(有)鯉川設備	石神四丁目 7-19	042-474-4072
10	(株)Ｙ’ｓ　ｗｏｒｋｓ	石神四丁目 12-13	042-479-4941
11	平野水道店	石神五丁目 1-28	042-420-5861
12	山大物産(株)	大和田三丁目 10-26	048-481-3845
13	(株)金子設備工事	大和田四丁目 8-3	048-479-4168
14	(株)コスモ	片山一丁目 15-4	048-482-7122
15	横田設備工業(株)埼玉支店	片山一丁目 15-31	048-479-9404
16	(株)清水設備	片山一丁目 19-17	048-477-7595
17	針ヶ谷設備工業(株)	北野一丁目 1-3	048-477-1351
18	(株)植木水道	北野二丁目 16-2	048-477-6431
19	(有)鈴雄設備	栗原一丁目 1-17	042-474-6140
20	(株)ＪＯＩＮＴＳ	栗原一丁目 6-42	090-3875-2932
21	(有)松下工業所	栗原三丁目 11-9	042-421-8413
22	(有)金子工業所	栗原五丁目 3-18	042-421-7859
23	(株)ＷＡＴＥＲ　ＷＯＲＫＳ　ＷＡＴ	栗原五丁目 17-22 Ａフィールド２Ｆ	042-424-0234
24	(株)高橋設備工業所	栗原六丁目 10-25	042-423-6626
25	(株)辻村設備	栄三丁目 7-9	048-478-4977
26	丸大工業(株)	栄四丁目 6-30	048-477-0211
27	エイト設備工業	栄五丁目 7-29	080-1331-6596
28	(有)システムプラミングちの	栄五丁目 10-41	048-478-1508
29	(有)新島設備工業	道場一丁目 2-31	048-482-5268
30	(有)増根住設	道場一丁目 13-20	048-478-1441
31	(株)水道修理の専門店昭和水道サービス	東北二丁目 39-10 ドゥーゼット弐番館６Ｆ	03-4570-7102
32	(株)くらしメンテ	中野一丁目 10-24	048-483-5410
33	(株)祐栄設備工業	西堀二丁目 8-45	042-420-5803
34	(有)高野設備工業所	西堀三丁目 1-21	042-491-1333
35	(株)石井設備	野寺二丁目 5-39	048-201-0210
36	ライズワン設備工業	野火止一丁目 13-47	048-483-4321
37	アイコー設備	野火止二丁目 6-3	048-458-0602
38	(有)菅沼設備	野火止二丁目 7-16	048-483-1323

修正前

番号	名称	所在地	電話番号
1	野口設備工業	あたご三丁目 9-12	048-211-9901
2	(株)磯野商事	池田二丁目 2-35	048-478-2282
3	(有)ナミヨシ設備	池田四丁目 3-11	048-477-4847
4	(有)福留設備工業	石神二丁目 3-11	048-481-7476
5	たすかる水道サービス	石神二丁目 12-5	048-483-0268
6	(有)萩原設備	石神二丁目 12-6	048-479-7842
7	(有)アクアシステム	石神三丁目 14-2	042-474-3850
8	エフワイテック	石神四丁目 5-1	042-427-4032
9	(有)鯉川設備	石神四丁目 7-19	042-474-4072
10	(株)Ｙ’ｓ　ｗｏｒｋｓ	石神四丁目 12-13	042-479-4941
11	(株)金子設備工事	大和田四丁目 8-3	048-479-4168
12	(株)コスモ	片山一丁目 15-4	048-482-7122
13	横田設備工業(株)埼玉支店	片山一丁目 15-31	048-479-9404
14	(株)清水設備	片山一丁目 19-17	048-477-7595
15	(有)比田井工業	片山三丁目 16-1	048-478-2616
16	針ヶ谷設備工業(株)	北野一丁目 1-3	048-477-1351
17	植木水道	北野二丁目 16-2	048-477-6431
18	(有)鈴雄設備	栗原一丁目 1-17	042-474-6140
19	(株)ＪＯＩＮＴＳ	栗原一丁目 6-42	090-3875-2932
20	高野工事(株)	栗原二丁目 3-16	042-472-2977
21	(有)松下工業所	栗原三丁目 11-9	042-421-8413
22	(有)金子工業所	栗原五丁目 3-18	042-421-7859
23	(株)ＷＡＴＥＲ　ＷＯＲＫＳ　ＷＡＴ	栗原五丁目 17-22	042-424-0234
24	(株)高橋設備工業所	栗原六丁目 10-25	042-423-6626
25	(株)辻村設備	栄三丁目 7-9	048-478-4977
26	(株)進正住機	栄三丁目 13-1	048-477-5211
27	丸大工業(株)	栄四丁目 6-30	048-477-0211
28	エイト設備工業	栄五丁目 7-29	080-1331-6596
29	(有)システムプラミングちの	栄五丁目 10-41	048-478-1508
30	(有)新島設備工業	道場一丁目 2-31	048-482-5268
31	(有)増根住設	道場一丁目 13-20	048-478-1441
32	鈴木工業所	新座一丁目 7-8	048-478-0627
33	(株)祐栄設備工業	西堀二丁目 8-45	042-420-5803
34	(有)高野設備工業所	西堀三丁目 1-21	042-491-1333
35	(株)石井設備	野寺二丁目 5-39	048-201-0210
36	日本リニューアル(株)	野寺二丁目 8-48	048-483-1117
37	(株)シンエイプランニング	野寺二丁目 19-8	042-470-8077
38	(株)ＦＡＳ	野寺三丁目 8-18-5	048-482-5411
39	ライズワン設備工業	野火止一丁目 13-47	048-483-4321

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	45		

修正後

39	(有)並木水道	野火止三丁目 1-9	048-479-1581
40	(株)ヨシダ工業	野火止三丁目 4-14	048-477-3475
41	(有)アクア設備工業	野火止六丁目 15-9	048-479-0021
42	(株)三立	野火止七丁目 7-46	048-478-4568
43	東京ガスライフアサヒ(株)	野火止七丁目 11-3	048-482-1126
44	(有)オオハタ商事	畑中二丁目 1-10	048-478-7246
45	(有)光風エアコン	畑中二丁目 15-23	048-479-8521
46	(株)和田設備	畑中三丁目 3-1-606	048-479-7069
47	(有)小原設備工業	馬場一丁目 9-29	048-487-8976
48	(株)きくちライフサービス	馬場一丁目 11-15	048-478-8190
49	(有)三信技建	馬場二丁目 5-19	048-481-7980
50	瀧島商事(株)新座営業所	馬場三丁目 11-13	048-477-1031
51	(有)中村産業	馬場四丁目 12-3	048-477-5498
52	(株)埼京住設工業	馬場四丁目 13-1	048-481-8516
53	(株)並木住設	本多一丁目 1-36	048-478-2430
54	(有)神田設備工業	本多一丁目 12-5	048-478-1744
55	(株)新成設備工業	本多一丁目 14-57	048-489-5358

※　新座市内業者のみ掲載

資料）水道業務課

修正前

40	(有)菅沼設備	野火止二丁目 7-16	048-483-1323
41	(有)並木水道	野火止三丁目 1-9	048-479-1581
42	(株)ヨシダ工業	野火止三丁目 4-14	048-477-3475
43	(株)丸ト	野火止四丁目 11-31	048-479-6634
44	(有)アクア設備工業	野火止六丁目 15-9	048-479-0021
45	(株)三立	野火止七丁目 7-46	048-478-4568
46	東京ガスライフアサヒ(株)	野火止七丁目 11-3	048-482-1126
47	(有)オオハタ商事	畑中二丁目 1-10	048-478-7246
48	(有)光風エアコン	畑中二丁目 15-23	048-479-8521
49	(株)和田設備	畑中三丁目 3-1-606	048-479-7069
50	(株)きくちライフサービス	馬場一丁目 11-15	048-478-8190
51	(有)小原設備工業	馬場一丁目 9-29	048-487-8976
52	(有)三信技建	馬場二丁目 5-19	048-481-7980
53	瀧島商事(株)新座営業所	馬場三丁目 11-13	048-477-1031
54	(有)中村産業	馬場四丁目 12-3	048-477-5498
55	(株)埼京住設工業	馬場四丁目 13-1	048-481-8516
56	(株)並木住設	本多一丁目 1-36	048-478-2430
57	(有)神田設備工業	本多一丁目 12-5	048-478-1744
58	(株)新成設備工業	本多一丁目 14-57	048-489-5358

※　新座市内業者のみ掲載

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>資料</td><td>45</td><td>（削除）</td><td>【 資料編 】第２．２４「遺体の収容施設」
（令和４年４月１日現在）
<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>市営墓園</td><td>新塚一丁目 5-1</td><td>048-479-5688</td></tr>
<tr><td>平 林 寺</td><td>野火止三丁目 1-1</td><td>048-477-1234</td></tr>
<tr><td>蓮 光 寺</td><td>馬場一丁目 9-3</td><td>048-478-5671</td></tr>
<tr><td>普光明寺</td><td>大和田四丁目 13-30</td><td>048-477-2088</td></tr>
<tr><td>法 台 寺</td><td>道場一丁目 10-3</td><td>048-478-4435</td></tr>
<tr><td>満 行 寺</td><td>野寺二丁目 15-17</td><td>048-478-2165</td></tr>
<tr><td>東 福 寺</td><td>畑中二丁目 5-22</td><td>048-478-5818</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	45	【 資料編 】第２.２４「火葬場」 （令和７年７月１日現在）	【 資料編 】第２.２５「火葬場」 （令和４年４月１日現在）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	46	【 資料編 】第２．２５「市民葬の市指定委託葬儀社」	【 資料編 】第２．２６「市民葬の市指定委託葬儀社」

（令和７年８月１日現在）

NO.	名称	電話番号	所在地
1	(株)西部典礼	048(471)8880	新座市東北二丁目27番2号
2	(株)東上セレモサービス	048(472)6136	新座市東北二丁目27番3号
3	(株)埼玉金周	0120(49)5541	新座市東北二丁目29番8号
4	(株)東邦寝台（葬祭部）	048(477)3177	新座市大和田一丁目25番20号
5	(株)セレモメモリー	048(479)8811	新座市大和田五丁目11番15号
6	(有)さいたま葬祭	048(480)3457	新座市野火止七丁目7番20号
7	(株)花輪式典	048(480)1026	新座市野火止八丁目11番19号
8	むさしの式典サービス	048(486)1840	新座市畑中一丁目17番52号
9	(株)日本博礼社	042(477)0044	新座市野寺二丁目20番20号
10	愛セレモニー(有)	042(473)6439	新座市栗原一丁目2番2号
11	(株)ヨーコー	0120(544)100	新座市栗原三丁目5番15号
12	(有)あさか葬祭	048(450)0694	朝霞市根岸台一丁目7番11号
13	さくら商事(株)	048(463)8640	朝霞市溝沼六丁目15番4号
14	(有)桜フラワー	0120(676)785	朝霞市溝沼六丁目15番5号
15	フルールウーノ(株)（福祉葬祭）	048(471)7979	朝霞市浜崎三丁目８番14号
16	(株)アトラス	048(474)1545	朝霞市浜崎三丁目17番30号
17	(有)サンレイ	048(475)0003	志木市上宗岡一丁目18番46号
18	(株)さいたま奉仕会葬祭センター	0120(442)422	志木市下宗岡二丁目4番18号
19	(有)石原葬儀社	048(471)1198	志木市本町四丁目8番35号
20	(株)サンメモリー(サンメモリー和光)	048(485)1265	和光市下新倉三丁目11番18号
21	(株)セレモニー	048(464)1611	和光市本町15番51号和光ビル2階
22	(株)宇野商店	048(465)0948	和光市白子三丁目29番59号
23	特定非営利活動法人 さいたまＮＰＯ市民助葬会	04(2990)5132	所沢市美原町一丁目2927番地13
24	コスモ葬祭(株)	04(2992)4000	所沢市北原町866番地14
25	(株)金周内田	03(3933)0426	練馬区北町一丁目16番6号
26	(有)きよせ典礼	03(3921)9090	練馬区西大泉六丁目3番7号
27	(株)まきの	03(3929)1040	練馬区上石神井四丁目９番24号
28	(有)藤式典	042(421)0004	西東京市ひばりが丘北四丁目1番6号
29	(株)三愛メモリアル	042(492)0044	清瀬市元町一丁目7番5号
30	(有)セレモサービス	042(493)0997	清瀬市下清戸二丁目559番地の8
31	アイワセレモニー(有)	048(422)0183	野火止一丁目14番3号
32	こくぼ葬儀社	042(471)5625	石神四丁目6番13号

（令和４年４月１日現在）

NO.	名称	電話番号	所在地
1	(株)西部典礼	048(471)8880	新座市東北二丁目27番2号
2	(株)東上セレモサービス	048(472)6136	新座市東北二丁目27番3号
3	(株)埼玉金周	0120(49)5541	新座市東北二丁目29番8号
4	(株)東邦寝台（葬祭部）	048(477)3177	新座市大和田一丁目25番20号
5	(株)セレモメモリー	048(479)8811	新座市大和田五丁目11番15号
6	(有)さいたま葬祭	048(480)3457	新座市野火止七丁目7番20号
7	(株)花輪式典	048(480)1026	新座市野火止八丁目11番19号
8	むさしの式典サービス	048(486)1840	新座市畑中一丁目17番52号
9	(株)日本博礼社	042(477)0044	新座市野寺二丁目20番20号
10	愛セレモニー(有)	042(473)6439	新座市栗原一丁目2番2号
11	(株)ヨーコー	0120(544)100	新座市栗原三丁目5番15号
12	あさか野農業協同組合	0120(24)4994	朝霞市本町一丁目7番5号
13	(有)あさか葬祭	048(450)0694	朝霞市根岸台一丁目7番11号
14	さくら商事(株)	048(463)8640	朝霞市溝沼六丁目15番4号
15	(有)桜フラワー	0120(676)785	朝霞市溝沼六丁目15番5号
16	フルールウーノ(株)（福祉葬祭）	048(471)7979	朝霞市浜崎三丁目８番14号
17	(株)アトラス	048(474)1545	朝霞市浜崎三丁目17番30号
18	(有)サンレイ	048(475)0003	志木市上宗岡一丁目18番46号
19	(株)さいたま奉仕会葬祭センター	0120(442)422	志木市下宗岡二丁目4番18号
20	(有)石原葬儀社	048(471)1198	志木市本町四丁目8番35号
21	サンメモリー和光	048(485)1265	和光市下新倉三丁目7番1号
22	(株)セレモニー	048(464)1611	和光市本町15番51号和光ビル2階
23	(株)宇野商店	048(465)0948	和光市白子三丁目29番59号
24	さいたまＮＰＯ市民助葬会	04(2990)5132	所沢市美原町一丁目2927番地の13
25	コスモ葬祭(株)	04(2992)4000	所沢市北原町866番地の14
26	第一日典(株)	03(3921)8185	練馬区大泉町一丁目14番10-101号
27	(株)金周内田	03(3933)0426	練馬区北町一丁目16番6号
28	(有)きよせ典礼	03(3921)9090	練馬区西大泉六丁目3番7号
29	(株)まきの	03(3921)1616	練馬区上石神井四丁目９番424号
30	(有)藤式典	042(421)0004	西東京市ひばりが丘北四丁目1番6号
31	(株)三愛メモリアル	042(492)0044	清瀬市元町一丁目7番5号
32	(有)セレモサービス	042(493)0997	清瀬市下清戸二丁目559番地の8

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

<table>
<tr><th>編</th><th>頁</th><th>修正後</th><th>修正前</th></tr>
<tr><td>資料</td><td>47</td><td>【 資料編 】第２．２６「柳瀬川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」
（令和７年７月１日現在）
<table>
<tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>新座保育園</td><td>新座市新座 2-14-60</td></tr>
<tr><td>新座放課後児童保育室</td><td>新座市新座 3-4-1</td></tr>
<tr><td>山びこ保育園</td><td rowspan="2">新座市大和田 4-18-53</td></tr>
<tr><td>山びこ保育園地域子育て支援センター
「山ゆり」</td></tr>
<tr><td>大和田しらかば幼稚園</td><td>新座市大和田 4-16-18</td></tr>
<tr><td>第二新座幼稚園</td><td>新座市新座 3-4-12</td></tr>
<tr><td>地域活動支援センター「福祉工房　楓」</td><td>新座市大和田 4-16-40</td></tr>
<tr><td>就労継続支援Ｂ型事業所「シンフォニー」</td><td>新座市新座 3-3-20-105</td></tr>
<tr><td>就労継続支援Ｂ型事業所「くるみの木」</td><td>新座市大和田 4-13-10</td></tr>
<tr><td>障害者地域活動センターふらっと</td><td>新座市大和田 4-13-17</td></tr>
<tr><td>須田整形外科</td><td>新座市新座 3-3-14</td></tr>
<tr><td>新座小学校</td><td>新座市新座 3-4-1</td></tr>
<tr><td>第四中学校</td><td>新座市大和田 4-17-1</td></tr>
<tr><td>新座柳瀬高校</td><td>新座市大和田 4-12-1</td></tr>
<tr><td>西武台高校</td><td>新座市中野 2-9-1</td></tr>
<tr><td>第二老人福祉センター</td><td>新座市大和田 4-18-41</td></tr>
<tr><td>第一新座幼稚園</td><td>新座市大和田 4-2-24</td></tr>
<tr><td>キッズビー　キャンパス</td><td>新座市新座 2-8-14</td></tr>
<tr><td>イノベル新座Ａ</td><td>新座市新座 2-9-20</td></tr>
</table></td><td>【 資料編 】第２．２７「柳瀬川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」
（令和４年４月１日現在）
<table>
<tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>新座保育園</td><td>新座市新座 2-14-60</td></tr>
<tr><td>新座放課後児童保育室</td><td>新座市新座 3-4-1</td></tr>
<tr><td>山びこ保育園</td><td rowspan="2">新座市大和田 4-18-53</td></tr>
<tr><td>山びこ保育園地域子育て支援センター
「山ゆり」</td></tr>
<tr><td>大和田しらかば幼稚園</td><td>新座市大和田 4-16-18</td></tr>
<tr><td>第二新座幼稚園</td><td>新座市新座 3-4-12</td></tr>
<tr><td>地域活動支援センター「福祉工房　楓」</td><td>新座市大和田 4-16-40</td></tr>
<tr><td>就労継続支援Ｂ型事業所「シンフォニー」</td><td>新座市新座 3-3-20-105</td></tr>
<tr><td>就労継続支援Ｂ型事業所「くるみの木」</td><td>新座市大和田 4-13-10</td></tr>
<tr><td>障害者地域活動センターふらっと</td><td>新座市大和田 4-13-17</td></tr>
<tr><td>デイサービス　ふじのはな</td><td>新座市新座 3-3-20-106</td></tr>
<tr><td>須田整形外科</td><td>新座市新座 3-3-14</td></tr>
<tr><td>新座小学校</td><td>新座市新座 3-4-1</td></tr>
<tr><td>第四中学校</td><td>新座市大和田 4-17-1</td></tr>
<tr><td>新座柳瀬高校</td><td>新座市大和田 4-12-1</td></tr>
<tr><td>西武台高校</td><td>新座市中野 2-9-1</td></tr>
<tr><td>第二老人福祉センター</td><td>新座市大和田 4-18-41</td></tr>
<tr><td>第一新座幼稚園</td><td>新座市大和田 4-2-24</td></tr>
<tr><td>児童発達支援・放課後等デイサービスキッズサポートビー</td><td>新座市新座 2-8-14</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>資料</td><td>48</td><td>【 資料編 】第２．２７「黒目川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」
（令和７年７月１日現在）</td><td>【 資料編 】第２．２８「黒目川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」
（令和４年４月１日現在）</td></tr>
<tr><td>資料</td><td>48</td><td>【 資料編 】第２．２８「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」
（令和７年７月１日現在）</td><td>【 資料編 】第２．２９「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」
（令和4年4月1日現在）</td></tr>
<tr><td>資料</td><td>50</td><td>ハ　避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百六十円以内とするこ</td><td>ハ　避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百三十円以内とするこ</td></tr>
</table>

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
		と。	と。
資料	50	（２）　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とすること。	（２）　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とすること。
資料	51	ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とすること。	ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百六十円以内とすること。
資料	52	イ　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 一人世帯 二万三百円（夏季） 三万三千七百円（冬季） 二人世帯 二万六千百円（夏季） 四万三千五百円（冬季） 三人世帯 三万八千七百円（夏季） 六万六百円（冬季） 四人世帯 四万六千二百円（夏季） 七万九百円（冬季） 五人世帯 五万八千五百円（夏季） 八万九千三百円（冬季） 世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額 八千五百円（夏季）	イ　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 一人世帯 一万八千八百円（夏季） 三万千二百円（冬季） 二人世帯 二万四千二百円（夏季） 四万四百円（冬季） 三人世帯 三万五千八百円（夏季） 五万六千二百円（冬季） 四人世帯 四万二千八百円（夏季） 六万五千七百円（冬季） 五人世帯 五万四千二百円（夏季） 八万二千七百円（冬季） 世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額 七千九百円（夏季）

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
		一万二千三百円（冬季） ロ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯 一人世帯 六千七百円（夏季） 一万七百円（冬季） 二人世帯 八千九百円（夏季） 一万四千円（冬季） 三人世帯 一万三千四百円（夏季） 一万九千九百円（冬季） 四人世帯 一万六千三百円（夏季） 二万三千六百円（冬季） 五人世帯 二万五百円（夏季） 二万九千八百円（冬季） 世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額 二千九百円（夏季） 三千九百円（冬季）	一万千四百円（冬季） ロ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯 一人世帯 六千百円（夏季） 一万円（冬季） 二人世帯 八千三百円（夏季） 一万三千円（冬季） 三人世帯 一万二千四百円（夏季） 一万八千四百円（冬季） 四人世帯 一万五千百円（夏季） 二万千九百円（冬季） 五人世帯 一万九千円（夏季） 二万七千六百円（冬季） 世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額 二千六百円（夏季） 三千六百円（冬季）
資料	54	二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。 ⑴　⑵に掲げる世帯以外の世帯　七十三万九千円 ⑵　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十五万八千円	二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。 イ　ロに掲げる世帯以外の世帯　五十九万五千円 ロ　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十万円

新座市地域防災計画　新旧対照表（令和７年度見直し）

編	頁	修正後	修正前
資料	55	ロ　文房具費及び通学用品費 （１）　小学校児童 一人当たり　五千五百円 （２）　中学校生徒 一人当たり　五千八百円 （３）　高等学校等生徒 一人当たり　六千三百円	ロ　文房具費及び通学用品費 （１）　小学校児童 一人当たり　四千五百円 （２）　中学校生徒 一人当たり　四千八百円 （３）　高等学校等生徒 一人当たり　五千二百円
資料	55	三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。	三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とすること。
資料	56	（１）　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当り三千七百円以内とすること。 （２）　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当り五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。	（１）　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当り三千五百円以内とすること。 （２）　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当り五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
資料	56	二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万三千九百円以内とすること。	二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万七千九百円以内とすること。